

第43集

日本労働年鑑

1973年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1973
VOL. XXXXIII

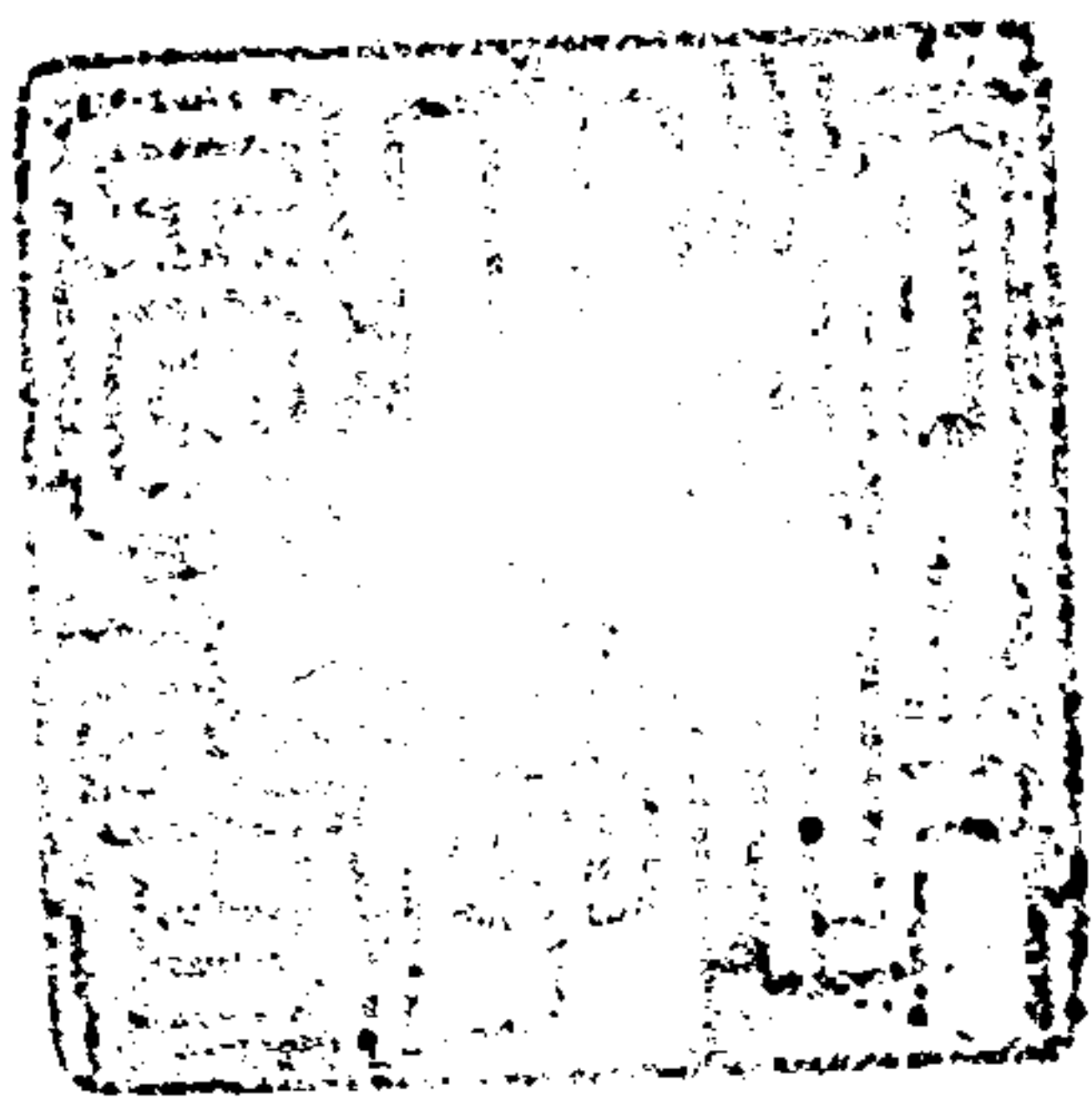
法政
大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

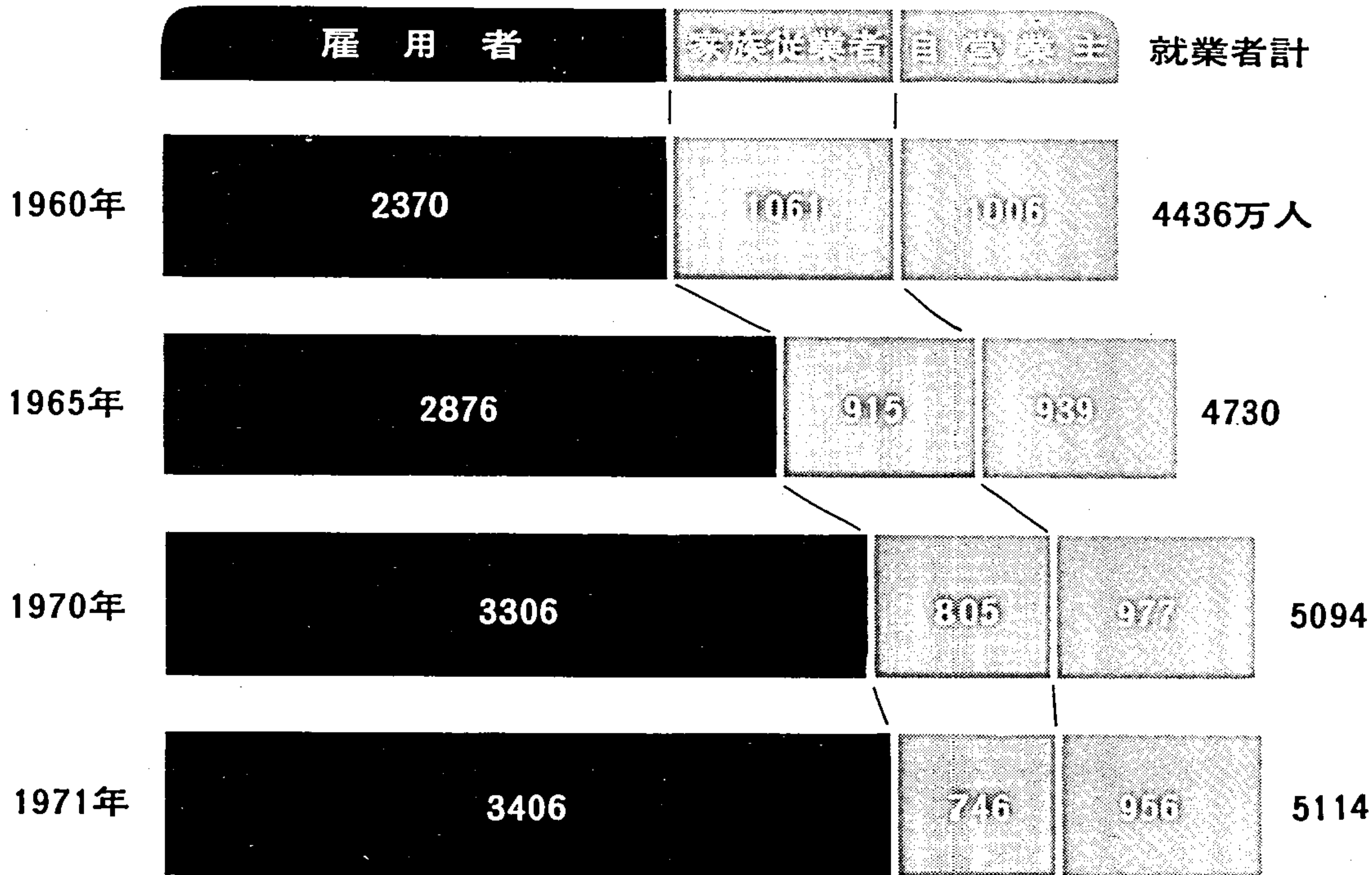
労働旬報社



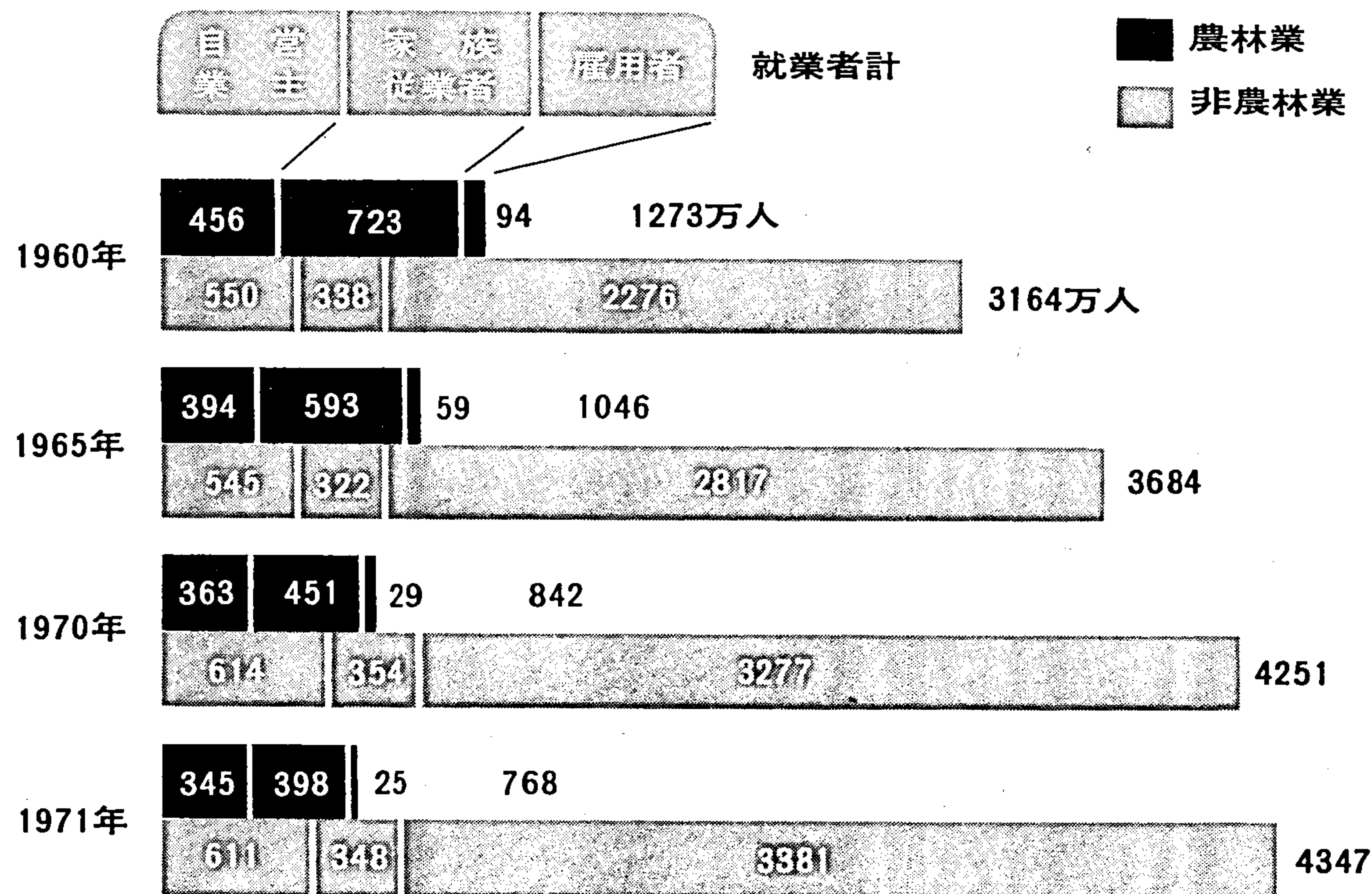
山村香文庫
1976

●増大する賃金労働者

(A) 就業者構成



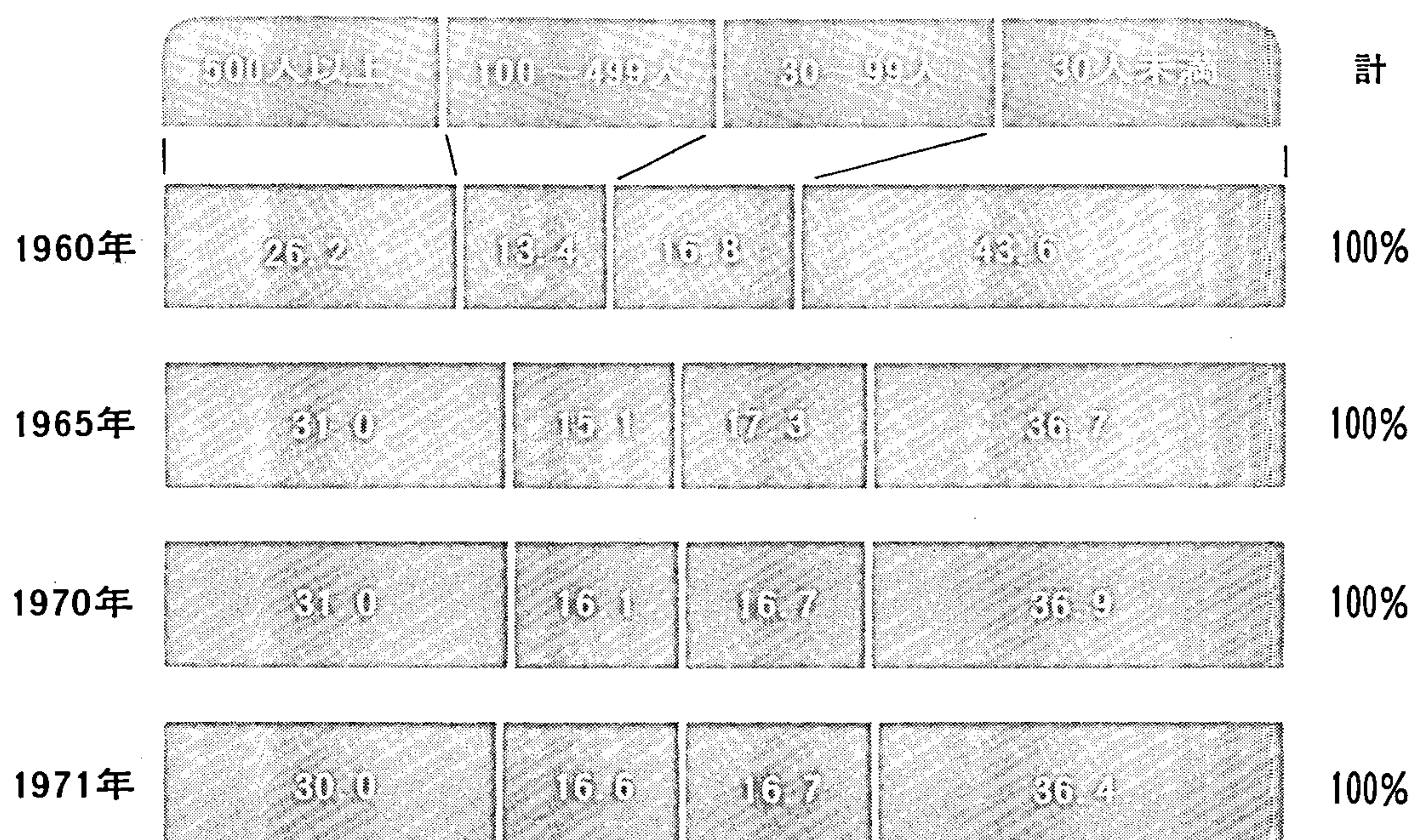
(B) 農林業・非農林業就業者構成



〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

●雇用者数の増大は1960年代に入ってからいじりしく、1971年までの11年間に1036万人ふえて就業人口中の66.6%を占めるにいたった。そのうちの圧倒的多数が労働者階級に含められることは、いうまでもない。

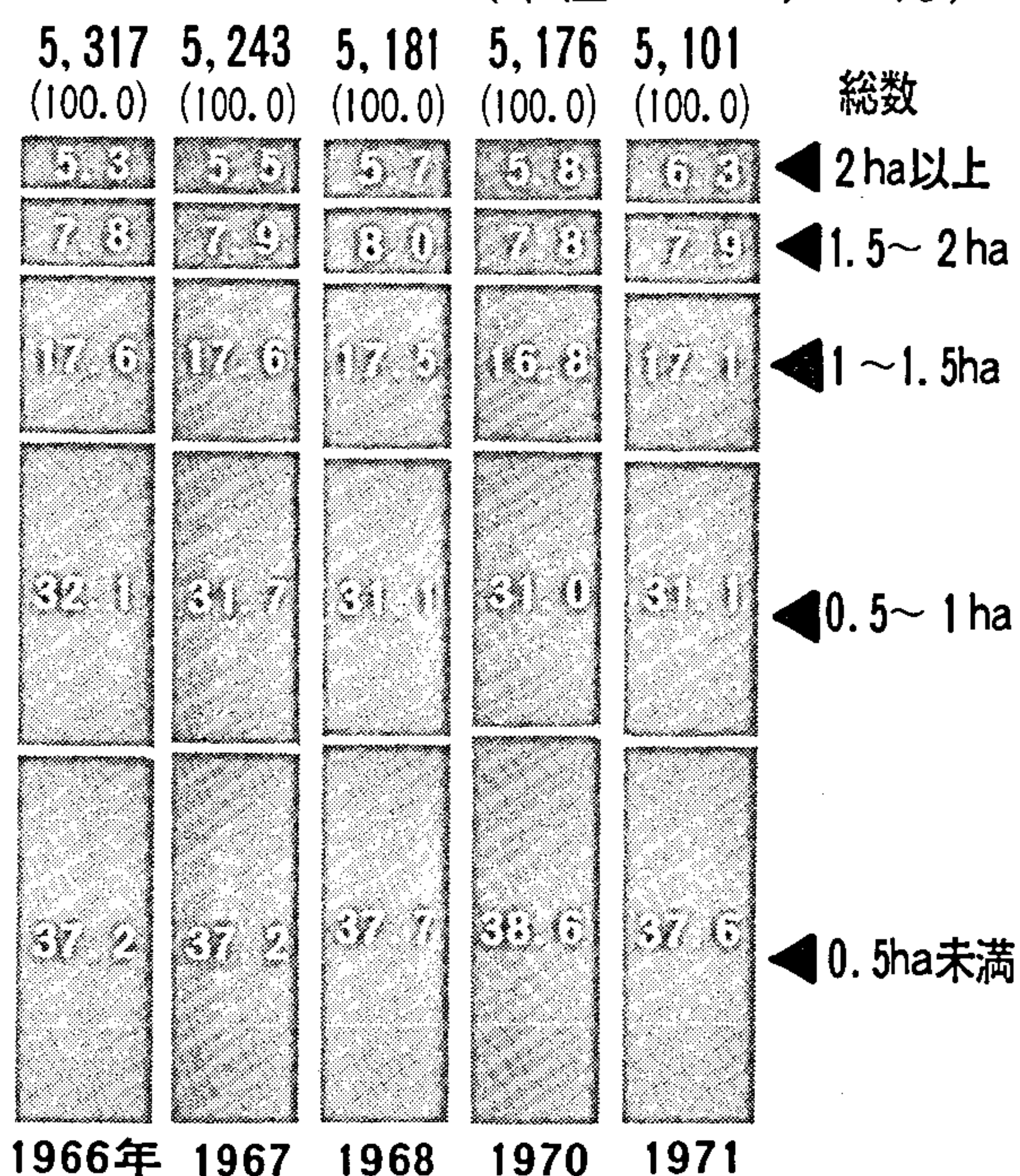
●労働者の大多数は中小零細企業で働いている



〔備考〕 1) 官公労部門の雇用者を除く企業規模別構成。
2) 総理府統計局「労働力調査」による。

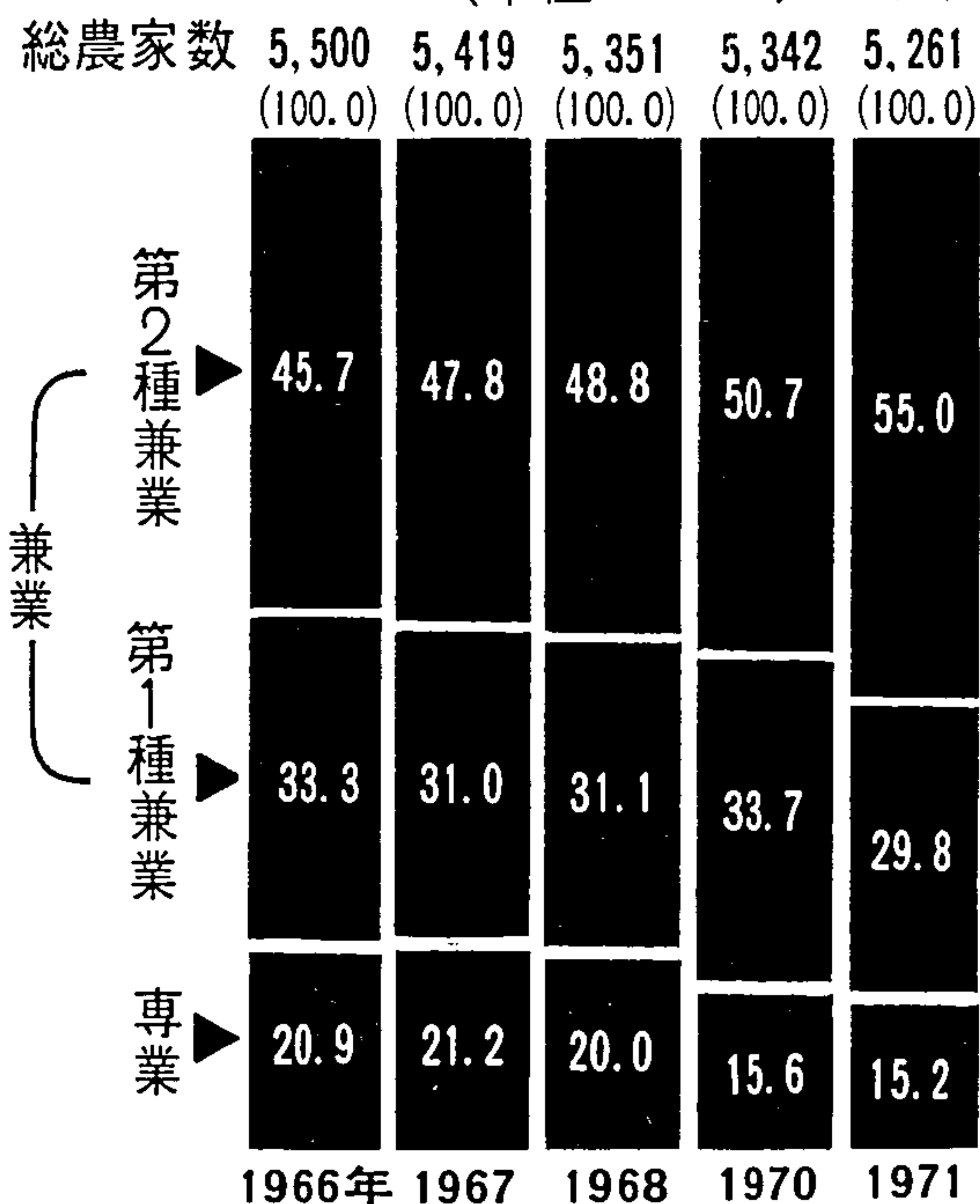
●減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移(都府県)
(単位 1000戸：%)



●兼業化する農家

専兼業別農家数の推移
(単位 1000戸：%)

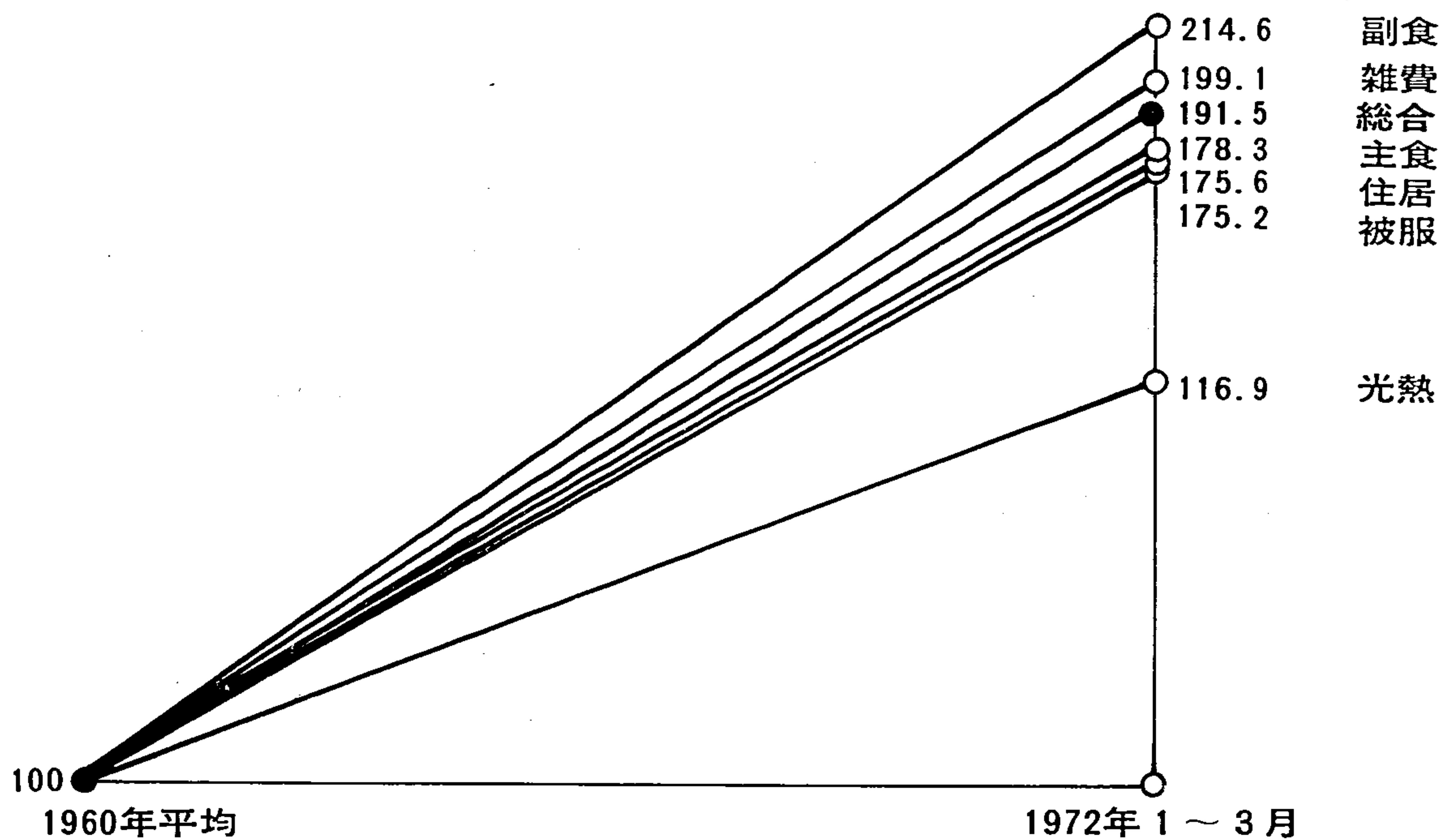


〔備考〕 1) 1966~68年は12月1日、70年は2月1日、71年は1月1日現在。
2) 資料出所については本文184、185ページ参照。

●農民層の分化は急速にすすんでいる。農家数・農家人口は全体として減少し、2ヘクタール以上の経営耕地をもつ農家だけが一貫して増加している。

●農家のうちもっぱら農業に従事するものは全体の僅か15%余にすぎず、その55%までが農業外の収入を主とする第2種兼業農家である。

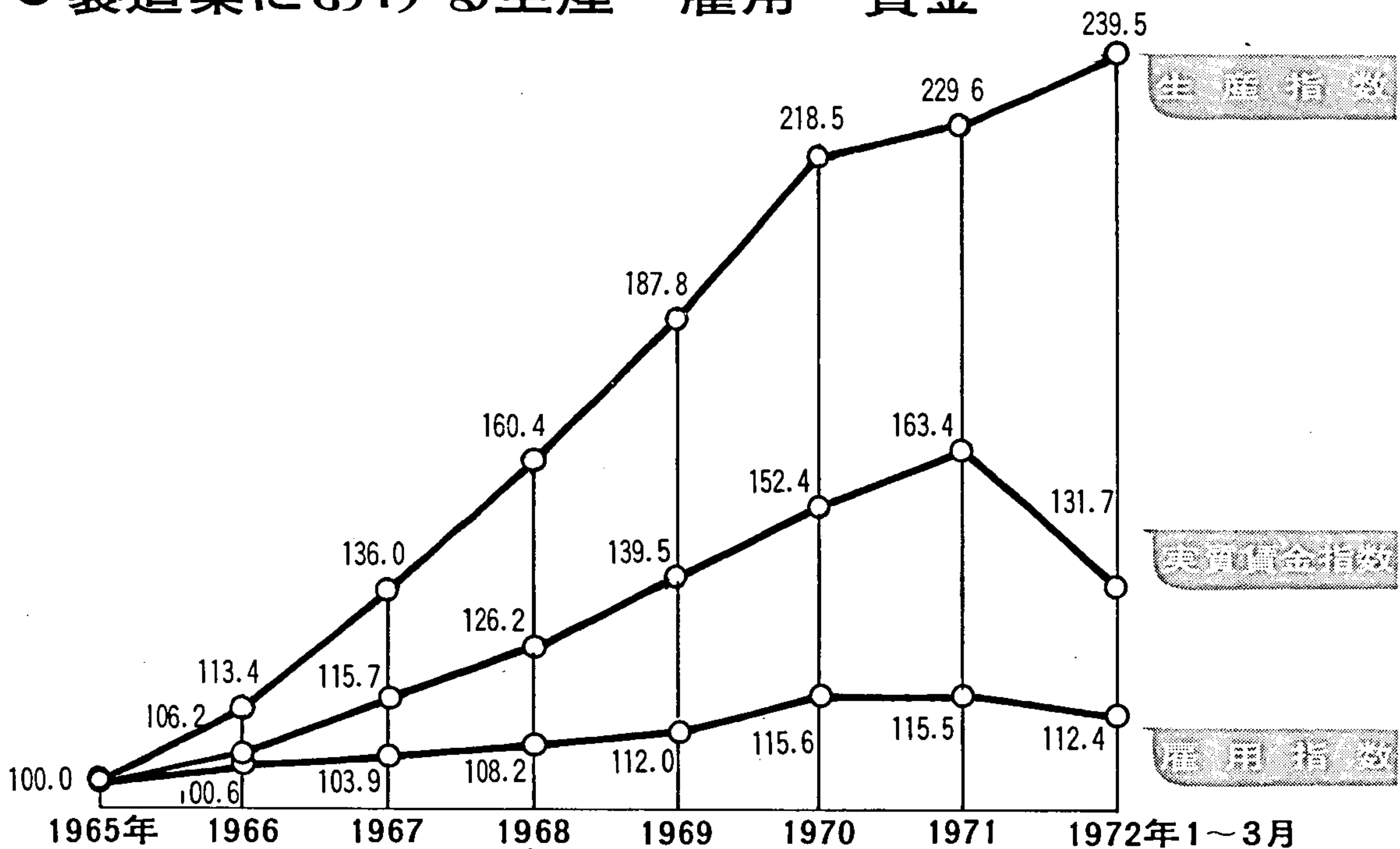
●物価の急騰



〔備考〕総理府統計局「小売物価統計」による。

- 物価、とくに消費者物価の騰貴はいちじるしい。1960年を100とすると、総合で191.5、食料では主食とそれ以外の食料をあわせて205.3となっている。

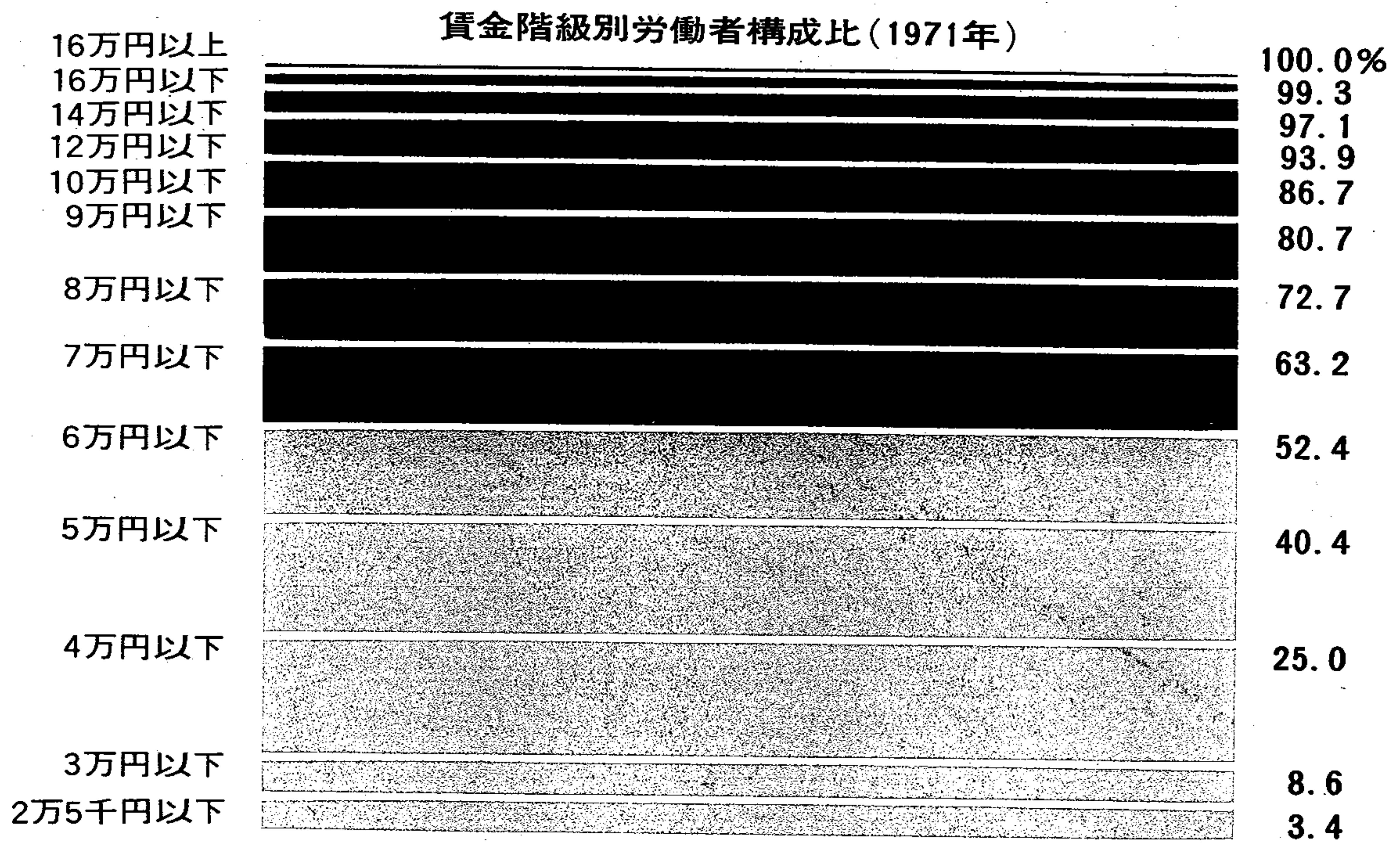
●製造業における生産・雇用・賃金



〔備考〕労働省「昭和46年労働経済の分析」による。

- 製造業における生産は、1972年第1・4半期には65年の約2.4倍に達した。この間、雇用は1.12倍の伸びにすぎず、実質賃金は1.3倍の伸びにすぎない。生産の伸びに対し、雇用・実質賃金の伸びのいちじるしい立ち遅れが目立っている。なお1972年第1・4半期には、実質賃金指数は目立って下がっている。この点消費者物価指数がこの期間むしろ上昇気味であったこと、および春闘ベ・ア以前の時期であることが大きな要因である。

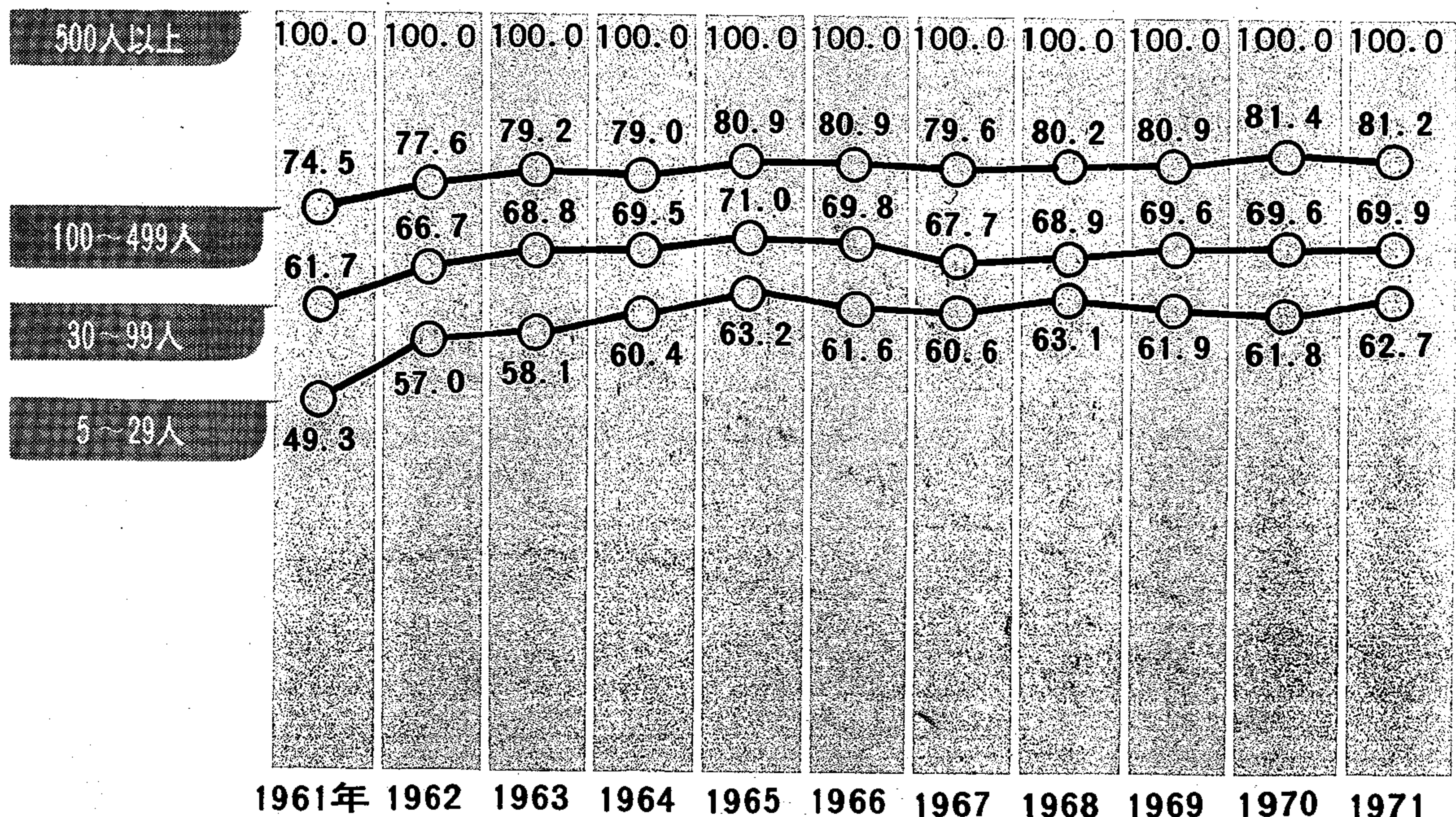
● 製造業労働者のうち半数以上が月収6万円以下



〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」による。

- 製造業労働者は、1971年に約25%が月収4万円以下である。月収6万円以下になると約半数に及んでいる。なお製造業女子労働者のうち月収4万円以下は約6割であり、月収6万円以下は約95%である。

● 製造業における企業規模別賃金格差の動き (現金給与総額)

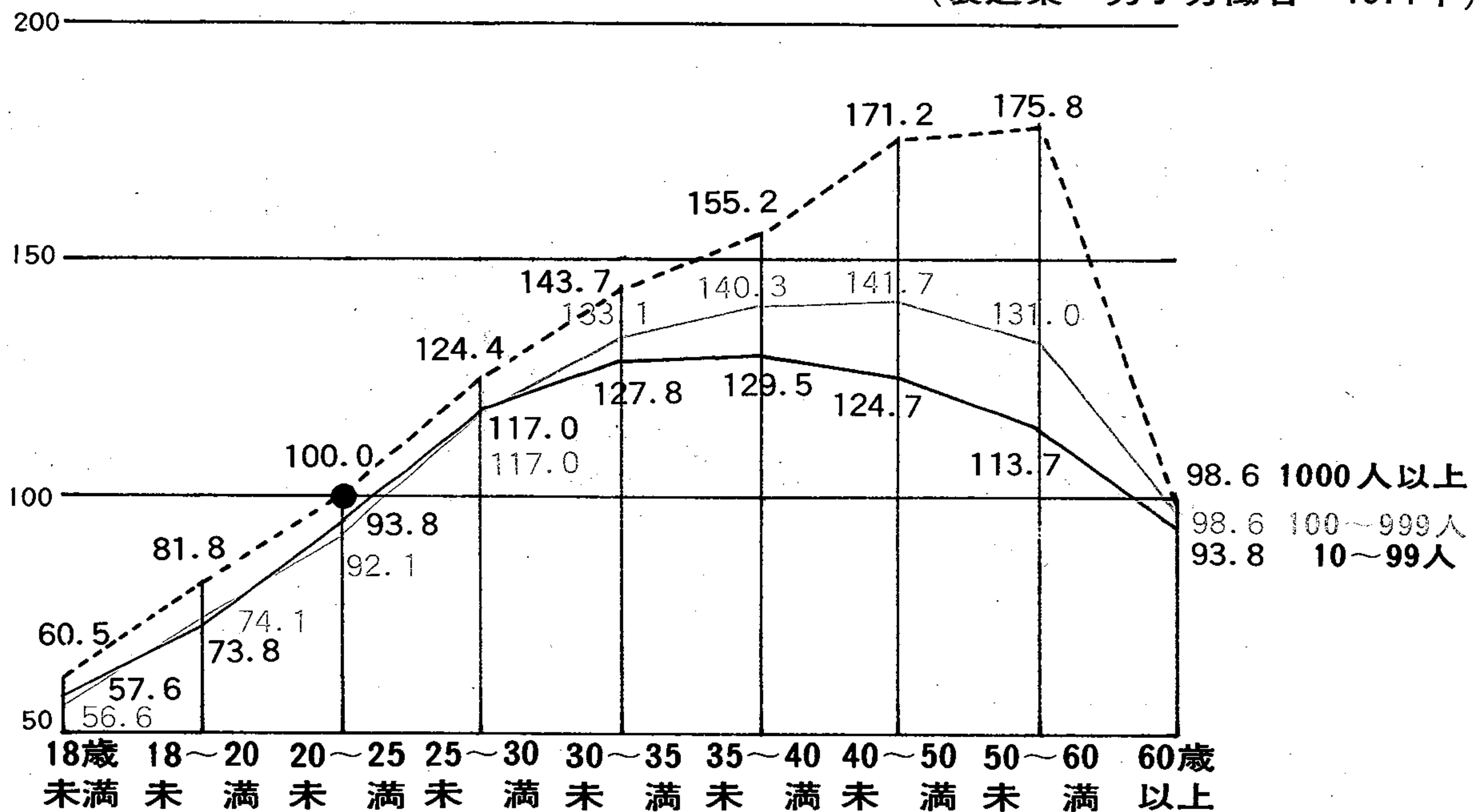


〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

- 企業規模別賃金格差は、1965年頃までは縮小傾向を示していた。だがそれ以後は頭打ちの傾向が見える。いずれにしても、賃金格差はいぜんとして大きい。

● 企業規模別にみた年齢別賃金格差の動向

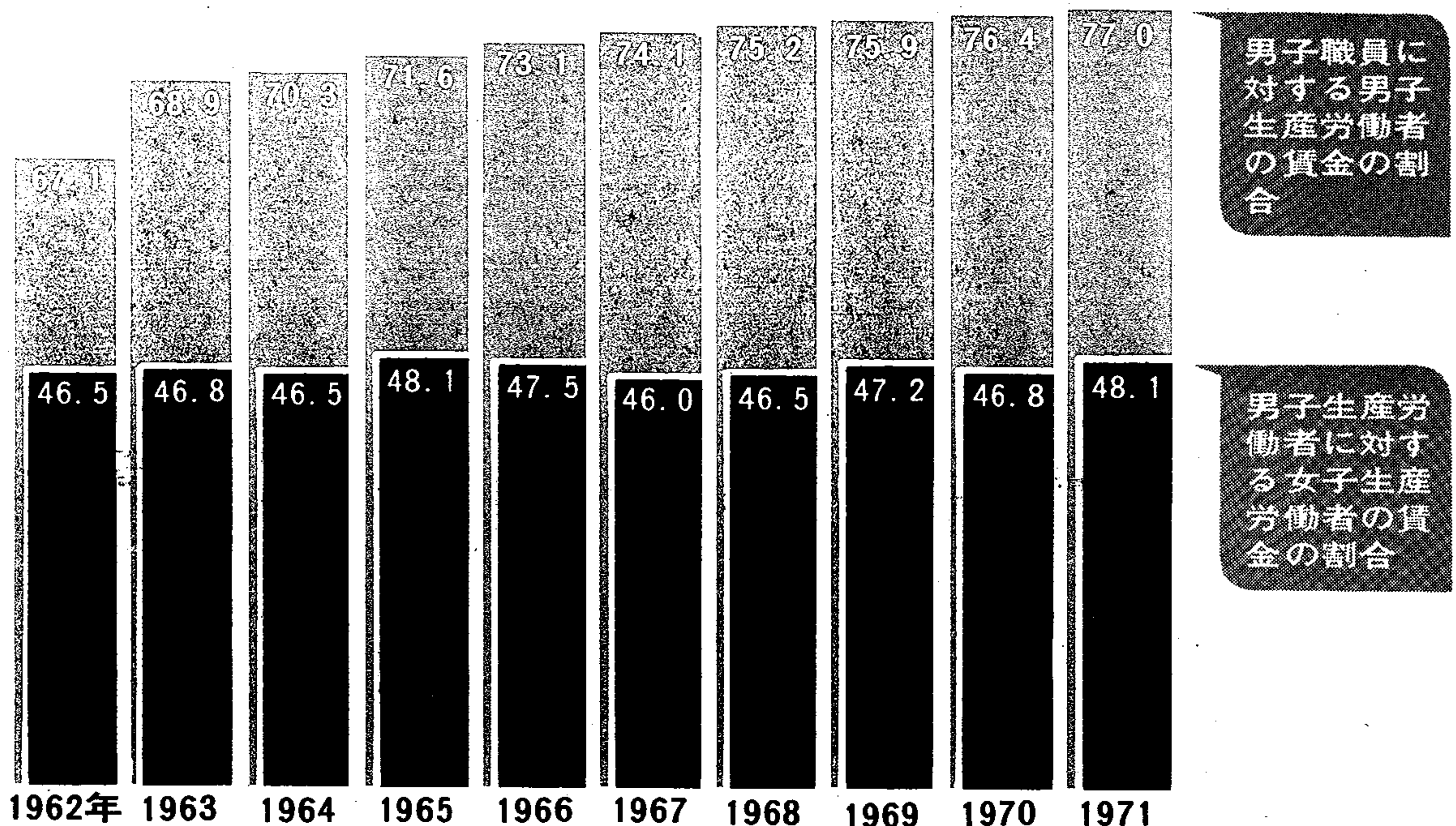
(製造業・男子労働者・1971年)



〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」による。

- 若手労働力不足と初任給水準の上昇に伴い、若手層の賃金格差は企業規模別にみて、ほとんど目立たない。だがその後の賃金上昇カーブには企業規模別にいちじるしい差異がある。ピークに達するのは、1000人以上規模では、50～60歳未満であるが、100～999人では、40～50歳未満であり、10～99人では、35～40歳未満である。企業規模が小さいほど、早く頭打ちとなる。それゆえ、生涯賃金の差もいぜんとして大きい。

● 製造業における労職・男女別賃金格差の推移

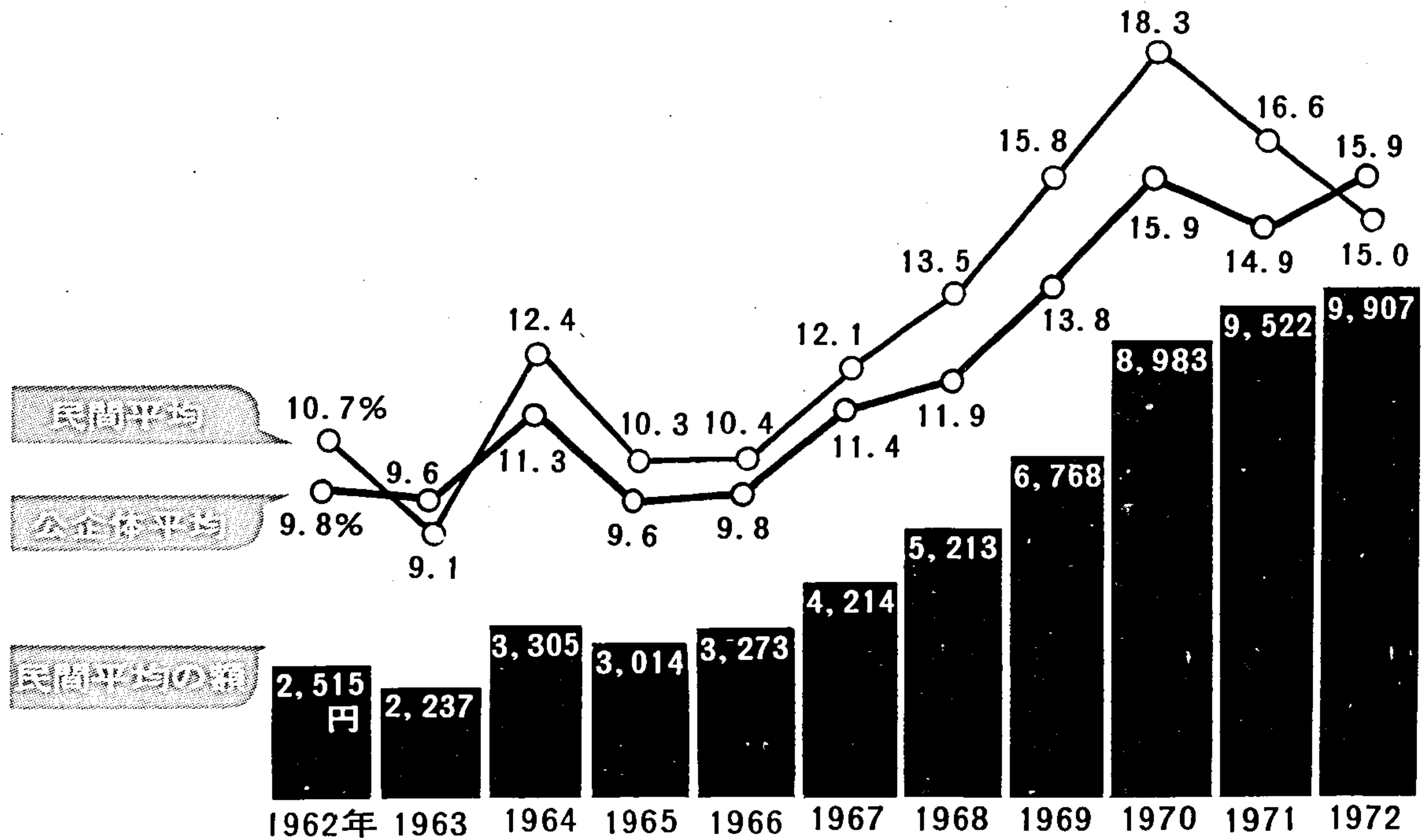


〔備考〕1) 労働省「毎月勤労統計」による。

2) ここにいう職員とは、管理・事務・技術労働者の全体である。

- 企業内の労働力構成の変化及び生産労働者の労働内容の変化につれて、労職別賃金格差は、縮小傾向が目立っている。だが男女別賃金格差は、相変わらず大きく、しかも格差は縮小傾向にあるとはいえず、停滞気味である。

●春闘賃上げ額・率の推移



〔備考〕 1) 労働省労政局調べによる。

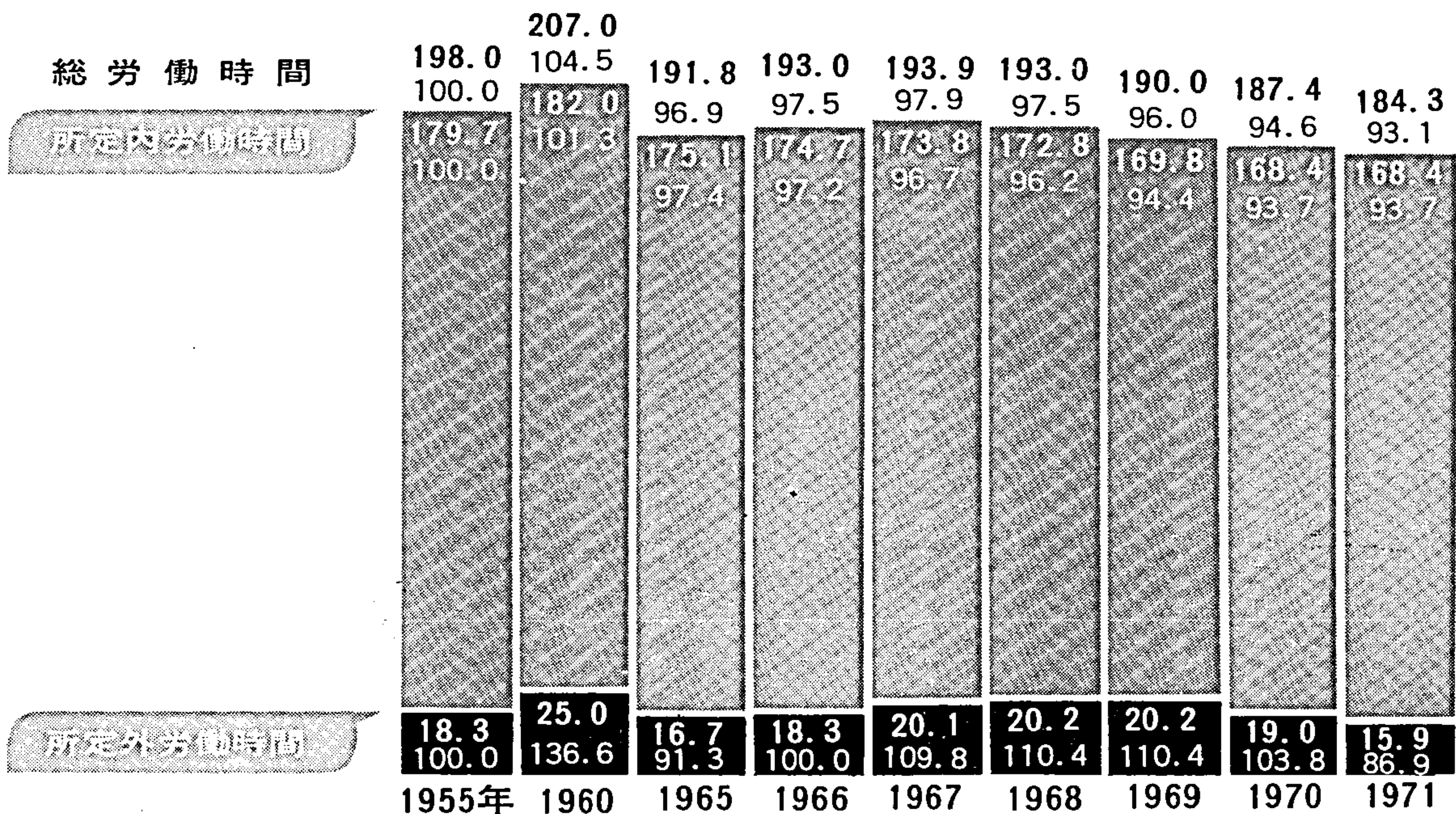
2) 集計対象は、主要単産に属する大手大企業における労働組合である。

3) 賃上げ率は、基準内賃金に対する賃上げ額の比率を示す。

- 春闘における賃上げ額（定昇含む）は66年までは、2,000～3,000円台であった。だが67年以降、目立って急上昇を示している。賃上げ率では66年より70年まで毎年上昇してきた。だが71年、72年とも率では前年よりダウンし、額では前年を上回るという傾向を示している。

●製造業における労働時間の推移

常用労働者 1 人平均月間労働時間数

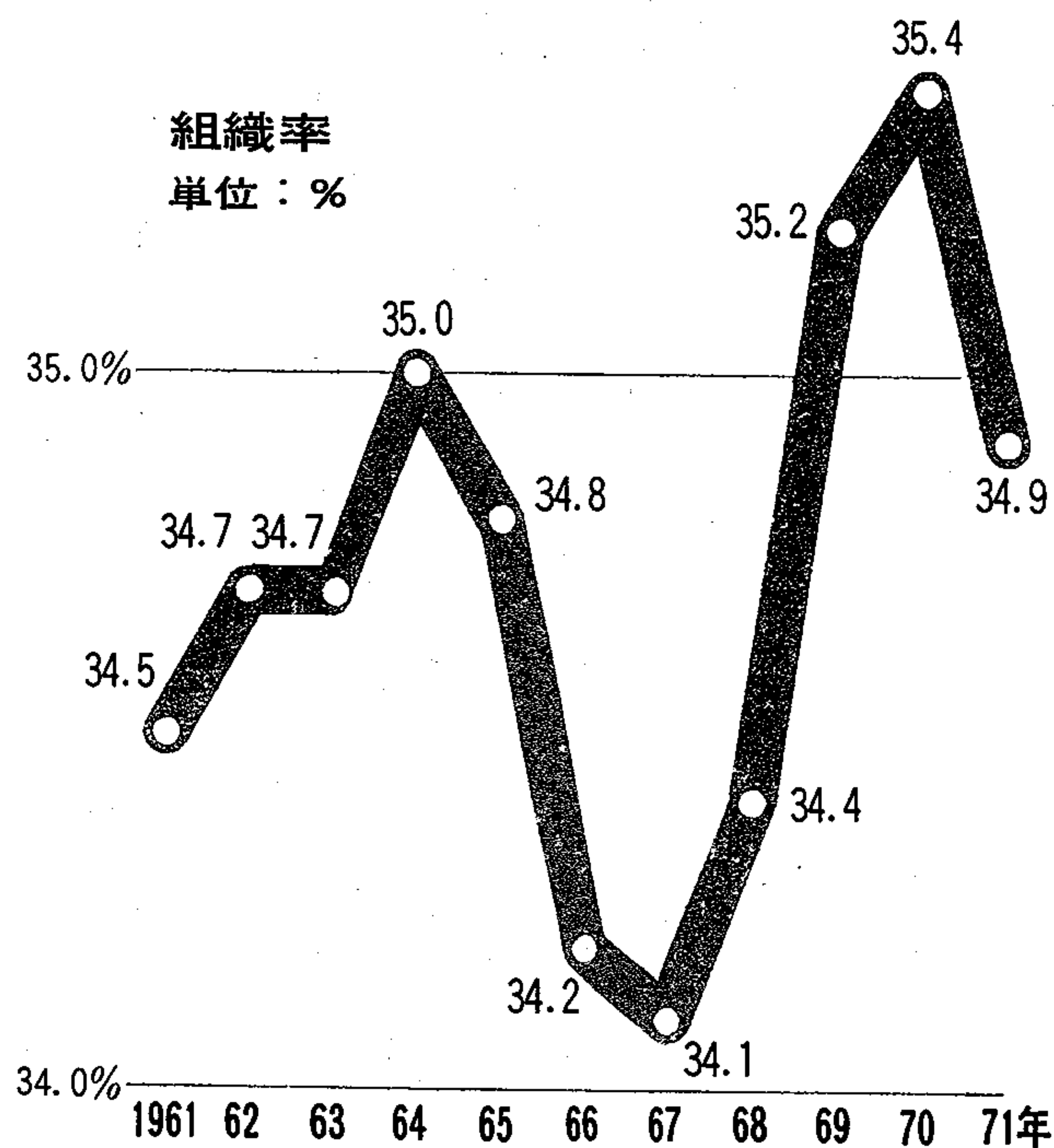


〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」による。

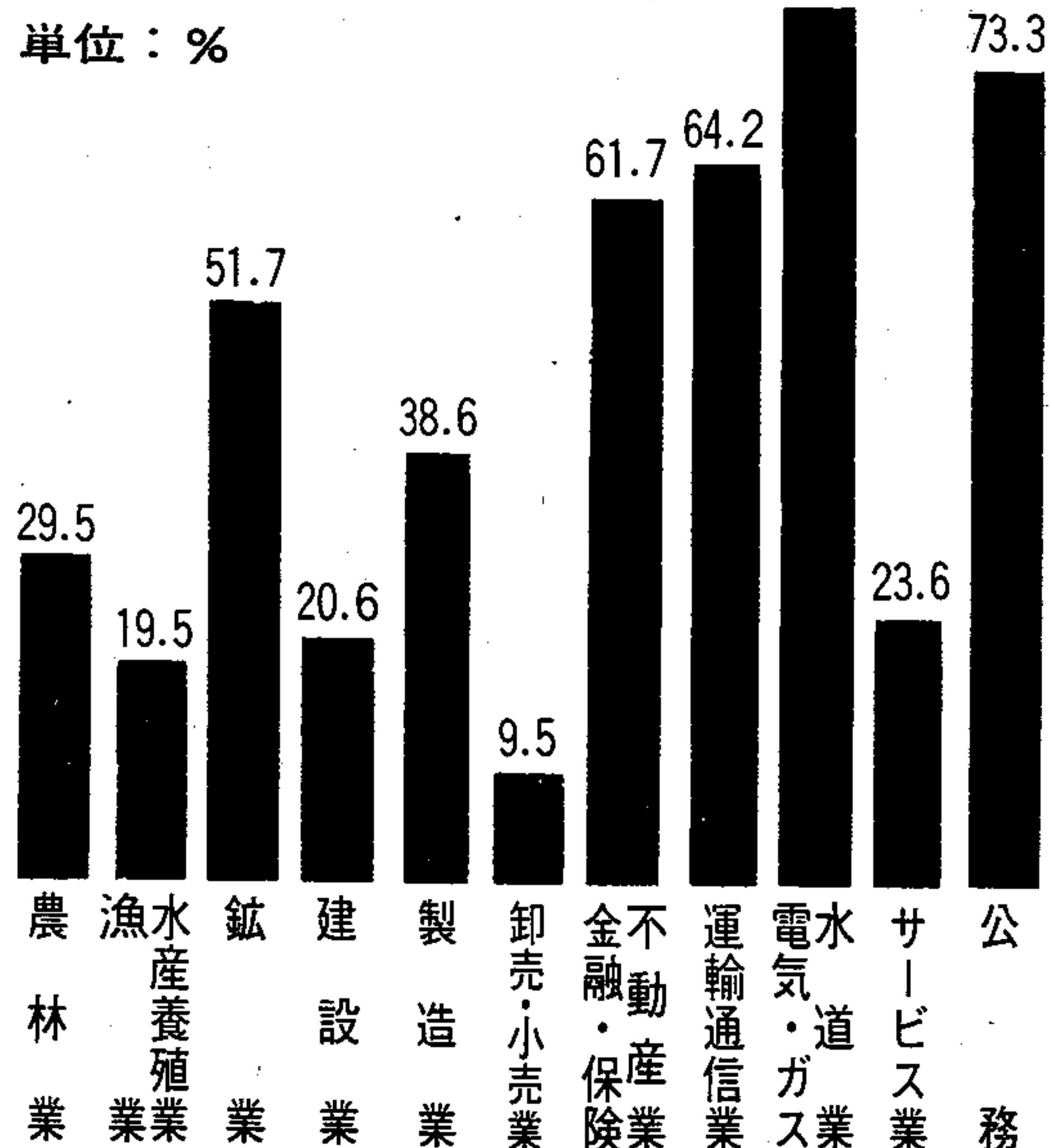
- 労働時間は65年以降、所定内労働時間では、わずかずつであるがおおむね減少傾向を示している。だが所定外労働時間では、65年以降むしろ増大又は横ばい傾向にあった。それも70年以降の景気停滞のもとでかなり減少した。

● 労働組合の組織率の推移と1971年における

産業別組織率



産業別組織率 (1971年)



〔備考〕労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

- わが国の労働組合組織率はこのところ34～35%のあたりを上下している。これはイギリスにはおよばないが西ドイツなみで、アメリカをはるかにしのぐ水準といえるが、産業別に見ると、電気・ガス・水道業が78%で最高、公務がこれにつぎ、製造業では38.6%である。

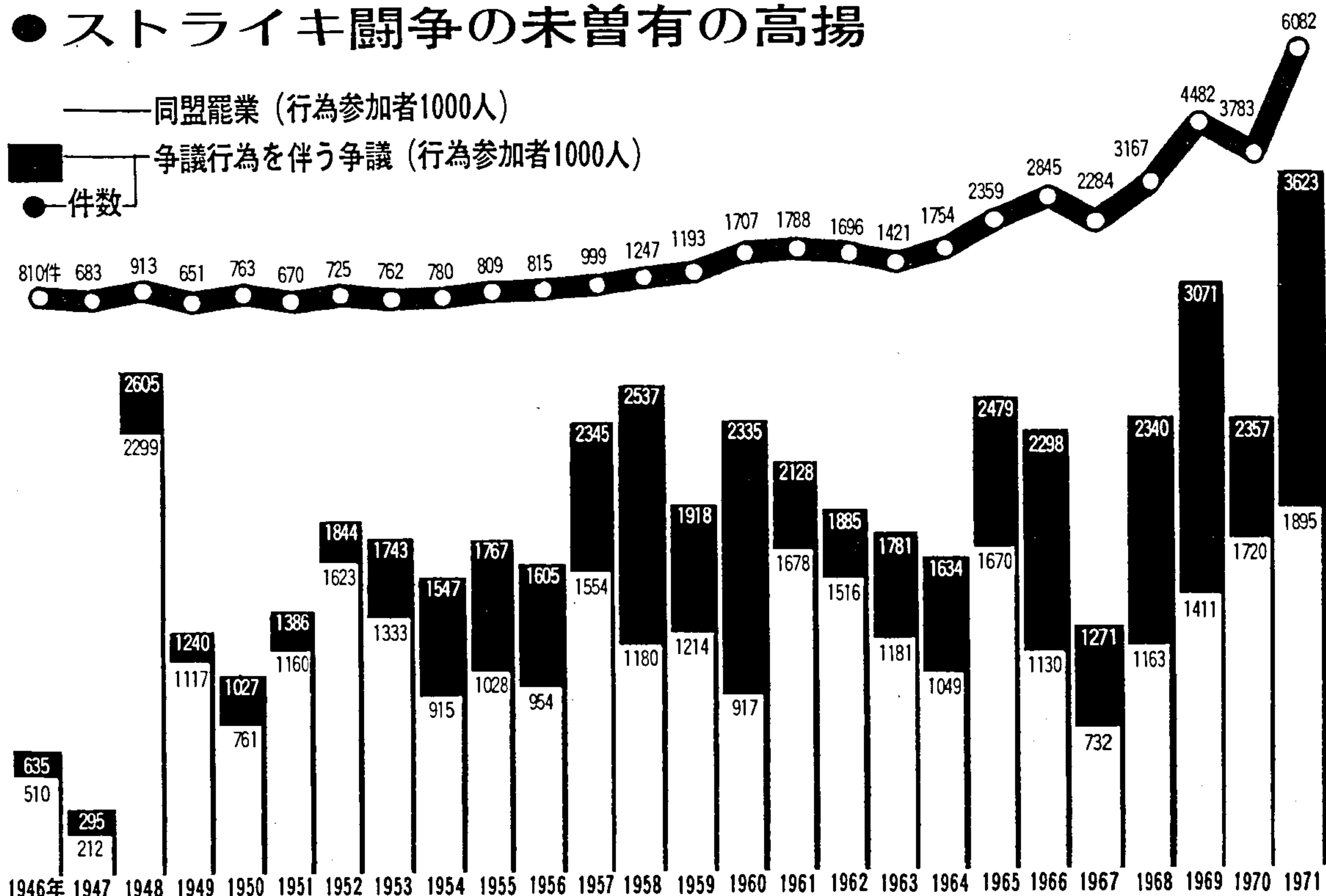
● 労働組合員数と労働組合中央組織の組織率

	総 評	同 盟	新 産 別	中 立 労 連	そ の 他	合 計
1966年	4247 40.8		1716 16.5	1021 9.8	3472 33.4	10404千人 100%
	L 66 0.6					
1967年	4208 39.8		1775 16.8	1038 9.8	3588 34.0	10566千人 100%
	L 70 0.7					
1968年	4214 38.8		1848 17.0	1270 11.7	3523 32.4	10863千人 100%
	L 71 0.7					
1969年	4249 37.8		1963 17.4	1345 12.0	3759 33.4	11249千人 100%
	L 73 0.6					
1970年	4282 36.9		2059 17.7	1400 12.1	3944 34.0	11605千人 100%
	L 74 0.6					
1971年	4245 36.0		2172 18.4	1350 11.4	4110 34.9	11798千人 100%
	L 76 0.6					

〔備考〕労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

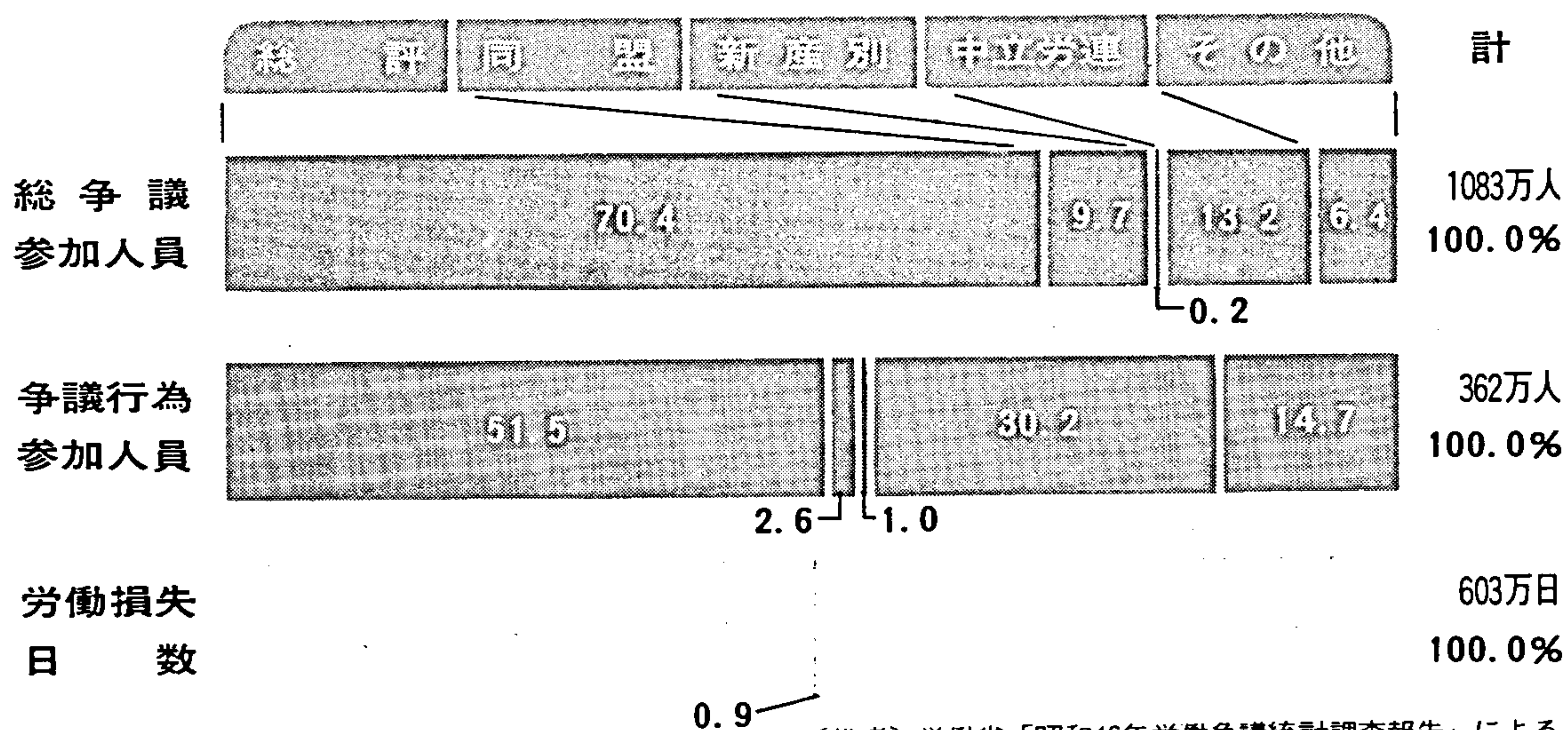
- わが国労働組合員数は年々増大し、1971年6月末日現在で約1180万人に達した。これは資本主義国ではアメリカにつぐ数である。そのうち66.4%が総評・同盟・新産別・中立労連のいずれかに加盟している。最大の中央組織は総評であるが、民間企業労働組合員の組織化の点では67年以来、同盟が総評をしのいでいる。

● ストライキ闘争の未曾有の高揚



- 労働者のストライキ闘争は1960年末から高揚期に入ったが、1971年には労働者は賃上げ・一時金闘争と沖縄返還協定批准反対闘争を結合してたたかったため、争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員ともにわが国労働運動史上最高に達し、同盟罷業行為参加者人員も敗戦直後の1948年につぐ数にのぼった。

● 労働争議参加人員と労働損失日数に占める 各労働組合中央組織の割合(1971年)



〔備考〕 労働省「昭和46年労働争議統計調査報告」による。

- 労働組合の争議への参加率は組織の性格を明瞭に物語っている。労働組合員総数の36.0%と11.4%をそれぞれ占めるにすぎない総評と中立労連とで総争議参加人員と、争議行為参加人員、労働損失日数のそれぞれ83.5%、81.7%、77.1%を占めている。これに反して組合員総数の18.4%を占める同盟の比率は、争議に関する限り、それぞれ 9.7%、2.6%、6.5%にすぎない。

は し が き

本書の取り扱った時期は、国際・国内情勢の面で注目すべき変化の現われた一九七一年から七二年の前半にかけてである。この間の国際情勢は、米ソの両国体制から中華人民共和国の国際政治への復帰によって生み出された三極構造、さらにはE.C.、日本等の国際社会における地位の相対的上昇による多極化現象の表面化などを特徴としている。

このような国際情勢の変化の原因の一つは、第二次大戦後、圧倒的な優位を占めてきたアメリカ経済の地盤沈下であるが、それは日本経済との関係においてもきわめて重要な影響をもたらす要因であった。すなわちアメリカの国際収支は七〇年において約九八億ドルの赤字にたっし、さらに七一年においては貿易収支さえも赤字になるに至った。その理由はいうまでもなくアメリカ経済の国際競争力の低下という国内的要因にもとづいているが、ニクソン大統領は七一年八月一五日、アメリカへの輸入品に対する一〇%の課徴金、ドルと金との交換の一時的停止を内容とするいわゆるドル防衛政策を発表し、アメリカ経済の国内的困難を国外の諸国の負担に転嫁する方針をうち出すに至った。

このようなアメリカからの外圧は、わが国に深刻なドル・ショックをもたらすことになり、それによって不況が顕在化するに至った。しかし、不況の原因は、必ずしも外圧にのみあるのではなく、アメリカの貿易収支赤字の一つの原因である日本からの輸入の急増をもたらしに至った日本経済の輸出第一主義的体質にも原因があった。すなわちわが国は輸出産業に対して金融および税制の面で優遇措置をとりつづけ、多くの重化学工業部門で世界一の競争力をそなえるに至った。

このようなわが国経済の強い国際競争力の基本的要因は、第一に労働者の低賃金水準、第二に社会保障等を含めた社会資

本充実のたちおくれ、第三に公害規制の不徹底である。一言でいえば、このような輸出第一主義がドル・ショックをもたらし原因であつたと考えてよい。

七二年春闘においては、春闘共闘委も同盟も期せずしてわが国経済の輸出第一主義と、政府の国民の福祉を無視した大企業優先の政策を批判し、国民の福祉を優先させるための政策転換を大きくかけ、大幅賃上げを政策転換闘争のなかに位置づける主張を明らかにした。労働組合の政策転換の主張は、広範な国民の支持を受け、国民福祉優先という世論を形成するうえで大きな役割を果たしたといえるであろう。

七二年春闘は、文字通り不況下の春闘であり、賃上げ率が低下することが予想されており、また日経連も「賃下げもありうる」という強硬な態度をとっていたが、四月一八日におこなわれた鉄鋼の回答は、基本給で昨年と同額の六〇〇〇円引上げ、平均一六五四円と推定される定期昇給（昨年一五三八円）を加えると、昨年より一〇〇円上回った。つまり鉄鋼相場においては、昨年実績プラスアルファというパターンが確立され、春闘相場に大きな影響を与えることになった。労働省労政局調べによると、七二年春闘における民間平均の賃上げ額は、九九〇七円、賃上げ率は一五％となった。

春闘相場の下限となった鉄鋼相場が、宮田体制の維持という労使関係要因を考慮にいれたものだったとはいえ、七二年においても労働力不足の基調に根本的な変化がなかったことが、右にのべたような賃上げを実現せしめた条件だったといつてよい。しかしドル・ショックの影響にもとづいて、求人の手控えや採用の取消しをおこなう企業が増加し、また三井東庄・東邦亜鉛・三井精糖などをはじめとした企業の人員整理、中途採用の削減やパート・タイマーの解雇などのいわゆる雇用調整をおこなう企業も多く、労働力需給の緩和がみられたことも事実である。そのため新規学卒をのぞく一般求人倍率は、七〇年一～三月の一・四五倍をピークに、七一年四～六月に一・一四倍、七二年一月の季節調整ずみの月間有効求人倍率は一を下回るに至った。このことが、七二年春闘の賃上げ率を前年より下回るものにした一つの条件であつた。

七二年の春闘においては、総評・同盟ともに前年と同様、物価、住宅、社会保障など国民生活にむすびついた生活闘争を重視した。これらの要求にもとづく運動もしだいに前進をみせはじめているが、いまだに十分成熟した運動になっていくとはいえない。公害に対する闘争においては、被害住民の市民運動の盛上りがめだち、それにくらべて労働組合の闘争はもう一つ迫力を欠いている。公害裁判においては、被害者住民が勝訴する事例がふえはじめ、企業が国民の生活環境をふみにじることがしだいに困難になる状況が生み出されつつある。

本書は、以上にのべたような特質をもった一九七一年七月から七二年六月までの一年間を対象とし、これを労働者の状態(第一部)、労働運動その他の社会運動(第二部)、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策(第三部)に大別し、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な書物は、官庁その他の団体からも刊行されているが、本書のように三部構成をとっているものはほかに見当たらない。労働者状態、労働運動、労働政策はもともと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは不可欠である。その意味において本書が大方の役にたちうることを期待して、あわせて今後多大のご援助をたまわることをお願いするものである。

一九七二年一〇月

法政大学 大原社会問題研究所

目次

労働日誌	(一)
序章 この時期の概観	(四)
第一部 労働者状態	
I 労働人口の構成	(六三)
II 雇用構造と労働市場	(八〇)
III 賃金と労働時間	(一〇五)
IV 合理化の現状と労働災害・職業病	(一二七)
V 労働者の生活	(一五三)
VI 農家の状態と農民の生活	(一八一)
第二部 労働運動	
I 労働組合の組織現状と組織運動	(二〇三)
II 総評・同盟・新産別の大会	(二三一)
III 労働争議	(二五一)
IV 賃金闘争	(二六六)
V 合理化反対闘争・権利闘争	(三三〇)
VI 公害反対闘争	(三七三)
VII 社会保障闘争	(三八九)

VIII	沖縄の労働運動	(四六)
IX	国際労働組合運動と日本	(四二)
X	農民運動	(四三)
XI	人権擁護運動	(四七)
XII	政治的大衆行動と平和運動	(四八)
XIII	政 党	(五〇)

第三部 労働政策

I	政府の労働政策	(五四)
II	雇用政策	(五八)
III	政府の賃金政策	(五九)
IV	社会保障	(六〇)
V	経営者団体の労働政策	(六一)
VI	労働判例の動向	(六二)
VII	I L O	(六四)

付 録

付1	主要な労働組合の現状	(六八)
付2	労働組合名簿	(六九)
	統計表索引	(六九)
	事項索引	(七〇)

労働日誌

一九七一年七月～一九七二年六月

1971年

7月

- 1 総評71年度運動方針案まとまる
国共闘第一四回評議員会、7・15ストに向け声明発表、全単産の一時間スト確認
自治労第三回拡大闘争委（12日）7・15第二波一時間公務員共闘統一スト方針確認
電電公社、全電通の春闘ストに對し六三三六人の処分を通告
日本医師会、四県を除く全国で保険医辞退（128日）
- 2 労問研、全金同盟と全印刷の加盟を承認、計二一単産
- 3 動労全国代表者会議、当面のたたかいについて協議
愛知民労連結成準備会、9月22日正式発足決める
- 4 日教連第二回定期大会、運動方針を決定
- 5 新産別第五四回中央委（16日）71年春闘の経過と問題点などについて討議
同盟、賃闘の妥結結果平均九九八一円（一九・二一％）と発表
佐藤改造内閣発足、労相に原健三郎
- 6 住友石炭反合理化闘争、三山の閉山回避のため、5月26日の会社回答で妥結
- 7 総評第八回評議員会、運動方針案の最終的な審議で政党支持問題は大会で決着となる
紙バ労連第四八回定期大会（9日）運動方針を決定
全郵政第七回定期大会（10日）運動方針を決定
国鉄当局、国労と動労の5月18と20日の春闘全国従断ストに對する解雇・免職六八人を含む二万五一五八人の国鉄史上最大の処分を通告、両労組は直ちに抗議声明を発表し、三日間の国電を中心とする順法闘争に入る（10日）
日中国交回復国民会議主催、蘆溝橋事件三四周年・日中友好・日本軍国主義反対7・7大集会
公務員共闘会議、人事院総裁と71年賃金要求について交渉
- 8 労働戦線統一拡大世話人会幹事会、今後の進め方を協議、綱領的なものを作成するために主要単産からの意見を聞いて調整し、総評大会終了後にも拡大世話人会の活動を再開することを確認
- 9 印刷局、全印刷の春闘ストに對する九六〇名の処分を発令
化学同盟第二八回大会（13日）
- 10 運動方針を決定
公務員共闘、賃上げ要求解決スト宣言中央総決起集会をはじめ全国二〇〇カ所で集会デモ
総評、東京医師会の一三名の医師と国を相手どり、保険医辞退に對し診療義務の存在確認を求める訴訟を東京地裁に起す
- 11 炭労第六五回臨時大会、住友石炭の反合理化闘争を総括
海員第一一四回全国評議会、汽船労働協約の調印、人事など当面の諸方針を決定
共産党第五回中央委総会（15日）「参議院選挙の総括とわが党の当面の任務」を採択
造船重機共闘第一〇回代表者会議（15日）造船重機労連結成への基本構想など討議
春闘共闘賃金専門委員会（15日）平均賃金要求と個別賃金要求、誰でも一万円のスローガンなど要求方式を中心に検討
総評・中立労連、職業訓練に関する国際シンポジウム（15日）
第六六臨時国会召集
- 12 公務員共闘7・15第二次統一行動、日教組が一時分から三〇分のスト、自治労・都市交通などが一時間、全駐労四時間、その



住友石炭赤平鉱業所歌志内礦でガス爆発30名死亡

- 他も時限ストなどで統一行動に参加
- 新産別公害対策委員会第四回会合（17日）視察活動を打ち切り、公害対策の具体的方針を早急にまとめ、本格的な運動の推進をはかることを申合わせ
- 日本医労協、賃上げと医療制度の改革を要求、保険医辞退への抗議をからめて、一時間から半日のストを実施
- ニクソン米大統領の中国訪問計画、ワシントンと北京で同時に発表
- 住友石炭赤平鉱業所歌志内礦坑内事故で三〇人が死亡
- 第六六臨時国会開会式、参議院議長選挙で野党と自民党一部議員の推す河野謙三が自民党の木内四郎を破る
- 労働者訪中代表団帰国
- 全農林第一四回定期大会（23日）運動方針を決定
- 原水禁国民会議、被爆二六周年原水爆禁止世界大会沖縄大会（23日）
- 国鉄東海道新幹線総局、春闘5・20順法闘争に対する一八一人の処分を通告
- 総評主婦の会第一二回定期大会
- 22 日教組第三九回定期大会（26日）中教審路線、勤評特別昇給に対するたたかいなど運動方針を決定
- 鉄労第八回中央委（23日）新賃金、組織一〇万達成、労使協議制の確立など当面の活動方針を決定
- 全電線第二五回定期大会（24日）運動方針を決定
- 全学連（代々木系）第二一回定期大会（25日）秋からの闘争方針を決定
- 23 関東民労連第三回幹事会、全民懇とは別に地方民懇・民労協情報交換懇談会を開くことを決める
- 私鉄総連第三五回定期大会（25日）明春闘の長期スト方針、個別賃金要求方式など運動方針を決定
- 全専売第二六回定期大会（26日）専売公社の組織機構再編成などの合理化とたたかいを中心とした運動方針および8・9月当面の闘争方針を決定
- 全印総連第一九回定期大会（25日）運動方針を決定
- 全林野第二二回定期大会（27日）運動方針を決定
- 24 日）運動方針を決定
- 海員汽船部委員会、外航協約の本調印を承認
- 都市交通第三二回定期大会（24日）運動方針を決定
- 25 合化労連第四五回定期大会（27日）運動方針を決定、戦線統一について政党支持の自由など四原則に基づく修正案を総評大会に提出決める
- 国民救援会第二六回全国大会（25日）活動総括と運動方針を決定
- 26 大木総評事務局長、合化労連大会での挨拶と記者会見で戦線統一問題懇談会の設置を提唱
- 日本医労協第一七回定期大会（27日）運動方針を決定
- 全国自動車第三八回中央委（27日）秋闘方針を決定
- 電通共闘第一一回定期評議員会（26日）運動方針を決定
- 忍草母の会激励北富士演習場奪還関東集会、梨ヶ原の着弾地で開催
- 26 全機金第二二回定期大会（28日）運動方針を決定するも労働戦線の再編統一についての記述は削除、また拡大世話人会が運動を開始することに反対



総評42回定期大会

資源労連、資源産業政策第一回
国会要請行動

総評の健保訴訟「診療義務存在
確認等請求事件」第一回公判、
東京地裁で開く

成田空港建設予定地の一六地点
に残る農民放送塔などの撤去作
業行なわる

全国金属第三回中央委（28日）
秋闘方針、沖縄安保闘争強化な
どを決定

新化学第二一回定期大会（29
日）運動方針を決定

新聞労連第三七回定期大会（29
日）運動方針、当面する秋闘
方針を決定、合理化と対決する
統一スト権を確立

全建総連、医療保険抜本改悪反
対・国保改善要求7・27中央総
決起集会

新教組第四回定期大会、運動方
針を決定

全労働第一四回定期大会（30
日）運動方針を決定

全軍労牧港支部、生命無視の毒
ガス移送に抗議するアーモ分会
の15日以来のストを支援し四八
時間全面ストに入る

日放労第五四回定期中央大会
（30日）運動方針を決定

地銀連第五三回中央委、春闘総
括と年末臨給予備討議

国際電報第二八回定期大会（30
日）運動方針を決定

国際運輸労連（ITF）第三〇
回世界大会（8月6日・ウィ
ーン）

社会党全国書記長会議（29日）
「当面の情勢と下半期の活動の
重点」についての書記長報告と
関連報告に基づき、参院選の総
括をはじめ当面の課題について
討議、沖縄国会にむけての活動
方針を確認

沖実委と安保破棄中央委共催、
中央・都段階の代表者会議、沖
縄国会にむけての当面の活動方
針決める

日本医師会の保険医辞退、医師
会側の收拾案を政府が了承して
中止

全民懇第五回会合（東京会議）
「実質賃金を高めるために」を
基調テーマとし、活動指針「変
革の七一年われらなにをなすべ
きか」とともに戦線統一問題全
般についての提唱を含む決議を
採択

全石油第二八回定期大会（31
日）運動方針を決定、労問研へ

の不参加と政党支持自由の修正
案は否決

全司法第二七回定期大会（1
日）運動方針を決定

国鉄労組第九五回中央委、春闘
総括を行ない、当面する具体的
な取組みについて意見統一をは
かる

岩手県雫石町上空で自衛隊機が
全日空旅客機に衝突、全日空機
の乗客・乗員一六二人全員死亡

総評第四二回定期大会（4日）
71年度運動方針を決定、大木事
務局長は拡大世話人会を認知せ
ず、全民懇も否定すると発言、
合化労連は修正案を撤回、また
政党支持自由の修正案は否決さ
れ従来通り社会党支持を決定

沖縄全通、大会で全通および全
電通との組織統合を決定

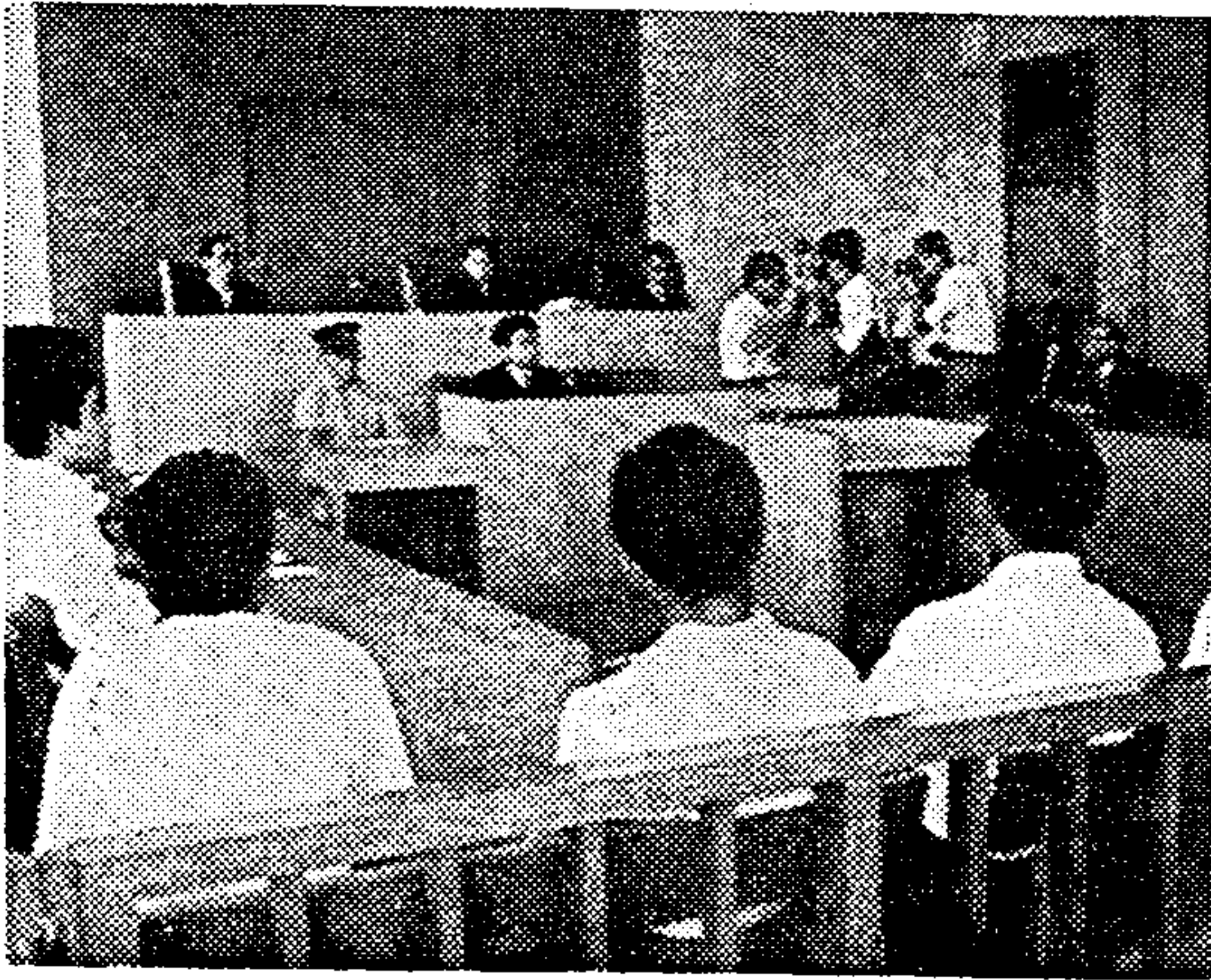
原水協、第一七回原水禁世界大
会を東京大会国際予備会議で幕
開け

8月

1 同盟全紙、第六回全国大会、運
動方針を決定、明年秋に発展的
解消し新しく紙パの産別組織を
結成する構想を確認

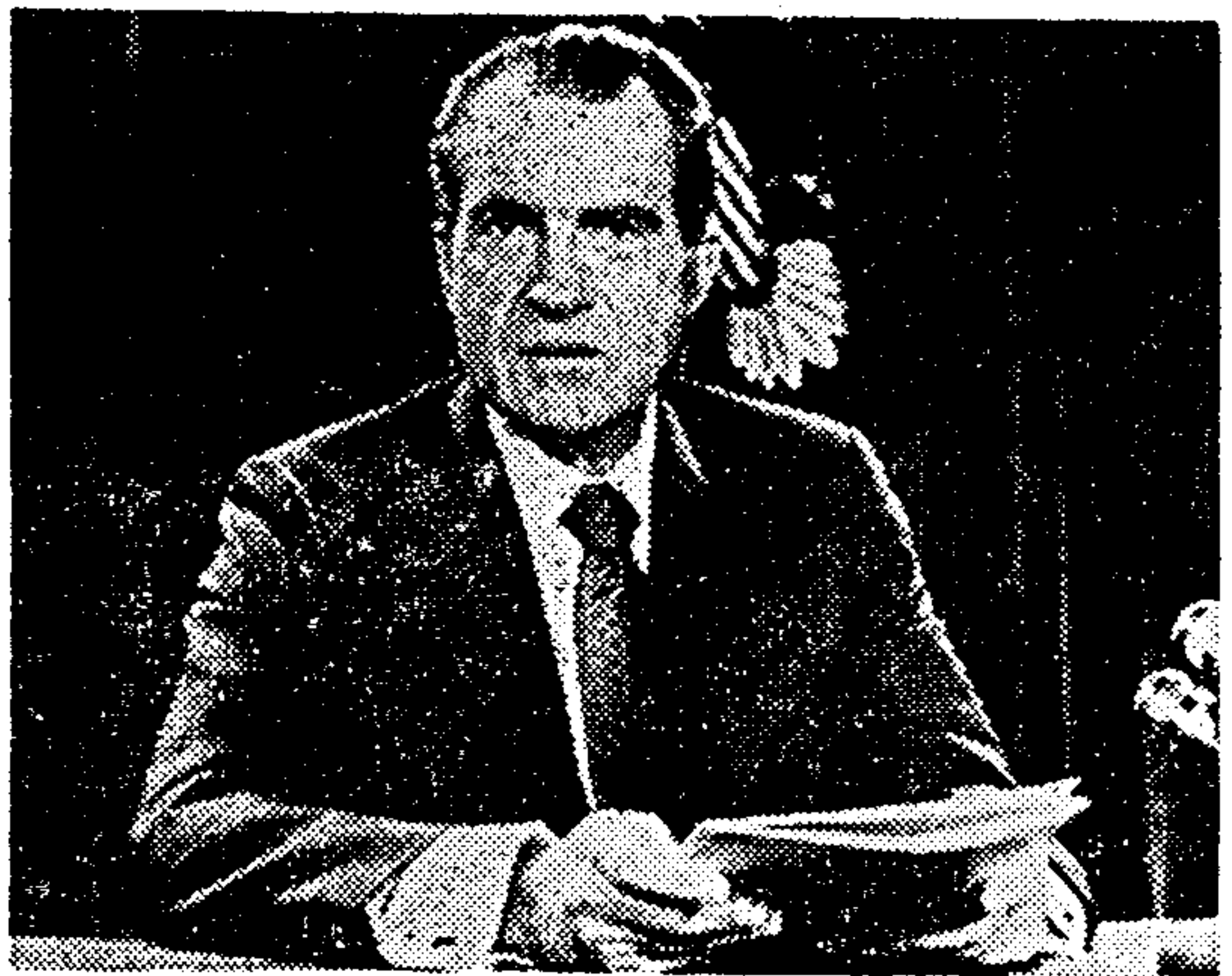
福井放送争議、法廷闘争など六
年三カ月ぶりに和解協定成り全

年三カ月ぶりに和解協定成り全



佐賀教組判決——休暇闘争に行政罰は不当

- 2 戦線統一拡大世話人会幹事会、五カ月ぶりに会合を開き、戦線統一推進の方向を確認
私鉄総連、47年度予算編成要求第八次中央行動（14日）
原水禁国民会議、被爆二六周年原水禁世界大会東京国際会議（14日）
- 3 全国セメント第二六回定期大会（15日）運動方針を一部修正決定
動力車労組品川支部の組合員四名、鉄労組合員に対する暴力行為の疑いで逮捕さる、動労は当局と鉄労のデッチ上げだとして抗議
民社党第一五回臨時大会、新委員長に春日一幸
国公共闘、賃金引上げ・定員削減反対・国公中央行動（15日）
民放労連第三一回定期大会（17日）運動方針を決定
世界教員団体総連合（WCOTP）第二〇回定期大会（11日・ジャマイカ・キングストン）横枝日教組委員長が新執行委員に当選
核禁会議第一一回全国代表者会
- 4 全財務第一九回定期大会（19日）運動方針を決定したが、役員選考の難航と財政方針の決定による組合費値上げに発する組織問題が起き、中央委の執行部辞任提案が否決されたため、大会は休会となり続開大会の11月開催決める
核禁会議長崎全国大会
林野庁、全林野の春闘四波ストに対し六四四八人の処分を発表
全建労第二六回定期大会（10日）運動方針を決定
- 5 議、新年度の運動方針を決定
全官公8・5大幅賃上げをちとる中央統一行動、総決起集会、ビラマキ行動など実施
鉄鋼労連第四五回定期大会（17日）運動方針を決定、中央金属との関係を解消しJC加盟組合を中核に戦線統一の基本方針をまとめ民間結集をはかる
政労協第二六回定期大会（17日）運動方針を決定
原水協、第一七回原水禁世界大会本会議広島大会（17日）8日長崎大会
原水禁国民会議、被爆二六周年原水禁世界大会広島大会開く、8日長崎大会
- 6 全倉運第二四回定期大会（13日）運動方針を決定
人事院、国家公務員の給与を5月にさかのぼって平均一一・七四％（八五七八円）引上げるよう国会と内閣に対し勧告、公務員共闘は4月実施要求・民間との格差是正・上厚下薄に対する批判などの抗議声明を発表
全港湾横浜支部、8月26日に入港が予定されているラッシュ船入港阻止の港内一周デモ、解など港湾労働者の失職に反対
8・15反戦市民集会、実行委方式で七回目
原水協、原水禁世界大会沖縄大会（16日）
ニクソン米大統領、金とドルとの交換の一時停止、一〇％の輪
- 7 沖繩の婦人代表団二八名、本土・沖縄婦人連帯行動を展開するため上京
佐賀地裁、佐賀県教組の休暇闘争に対して行政罰を加えたのは不当と、同教組の起した行政処分無効確認の行政訴訟に勝訴の判決を言渡す
政府、国家公務員の定員を三年間に五％削減する第二次定員削減計画を決定
- 8 5



ニクソン米大統領ドル防衛措置を発表

- 16 入課徴金の実施、賃金・物価の凍結など、ドル防衛措置発表
全日自労第三一回定期大会（20日）運動方針を決定
国鉄、新鶴見機関区の動労と国労からの脱退と鉄労分会結成にからむ両派のけが人を出した紛争に関して、動労・国労組合員一〇人免職、一六人停職、六人減給の処分を通告
全港湾沖縄軍港湾支部、5月15日以来無期限ストを続けてきたが九六日ぶりに妥結、19日から就労
- 17 全造船機械第八六回臨時中央委、住友の浦賀・玉島両分会の「民主化連合」幹部ら八九名に對し権利停止処分
全金同盟第二一回全国大会（20日）運動方針を決定、IMF・JCへの加盟を決定
全商工第三五期定期大会（21日）運動方針を決定
運輸労連第四回定期大会（21日）運動方針を決定、総評への加盟指向に努力
共産党の宮本委員長ら代表团、ソ連・ルーマニアなど四カ国訪問に出発
労問研、発足三周年を記念して
- 18 アピールを発表
全電通第二四回定期大会（24日）運動方針を決定
市銀連第四七回中央委、給与・労働時間・海外調査などについて決定
炭職協第二一回定期大会
全国税第二七回定期大会（22日）運動方針を決定
動力車労組第二五回定期大会（24日）マル生運動粉碎を基軸に組織強化をはかるとの運動方針を決定
三菱重工労組第九回定期大会（24日）運動方針を決定、造船重機労連結成の基本構想を確認
公務員共闘幹事会、臨時国会にむけての賃闘を中心とする秋季闘争の構想について確認
生保労連第三回定期大会（24日）運動方針を決定
立川市長に社共統一候補の阿部行蔵当選
政府閣議、人事院勧告をそのまま実施と決定
国鉄労組第三二回定期大会（28日）マル生運動粉碎で年末にはストも配置するとの運動方針を決定
- 19 全印刷第三六回定期大会（27日）運動方針を決定
総評全国一般第一九回定期大会（27日）運動方針を決定
炭労第六六回定期大会（27日）夏から秋にむけての闘争方針を決定
電労連第一八回定時大会（26日）活動方針を決定
全国ガス第二七回定期大会（27日）運動方針を決定
沖縄連全国代表者会議、沖縄返還協定反対闘争方針を決定
日建協第三二回定期大会（28日）運動方針を決定、建設労連加入については来年8月まで継続審議
車輛労連第二〇回定期大会（29日）
護憲連合・反安保全国実行委、護憲・反安保全国代表者会議、佐藤内閣打倒に焦点を据えた下半期の活動方針を決定
全民懇と地方民労連・民労協の提唱による全国民間労働組合連絡協議会（全国民労協）結成のための初会合、年内結成をメドとすることなどを確認
アジア電労連結成大会、日韓台三カ国の電力労組で発足
- 20 21 22 23 24 25 26 27 28



職業病全国交流集会 (第5回)

29

全通第二四回定期大会(12日) 運動方針を大幅修正して決定、前宝樹執行部体制の路線を軌道修正、今大会で沖縄全通および日通と組織統合

30

第一七回日本母親大会(30日) 戦線統一拡大世話人会幹事会、来月10日から戦線統一の目的・綱領など基本路線に関する討議を開始することを確認
総評幹事会、「最近のドル問題と労働組合の態度」を決める
自治労第二一回定期大会(2日) 運動方針・当面の闘争方針を決定、秋の賃闘・沖縄問題でのストを設定

31

自動車労連第四回中央委、自動車労協の総連合への移行を確認
住友化学労組第二一回定期大会(1日) 運動方針で石化労懇を通じての結集、合化労連との関係の再検討など新方向打出す
資源労連関係流通部門労組懇談会(資源流通懇) 発足のための準備会、来年2月の正式発足を申合わせ
全日通第二六回定期大会(3日) 運動方針を決定、一二項目についてスト権を確立
日高教第八六回中央委(1日)

秋季闘争方針を決定

部落解放「特別措置法」具体化要求・「同対審答申」完全実施国民運動中央集会(1日)

東京地裁、一昨年の動労機関助士廃止反対ストに対する組合員二名の免職処分を無効と判決

9月

1 全鉱第六一回定期大会(4日) 運動方針を決定、組織対策委の設置、戦線統一についての六原則など確認

2 電機労連第五〇回中央委(3日) 年間一時金闘争方針を決め、ドル防衛非常措置等に対する中執見解を承認

3 ゴム労連第八回定期大会(4日) 運動方針、秋季年末闘争方針を決定

4 アルコール専売当局、今春闘に對する五名の処分を発令
地銀連第六回活動者会議(5日)

5 第三次公務員制度審議会発足、6日第一回総会を開いて今後の運営を協議

6 全国自動車第一〇回定期大会(8日) 運動方針、労働戦線統一、産業別組織統一などの諸議案を決定

6

全造船機械浦賀分会分裂、住友重機械工業労働組合結成

総評常任幹事会および戦線統一対策委、戦線統一についての当面の方針を協議、発起人会への全国金属の参加働きかけ、労働四団体の共同行動提唱など確認
総評、市川議長・大木事務局長名で全世界の労働者と労働組合にむけて、10・21反戦平和闘争にかんする国際アピールを発す
国公共闘第一七回全国活動者会議・第一八回評議員会(7日) 当面の賃金に関する統一要求と秋から年末にかけてのたたかいの方針を決定

7 繊維労連第二六回定期大会(7日) 71・72年度運動方針決定
日中国交回復国民会議第二回評議員会、全国民に訴えるアピールを發表

8 全化同盟第二〇回定期大会(9日) 運動方針を決定
政労協第二次統一行動、全国一斉決起集会

9 沖縄県交通運輸労働組合協議会(県交運) 結成大会
労働四団体書記長・事務局長会議、当面の共同要求として減税・年金・公共住宅と病院・沖縄ド



9.15高齢者集会に全国から1万人

ル交換の保証の四点にしばって
まとめることで合意

海員第一一五回全国評議会、業
務執行体制の強化などについて
決定

政労協第三次統一行動、秋闘第
一波一〇単組スト、八単組時間
内食込み職場集会

総評民間単産会議第六回定期代
表者会議(総会)、71年度活動の
進め方を協議

同盟執行評議会、佐藤内閣に対
する経済政策転換闘争展開を決
め、時短・休日増・定年延長の
たたかいの推進について決定

IMF・JC第一〇回総会、大
金属連合への改組を指向する71
年度活動方針、ドル防衛に対す
る当面の対策を決定

社会党、高齢者憲章を決定発表
戦線統一拡大世話人会幹事会、
路線問題や今後のあり方につい
ての討議に入る

全交運第二八回定期委員会(1
1日)重点目標、活動方針決定
化労協拡大幹事会(11日)71
年度活動方針案をまとめる

東京高裁、海員のリコール裁判
について控訴人堀次清治氏の訴
えを認め原判決を破棄、権利停

止一年の統制処分を無効とする
判決を下す

関経協臨時総会、ドル・ショッ
ク下の労働情勢について協議

11

同盟、昭和四七年度の減税と税
制改革要求について自治相に申
入れ

第五回職業病全国交流集会(1
3日)

司法の独立と日本の民主主義を
考える国民の集い、各界一六氏
の呼びかけで一六〇〇人が参加

13

総評第一回拡大評議員会、10・
21統一行動、11・19ストを中心
に、秋季年末闘争方針を決定

同盟交運協結成準備代表者会議
10月28日に設立総会申合わせ

全日自労、老後の保障を要求す
る第八回全国老人集会(14日)

社会保障制度審議会、医療保険
制度の抜本改正について答申ま
とめる

14

国労全国委員長会議、マル生運
動粉碎の闘争体制確立について
動労・全通との共闘確立、不当
労働行為の摘発強化などの方針
を確認

総評、全国退職者の会連絡会議
準備会、組織化方針案について
話し合い

全日自労第一次統一行動、23日
第二次、30日第三次

全国商工団体連合会第二六回定
期総会(16日)

15

食品労連第七回定期大会(17
日)秋季年末闘争方針を決定、
健保改悪阻止の統一スト権確立

全水道第一三回定期大会(18
日)運動方針を決定

総評・中立労連・社共など実行
委員会主催、健康で安心できる
老後をつくる全国大集会(9・

16

15高齢者集会)、平均年齢六二歳
の一万人数まる

全港湾第二六回定期大会(18
日)運動方針、秋から年末にか
けての闘争方針を決定

全国金属日本ロール支部争議、
全員の解雇撤回をかつちり八年
九カ月ぶりに解決

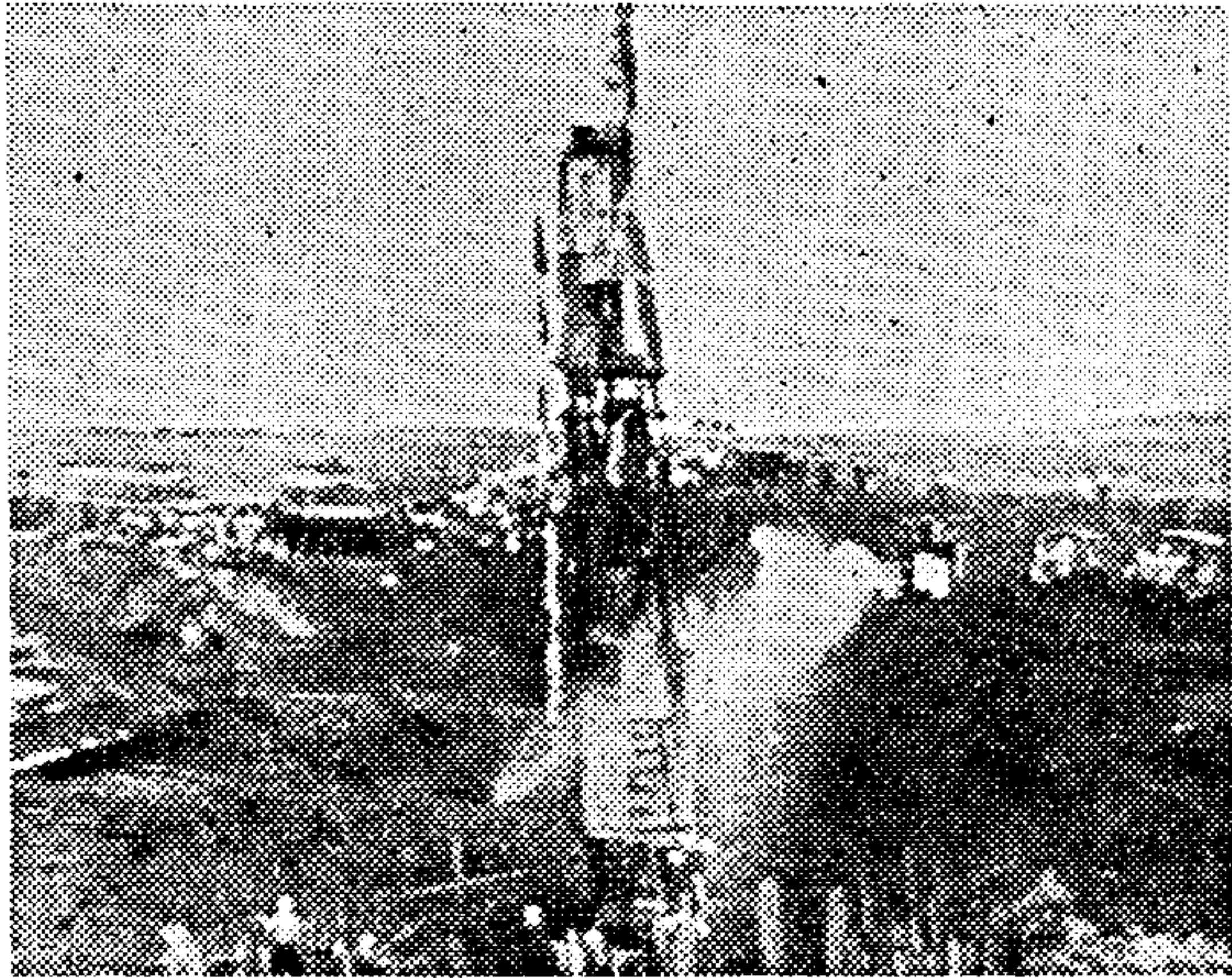
成田空港第二次強制代執行、警
官三人死亡など、農民、学生と
警官の双方に負傷者多数

17

中央労福協、医療保険制度の抜
本改正に関する意見をまとめ社
会保険審議会に提出

私鉄総連第一回中央委、71労協
春闘準備などを中心とする秋闘
方針を決定

沖縄県労協、沖縄批准国会に向



成田空港第2次代執行強行

- 18 け10月15日の国会開会と11月15日以降に二度のヤマ場を設定し最大規模の統一ストを執行するとの闘争方針を決定
総評弁護団第一五回全国総会（19日）司法反動に対する今後の闘争方針を採択
同盟全国書記長会議および北方領土返還要求全国集会（19日）
全自連第三二回定期大会（21日）運動方針を決定
損保労連第六回全国大会、運動方針を決定
全造船機械玉島分会分裂、住友重機械玉島労組結成
日本ベトナム友好協会第一七回全国総会（19日）
総評、マル生運動による組織攻撃の実態を調査するため弾圧対策委員会を設置
全国セメント第八七回中央委（21日）秋闘方針を決定
全損保第二八回定期大会（21日）運動方針を決定
労相の私的諮問機関として労働者生活ビジョン懇談会発足
同盟主催、第二回アジア労働組合シンポジウム（24日）経済開発における労働者の役割と権利に関するアジア労組東京宣言を採択
総評弾圧対策委員会、全国調査の皮切りとして国労大阪・南近畿両地本の職場に調査団を入れ実態調査と抗議行動を行なう
化学同盟第一回中央委（22日）秋季年末闘争方針を決定
全専売、専売合理化反対基本要
求貫徹中央総決起大会
日電工第五回定期大会（22日）活動方針を決定
全日農など約四〇団体共催、消費者米価の値上げとなる物統令除外と米の買入れ制限反対全国代表者集会
公明党第九回全国大会（23日）
竹入公明党委員長、同党本部前で暴漢に刺され重傷
戦線統一拡大世話人会幹事会、路線問題で「実践的労働組合主義」を運動理念とし、政策研究的機関を置いて具体的な活動について検討するなどの点で意見一致
全国民労協結成準備会第一回打ち合わせ会、10月8日に結成準備会を開き、結成メドを11月末から12月とすることを申合わせ
愛知県民間労組連絡協議会（愛知民労協）結成総会、八二八組合三万九三〇〇人を結集、会則・当面の活動目標を決める
産業労働懇話会、日米貿易経済合同委員会の報告を聞き国際通貨問題とわが国の労働問題について話し合い
23 化労協第一〇回全体会議、新年度の活動方針を決定
海員、リコール裁判の判決について、組織内の争いを繰返すより将来に向けての大局的判断からこの裁判に終止符を打ち上告しないと中央執行委員会声明を発表
全信労第一六回定期大会（26日）運動方針を決定
24 沖縄全軍労、首切り合理化・格下げ配転撤回要求総決起大会
社共両党・総評など六団体会議、10・21国際反戦デーについての一日共闘を確認、日中国交回復国民会議の取扱いと持続共闘について意見対立
25 全国金属第二八回全国大会（29日）運動方針、秋闘強化などについて決定、三つの統一スト権を確立
反安保全国実行委、基地撤去・沖縄返還協定反対・日中国交回復実現をめざす全国基地集会、



新潟水俣病訴訟に公害被災者勝訴

27

ブロック単位に北海道(長沼)・東北(八戸)・関東(横須賀)・北信越(小松)の四カ所で開く、他のブロックでも前後して集会
総評・社会党など一五団体、沖縄返還協定反対・全面返還要求
中央闘争本部(沖縄闘争本部)を発足さす

総評幹事会、国鉄マル生運動第二次実態調査団の派遣、沖縄闘争本部の設置、10・21一日共闘折衝報告などについて確認

海員第一一六回臨時全国評議会、リコール裁判について上告しない、統制処分者を白紙に戻すとの中執委の方針を承認

日教組全国委員長・書記長会議(128日)明春までの中教審路線粉碎闘争の構想と沖縄国会に向けた当面の闘争方針を確認

全自交第二七回定期大会(129日)運動方針を決定
第三回アジア労相会議(130日・ソウル)一四カ国労相が出席、共同コミュニケを発表

戦線統一拡大世話人会第二回会合、民間先行、実践的労働組合主義など統一路線に関する討議
試案を了承

中立労連第一四四回拡大全体会

28

議(129日)当面の方針について協議

全造船機械第三四回定期大会(11日)運動方針を決定、現在の組織勢力を守り、総評加盟について一年間討議するとの方向を打出す

国公共闘定期拡大評議員会(129日)71年度運動方針を決定
電労連第一回評議員会、年間賞与統一要求額を決定

第三回公害被害者大会、第二水俣病裁判の判決を前に新潟で開催、アピールを採択

29

政労協第二波統一スト、一七単組が四時間から一時間のスト
新潟地裁、第二水俣病訴訟について原告側の主張を大筋で認め、昭和電工に損害賠償支払いを命ずる判決を言渡す

30

総評・国労・動労、労相に対し国鉄当局のマル生運動に伴う不当労働行為について善処するよう要望

同盟第一回政策転換要求闘争実行委員会、政策転換要求闘争宣言を採択、スローガン、闘争日程など決める

アルコール専売第二〇回定期大会(12日)運動方針を決定

10月

全電線第一回中央委、秋季年末闘争方針を決定

ジェンクスILO事務総長来日

1 合化労連第七〇回中央委(12日)円切上げに伴う緊急八項目を討議

民放労連第二六回中央委(12日)秋季年末闘争方針を決定
沖縄復帰協、沖縄批准国会の闘争要綱を決定、11月中旬に二四時間ゼネスト決行など

2

全交運戦術委、国労のマル生運動反対闘争に最大の支援をするとの秋闘方針を決定

全織同盟、日米政府間繊維協定絶対阻止中央集会、決議を採択して国会へ請願デモ

3

安保破棄中央実行委主催、沖縄協定批准反対横田中央大集会

4

総評全単産書記長会議、10・21国際反戦デーを秋闘第一次統一行動とし、11・19第二次統一行動日のスト決行など秋闘方針を再確認

関東民労連躍進総会、労働戦線統一運動の促進、佐藤内閣退陣要求などを決議

国労・動労・全通および総評、マル生粉碎闘争で歩調をそろえ



全港湾、ラッシュ船に抗議77時間のスト

- 5 するため共闘委員会を設置して共闘体制を強める
鉄鋼労連、ドル防衛・円切上げ問題についての見解と主張をまとめる
造船総連第三四回中央委（16日）秋季闘争、造船重機労連結成に伴う当面の移行措置について決定
自治労現業部門統一行動、三〇分実力行使などを実施
総評・国労・動労、第二次弾圧実態調査団を札幌に派遣
沖縄全軍労那覇支部、合理化反対九六時間スト
- 6 米西海岸港湾ストにタフト・ハートレー法発動による大統領の中止命令発せらる
労働四団体、蔵相に対し所得税減税・沖縄緊急対策などの統一要求書を提出
総評単産委員長会議、10・21一日共闘など秋闘の具体的進め方を協議
地銀連第一八回全国大会（18日）72年度の賃上げなど諸闘争について決定
公労委、国労から出されていた静岡鉄道管理局管内の不当労働行為に関する七件の救済申立て
- 7 のうち六件について不当労働行為に該当すると認定、国鉄は国労に陳謝せよとの救済命令書を手交、マル生問題の事態收拾への動き本格化
地方民労協全国連絡協議会第一回結成準備会、新組織の性格、任務などについては次回準備会でまとめることとし、拡大世話人と接触をはかって行くことを確認
日教組代表、高見文相と第二回目の会見、重点要求の申入書を提出、五段階給与などについて考え方をただす
総評、教育・マスコミ反動対策会議、民主教育をすすめる国民連合の発足を決め、「中教審路線粉碎のための訴え」を発表
ニクソン米大統領、賃金物価抑制の継続を内容とする新経済政策の第二段階を発表
農林省、全農林の賃闘および勤評闘争に対する行政処分を通告、11日六〇〇三名の処分を発令
磯崎国鉄総裁、不当労働行為についての公労委の救済命令に服し、国労に謝罪するとの談話を発表、12日のトップ交渉で山田
- 8 副総裁が謝罪
第三次公務員制度審議会第二回総会、在籍専従の期間を現行三年を五年とする答申を決定、首相に手渡す
全農林第四六回中央委（13日）秋季年末闘争方針、組織活動方針を決定
第一四回自治研全国集会（15日）
炭労、住友石炭の閉山合理化撤回などを要求してスト
全炭鉱第二回中央委（14日）石炭産業安定化闘争と期末手当闘争について協議
全官公第一三回定期大会、年度中に三〇万組織を実現するとの活動方針を決定
全日農第一三期中央委員会懇談会、当面するたたかいの強化について討議
総評・中立労連、72年春闘共闘委員会を発足させ春闘構想、機構運営などを決定
同盟執行評議会、来春大会に向け72年度運動方針案作成作業にはいるとともに、沖縄・中国問題についての態度を決定
全金同盟第一回中央委、年末一時金闘争方針決定、大会で承認
- 9 11
- 10 11
- 11 11
- 12 11
- 13 11
- 14 11



10.21国際反戦デー、全国で150人が統一行動に参加

15

されたIMF・JC加盟についての具体的提案なされず

自動車労協第七回総会（15日）

71年度活動方針と自動車労協の連合体移行について方針を決定

同盟組織特別委員会、全国民労協に対する態度を協議、その結成について積極的にバックアップする態度に踏切る

日米政府間繊維協定仮調印、全織同盟は11日から18日にかけて

波状的に抗議行動デモを実施

全国電労協第三回総会、連絡会議から協議会に移行

日教組第八回中央委（16日）中教審路線粉碎を中心とする当面の闘争方針を決定

政労協第二七回臨時大会、秋闘方針を決定、72春闘構想の骨子を確認

金融共闘第九次統一行動、不当弾圧反対・沖縄協定批准反対を要求して集会デモ

東京地裁、都教組の勤評反対休業闘争に対する行政処分取消請求について全面的に組合側勝訴の判決を下す

総評・中立労連と全ソ労評代表による第六回日ソ労組交流委（17日）72年の交流計画を締

16

結、成果に関する声明発表

沖縄闘争本部闘争宣言集会、佐藤内閣打倒の闘争宣言を採択

18

全専売第五三回中央委（19日）

秋から年末にかけてのたたかいの方針を決定

紙パ友好労連第五回幹事会（19日）

新紙パ産別結成準備作業の具体化について決定

総評・中立労連・全ソ労組中央評議会主催、日ソ友好と平和のための労働組合の東京集会（19日）

電電新労第六回定期大会（19日）運動方針を決定

紙パ労連第四回中央委（20日）秋季年末闘争方針、合理化反対闘争方針を決定

19

全郵政第一〇回中央委（20日）秋季闘争方針を決定

全港湾横浜支部、ラッシュ船第二船ゴールデン・ベア号の入港（22日）を前にして抗議集会を開き、七七時間におよぶストに突入

資源労連第七回全国代表者会議、雇用問題と資源政策についての二つの要請決議案を採択

新聞労連第四回中央委（20日）秋季年末闘争方針を決定

20

公労委第一三回全国連絡会議、苦情処理の活用について実情調査を行なう方針を決める

国鉄労組全国委員長・書記長会議、当面のマル生粉碎のたたかいについて六項目の集中目標、闘争態勢を決める

鉄労第四回定期大会（23日）運動方針を決定

全化同盟第一回中央委（21日）年末一時金闘争推進、組織拡大月間設定など決定

全石油第四八回中央委、秋季統一行動について決定

石播重工労組第一一回定期大会（22日）組織単一化を決定

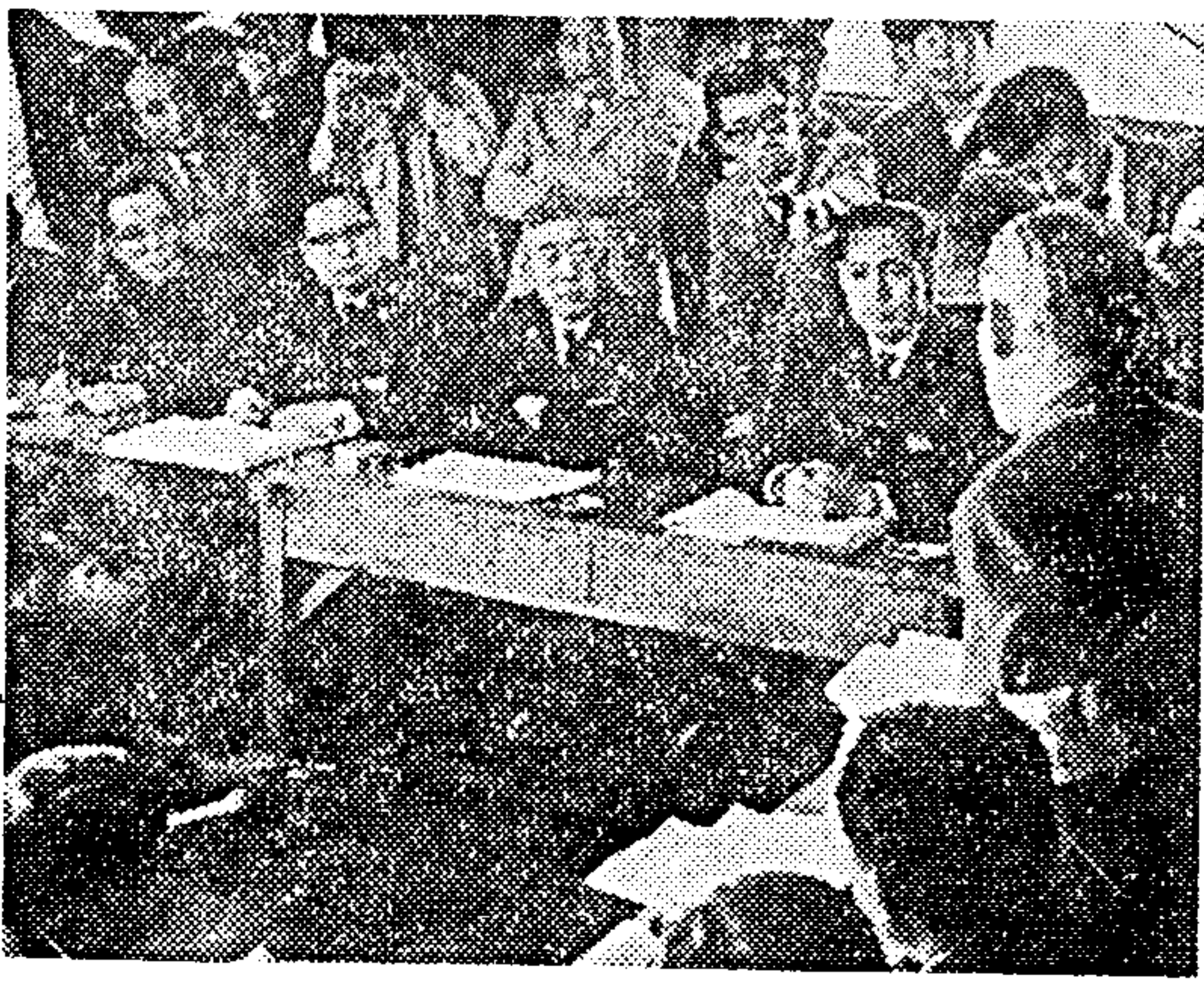
春闘共闘委・中央社保協・消団連主催、生活と健康を守る第一〇回社会保障討論集会（21日）

21

10・21国際反戦デー、秋季闘争第一次統一行動日、全国各地六〇〇カ所一五〇万人が統一行動を展開、東京では一日共闘成り一二団体一六氏による実行委主催中央大集会に一二万人が参加

全織同盟第二回中央委、日米繊維協定粉碎闘争、雇用安定対策などについて決定

運輸労連第七回中央委、秋季年末闘争方針を決定



国労マル生の不当労働行為を告発、当局謝罪

- 22 住友石炭労組、三山で奔別・歌志内閉山反対ストを実施
日経連臨時総会、当面の労働情勢について意思統一をはかる
同盟、政策転換要求中央集会、諸決議を採択、闘争宣言を発す
春闘共闘委民間共闘委、一時金闘争準備状況について意見交換
労相は国鉄労使と個別に会い、マル生をめぐる紛争解決のための自主的な話し合いを要請、労使とも原則的に同意
全相銀連第二二回定期大会（124日）運動方針を決定
- 23 国鉄当局、不当労働行為の責任者に対する訓告処分と職員局長の更迭を発令、組合側は当局の一応の誠意を認めながらもなお不信感を表明
全海連第三四回定期大会（124日）運動方針を決定
住友石炭閉山合理化反対闘争、半年にわたる長期争議の結果、了解点に達し解決
総評全単産三役会議、11月中旬に展開する高原闘争の具体的行動計画を決め、闘争宣言を発表
全民懇拡大幹事会（126日）ドル・ショック対策、労働戦線統一問題を協議、物価対策と72年
- 25 春闘構想をまとめる
全電通第五八回中央委（126日）秋季年末闘争方針を決定
沖縄全軍労定期大会、運動方針、沖縄返還協定反対ゼネストへの参加を決定
国連総会本会議、中国代表権の逆重要事項決議案を否決し、中国招請・国府追放のアルバニア決議案を可決、中国の国連入り確定
- 26 国鉄のマル生・不当労働行為第三次現地調査が一四五〇人の大規模な調査団によって東京南・西・北の各鉄道管理局内七カ所の職場について行なわる（128日）
全建総連第一二回定期大会（128日）運動方針を決定
中央最低賃金審議会、金属鉱業等の最低賃金について一日一五五〇円を答申
国際金属労連（IMF）第二二回世界大会（130日・スイス・ローザンヌ）
同盟交通運輸部門連絡協議会（同盟交運協）設立総会、海員・交通労連・鉄労・全日航の四労組で構成、会則・交通政策転換要求決議を決定
- 27 公務員共闘、71年度の賃金確定をめざす国会動員闘争を展開（129日）
琉球立法院で自民党が機動隊を導入して沖縄返還協定の批准に関する要請決議を単独強行採決
与党の革新議員団と復帰協は歴史的犯罪行為と断罪する声明を発表
- 28 新産別第二三回定期大会（130日）行動する新産別へ脱皮することをめざし運動方針を決定
合化労連第四六回臨時大会（129日）合理化対策を中心とした秋季年末闘争方針を決定
全鉱全単組代表者会議（129日）秋闘、合理化反対のとりくみについて協議
全官公、民社・自民・社会・公明各党の国会対策委員長に人事院勧告の4月実施などについて申入れ
全林野第五一回臨時中央委（129日）秋闘方針を決定
石化労懇第一五回総会
国労第九六回中央委（130日）マル生中止、不当労働行為実行者の処分などを要求する当面の闘争方針を決定
市銀連第四八回中央委、下期臨
- 29



国連総会、国府追放中国招請の国連代表権を可決

給要求を決定

公務員共闘、71年賃金確定闘争
総決起集会

中央金属労協第三回拡大幹事
会、鉄鋼労連が脱退した経過が
報告され、今後の活動について
意見を交換

30

京都民労協結成準備委員会

労働省、全労働の7・15ストに
対する一〇四名の処分を発令
総評第二回拡大評議員会、沖縄
返還協定反対など秋季年末闘争
の進め方について協議、衆院解
散に追い込むため11月10日から
21日までを高原闘争の期間とし
て集会デモを繰返し19日には最
低一時間の統一ストを行なうこ
とを確認

31

11月

1

全織同盟、日米繊維政府間協定
粉碎闘争本部発足

護憲連合主催、憲法改悪反対・
平和と民主主義を守る第八回国
民大会（13日）成田社会党委
員長が国民戦線綱領づくりを提
唱

2

東京地裁、全通プラカード事件
訴訟について行政処分を違憲と
し処分取消しの判決を言渡す
国公共闘第三回評議員会、11・

19沖縄協定批准反対全国統一行
動に時間内食込み早朝職場大会
を行なうと決定

国労・動労と国鉄当局、紛争対
策委員会設置の覚え書を結びマ
ル生・不当労働行為についての
交渉に入る

3

米上院外交委、沖縄返還協定可
決

4

動力車労組第六九回中央委（1
5日）マル生粉碎闘争を中心と
する秋季年末闘争方針を決定
私鉄総連地連代表者・大手部会
合同会議、11・19統一行動にお
ける時限スト決行を決める
日放労第五五回臨時中央大会、
71年総合闘争方針を決定、経済
要求・沖縄・放送法の三スト権
発議を可決

5

民社党第一〇回拡大中央委、沖
縄返還協定・中国問題・政策転
換要求について方針を決定
春闘共闘委賃金専門委員会総会
（16日）各単産からの春闘要
求方針の報告と討論

国鉄労組全国戦術委員長会議、
紛争対策委員会設置の経過報告
を受け、たたかいの強化で意思
統一

全日通第二三回中央委、秋季年

末闘争方針を決定

総評など二六団体による実行委
員会主催、第一〇回消費者大会
（16日）

6

日中国交回復国民会議、日中国
交回復・佐藤内閣打倒中央集会
全国民労協結成第二回準備会、
名称を地方民労協全国連絡協議
会（全国民労協）とし、来年1
月下旬までに発足させることを
決め組織の性格など協議
総評・日教組など、民主教育を
すすめる国民連合結成集会、活
動方針を決定、アピールを発表
マスコミ共闘・総評・国民文化
会議主催、教育とマスコミを考
える国民集会、中教審路線粉碎・
文化反動阻止の国民結集を訴え
るアピールを採択

全駐労第三回中央委（17日）
年末闘争方針を決定

公労委、動労大阪地本の救済申
立てについて不当労働行為と認
定、国鉄当局に陳謝の命令書を
手渡す

8

社共両党・総評など六団体、11・
19の一日共闘について合意
戦線統一拡大世話人会幹事会、
合化労連・私鉄総連・全国金属
および中立労連とそれぞれ別個



民主教育をすすめる国民連合結成

9

に統一路線試案をめぐって意見を交換
総評幹事会、生産性向上運動と日本生産性本部の活動にたいする態度を決め発表
総評主催、マル生粉砕中央報告集会、三次にわたる調査活動参加者ら六〇〇人が全体的な総括大阪民労協第三回総会、健康を考える運動の提唱など運動方針を決定、江田(社) 矢野(公明) 佐々木(民社)の三氏が社公民連立政権の確立を強調
全金日本ロール就労貫徹総決起集会、11月からの就労を前に会社協定を破り再び退職とみなすと就労を拒否した暴挙に抗議社共・総評など一二団体と学者文化人一六人による11・19統一行動実行委結成、国民アピールを発表
全通第五〇回中央委(11日) 秋期年末闘争方針を決定
全織同盟、通産大臣を相手どり繊維製品対米輸出申請に対する不承認処分禁止の行政訴訟を起す
総評青年部主催、青年労働者総決起中央集会
国労青年部・動労青年部共催、

10

マル生粉砕・沖縄協定阻止統一集会
全国労働委員会連絡協議会第二六回総会(11日) 石井会長が不当労働行為の救済をめぐって、労働委員会と裁判所の本来の機能と限界が守られるよう、その運用と制度の面から反省すべきであると提言
部落解放同盟第三回中央委(11日) 同対審答申の完全実施、狭山差別裁判闘争などについて討論
沖縄11・10ゼネスト、県労協・沖縄教組・沖縄連など一〇万二〇〇〇人が返還協定粉砕二四時間スト
総評・中立労連、沖縄ゼネストに呼応して高原闘争第一波に突入、全国各地で集会デモ、東京の沖縄ゼネスト連帯11・10全国統一行動中央大集会をはじめ全国三二六カ所
同盟、日経連とトップ会談、政策転換要求闘争など懇談
自治労第五一回臨時中央委、11・19統一行動のスト批准投票をもちより一時間ストを確認、闘争宣言を発表
米上院、沖縄返還協定を承認

11

中央社保協第一五回総会(13日) 71年度統一行動方針を確認
鉄鋼労連第五回代表者会議、鉄鋼産業の不況カルテルの結成と減産強化に対する当面の緊急対策決める

12

化学協第二回幹事会、72年春闘化学共闘の発足を確認
造船重機共闘第二回拡大代表者会議、造船重機労連の結成大会を来年2月に開催することを確認、綱領・規約案を決める

13

農村労連第八回中央委(14日) 当面する要求闘争、組織拡大強化などの方針を決定
総評など労組婦人部と婦人会議・母親連絡会など一四団体の実行委主催、一日共闘で五〇団体が参加、沖縄協定批准反対中央婦人総決起集会、七〇〇〇人
反安保実行委主催、安保廃棄・沖縄返還協定反対・日中国交回復実現・佐藤内閣打倒中央総決起集会、一万二〇〇〇人、また

14

沖縄復帰協の国会行動団をむかえ歓迎集会、五〇〇〇人、このほか中央実行委系も集会、また中核派などのゲリラで東京渋谷近辺火焰ビン騒ぎ
新運転第一五回定期大会、運動



沖繩協定批准に抗議行動連日つづく

15 方針を決定

沖繩闘争本部主催、沖繩返還協
定反対・全面返還要求・佐藤内
閣打倒11・15中央大集会、昼間
三万人、夕刻五万人の二回にわ
たって開く

交通労連第八回定期大会（16
日）運動方針を決定、委員長候
補対立で異例の決戦投票

総評・国労・動労、国鉄マル生
運動はILO八七・九八号条約
に違反するとの文書をILOに
提出

国公共闘第四回評議員会、11・
19統一行動に全員参加をめざす
早朝時間外職場大会を決定

16

日教組、文部省の教育改革推進
本部に中教審答申に対する日教
組の見解をまとめた意見書提出
沖繩連・沖実委・沖繩復帰協主
催、沖繩協定批准反対・佐藤内
閣打倒・国会解散11・16全国統
一行動中央大集会、六万人、沖
繩闘争本部主催の中央集会にも
三万人

17

ILO第一八四回理事会（19
日）中国代表権を承認
衆議院沖繩返還協定特別委で政
府・自民党が協定批准案件の強
行採決、総評は直ちに抗議声明

炭労第六七回臨時大会（19日）
私企業体制変更を打出した71・
72年度運動方針を討議、下部討
議が不十分で継続討議

造船総連第三回代表者会議、秋
闘の推進と造船重機労連の結成
に伴う臨時大会、解消式典など
一連の行事大綱を決定

動力車労組第一回全国代表者会
議、紛争委員会の今後の取扱い
とマル生紛争・沖繩返還協定阻
止の具体的戦術について決定

18

中央労働委員会委員二四氏が決
まり、任命式、石井会長再選
沖繩連・沖実委・復帰協三者共
闘、沖繩返還協定強行採決暴挙
糾弾中央大集会、三万人

19

総評第二次全国統一行動、沖繩
協定強行採決に抗議、中立労連・
純中立を含む四五単産が一時間
から二四時間のスト、社共一日
共闘の中央大集会二七万人、沖
繩でも復帰協主催の県民総決起
集会、東京では過激派が日比谷
で放火、松本楼全焼

同盟、政策転換要求全国集会、
政転・沖繩など五つの宣言決議
IMF・JC、賃金白書「72年
賃金闘争の推進について」まと
める

生産性本部臨時理事会、「生産
性運動を正しく理解せよ」との
声明をまとめる

20

沖繩連・沖実委・復帰協三者共
闘の抗議集会、三回にわたって
延三万人参加、国会請願デモ
全財務第19回定期（続開）大会
（21日）8月大会で発生した
組織問題を解決

21

沖繩闘争本部主催の抗議集会、
沖繩復帰協の国会行動団など三
〇〇〇人参加

22

統一実行委主催一日共闘で、強
行採決の暴挙糾弾・沖繩協定批
准反対・佐藤内閣打倒・国会解
散11・22緊急抗議集会、六万人
が国会請願デモ

総評緊急単産委員長会議、11・
30第三次統一行動、第二次高原
闘争期間を設定

日高教第七回人事闘争交流集会
（23日）人事闘争の総括

中央最低賃金審議会総会、最賃
法第一条の使用者要件の緩和
に関する審議結果についての所
沢委員長報告を承認

24

衆議院本会議、社共両議員欠
席のまま沖繩返還協定を可決、
これに抗議して統一実行委主催
の11・24中央大集会、一二万人



ベトナム総工会代表团総評の招きで来日、各地で交流

- 25 新産別、沖縄返還協定反対・強行採決粉碎・佐藤内閣打倒中央集会
- 26 現業労協第一八回定期大会（26日）全建労・全港建・全開発三組合の共通要求を中心に連絡強化を確認
- 26 労働省、週休二日制に関する勤労者意識調査結果を発表
- 26 海員第三一回定期大会（30日）活動方針のうち技術革新対策と雇用対策の原案は全面削除、全面修正のため再検討となる
- 27 仙台地裁、動労仙台地本の菅原特別執行委員の解雇無効仮処分申請について処分権の乱用であると勝訴の判決下す
- 28 全国同和教育研究大会（29日）ベトナム総工会代表团、総評の招きで来日
- 29 日教組全国戦術会議、来年5・6月に新賃金・五段階給与粉碎で半日ストを予定
- 30 新日本婦人の会第六回大会（30日）
- 30 総評・中立労連第三次全国統一行動日、一九単産が一時間から四八時間のスト、国労・動労が順法闘争、その他六六単産が職場集会、この日から第二次高原闘争に突入
- 統一実行委主催、日米沖縄協定反対・全面返還要求・軍用地強制収用法案反対・生活擁護・佐藤内閣打倒・国会解散11・30全国統一行動中央大集会、八万人
- IMF・JC第一四回協議委員会、「72年賃金闘争の推進について」を最終的に承認
- 日高教第八七回中央委（1日）教特法闘争など当面の闘争強化について決定
- 12月
- 1 国労全国戦術委員長会議、紛争対策委員会の一〇日間存続、業務切捨て闘争の継続などマル生粉碎闘争の進め方決める
- 全印刷第三七回臨時大会（2日）年末から春闘にむけての当面の方針を決定
- 2 総評合理化反対共闘委員会発足
- 総評・中立労連、労相に対し九項目からなる雇用保障・沖縄問題についての緊急対策に関する要請を提出
- 3 私鉄総連第二回中央委（3日・那覇）秋闘推進の方針、沖縄における交通政策闘争の推進、沖交労の組織防衛民主化闘争支持決議、沖縄返還闘争強化のアピールなどを決定
- 金属鉱業政策推進会議第六回総会、昭和47年度資源政策についての案件を承認
- 3 沖縄闘争本部、12・11、12・22沖縄協定反対闘争における一日共闘を確認
- 全鉱、秋闘第二波重点四八時間スト
- 共産党第六回中央委総会（6日）「日本共産党代表団の四カ国訪問と五党との会談について」、「情勢と党の任務、党建設について」、「民主青年同盟にたいする指導と援助の問題について」の三決議を採択
- インドとパキスタン、東西で全面戦争に入る
- ILO第七回アジア地域会議（14日・テヘラン）労使団体の結社の自由に関する決議など三決議と二結論を採択、代表派遣を要請された中国代表は今回不参加
- 5 全通第五一回臨時中央委、年末

闘争の收拾を承認

出稼ぎ者大集会第一回実行委員会、一千名動員などを確認

6 第二次高原闘争中の総評沖縄闘争、衆院沖縄特別委で関連法案が強行採決される見通しから連日集会デモ（18日）

総評・中立労連、一四人の訪中団を決定

全炭鉱、石炭産業安定化政策実現要求総決起集会（18日）

公務員制度審議会第四回会議、団交権についての本格審議に入る

イタリアの労働者三〇〇万人、失業保険・賃上げ・労働協約更新などの要求でストに突入

7 総評とベトナム総工会代表团、一〇日間の交流は両国労働者の戦闘的友好と連帯の強化に貢献したとの共同声明

民主教育をすすめる国民連合主催、民主教育をすすめる国民大集会（18日）

同盟石油産業労働組合連絡協議会（同盟石油労協）結成総会、三労組による部門別協議会として発足

8 日放労、賃上げ要求第一波拠点スト、以降28日の妥結まで一七

波の期限ストを反復

9 同盟執行評議会、72年度運動方針案を決定、第一次草案を修正、副題も「人間尊重・福祉社会の実現へ」と改める、また72年度賃金白書「大幅賃上げで高福祉社会を」を決定

全国金属第一回中央委（10日）春闘方針大綱を決定

動力車労組第七〇回臨時中央委、紛争対策委の評価と沖縄闘争を中間総括、マル生・合理化粉碎の72年春闘の路線と組織体制確立について討議

10 自治労第五二回中央委（10日）当面の沖縄闘争や地方財政危機突破のための方針を決定

化労研第四回総会（11日）調査・政策両委員会の設置を決め、産業・賃金政策の中間報告を承認

全建総連、諸要求貫徹12・10中央決起集会、国保への国庫補助大幅増額などを要求

全鉱第四波重点四八時間スト突入

労働省、46年6月末現在労働組合基本調査結果を発表、労働組合員数一一七九万八千人

11 社共など一二団体と文化人など

一六氏の統一実行委主催、12・

11中央大集会、昼夜二回にわたり三万二〇〇〇人が参加、国会に圧力をかけて沖縄関連法案を粉碎しようとの闘争宣言を採択、国会請願デモ

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、初の全国代表者集会、国民審査で反動的裁判官を

12 不信任にしようなどの運動方針を決定、国民へのアピール採択船舶通信士協会第三回拡大委員会、海員組合脱退、船舶通信士労働組合を1月下旬に結成することを決め、準備委員会を発足

さす

13 春闘共闘委、72年春闘戦術の基本方向について決定、72年賃金白書を発表

総評年末要求統一行動期間（23日）全交運の反合・マル生粉碎・交通政策確立をめざす各部門別交渉、全日自労の失対打切り反対・賃上げ要求の中央動員、自治労の地方自治確立の国民大

行動など実施、総評も労働大臣交渉、厚生省への医療・健保交渉

高松地裁、全財務労組員四名の昭和37年11月10日付免職処分取



司法反動化に抗議し民主主義を守る運動

14

消しの判決を言渡す
新産別春闘討論集会（16日）
全交運主催、反合理化・マル生
粉碎・交通危機突破中央総決起
集会

全鉦秋闘、重点無期限反復スト
に突入
私鉄総連、交通政策要求第九次
中央統一行動、中央総決起集会
のあと国会請願や対政府要求行
動

全目自労など総評・失反共闘の
代表五〇〇人、雇用・失業対策
の拡充を要求して労働省前すわ
りこみ交渉、要請行動（17日）
海員組合中央執行委、船舶通信
士協会の脱退問題について「全
通信士および組合員に訴える」
声明を発表、新組織への参加者
に対しては統制処分を行なうと
の警告を発す

労働基準法研究会、「労働時間・
休日・休暇の実情と問題点およ
びその改善方向」について了承、
労相に報告

メーデー事件控訴審第一回公判
総評幹事会および戦線統一対策
委、戦線統一問題に対する今後
の取り組みについて協議
全民懇幹事会、労働戦線統一問

15

題の今後の進め方を協議、決議
「明年こそ統一実現の年―72年
統一構想と全民懇の役割」を採
択

日教組大学部所属の国公立大学
四〇校、定員削減反対要求早朝
一時間半のスト、六つの大学病
院では半日スト
産業労働懇話会、離職者対策で
労相に善処を要望

全国葉たばこ共闘会議、葉たば
こ価格大幅引上げ要求全国農民
大会

16
全国セメント第八八回中央委
（17日）秋闘総括を承認、72
年春闘の基本路線を確認

紙パ労連第二回単組代表者・地
本代表者合同会議（17日）年
末闘争の中間総括、72年春闘構
想など討議

健康で安心できる老後をつくる
予算要求総決起大会、都下三五
団体一〇〇〇人の高齢者が参加
年金・医療などの要求をかけた
デモ

17
全鉦秋闘妥結
東パキスタン・ダッカでパキス
タン軍はインド軍に降伏、西パ
キスタン戦線も戦闘中止
総評、合理化反対中央討論集会

18

（18日）各組合の合理化反対
闘争の報告交流
鉄鋼労連第一回中央委（18日）
72年春闘組織化方針、合理化闘
争方針などを決定

国鉄労組第九七回臨時中央委、
マル生粉碎闘争の中間総括を行
ない、当面の闘争計画を決定
食品労連第一四回中央委（18
日）春闘方針を決定

全織同盟、日米繊維協定粉碎中
央総決起集会
戦線統一拡大世話人会幹事会お
よび総会、今後の取り組みを協
議、2月を目標に統一問題に関
する連絡会議（仮称）を結成す
ることを確認

全国民労協結成準備会第三回会
合、1月28日に正式発足させる
ことを決定、目的・当面の活動
目標を確認

関東民労連第五回幹事会、全国
民労協結成準備会に臨む態度を
協議

国際繊維労連アジア地域組織
（TWARO）極東四カ国繊維労
組連絡会議（19日）全織同盟
の呼びかけでアメリカとの政府
間繊維協定に対するたたかいの
連帯強化について共同声明

19

一〇カ国蔵相会議で通貨の多国間調整が決着、円切り上げ・新為替レート一ドル三〇八円と決まる、20日実施

19 電労連第二回評議員会、春闘方針を決定

20 総評第三回拡大評議員会、労働戦線統一問題を中心とした経過報告、秋年闘争の中間総括、春闘方針を討議

全専売第五四回臨時中央委、反合理化闘争交渉結論に対する評価について討議

海員、汽船部門の協約改定要求を提出

全駐労、賃上げストoppに反対 七二時間ストに突入

全日自労第二次すわりこみ交渉 中央行動（23日）

21 滝田同盟会長ら首相と会見、円切り上げに伴って予想される不況の回避と景気回復策を積極的に進めるよう七項目にわたる諸

政策を申入れ

炭労第五回中央委、私企業体制変革要求について討議

化労協評議員会、72春闘の化学共闘のとり組みについて決定

海員第一一八回全国評議会、通信士組織問題についてのよびかけの提案を承認

22 社共など統一実行委主催、12・22全国統一行動中央大集会、一万五〇〇〇人

中央職業安定審議会、労相に対し国際経済変動に伴う雇用対策について建議

沖縄返還協定、参院本会議で可決承認

同盟の滝田会長と重枝書記長、正式に辞意を表明、役員選考委は新会長候補に天池全金同盟組合長、書記長候補に前川電労連会長を決める

23 沖縄国会（第六七臨時国会）は会期を三日間延長して27日まで

24

とすることを議決、社会・公明・民社三党共同提出の佐藤内閣不信任決議案は否決

総評幹事会、春闘前段行動の具体化、地方民労協に対する総評の態度などを協議

公務員共闘幹事会、72年賃闘方針の第一次草案まとめる

外航二、内航二、全内航の五船主団体、海員組合に対し協約改定について申入れ、内航関係で現行協約の一年間凍結など

専売公社、全専売の春闘・反合闘争と沖縄闘争に対する四二五人の処分を発令

第六七臨時国会閉会、沖縄返還協定関連国内法案は河野参院議長のおっせんで継続審議となる

第六八通常国会召集

衆院本会議で沖縄返還協定の関連国内法案が野党欠席のうちに自民党の単独採決で可決、成立

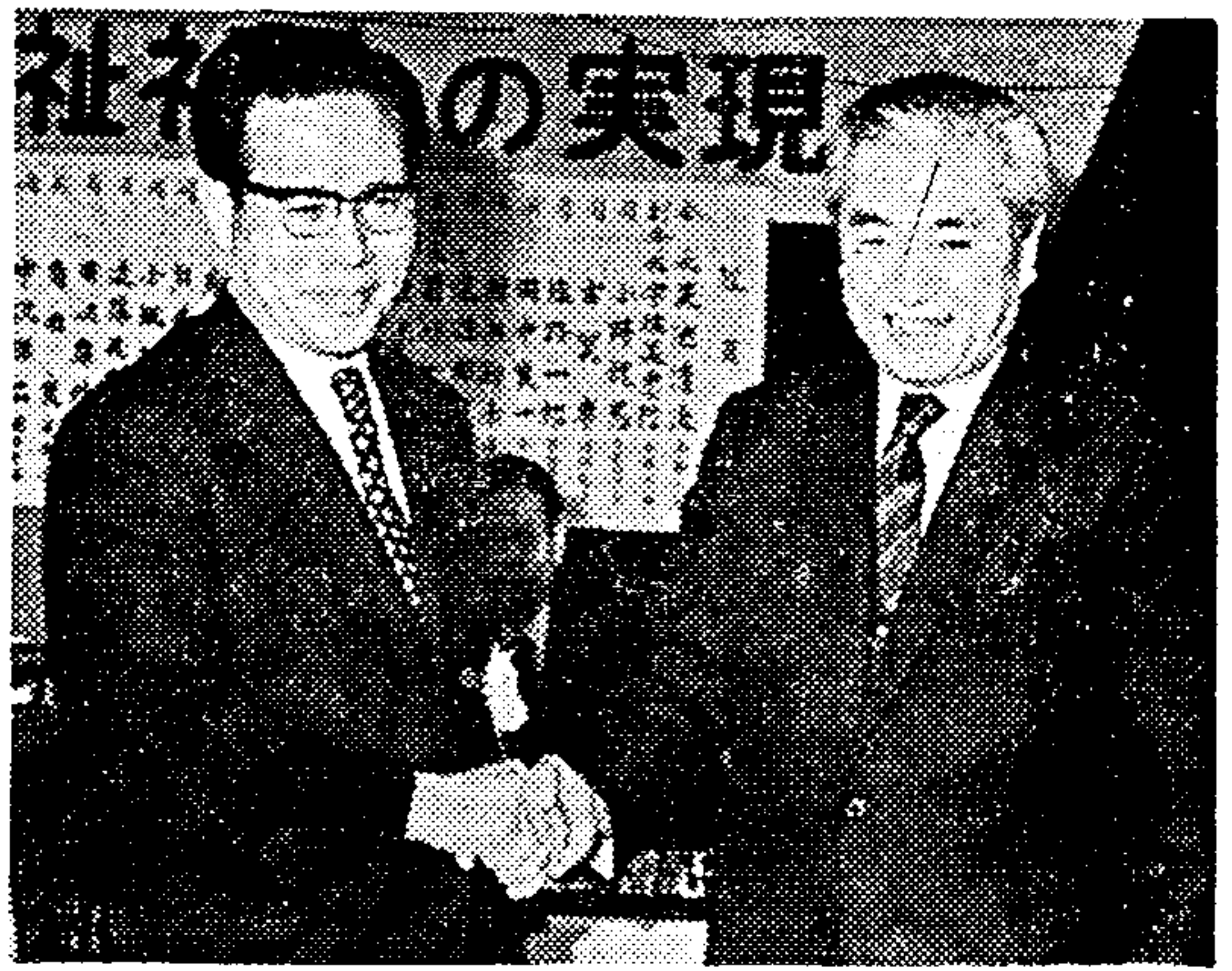
29

30

1972年

1月

- 3 社会党、「国民のいのちと暮らしを守る」「憲法と民主主義を守る」「総選挙勝利」を三大目標とした72年度運動方針案を発表
日米政府間繊維協定調印
全ソ労評の招待で訪ソ（3日、9日）した大木総評事務局長、シェレーピン全ソ労評議長とモスクワで会談、日ソ両国労組の交流拡大について合意
- 4 全織同盟、日米繊維政府間協定本調印に対する首相あて抗議書を手渡す
総評・全日自労主催、失業対策・社会保障予算の拡充を要求する中央総決起集会
春闘共闘委第二回総会、年頭にあたって全労働者に訴えるアピールを発表、春闘当面の具体的な行動計画を決定
造船産業労使会議第六回会合、円切上げに伴う為替差損二五七〇億円の一〇〇%補填を政府に要求する点で意見一致
- 5 同盟、外務省の多国籍企業の実態を調査する計画が労働組合との協議なく組まれ同調査団の編成にあたって参加要請もなかったことを遺憾とし、外相に対し再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 6 全郵政地方代表者会議および第三回全国評議会（11日）専従執行体制の確立など協議
全日自労第三次中央行動（12日）予算要求で労働省、厚生省にすわりこみ、陳情
公害対策全国連絡会議（全国公害連）総評、社会・共産・公明各党などで組織）緊急幹事会、水俣病闘争で対策を協議
総評の全鉱・鉄鋼労連・合化労連・私鉄総連・全国金属の五単産会議、一七単産会合であれば話し合いを行ない、統一問題を前進させるとの結論に達す
動力車労組全国組織教宣部長会議（13日）マル生運動に対する防衛から攻撃に転ずるたたか
- 7 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 8 全郵政地方代表者会議および第三回全国評議会（11日）専従執行体制の確立など協議
全日自労第三次中央行動（12日）予算要求で労働省、厚生省にすわりこみ、陳情
公害対策全国連絡会議（全国公害連）総評、社会・共産・公明各党などで組織）緊急幹事会、水俣病闘争で対策を協議
総評の全鉱・鉄鋼労連・合化労連・私鉄総連・全国金属の五単産会議、一七単産会合であれば話し合いを行ない、統一問題を前進させるとの結論に達す
動力車労組全国組織教宣部長会議（13日）マル生運動に対する防衛から攻撃に転ずるたたか
- 9 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 10 全郵政地方代表者会議および第三回全国評議会（11日）専従執行体制の確立など協議
全日自労第三次中央行動（12日）予算要求で労働省、厚生省にすわりこみ、陳情
公害対策全国連絡会議（全国公害連）総評、社会・共産・公明各党などで組織）緊急幹事会、水俣病闘争で対策を協議
総評の全鉱・鉄鋼労連・合化労連・私鉄総連・全国金属の五単産会議、一七単産会合であれば話し合いを行ない、統一問題を前進させるとの結論に達す
動力車労組全国組織教宣部長会議（13日）マル生運動に対する防衛から攻撃に転ずるたたか
- 11 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 12 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 13 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望
- 14 再考を促すと申し入れ
日米首脳会談（サンクレメンテ）終り、共同声明発表、沖縄の返還は5月15日と確定
イギリス全国炭鉱労組二八万人、賃上げを要求して一九二六年ゼネスト以来の全国スト突入同盟、政府に対し昭和47年度政府予算大蔵省原案について社会保障・物価対策・労働政策関係などの予算措置、増額措置を要望



同盟第8回定期大会——滝田会長から天池会長へ

を含めることをめぐって意見調整を行ない、一七単産の会合を認めるとの大幅譲歩の態度を固める

電電公社、全電通の昨年の11・19沖縄返還協定反対ストに対し一七五六人の処分を発表

総評・日本労働者安全センター・総評弁護団主催、労働災害裁判を拉めるために——労働者・法律家の公開討論集会

15 新聞労連第一〇回弾圧反対・権利確立全国会議（17日）権利を守り差別に反対しようとのアピールを採択

日教組第二一次・日高教第一次教育研究全国集会（18日）「黒書・中教審路線の教育実態」を発表

16 原労相、成人式の祝辞で「感謝を忘れたら養老院行き」と失言、問題となり、結局28日に辞任
全信労第一九回中央委（18日）春闘方針を決定

17 同盟第八回定期大会（19日）72年度運動方針「人間尊重・福祉社会の実現へ」を決定、総選挙・労基法・沖縄通貨切替えについての三決議案を採択、福祉ビジョン委員会の報告「福祉ビ

ジョンと政策——七〇年代の生きがい保障」を了承、天池会長・前川書記長ら新役員を選出
公労協第三回権利・弾圧対策委員会、第三次公制審の終了する73年から74年にかけてスト権奪還をめざす今年度の基本方針を討議

全通沖縄対策会議、円切上げ損失の排除を中心に当面の沖縄関係諸要求獲得の具体的取組み方を協議
社会党、72年の春闘に臨む方針を発表

18 公労協第三回共闘委員会、72年春闘戦術構想ならびにスト権奪還闘争の結合と今後の闘いの方向を協議、4月決戦の体制づくりなどを申合わせ

紙パ労連第三回単組代表者・地本代表者合同会議（19日）春闘戦術、日程を中心とした闘争方針を討議

自治労72年中央幹部討論集会（20日）
公労委臨時総会、新委員の初会合で峯村光郎新会長を選出
社会・民社・公明の三野党書記長会談で佐々木民社党書記長が三党連立政権構想を提唱

19 全通中央執行委、指導文書「春闘・反合態勢確立の当面の行動について」を発表

20 同盟組織特別委員会、戦線統一問題に対する同盟の態度を協議、一七単産会議の開催を了承、他の単産も加えた統一連絡会議を2月下旬に発足させることを決める

総評合理化反対共闘委員会第二回戦術企画委員会、雇用政策要求や拠点闘争などについて検討、失業保険の延長や労働債権の優先確保などを要求の中心にし、2・29、3・31の全国統一行動に向けて運動を進めることを確認、日経連の日本的レイオフ制の再提唱に反論する「一時帰休制に対する総評の態度」を確認

日建協72春闘勝利第一回拡大共闘会議、賃上げ共闘会議を発足さす

日経連常任理事会、日経連物価問題委員会の設置を了承、労働情勢報告を受け、「昭和47年春闘に対する基本態度」を採択、72年度賃金白書「変革期に立つ日本経済と賃金問題」を了承
米価審議会懇談会に、全日農な



食管制堅持・物統令適用除外中止を要求して米価闘争

22

全鉦72春闘討論集会、東京以北（秋田県大館）と以西（大阪）に分けて開催

方針を決定

転換などを内容とする47年運動

P路線からの高度福祉路線への

化した国際社会への適応、GN

自民党第二六回定期大会、多極

造」と題する年頭見解を発表

経済同友会、「新しい経済の創

発足について決定

一七単産会議と統一連絡会議の

戦線統一拡大世話人会幹事会、

べ五時間に及ぶ

が、左派からの追及で討議は延

は拘束されないなどを確認した

大世話人会の路線試案の内容に

総評幹事会および戦線統一対策

砂川支援労協を再組織

隊移駐反対労組共闘会議結成、

中心とする立川基地撤去・自衛

総評・東京地評・三多摩労協を

定期総会

日本労働者安全センター第六回

などを要求、集会と要請行動

用除外中止、食管制度完全実施

け、消費者米価の物価統制令適

団体の代表一七〇〇人が押しか

ど農民団体と消団連など消費者

21

第六回アジアの平和のための日本大会（24日・那覇）アジア諸国人民への連帯メッセージ、大会宣言を採択

国民の足を守る中央会議準備会

結成会議、国労・動労・私鉄・都市交通・自治労などの労組が

消費者団体や学者・文化人に呼

びかけ、交通危機に対し幅広い

国民運動を起そうと国民の要求

調査、対話集会、運賃値上げ反

対闘争の強化などを決める

総評第四回評議員会、春闘方針

案を一部補強、労働戦線統一問

題についての報告に対して一部

修正意見が出たため臨時大会で

さらに討議することとし、熊本

水俣病患者支援決議

全職同盟賃金討論集会

金融・商業関係労組による週休

二日制連絡会議、労働省の「銀

行法改正による土曜休業」の意

向発表をめぐり報告交流

産業労働懇話会、経済企画庁長

官と47年度の経済見通しとその

対策について意見を交換

新産別第五回拡大中央委（27日）春闘方針を決定

第二回全国郵便輸送労組代表者

会議（26日）郵送労共闘を設

24

置して春闘を統一要求でたたかうことを確認

日中国交回復国民会議第四回評議員会および第二回全国代表者

会議、本年度活動方針を決定

造船総連第二二回臨時大会、組

織解消の宣言を行ない、造船重

機労連への移行を決定

沖縄県労協、三六〇円レート保

障要求労働者総決起大会

東京地裁、動力車労組の日韓条

約批准阻止の街頭デモ（昭40・

11・10）に対し、公安条例を合

憲とし罰金八〇〇〇円の判決を

言渡す

社会党第三五回定期大会（28日）72年度運動方針、総選挙闘

争方針、理論委員会報告、党建

設五カ年計画推進委報告などを

承認

戦線統一拡大世話人会総会、幹

事会方針を確認、2月上旬に一

七単産会議を開き、2月中に民

間単産統一連絡会議を結成し、

その提唱組合は四単産方式とす

るなどの方向決める

IMF・JC第二回賃金闘争連

絡会議、単産・単組の賃闘方針

を交流

新聞労連第三八回春闘臨時大会

25

26

造船総連第二二回臨時大会、組

織解消の宣言を行ない、造船重

機労連への移行を決定

沖縄県労協、三六〇円レート保

障要求労働者総決起大会

東京地裁、動力車労組の日韓条

約批准阻止の街頭デモ（昭40・

11・10）に対し、公安条例を合

憲とし罰金八〇〇〇円の判決を

言渡す

社会党第三五回定期大会（28日）72年度運動方針、総選挙闘

争方針、理論委員会報告、党建

設五カ年計画推進委報告などを

承認

戦線統一拡大世話人会総会、幹

事会方針を確認、2月上旬に一

七単産会議を開き、2月中に民

間単産統一連絡会議を結成し、

その提唱組合は四単産方式とす

るなどの方向決める

IMF・JC第二回賃金闘争連

絡会議、単産・単組の賃闘方針

を交流

新聞労連第三八回春闘臨時大会

27

26

造船総連第二二回臨時大会、組

織解消の宣言を行ない、造船重

機労連への移行を決定

沖縄県労協、三六〇円レート保

障要求労働者総決起大会

東京地裁、動力車労組の日韓条

約批准阻止の街頭デモ（昭40・

11・10）に対し、公安条例を合

憲とし罰金八〇〇〇円の判決を

言渡す

社会党第三五回定期大会（28日）72年度運動方針、総選挙闘

争方針、理論委員会報告、党建

設五カ年計画推進委報告などを

承認

戦線統一拡大世話人会総会、幹

事会方針を確認、2月上旬に一

七単産会議を開き、2月中に民

間単産統一連絡会議を結成し、

その提唱組合は四単産方式とす

るなどの方向決める

IMF・JC第二回賃金闘争連

絡会議、単産・単組の賃闘方針

を交流

新聞労連第三八回春闘臨時大会

26

27

造船総連第二二回臨時大会、組

織解消の宣言を行ない、造船重

機労連への移行を決定

沖縄県労協、三六〇円レート保

障要求労働者総決起大会

東京地裁、動力車労組の日韓条

約批准阻止の街頭デモ（昭40・

11・10）に対し、公安条例を合

憲とし罰金八〇〇〇円の判決を

言渡す

社会党第三五回定期大会（28日）72年度運動方針、総選挙闘

争方針、理論委員会報告、党建

設五カ年計画推進委報告などを

承認

戦線統一拡大世話人会総会、幹

事会方針を確認、2月上旬に一

七単産会議を開き、2月中に民

間単産統一連絡会議を結成し、

その提唱組合は四単産方式とす

るなどの方向決める

IMF・JC第二回賃金闘争連

絡会議、単産・単組の賃闘方針

を交流

新聞労連第三八回春闘臨時大会



全国民労協結成

28

(12月28日) 秋年闘争を総括、春闘方針を決定
 化労協、春闘全国討論集会(12月29日)
 大学の授業料値上げ反対闘争拡がり、警察庁調べで紛争大学一二〇校に達す
 地方民労協全国連絡協議会(全国民労協) 結成総会、五ブロック二三道府県民労協四九七万三〇〇〇人を結集、当面の活動目標を決定、戦線統一促進に関する決議を採択
 自動車労協第一回幹事会、72年度賃闘方針を決定
 全化同盟第二回中央委、賃金闘争方針と週休二日制・定年六〇歳完全獲得のたたかい推進方針を決定

30

求書を郵政省に提出
 総評・東京地評主催、公害絶滅・熊本水俣病患者激励・チッソ本社抗議中央集会、三〇〇〇人
 第六八通常国会再開、首相施政方針演説
 船舶通信士労働組合結成大会、海員組合を脱退した二一二三人を結集、綱領・当面の活動方針を決定、海員組合長は通信士の復帰を呼びかける談話を発表
 自由法曹団有志の呼びかけで、司法の独立を守る署名運動の会結成

2

全港湾解合理化問題対策会議、解事業協同組合設置による五大港の解合理化に対する当面の闘争方針と要求書を決定
 フランスのジャーナリスト連合、二四時間報道スト
 全国造船重機械労働組合連合会(造船重機労連) 結成大会(12月3日) 綱領・規約・運動方針・春闘方針を決定、為替差補填に関する決議を採択、同盟に加盟
 電機労連第五一回中央委(12月4日) 春闘方針を決定
 全機金第三回拡大中央委(12月4日) 春闘方針・老後保障方針を決定

31

中立労連全体会議、一七単産会議への出席を確認
 全印総連第五四回拡大中央委(12月1日) 春闘方針を決定
 日放労第五九回中央委、71年総合闘争の総括を討議、ベア諸要求と沖縄復帰基本要請についての妥結を決定
 全国労働組合生産性中央討論集会(12月1日)

3

護憲連合第一一回総会、反自衛隊活動など運動方針を決定
 総評第四三回臨時大会(12月4日) 国民生活優先の政治路線への転換をめざし全産業総がかりの"とれるまでやめない"闘争態勢をとるとの春闘方針を決定、一七単産会議に総評から五単産が参加することを認め、沖縄の三六〇円レート保障闘争支援など六決議を採択

29

日教組全国委員長・書記長会議(12月29日) 春闘戦術を中心に当面の闘争方針を協議
 紙パ友好労連第六回幹事会、紙パ新産別結成準備について決定
 原労相辞任、新労相に塚原俊郎
 全交運、第八回交通問題研究全国集会(12月31日)
 出版労協第二回中央委(12月30日) 春闘方針を決定
 全通、郵政事業に対する統一要求

2月

1 合化労連第四七回臨時大会(12月2日) 春闘方針を決定
 沖縄地方同盟、民間賃金の一ドル三六〇円レートを要求して四八時間ストに突入



造船重機労連結成

- 4 イタリア三大労組、雇用確保を要求し二四時間統一ゼネスト
国家公務員労働組合賃金共闘連絡会議（国公賃金共闘）発足
地銀連第五五回中央委（15日）春闘方針・週休二日制要求など決定
- 8 沖縄県労協臨時大会、三六〇円保障要求で10日に二四時間スト決行決める
日高教全単組代表者会議（15日）春闘と民主教育確立をめざす当面の闘争強化について討議
一七単産会議初会合、路線問題などについて次回に討議するための素案をまとめることを申合わせ
- 5 日本医労協第一八回臨時大会（16日）春闘方針を決定
全駐労臨時大会および中央委（16日）賃金闘争終結を承認
出かせぎ者が力をあわせて要求を獲得する大集会
全国出稼組合連合会第二回定期大会、運動方針を決定
海員第一一九回臨時全国評議会、船舶通信士労組加入者に対して二重加盟を認めず、脱退者について本人意思を確認することを決め、中村船通労委員長ら
- 9 三人については除名処分の中執委決定を承認
全日自労第五八回中央委（19日）春闘中心要求と当面の行動について決定
全国出稼組合連合会主催、第八回全国出稼者大会
ゴム労連第九回臨時大会（10日）春闘方針・夏季闘争方針を決定、春闘スト権を確立
一般同盟第七回定期大会（19日）運動方針を決定
部落解放同盟主催、狭山差別裁判取消し要求・同対審答申完全実施要求・特別措置法具体化要求
求国民運動中央集会
四次防予算先取りをめぐる国会紛糾し、野党は一切の審議拒否を申合わせ
日本と朝鮮の労働者交流連帯連絡会議（日朝労連会議）結成総会
アメリカ国際港湾労組、太平洋沿岸二四港を中心にタフト・ハートレー法による八〇日間の冷却期間をはさむ一二三日の長期ストの結果、三三%の賃上げで妥結
全国金属第二九回臨時大会（10日）春闘方針を決定、統一ス
- 10 ト権を確立、戦線統一問題についての経過と今後の方針を確認
全自交第一五回中央委（10日）春闘方針を決定
自治労、いのちとくらしを守り新しい自治体をつくる第二回沖縄自治研集会（10日）
国民の足を守る中央会議準備会主催、交通問題にたいする対話集会
英国政府、炭鉱ストの深刻化に非常事態宣言発す
春闘共闘委三役会議、3・12物価メーデー物価値上げ反対国民集会の開催と三〇万人動員、2・29統一行動の具体化について決定
総評緊急幹事会、文民統制を軽視した四次防先取りの暴挙は許せないとの声明を発表
同盟執行評議会、造船重機労連の加盟を承認、一七単産会議についてこれを固定化させないとの態度を決定
化学同盟第二九回臨時大会（12日）春闘方針を決定、全硝労との組織統一を確認
運輸労連第八回中央委、春闘方針を決定
金融共闘第一回地方共闘代表者

会議（11日）春闘の推進、地方金融共闘の強化について討議
損保労連第五回中央委、「大幅賃上げで豊かな生活を」などの議案を決定

沖縄県労協、賃金の一ドル三六〇円換算保障を要求して第一波二四時間統一スト、全軍労は解雇撤回闘争と結合し四八時間スト

全国公害連代表、チッソ本社に熊本水俣病新認定患者の自主交渉に応ずるよう要請、会社側漸く話合いに応ずるとの態度を表明

11 国公連第七回総会（12日）活動方針を決定

軍国主義復活の思想攻撃に反対する国民集会をはじめ、建国記念日が決められて六年、六回目の紀元節復活反対・靖国法案反対の集会各地で開く
インドシナ諸国人民の平和と独立のためのパリ世界集会（13日・ベルサイユ）八四カ国から一二〇〇人が参加、ニクソン米大統領の八項目和平提案を非難し、インドシナ諸国からの米軍撤退を要求する決議、アピールを採択

12 総評幹事会および戦線統一対策委、一七単産会議に臨む態度を中心に、戦線統一今後の方向について決定

14 総評幹事会および単産委員長会議、四次防先取り問題で2・16緊急中央集会決める

全金同盟第二回中央委（15日）47年賃上げ闘争方針を決定

ILO・東京支局を通じて一一号条約（雇用差別排除）など四条約の批准要請を労相に申入れ
全国家内労働者代表懇談会、家内労働者の団結を訴えたアピールを発表

労働省、労働安全衛生法案を発表

部落解放同盟第四回中央委、狭山裁判闘争の報告を確認、訪中代表団の報告を受ける

15 春闘共闘委、最低賃金制・労基法改正・雇用保障について対労働省交渉（16日）

全鉱、鉱業政策確立第一次中央行動（16日）

私鉄総連第三回中央委、春闘統一要求・闘争方針を決定

第八回内職大会（16日）母ちゃん春闘の要求として内職工賃一時間二〇〇円、パート一時間

二〇〇円などを決める
諸要求貫徹中央実行委、四次防反対で緊急集会

16 総評・東京地評主催、四次防・インフレ予算粉碎・軍国主義復活反対・佐藤内閣打倒・国会解散を要求する2・16緊急中央集会、八〇〇〇人

一七単産会議第二回会合、25日に予定した民間単産連絡会議を3月10日前後に延期、民間単産連絡会議のあり方などの具体案をさらに一七単産会議で協議と申合わせ

紙パ労連第四九回臨時大会、春闘方針を決定、産業別統一スト権を確立

国鉄労組第九八回中央委（17日）3・15ダイヤ改正と運賃値上げに反対する当面の闘争計画を決定

全電通第五九回中央委（17日）春闘方針を決定

都市交通第三回中央委、春闘方針を決定

総評主婦の会と総評婦対部主催、公共料金諸物価値上げ反対・春闘婦人総決起集会

17 同盟組織特別委、一七単産会議第三回会合に臨む態度を協議、



英国炭鉱労組 5 週間のスト

- 18 民間単産連絡会議を統一の母体として春闘前に発足させ、一七単産会議は中間機関として発展的に解消させることなどを確認同盟、6月に改選されるILO労働側理事に塩路副会長（現理事）を引続き立候補させると総評に回答、総評は一期交代の申合わせに基づき安養寺自治労書記長を候補に内定
- 沖縄地方同盟、一ドル三六〇円賃金切替え要求第二波七十二時間ストに突入
- 全石油第二九回臨時大会（18日）春闘統一要求と闘争体制を決定、単産スト権を確立
- 民放労連第三二回臨時大会（19日）「世なおし春闘」勝利をめざす方針を確認
- 新化学第一回中央委、春闘方針を決定
- 鉄鋼労連春闘中央討論集会（19日）
- 社会党、生活要求闘争本部発足
- イタリア農業労働者一七〇万人労働条件の改善を要求して四八時間ストに突入
- 総評第五回緊急評議員会、四次防問題で佐藤内閣打倒の国民運動を盛上げる具体的行動を決め
- 23 闘争宣言を採択
- 全国自動車第三九回中央委（19日）春闘方針を決定
- 連合赤軍浅間山荘にたてこもる
- 英国炭鉱労組争議、1月9日以来五週間のストの結果、二〇%の賃上げを獲得して妥結
- 21 総評幹事会、四次防反対集会・ILO理事問題・メーデー対策などで方針を確認
- 全織同盟第二七回定期大会（23日）運動方針を決定
- 全通、減員・強制配転などの合理化強行に反対して鉄郵一七支部などで無期限の時間外労働拒否と業務規制闘争に突入
- 自治労、全国四カ所でブロック別の賃闘討論集会（26日）
- ニクソン米大統領、北京に到着直ちに中国首脳との会談に入る
- 22 全通第五二回中央委（24日）春闘方針を決定
- 全郵政第一一回中央委（23日）賃闘・時短など当面の活動方針を決定
- 資源労連関係流通部門労組懇談会（資源流通懇）結成大会、鉱山・製錬所の製品運搬の運輸関係労組と資源労連とで構成
- 総評・社会党・共産党・二院ク
- 24 ラブ・復帰協など共催、2・23四次防と軍事予算反対・生活と民主主義擁護・佐藤内閣退陣を要求する緊急決起集会、八〇〇〇人
- 資源労連第八回定例全国大会（24日）運動方針を決定
- 全専売第五五回中央委（24日）春闘方針を決定
- 産労懇、労働関係予算で意見交換
- 同盟執行評議会、中央賃金闘争委員会を発足させ、賃金闘争宣言を発表
- 全民懇幹事会、72年春闘に臨む具体的態度として昨年のアップ率維持、IMF・JCとの連携などの方針決める
- 鉄鋼労連代表者会議、春闘方針大綱を決める
- 全造船機械第八八回中央委（25日）生活といのちを守る72春闘方針を決定
- 25 一七単産会議第三回会合、統一問題および当面の共通課題を話し合う一九単産会議の設置と3月11日発足を確認、構成は総評・同盟各六・中立労連五・新産別一・無所属一の各単産とし、私鉄総連・全織同盟・電機労連・



春闘共闘委生活要求をかかげて第1次統一行動

全機金の四単産を窓口として予備討議を進める

国労中執委、ダイヤ改正反対・運賃値上げ反対・合理化反対で当面の行動計画を決める

全官公、72賃闘委員会発足、闘争宣言を発表

電労連第三回評議員会、賃上げ・労協改定の全国統一要求決定

市銀連第四九回中央委、定例給与改善要求について決定

中央労福協第二四回定期総会（26日）運動方針を決定

国会の四次防をめぐる紛糾は議長あっせんで収拾に向かう

全海連第二三回中央委、春闘方針を決定

化労協第一一回春闘全国討論集会（28日）

日高教第三六回特別大会（28日）春闘方針を決定

米中両国首脳会談終り、共同声明を発表

総評幹事会、沖縄返還協定の批准書が交換される3月15日を全国統一行動日と決める、中央では統一実行委方式で三万人集会を予定

動力車労組第七一回中央委（29日）春闘方針を決定、ダイヤ

改悪合理化反対の高原闘争設定鉄労第一〇回中央委（29日）

ダイヤ改正に対決する当面の活動方針を決定

全硝労第二一回臨時大会、化学同盟との統一を決定

全日自労第一次中央行動（1日）

日建協第三三回定期大会（29日）春闘の組織・戦術大綱決定

全林野第五二回中央委（29日）人減らしの機構改革粉碎を全山

一日ストの反復で春闘をたたかうとの方針を決定

全司法第三〇回中央委（29日）春闘方針を決定

日本生産性本部、47年賃金白書「産業別賃金決定の諸条件」を発表

浅間山荘の連合赤軍五人逮捕さる、警察官二名殉職

春闘共闘委、年金制度改善・医療制度改悪阻止などの制度要求

と物価値上げ反対・公害絶滅などの生活要求をかかげて全国各地で第一次全国統一行動を実施

中央では春闘勝利・インフレ軍事予算粉碎中央総決起集会に二

万人、また制度要求・生活要求について関係各省庁とのマンモ

ス交渉を展開（1日）

国公賃金共闘幹事会、統一賃金要求案を決める

全日通第二四回中央委（1日）春闘方針を決定、五つのスト権を確立

沖縄同盟の通貨闘争、一ドル三六〇円による賃金読替えを協定して妥結

社会党電通合理化対策特別委員会、電信電話拡充法の一〇年延長などに対する方針決める

全日農など農民五団体共催、日本農業を守る全国農民総決起大会

会

3月

1 IMF・JC中央賃金闘争研究集会（3日）

全印刷第五二回中央委（2日）春闘当面の闘争方針を決定

港湾労協72年春闘全国討論集会（3日）春闘方針を決定、統一指導部を発足さす

全硝労、化学同盟に統一加盟前日からの春闘共闘委の制度要求・生活要求実現中央大行動のデモに右翼が自動車突込み、

全国金属の組合員が重傷

社会党・公明党・総評・日中国交回復国民会議・日中国交正常



自衛隊、立川基地へ打ち打ち移駐、労働者、学生が抗議

- 2 化国民協議会の五団体主催、日中国交回復実現国民集会、社会・公明初の一日院外共闘
総評など労組と消費者団体・住宅団体など計三七団体による実行委員会主催、安くて住みよい住宅を要求する全国総決起集会
全農林春闘中央討論集会（13日）
日経連物価問題委員会初会合、最近の生鮮食糧品価格の動向と対策について報告
部落解放同盟第二七回全国大会（13日）72年度一般運動方針を決定
- 3 全通の反合理化闘争、鉄道の時短・簡易保険の局外配転問題などで一定の前進ある回答を引き出し4日以降の闘争態勢解除を指令
日教組と社会党、長野・福岡両県教組不当労働行為問題に関して現地合同調査
全国水平社創立五〇周年記念国民集会
- 4 合化労連第七一回中央委、当面する春闘の戦術日程決める
全駐労第五回中央委、春闘方針を決定、沖縄全軍労支援と博多・春日原両基地閉鎖・解雇に伴う闘争支援要請などの決議を採択
総評幹事会、「地方における労働戦線統一に関する対応について」をまとめ各県評・地評に到達、県評の指導性を確立して全国民労協との組織的なつながりを排除
動労、ダイヤ改正に伴うローカル線の間引きと労働条件の悪化に反対して順法闘争に突入、国労も7日から旅客列車にまで順法闘争を拡大
鉄鋼産業大手五社労使による第三回労使懇談会、鉄鋼経済情勢と鉄鋼産業政策など話し合い
国交共闘臨時拡大評議員会（7日）春闘統一要求と闘争方針を決定
繊維労連第七回拡大中央委（7日）春闘方針を決定
日林労第一九回中央委（7日）三万人組織達成など当面のたたかいの方針を決定
全鉦第六二回臨時大会（8日）春闘方針を決定、三鉦連七単組が大会二日目をボイコット
沖縄県労協と沖教組、賃金の一ドル三六〇円換算保障などを要求して第二波二四時間統一スト
全軍労は大量解雇全面撤回と間接雇用移行にむけての諸要求で一〇日間の長期ストに突入
沖縄復帰協と本土実行委主催、平和・人権・自治をかちとる沖縄大会（9日）
食品労連単組代表者会議、春闘宣言を発表
全水道第二九回中央委（8日）賃闘をストでたたかうなど当面の闘争方針を決定
第七回電力中央労使会、原子力発電開発にあたっての電労連の提言と、電事連側の今年度電気事業の問題点についての説明行なわる
第一六回総評全国青年代表者会議（8日）青年対策部のあり方を改めて新たに総評青年協議会への組織がえを確認、その規約を決める
司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、最高裁に対し裁判官の全員再任の態度を決定するよう申入れ
連合赤軍リンチ事件の死体発見続いて計一四人の死体発掘
春闘共闘委第二回戦術委、昨年を上回る回答を引出すため4月上旬から全産業でストライキの火ぶたを切るとの戦術設定
- 5 全駐労第五回中央委、春闘方針を決定、沖縄全軍労支援と博多・春日原両基地閉鎖・解雇に伴う



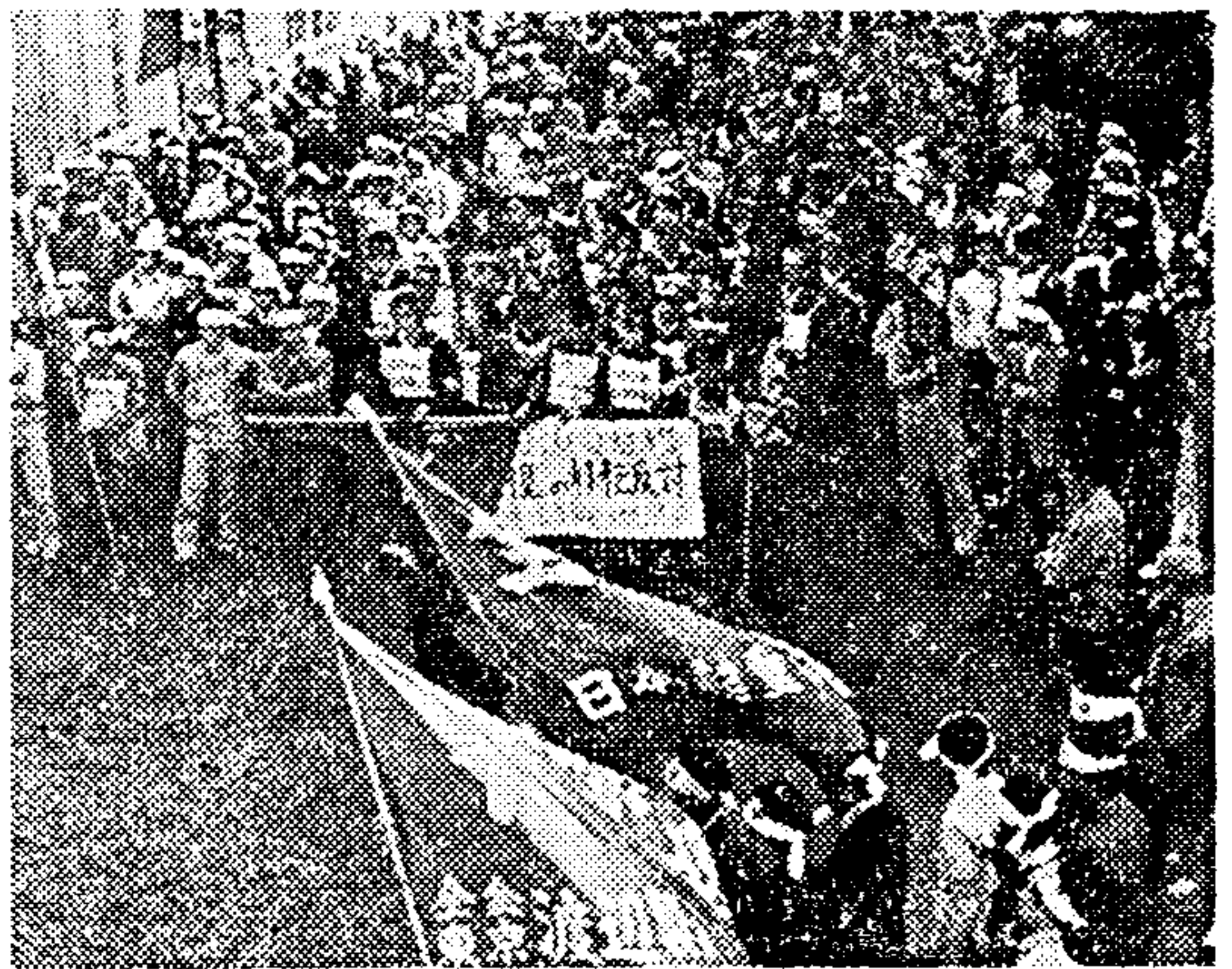
物価メーデー

- 9 全石化会議第一回総会、生活闘争方針、労働戦線統一に対する今後の対策について確認、時間短縮早期実現のアピールを採択全電線第三回中央委、春闘方針を決定
防衛庁が7日深夜、管制隊員四七人の立川基地への抜打ち移駐を強行したため、立川基地正門ゲート前に労働者・学生などが集まり抗議、総評は抗議声明を発表、阿部立川市長らと防衛庁に対する抗議行動
国際婦人デー中央大会、三〇〇〇人
総評幹事会および戦線統一対策委、一九単産会議にのぞむ総評の考え方を決める
総評青対部・関東各県評青婦協主催、3・9反合・春闘勝利・反戦反安保青年労働者中央総決起集会、六〇〇〇人
全交運と貨物共闘会議、運輸省や警察庁に対し貨物輸送にかかわる要求を行なう
全国セメント第八九回中央委（10日）春闘共闘方針を決定
全損保第四九回中央委、春闘方針を決定
国労と動労、合同で二万一〇〇〇
- 10 ○円の賃上げ要求書を提出
全財務第三四回中央委（11日）春闘方針を決定
司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議主催、司法の独立と民主主義を守る国民のつどい、最高裁に係属中の労働基本権にかかわる六事件に勝利し最高裁裁判官の国民審査に積極的にとりくもうとのアピールを発表
本土復帰を前に自衛隊の装備の一部が沖縄に運び込まれていたことが明らかとなり、国会で追及始まる
- 11 労働戦線統一民間単産連絡会議、従来の一七単産に全印総連と食品労連を加え一九単産による第一回会合、運営要綱などを決定し事実上の発足
外銀連第二三回定期大会（12日）春闘方針を決定
春闘共闘委主催、物価値上げに反対し生活と権利を守る72年春闘中央総決起集会Ⅱ物価メーデー、一〇万人、この日全国一五〇カ所の会場に二〇〇万人が参加
ゴム全協第六回定期大会（13日）活動方針を決定
美唄炭鉱閉山反対闘争推進対策
- 12 委員会を中心とするたたかいの結果、堂垣内北海道知事主催による石炭新政策確立・産炭地危機突破全道大会開かれ、政府突きあげを決議
全国国民労協、健保・医療・厚生年金・住宅・物価などの国民的課題の実現について社会・公明・民社三党に申入れ、公明党との会談では矢野書記長から定期会合の提唱
動労、待遇改善要求で岡山・広島地区一七拠点でストに突入、二時間で中止
労働省、勤労婦人福祉法案を発表、総評などは批判的
国鉄労組、当面の合理化事案・運賃値上げ反対などで21・23日順法闘争を指令
日教組第四〇回臨時大会（15日）5月20日前後に早朝二時間統一スト実施など当面の闘争方針を決定、闘争宣言
政労協第二八回臨時大会、春闘方針を決定
自治労第五三回中央委（15日）5月のヤマ場と7月10日前後の一時間スト配置を決める
沖縄協定批准書の交換に抗議する集会とデモが全国各地で、中
- 13 14 15



首切り、採用中止等雇用不安増大

- 16 中央集会二万人
沖縄全軍労、23日まで一週間のスト延長を決定
化労協一〇単産委員長会議、春闘化学共闘の進め方について討議
大阪春闘共闘委・民間共闘委共催、72年春闘勝利民間総決起大会
愛知労評・社・共・平和委主催
日米沖縄協定批准書交換反対・生活防衛・3・15愛知県民集会
鉄鋼労連第四六回臨時大会（17日）春闘方針を決定、闘争体制の確立を投票決定
全炭鉱第三回中央委・賃金専門委・中闘委（19日）賃闘方針を決定
海員第一二〇回全国評議会、協約闘争の要求獲得のためストをも辞さない姿勢を確認
国公共闘第一〇回評議員会、72年国公共闘統一賃金要求を最終決定
17 公労協九組合の代表、政府に対し一七〇〇〇〇円以上の賃上げ要求やスト権奪還などの統一申入れを行なう
立川基地への自衛隊の強行移駐を糾弾し、その全面撤退と基地撤去を要求する全都労働者総決起集会（立川）二万人
最高裁、大阪吹田事件（52年6月）上告を棄却、終止符
総評・公害連・社会党の代表、環境庁に対し無過失賠償責任法案について因果関係推定規定を復活するよう申入れ
三菱金属鉱業労連八単組、全鉱から脱退
第二五回解放運動犠牲者合葬追悼会
名古屋高裁金沢支部、富山イタイタイ病第一次訴訟控訴審で被告三井金属の証拠申請を全面却下
18 全国税第二四回中央委（20日）春から夏にかけて闘争方針を決定
全ソ労評第一五回大会（24日・モスクワ）アジア労組大会の開催を呼びかけ
国労と動労、運賃値上げ反対を中心に順法闘争に入り、22日以降国電ダイヤ大きく乱れる（23日）
沖縄全軍労、23日までのストをさらに無期限延長することを決める指令
イタリア農業労働者一七〇万人
21 賃上げ要求二四時間スト、工業労働者五五〇万人も二四時間の同情スト
同盟と米AFL・CIOとの第四回定期会談（23日）日米経済関係・アジア開発・中国問題について意見を交換、共同声明を発表
全国一般大阪証券労組、役員四名の解雇撤回などの協定に調印
六年ぶりに勝利
民社党第一六回定期大会（24日）72年度運動方針・政策などを決定
22 総評第六回拡大評議員会、春闘4月末決戦を再確認
海員内航の協約交渉で船主側が三カ月間凍結（これまで一カ年凍結を表明）の新提案
動力車労組第七二回臨時中央委3月闘争の中間総括、春闘本格化にむけての闘争体制など決定
化労協、72年春闘勝利化学共闘中央総決起集会
新聞労連第一波統一スト、二〇組合が二時間程度の時限スト
民放労連第一波統一スト、四〇組合が二時間程度の時限スト
東京地裁、勤務評定書の提出を拒否した校長の免職処分取消し



春闘第1波統一スト、18単産60万人が突入

請求訴訟について請求棄却の判決

公務員共闘、公務員賃金引上げなど労働条件改善についての要求書を政府に提出

第一七回はたらく婦人の中央集会（共産党系）（27日）

全織同盟・全金同盟・造船重機労連と米AFL・CIOの各産別労組との会談行なわる（28日）

日産化学、従業員・臨時工合わせて約八〇〇人を整理する合理化案を発表

衆院予算委で横路・樺崎両議員（社会党）が沖縄米軍用地の復元補償費問題で外務省の極秘電報を材料に支払い肩代りの密約を指摘、審議中断

鉄鋼労連第一回中央賃金闘争委、大手の回答指定日を4月17日20日の間に設定することを申合わせ

全日自労春闘第二次中央行動（11日）

日本生産性本部理事会、役員を改選し新会長に郷司浩平など役員を一新

29 春闘共闘委第三回戦術委、回答状況を分析し4月末決戦を再確

認

労働戦線統一民間単産連絡会議第二回会合、運輸労連を加え二〇単産、また商業労連と新化学のオブザーバー参加を承認、路線問題は6、7月にかけて討議

全国民労協第一回幹事会、全国民労協の当面する行動と戦線統一に対する態度を承認

国労と動労、合理化反対を柱に国電・新幹線を含む拠点順法闘争に入る（31日）

公務員共闘戦術委、5月19日第一波ストなどを確認

全農林第四七回中央委（30日）春闘方針を決定、闘争宣言

生産性本部、今年度労使関係白書を発表

同盟中央賃金闘争委、4月末を解決目途に今後の闘争体制強化について決める

私鉄総連大手・地連代表者会議、4月23、27、28日大手、27日中小の全日スト設定

春闘共闘委第一波統一スト、一八単産六〇万人がストを実施

全交運幹事会・戦術委合同会議、4月27、28日に国鉄・私鉄を中心に四八時間スト実施を決定

海員の協約交渉、内航・全内航・

外航とも決裂

電労連第二回賃金・労働協約闘争委、当面の闘争方針を決定

4月

1 海員スト権投票開始（15日）

2 全国金属第二回緊急中央委、6日以降の統一闘争戦術を決定、日経連が3月22日に全金関連企業の社長あてに指示した春闘に対する経営者の方針を、全金に対する挑戦と受けとめ、統一闘争で粉砕するとの声明を発表

3 全民懇拉大幹事会（4日）春闘の情報交換を行ない、春闘後にトップレベルの産業別労使会議と全民間労使会議の開催を提唱することを確認

全交運幹事会、4月決戦の方針を最終的に決定

経済審議会人的開発研究委員会の労働力専門委員会、労働者の能力発揮・技術革新の進展と教育訓練・労働時間短縮の動向と問題点の三課題について報告書をまとめる

国鉄当局、昨年の5・20闘争に関連した事件に対し免職四人を含む一六九人の処分を発表、動労は関東を中心に無期限の抗議順法闘争（ATS闘争）に突入



沖縄機密文書に端を発し国民の知る権利を守る運動

4

全職同盟第一回中央闘争委、統一賃闘の当面の方針と時短の準備闘争について決定

公労協共闘委、20日に二時間以上の第一波スト、27・28日に交通運輸関係労組との共闘で第二波四八時間ストを決定

全通沖縄地本、郵政省が賃金の一ドル三六〇円保障の実施約束をしぶったため一二〇時間の全面ストに突入

全国鉄施設労働組合（全施労）新産別へのオブザーバー加盟決める、新産別の初の官公労組の参加

国鉄当局、昨年7月と11月の北海道総局管内の処分反対闘争と沖縄闘争に対し停職二二人を含む二五一人の処分を通告

外務省の蓮見事務官と毎日新聞西山記者が国家機密をもらしたとの理由で逮捕さる

マスコミ共闘、沖縄密約文書に関する毎日西山記者逮捕に抗議し、知る権利を守る緊急声明を發表

国公賃金共闘、統一賃金要求書政府に提出し第一回目の交渉総評などの呼びかけで国鉄運賃値上げに反対する市民と労働者

6

の集いの第一回集会
同盟賃闘中央総決起大集会、一万五〇〇〇人

全国民労協、政府に対し週四〇時間週休二日制・健保医療・住宅・年金・物価など国民課題について申入れ

全国金属第二波統一スト、全交運貨物共闘会議、72年春闘勝利、貨物共闘反合政策要求中央総決起集会、スト宣言

第四回金融商業労組懇談会、春闘の情報交換と週休二日制の推進話し合い

鉄鋼労連中央賃金闘争委、大手四社の賃上げ回答指定日を18日とすることを決め、新日鉄など各社の要求

電通共闘72春闘勝利総決起集会、中央集会一万人ほか、全国二九カ所で開催（14日）

関東経営者協会第二七回定時総会、労働情勢報告で今春賃上げは一〇%の範囲が妥当との見解示さる

国労第九九回拡大中央委、当面の闘争計画を決定、10・16日スト投票、19・20日公労協統一行動と23・24日交運統一行動における順法闘争、25日以降その強

10

化、27・28日四八時間ストなど私鉄総連第四回拡大中央委、春闘決戦第一波・第二波のストを確認
国公共闘第一八回全国活動者会議（10日）5・19公務員共闘第一波ストを中心に春闘賃闘方針について意思統一
全林野現場部門の全山で第一波一日スト、定員外労働者に対する差別待遇撤廃と年間雇用要求第一七回はたらく婦人の中央集会（総評系）（9日）

新産別拡大中央闘争委員会、春闘推進についての最終的な方針を確認、春闘アピールを採択
沖縄全軍労、ストを中止、牧港支部の四八時間ストは続行

農民組合創立五〇周年記念祭、記念式典とレセプション、記念展示会など

春闘共闘委第四回戦術委、単組の独自ストを強め統一ストを結合することを確認、4月決戦にあたり全労働者に奮起を訴えるアピール発す

海員組合、ストライキ宣言
IMF・JC72年賃金闘争総決起中央大会、闘争宣言ならびに対政府要請アピールを採択、J



民間、交運、公労協一体のスト (4.20)

C 中央初のデモ行進

全通全国戦術委(12日)春闘
決戦段階の具体的戦術決める
化学同盟三支部、二時間から
二四時間のストを実施

現代総合研究集団(仮称)設立
準備会発足、労組・学界・ジャ
ーナリスト三者構成による労働
シンクタンク構想、8月発足の
意向

労働省・NHK共催、第二〇回
全国婦人会議(12日)

大阪地裁、国労の日韓条約反対
闘争における政治ストの正当性
を認め、操車場すわり込みに無
罪判決

社会・民社・公明各党と国交回
復促進議員連盟などの代表者が
参加、日中国交回復促進連絡会
議結成

12

電機労連第一波スト、一〇中闘
組合が半日スト

食品労連第一波スト、三二組合
が参加

13

経済同友会昭和47年度通常総会
同盟執行評議会、医療保険制度
の抜本改正促進運動展開方針を
決め、勤労福祉婦人法案に対す
る意見を確認、ILO理事立候
補問題について塩路副会長の立

候補とりやめを決定

公労協第一六回全国代表者会
議、たたかいの進め方と戦術を
確認

電機労連中央闘争委、21日に第
二波二四時間スト、26・27日第
三波四八時間ストを設定

ゴム労連第二〇回拡大中央委
(14日)26日以降最大限闘争
展開の4月末決戦方針を確認

民社党訪中使節団、中国代表団
との共同声明に調印

国民の知る権利を守る大集会、
7日発足した守る会の初の大衆
集会、一五〇〇人

14

海員、汽船外・内航の特定船舶
に対し14日から25日まで夜荷役
拒否の第一波ストを指令、突入
合化労連第一波スト、二〇組合
が一時間から二四時間のスト

IMF・JC賃金闘争連絡会議
18日の鉄鋼回答を中心に情報を
交換

同盟・全官公、労相に公企体の
賃上げ回答促進を申入れ

社会党の檜崎議員、衆院連合審
査会で核部隊創設の日米密議電
報を公表、佐藤首相のウソつき
発言を追及

15

労働戦線統一民間単産連絡会議

第三回会合、引続き72年春闘決
起大集会

労働四団体事務局長・書記長会
議、ILOに対する取組みにつ
いて意見を交換、労働側の総会
代表や顧問を増員させるための
働きかけを申合せ

狭山差別裁判取消しを要求して
部落解放同盟員などが東京高裁
公判に結集、報告集会

16

食品・たばこ・アルコール労働
者の72春闘勝利4・16総決起集
会、八〇〇〇人

同盟・日婦・民社など共催、第
一三回全国婦人の集い中央集会
(17日)

部落解放第一七回全国婦人集会
(17日)

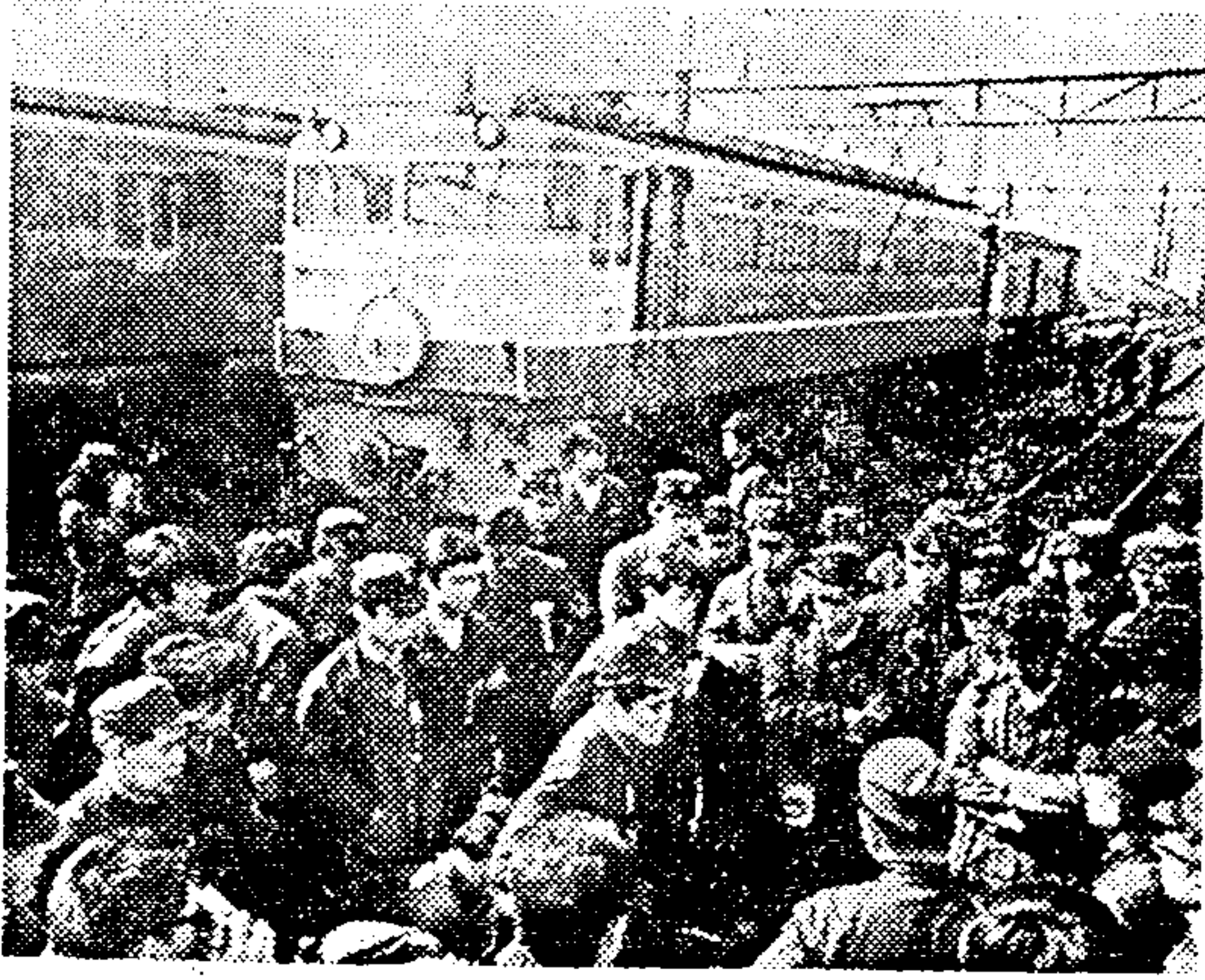
18

全交運・公労協、72春闘勝利交
運公労協スト宣言中央総決起大
会、二万人

海員組合、スト手段強化のため
の戦術拡大で第二指令、第一波
ストの5月5日まで延長と外航
船のライナーおよびタンカーの
出港拒否

マスコミ共闘主催、言論弾圧真
相報告緊急集会

鉄鋼大手四社、昨年と同額六〇
〇〇円(定昇込み七六五四円、



交運、公労協統一ゼネスト (4.27~28)

九・七%)回答、鉄鋼労連は20日の中央賃闘委で、一応評価できる回答と判断し収拾方向に向かう

化学同盟第三波統一スト

春闘共闘委第五回戦術委、「春闘決戦段階にのぞむわれわれの態度」として総がかりゼネスト決行の声明を発表

春闘共闘委代表、日経連幹部に労働時間短縮について申入れ、今後も時短問題で交渉して行くことで合意

国労と動労、公労協第一次統一行動に合わせて順法闘争(20日)に入る、23日以降の順法闘争、27・28日のストを指令

春闘共闘委の民間・交運・公労協一体の全国統一ストライキ決行、全国金属・化合労連・紙パ労連など民間三〇単産が二時間から二四時間のスト、全通・全電通など公労協六単産が二時間から半日のスト、スト参加人員一三〇万人、ほかに国労・動労の順法闘争、全林野時間外職場集会、東京では全都民間労働者72春闘勝利総決起集会
国労・動労共闘委、27・28日のスト戦術計画を決定

日高教第八回臨時中央委、5・19統一実力行使の組織化と当面する主要活動について決定

全林野第二三回臨時大会(21日)機構改革大量人減らし抜本的合理化計画粉碎の闘争方針を決定

電労連賃金・労働協約闘争委、26日の統一部分ストなど当面の闘争方針を決定

全通沖縄地本の争議妥結
国鉄運賃の値上げに反対する市民と労働者の請願行動集会

造船重機大手七社が七〇〇〇円の第二次回答、労連は不満とし26日に最終回答を要求

電機労連第二波統一スト、一〇中闘組合が二四時間スト
都市交通第四回臨時中央委、5・19ストを中心とした当面の計画を決定

メーデー実行委員会、スローガンなど実施要綱を決め三年ぶりに内閣打倒を打出す、また公明党の参加が初めて実現
安保破棄中央実行委、ハノイ・ハイフォン爆撃糾弾、インドシナ人民支援緊急中央集会
日経連第二五回定時総会、事業計画などを決定、当面の春闘対

策で意思統一、役員を再選、宮本一郎新事務局長を承認

東京春闘共闘委、4・21春闘勝利青年婦人労働者中央総決起集会、四五〇〇人

私鉄総連第一波二四時間スト、大手七社は全日スト実施、四社で集改札スト

公労協の国労・動労を除く各組合に定昇込みで昨年と同額の回答

公労協各組合、第一次回答を拒否、公労委に調停を申請、回答の出来ない国労と動労はさらに順法闘争を強化して抗議

全織同盟賃闘先行グループのうち交渉の決裂した地織八組合がストに突入

日教組全国戦術会議、5・19スト決行を確認
全日自労第三次中央行動(27日)

民社党のスト規制法撤廃特別委がまとめた同法撤廃法案が国会に提出され、電労連の撤廃運動は新段階へ

同盟全官公賃闘総決起集会
全鉱第一九回中央委、5月決戦にのぞむ方針を決定
電機労連第三波統一スト、五組



第43回メーデー

27

合が四八時間ストに突入、六組合の集約を確認
紙パ労連一五組合、二、二四時間スト
食品労連第三波統一スト
全林野現場部門第二波半日スト
郵政省、全通の4・20スト参加者二三五人の処分を発令
電労連半日職場放棄に突入、東京電労妥結
春闘共闘委・社保協共催、健保改悪阻止・医療保障制度の確立を要求する決起集会
労働安全衛生法案、衆院を通過
産業労働懇話会定期会合、春闘をテーマに話し合い
交運・公労協統一ゼネスト決行、私鉄総連大手一〇組合第二波四八時間スト、国労・動労二四時間反覆スト突入、私鉄中小・造船・電機・港湾などもスト、難航を続けた中労委・公労委のあつせん調停作業はまず私鉄が一萬〇二〇〇〇円のあつせん案で妥結して午前中でストを中止、公労協も夜に入って九七〇一円の最終解決案を受諾、国労・動労は午後八時スト中止を指令、全日通も一萬二〇〇〇〇円で妥結、春闘共闘委は4・27、28ストの

28

收拾に当たっての声明を発表するとともに公労協ストに対する不当処分を出さないよう政府に申入れ
同盟執行評議会、労働金庫の全国統合に反対の方針決める
沖縄全軍労臨時大会、三役辞任現職の制服自衛官五人が防衛庁に沖縄派遣反対などの要求書を提出
春闘共闘委の春闘民間共闘連絡会議、5月段階の方針を決める
造船重機労連、九五〇〇円（一六・九一％）の第四次回答を得て今次賃闘を終結
海員組合、スト対象船・対象港追加による外航スト強化を指令
沖縄復帰協主催、米軍施政権下で最後の、完全復帰を要求する4・28県民総決起大会
農村労連第八回定期大会（30日）運動方針を決定
私鉄総連中小未解決組合スト
国民救援会など四団体共催、メーデー事件被告と家族をかこむ全国の集い

2

明党も参加
中央統一メーデー・スローガン
一、大幅賃上獲得、労働時間短縮と週休二日制の実現
二、健保改悪反対、年金・医療制度の抜本改善
三、物価値上げ反対、大幅減税、公害の絶滅
四、憲法改悪反対、核も基地もない豊かな沖縄実現
五、佐藤内閣打倒、国会の即時解散

3

動労第三回全国代表者会議、72春闘を中心とする経過と当面の取り組みについて意見交換
国公共闘、階層別人事院交渉の第一回として母性保護要求で交渉

4

私鉄総連中小未解決組合、各地連単位に第四波スト（5日）
護憲連合主催、憲法二五周年記念中央集会

5

海員、汽船内・外航部門に第二波スト指令、戦術を拡大し全船の夜荷役拒否と外地向け出港拒否、また漁船部門の第三波スト無期限延長と第四波ストを指令、突入

5月

1 第四三回メーデー、全国八八七会場に二九〇万人、中央統一メーデー二五万人、今年からは公

海員汽船部門第二波スト突入
日青協第二三回定期大会（7



沖縄協定発効、本土と沖縄で抗議行動

- 7 民放労連第三三回臨時大会（8日）中央委員会を臨時大会に切りかえ、日本テレビ労組支援と毎日放送スト弾圧事件に関する特別方針ならびに夏闘方針を決定
- 8 合化労連代表者会議、合理化闘争中の組合でも昨年並み獲得までたかうことを申合わせ
経済協力開発機構（OECD）対日労働力政策調査結果を発表
春闘共闘委第三回共闘委、健保・運賃値上げ両法案粉碎で5・19統一行動を設定
米軍、北ベトナム港湾の機雷敷設による封鎖発表、総評など抗議声明
- 9 国労全国戦術委員長会議、春闘の成果と欠陥についての中間総括を討議、仲裁裁定完全実施・配分・処分とのたたかいなどについて決定
政労協第五回拡大評議員会、5月段階の賃金闘争方針と夏闘方針を決定
食品労連第四波統一スト
同盟執行評議会、72年度下半期活動計画案をまとめる
全職同盟統一賃闘、綿紡大手九
- 10 社・羊毛二〇社・染色八社・生糸六社の集団交渉・連合交渉いずれも決裂、12日中労委に提訴、12日には化繊・麻・亜麻なども交渉決裂
公労委仲裁委員会の国労・動労・鉄労・全電通・電電新労・日林労に対する事情聴取が行なわれる
春闘共闘委・中央社保協主催、健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ反対中央総決起集会
公務員共闘、大幅賃上げ要求貫徹ストライキ宣言中央集会
全鉱六企連、賃上げ要求二四時間スト、引続き13日から四企連の重点無期限スト
全日通第二五回中央委、時短・定年延長などを内容とする労働協約改定闘争方針を決定
政府、沖縄通貨交換レートを一ドル三〇五円と決め大蔵省告示国公共闘、健康維持と災害保障について人事院交渉
海員漁船四部門の労働協約改定闘争、船中労委の職権あっせん案が提示され妥結
海員、汽船外内航の第二波ストを5月25日まで一〇日間延長するよう指令
日米沖縄協定発効で沖縄施政権
- 11 返還さる、核も基地もない沖縄の全面返還を要求する大衆行動が全国的に展開され、統一中央集会は社共両党・総評など一二団体主催で四万人が参加、総評は「沖縄施政権返還に当って」との幹事会声明を発表、沖縄では復帰協が「沖縄処分」抗議5・15県民総決起大会、動労東京地本は全面返還要求で順法闘争
全職同盟第二回中央闘争委、6月1日以降統一スト突入決める
全炭鉱第二一回定期年会（17日）47年行動方針を決定
市銀連第一七回大会（17日）運動方針・完全週休二日制要求などを決定
食品労連第五波統一スト
総評緊急単産委員長会議、6・23反安保デーに向けてベトナム戦争反対の一日共闘方式の抗議集会を積上げて行くとの当面の闘争方針を協議
海員全内航の調停打ち切り決定、全内航は18日スト通告
動力車労組第七三回臨時中央委72春闘を中間総括、当面の行動について決定
同盟第二六回中央評議会、72年度下半期活動計画を決定、海員
- 12 13 14 15 16 17 18



公務員共闘第1波スト

- 争議支援決議を採択
公務員共闘、賃上げ問題、特に4月実施について政府交渉
日経連常任理事会、沖縄の本土復帰に伴う決議などを承認
公務員共闘第一波スト、日教組・自治労・都市交通・全農林などが早朝一時間スト、国共共闘は第三次統一行動として地域ごとに早朝統一決起集会
- 22 総評民間単産会議、春闘未解決組合に関する情勢分析を行ない特に合理化問題とからんでいる組合の支援強化など申合わせ
出版労協第三回中央委、夏闘方針を決定
- 21 市川総評議長、札幌の記者会見で労働戦線統一に臨む総評の運動路線について新たに統一「七原則」示す
海員、全内航の22日～30日の第一波ストを指令
総評幹事会、大木事務局長が72年度運動方針の骨格についての構想を示し方針原案のまとめに入る、引続き26日まで長期路線委員会、単産委員長会議、統一対策委を相次いで開き、とくに戦線統一方針については当面四原則で対処することを確認
- 20 総評民間単産会議、春闘未解決組合に関する情勢分析を行ない特に合理化問題とからんでいる組合の支援強化など申合わせ
出版労協第三回中央委、夏闘方針を決定
- 19 争議支援決議を採択
公務員共闘、賃上げ問題、特に4月実施について政府交渉
日経連常任理事会、沖縄の本土復帰に伴う決議などを承認
公務員共闘第一波スト、日教組・自治労・都市交通・全農林などが早朝一時間スト、国共共闘は第三次統一行動として地域ごとに早朝統一決起集会
- 23 全国自動車第四〇回中央委（23日）10月に結成される自動車総連への発展的解消の方向を正式決定
ニクソン米大統領がモスクワを訪問、米ソ首脳会談始まる、28日共同コミュニケと米ソ関係に関する基本的原則に調印
炭労大手二四時間スト
政労協第四波統一スト、八単組が全日ないし三〇分の時限スト
海員、外航第二波ストの一〇日間延長と、内航の一部船舶完全ストを含む第三波一日間のストを指令
全商連第二七回定期総会（25日）
経済審議会の物価・所得・生産性委員会、所得政策について、わが国の現状では採用すべきでないとの結論の研究報告をまとめる
経団連総会
総評労働基本権特別委、スト権奪還闘争のたたかい方と公制審対策について協議
全化同盟第三回中央委、夏闘・週休二日制・定年延長の要求と方針を決定
全石油第四九回中央委、一時金
- 24 全国自動車第四〇回中央委（23日）10月に結成される自動車総連への発展的解消の方向を正式決定
ニクソン米大統領がモスクワを訪問、米ソ首脳会談始まる、28日共同コミュニケと米ソ関係に関する基本的原則に調印
炭労大手二四時間スト
政労協第四波統一スト、八単組が全日ないし三〇分の時限スト
海員、外航第二波ストの一〇日間延長と、内航の一部船舶完全ストを含む第三波一日間のストを指令
全商連第二七回定期総会（25日）
経済審議会の物価・所得・生産性委員会、所得政策について、わが国の現状では採用すべきでないとの結論の研究報告をまとめる
経団連総会
総評労働基本権特別委、スト権奪還闘争のたたかい方と公制審対策について協議
全化同盟第三回中央委、夏闘・週休二日制・定年延長の要求と方針を決定
全石油第四九回中央委、一時金
- 25 日放労第六〇回中央委（27日）総点検・総討議活動の結果を待寄り、来年度活動の主要な柱を討議
都市交通第五回中央委、賃金闘争・権利闘争方針を決定
全林野、日給制職員の常勤制確立による処遇改善を要求して半日スト
健康保険法改正案が衆院を通過
総評は「断固反対する」との声明を発表、参院段階で同法案と国鉄運賃値上げ法案とを廃案にさせるための緊急行動を指示
四日市公害訴訟の原告団・弁護団・支援団体の代表が上京、被告企業四社に「判決を待つことなく非を認め、直ちに要求額全額を支払え」と訴え
石炭大手各社、一万二四六円を回答、炭労と全炭鉱はストを解
- 26 闘争方針を決定
全国セメント第九〇回中央委（25日）春闘中間総括と夏季一時金共闘方針を決定
全医労第二六回定期大会（27日）運動方針を決定
全日農食管対策特別委、今年の米価要求を一俵正味一万四八二〇円と決定
日放労第六〇回中央委（27日）総点検・総討議活動の結果を待寄り、来年度活動の主要な柱を討議
都市交通第五回中央委、賃金闘争・権利闘争方針を決定
全林野、日給制職員の常勤制確立による処遇改善を要求して半日スト
健康保険法改正案が衆院を通過
総評は「断固反対する」との声明を発表、参院段階で同法案と国鉄運賃値上げ法案とを廃案にさせるための緊急行動を指示
四日市公害訴訟の原告団・弁護団・支援団体の代表が上京、被告企業四社に「判決を待つことなく非を認め、直ちに要求額全額を支払え」と訴え
石炭大手各社、一万二四六円を回答、炭労と全炭鉱はストを解



アメリカのベトナム侵略拡大糾弾6.1中央集会

- 除
自動車労連第七回中央委、夏期一時金方針・自動車総連綱領規約案など決定
自治労第五回中央委（27日）
当面の闘争方針を決定
全織同盟賃闘、化繊・麻・生系の三部会があっせん不調でスト通告、羊毛・綿紡の両部会は妥結に向かう
総評・東京地評共催、現在最高裁で係争中の全通猿払事件など基本権にからまる七事件の勝利をめざす中央行動（27日）討論集会
総評合理化反対共闘委、合理化反対拠点共闘全国交流集会（27日）
国民文化会議72年度大会
公労委、三公社五現業関係の賃金紛争についての仲裁裁定書を労使に交付、七・一％プラス二五〇〇円原資をもって引上げ
船舶通信士労組第二回定期大会活動方針を決定
部落解放同盟、部落解放研究第六回全国集会（29日）
造船重機労連第一回中央委（29日）年間一時金要求など当面する諸方針を決定
- 28
29
全機金第四回中央委（30日）春闘の点検と中間総括
自治労連第三回定期大会、運動方針を決定
アジア・太平洋民主社会主義政
党会議（6月1日・シンガポール）七カ国八政党が参加、日本から民社党が代表を派遣
総評幹事会、72年度運動方針第一次草案をまとめ発表
春闘共闘委代表、労相と会見して最賃・労基法改正（時短・労災）雇用保障などについて具体的な回答迫る
全金同盟第三回中央委（30日）IMF・JC加盟と8月大会での単一化を決定
海員、内航の第三波スト強化を指令、全内航にもスト延長指令
全日自労、夏の手当をふやせ、日雇健保の改善を要求して中央行動（31日）
労働四団体、参院の社公民三党に対し健保改悪法案を廃案に持ち込むよう要請
政労協建設共闘スト突入（4日）
全農林第四八回中央委（31日）春闘中間総括
総評第一六回教宣全国集会（1日）
紙パ友好労連第八回幹事会（31日）新産別組織の結成大会を11月7、8日と決定
テルアビブ空港でパレスチナ人民戦線につながる日本人三人が小銃を乱射、手投弾を投げ、多数の死傷者を出す
総評第七回評議員会、運動方針第一次草案を討議、当面のベトナム反戦平和行動計画を確認
全織同盟賃闘、一部を残してほぼ終息、1日のストは地織関係などで三三組合が突入するにとどまる
経済協力開発機構（OECD）労働力・社会問題委員会（パリ）、対日労働力政策調査の結論を採択
日高教第三七回定期大会（3日）運動方針を決定
- 30
31
6月
1
社共・総評など主催、アメリカのベトナム侵略拡大糾弾・日本からの出撃・補給反対・インドシナ人民支援6・1中央集会、九〇〇〇人
炭労第七回緊急中央委、政策闘争で6月7、8日、14、15日に四八時間ストを設定

全日通の労働協約改定闘争、来春4月時短実施などの回答を得て妥結

中央労働会議第四回全国活動者会議（13日）日本農業を守る

たたかい・出稼対策など討議

2 労働安全衛生法案、参院で可決成立

3 海員、外航部門の4日以降11日までの完全スト突入を指令、内航部門に対しても第三波ストの12日まで延長を指令

春闘共闘委と中央社保協、厚生省中庭で健保・国鉄運賃両法案の廃案をめざす労働者・市民の中央集会

4 海員外航、南洋材専用船を除く全船舶が完全ストに入る

「かけがえない地球と生命を守ろう」国際統一行動、世界各地で展開され、東京はじめ日本各地でも市民集会

5 炭労、石炭政策確立要求第三次中央行動（10日）

海員全内航、賃上げ一万一三八円で妥結

日教組全国戦術会議、7日13日第二次統一ストなど6・7月段階のたたかいの進め方について確認

化労協単産委員長会議、72年春闘の総括を討議

国連人間環境会議（17日・ストックホルム）人間環境宣言を採択

6 政府閣議、国鉄を除いて仲裁裁定の完全実施を了解、国労と動労は抗議声明

全駐労、直接ベトナム侵略に関連する作業について超勤や危険作業を拒否すると防衛庁に申入れ

全司法諸要求貫徹中央総決起集会

7 全民懇幹事会（18日）春闘以後の課題について決議、市川総評議長の新七原則を批判

炭労、石炭政策闘争で四八時間スト

春闘共闘教宣対策委員会、春闘五カ月間の活動を総括

交通労連、海員ストによる滞貨の振替え輸送拒否、海員争議支援を決議

ILO第五七回総会（27日・ジュネーブ）

フランスCGT、賃上げ要求で一六〇万人の労働者が二四時間ゼネスト

8 統一連絡会議の窓口四単産（私

鉄総連・全織同盟・電機労連・全機金）打合わせ会、17日の連絡会議第四回合会を前に路線問題討議の取扱いを検討

海員組合中央総決起大会、要求貫徹決議

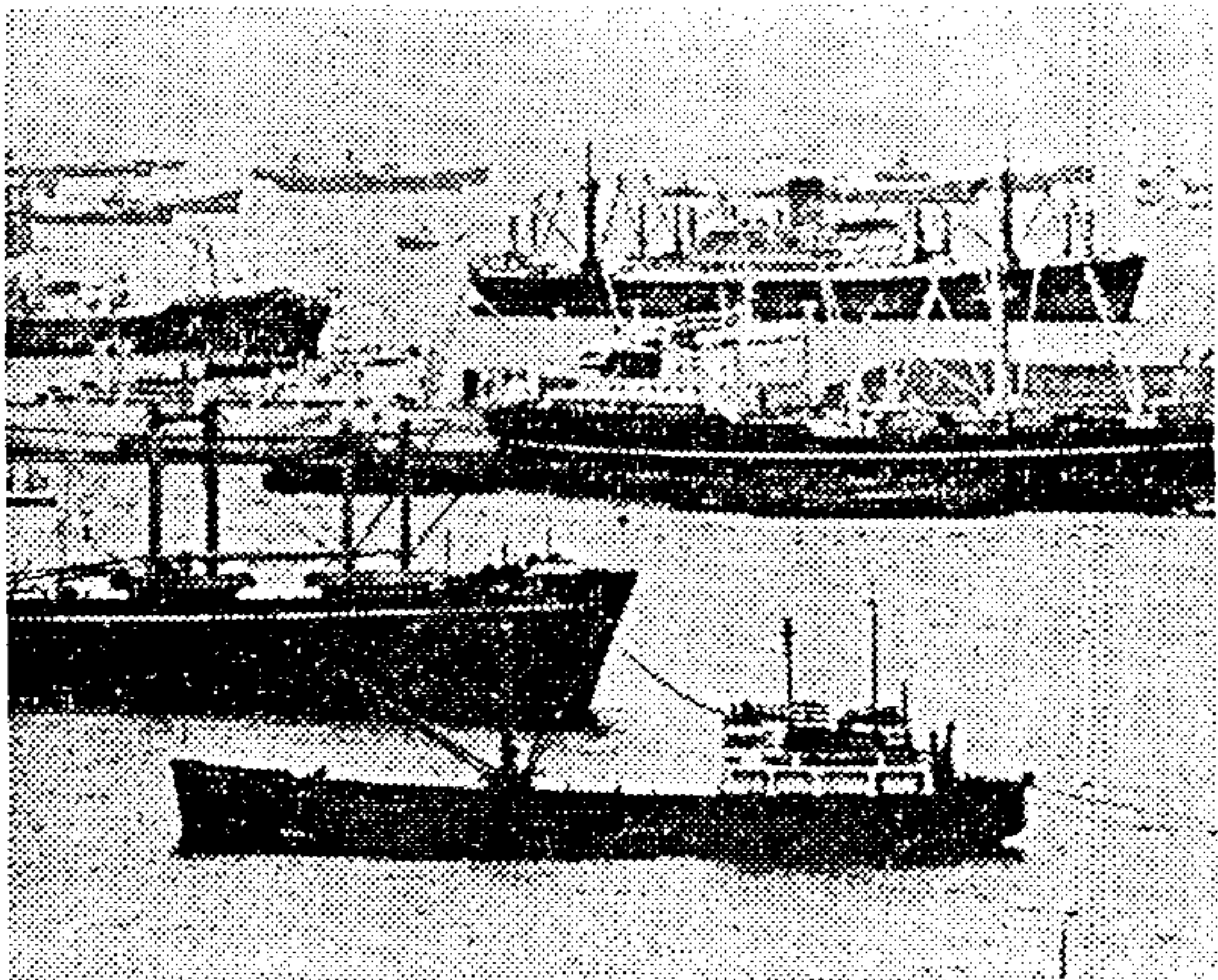
全国港湾労組連絡会議と日本港運協会、団体交渉に関する確認書を交付、4月20日以降六大港を中心に続けられてきた無期限ストのピケは五〇日ぶりに解かる

国公共闘第一五回評議員会、国公統一賃金要求などで7月13日公務員共闘第二波スト（早朝二九分）を決定

9 海員、内外航とも第三波ストをさらに一〇日間延長と決める同盟、健保改悪粉碎中央決起集会

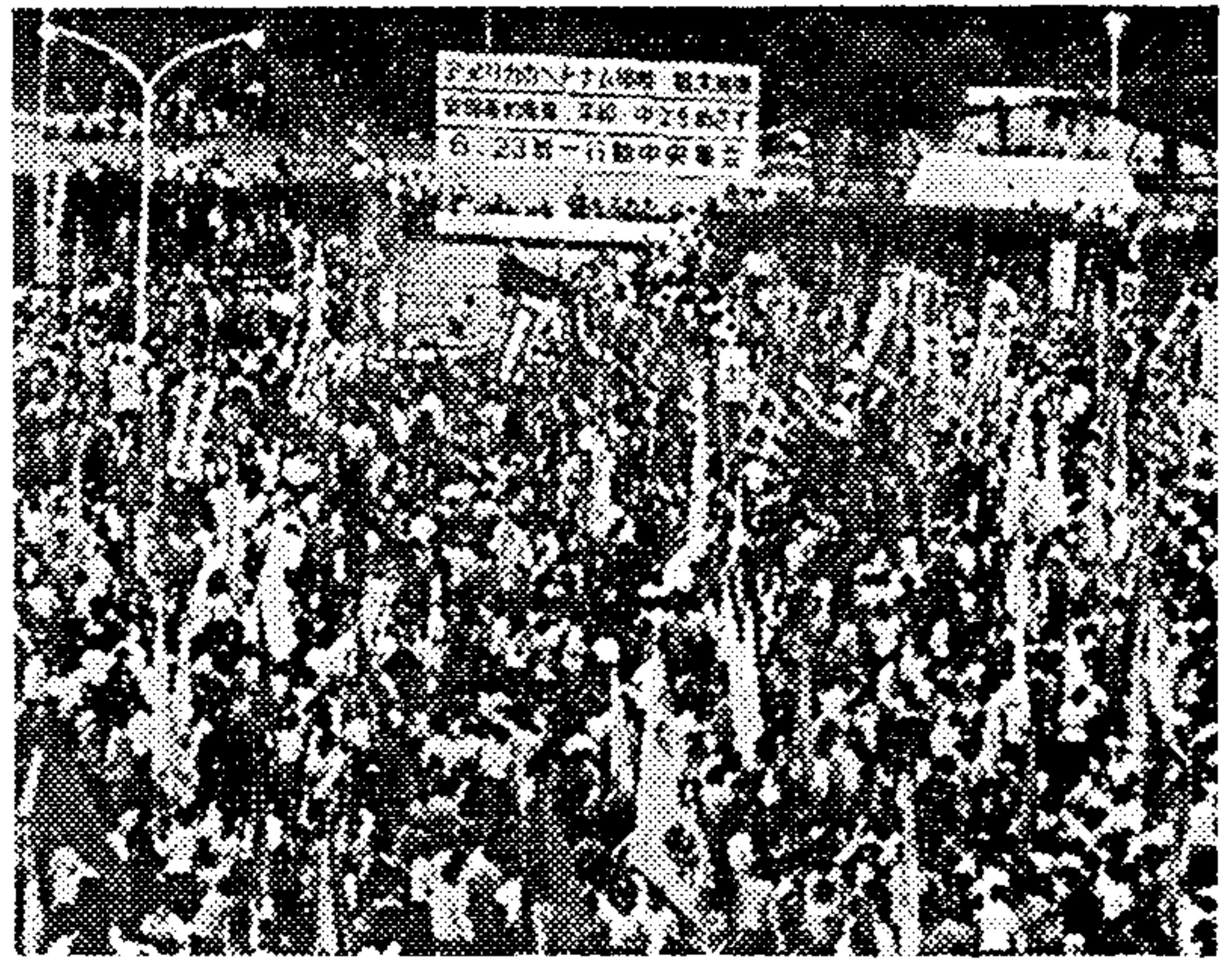
IMF・JC賃闘連絡会議、一応解散、72年賃闘評価は新年度活動方針のなかで行なう

国労と動労、ベトナム侵略拡大に抗議、米軍と自衛隊基地への輸送線を拠点として強力順法闘争（16日）さらに国鉄のみ仲裁裁定不履行の政府決定に抗議して22日まで順法闘争拡大強化を指令



海員90日間にわたる長期スト

- 14 反安保全国実行委・護憲連合・原水禁主催、核武装反対・基地撤去・反自衛隊闘争全国活動者集会（11日・立川）
- 11 自衛隊の立川基地・沖縄移駐に反対し、横田基地からのベトナム出撃を糾弾する全都総決起集会（立川）二万八〇〇〇人
- 12 日教組の教育制度検討委員会、第二次報告「日本の教育をどう改めるべきか」を採択、日教組委員長に報告
- 13 春闘民間共闘委員会春闘総括会議（14日）
全官公賃闘委、人事院勧告にむけての国公・地公部会の具体的活動スケジュール決める
電通共闘第一二回定期評議員会（14日）運動方針を決定
国労・動労、仲裁裁定の完全実施を要求して第二波強力順法闘争（16日）
公明党第一〇回定期大会（14日）72年度活動方針を決定
全国民労協第二回幹事会、躍進総会開催にむけての活動計画を決める
炭労、第二波四八時間ストを中止、鉱業審議会答申にむけての体制立直しをはかる
- 15 海員争議、内航・外航とも交渉を再開
全国ゴム労組統一問題懇談会、代表者会議を設置して統一問題を協議の方針
総評、健保改悪・国鉄運賃値上げ反対緊急動員
商業労連第三回定期大会（16日）運動方針を決定
電労連第四回評議員会、賃金・労協闘争の総括を承認
第六八通常国会閉会、健康保険法改正案と国鉄運賃値上げ法案は廃棄となり、総評など声明を発表
鉄労、仲裁裁定を実施しない場合はストも辞せずと声明
化労研第五回総会、全石化と定期会合を通じて賃金・産業政策などの共同作業を行なうことを承認
ILO労働者側代表者会議で安養寺自治労書記長が最高点で理事に当選
戦線統一民間単産連絡会議第四回会合、路線についての本格的な論議は一カ月後の次回から始めることを申合わせ
総評緊急幹事会と単産委員長会議、国鉄関係の仲裁裁定の継続
- 16 審議に対処し、国労・動労支援のための臨時大会招集と一人千円カンパを決める
国労・動労共闘委員会、仲裁裁定継続審議に抗議し20、22日の強力順法闘争を決め、声明発表
佐藤首相が退陣を表明
ベトナム反戦・基地撤去を要求して、東西で集会、横須賀では反安保全国実行委など四団体共催でベトナム出撃抗議・基地撤去6・18関東地区大集会、岩国で6・18中四国大集会
- 17 春闘共闘委第四回共闘委（春闘総括会議）、春闘中間総括を確認
国労・動労の仲裁裁定完全実施などで第二春闘展開を確認
日教組第四一回定期大会（22日）運動方針を決定
海員組合、内航第三波スト延長と外航第四波スト突入を指令
国労と動労、仲裁裁定の完全実施を要求して新幹線と国電を含めた第三波強力順法闘争に突入（22日）
総評の全国反合理化東京総行動首切り・組織破壊に反対し、争議中の組合を支援、二〇〇〇人の抗議団が三井物産や住友・富士岡銀行、通産・労働・大蔵の
- 18 20
- 19
- 20



6.23統一行動

- 21 各省に対して抗議行動、夜は討論集会全国二〇カ所の拠点でも統一行動
全職同盟第六七回中央委、賃闘の成果と反省を含めた一般報告を承認、海員争議支援決議
全労働第一五回定期大会（一23日）7・13スト決議を確認、73年賃闘スト権を確立
春闘共闘委・時短共闘委、時短闘争を前進させるための中央討論集会
私鉄総連第五回中央委（一22日）一年間のたたかいの総括と新運動方針案について論議
全郵政第八回定期大会（一24日）運動方針を決定
電機労連第二〇回定期大会（一24日）運動方針を決定
印刷局、全印刷の春闘に対し七〇七名を処分
海員組合長ら、運輸相とトップ会談、双方の主張が平行線のまゝ物別れ
全電通第二五回定期大会（一26日）第五次五カ年計画に対決し生活向上をたたかいとるとの運動方針を決定
23 政府、国鉄職員の賃上げに関し仲裁裁定を完全に実施する方針
- 22 各省に対して抗議行動、夜は討論集会全国二〇カ所の拠点でも統一行動
全職同盟第六七回中央委、賃闘の成果と反省を含めた一般報告を承認、海員争議支援決議
全労働第一五回定期大会（一23日）7・13スト決議を確認、73年賃闘スト権を確立
春闘共闘委・時短共闘委、時短闘争を前進させるための中央討論集会
私鉄総連第五回中央委（一22日）一年間のたたかいの総括と新運動方針案について論議
全郵政第八回定期大会（一24日）運動方針を決定
電機労連第二〇回定期大会（一24日）運動方針を決定
印刷局、全印刷の春闘に対し七〇七名を処分
海員組合長ら、運輸相とトップ会談、双方の主張が平行線のまゝ物別れ
全電通第二五回定期大会（一26日）第五次五カ年計画に対決し生活向上をたたかいとるとの運動方針を決定
23 政府、国鉄職員の賃上げに関し仲裁裁定を完全に実施する方針
- 24 全通第二五回定期大会（一28日）運動方針を決定
海員第一二一回臨時全国評議会争議資金補充のための特別賦課金徴収を決める
日教連第三回定期大会、運動方針を決定
沖縄県知事・県議選、革新共闘会議の推す屋良知事当選
公務員共闘中央動員（一28日）賃上げと4月実施を要求、各省と人事院に連日交渉
動力車労組の4・27ストにおける暴行傷害容疑で動労東京地本など二三カ所が搜索され一二人逮捕さる、動労は抗議声明、29日から一週間の抗議順法闘争を指令
27 総評第八回拡大評議会（一30日）72年度運動方針草案を討議
船員中労委、海員外航部門の協約改定について職権あっせん案を提示、海員は拒否回答
石炭鉱業審議会、来年度から四年間の第五次石炭対策として五〇年度二千万トン体制を答申、炭労は「石炭産業ぶっつぶし政策」と非難の声明を発表し一時間五〇分の抗議スト
同盟・全官公賃闘総決起集会
26 鉄労第一一回中央委（一24日）仲裁裁定をめぐる公労法第一六条項の発動と本部指導を論議
総評戦線統一対策委、幹事会のまとめた「労働戦線統一にかなする総評の考え方」七項目を討論、素材として大衆討議にけることを確認
社共など一四団体と文化人二人の発起による、アメリカのベトナム侵略拡大糾弾・安保条約廃棄・平和中立をめざす6・23統一行動中央集会、三万人
食管連・総評などの代表、経企庁長官に対し消費者米価の値上げ反対を申入れ
25 動力車労組全国代表者会議、仲裁完全実施のたたかいの成果を確認、不当処分に対する取組みについて協議
総評、国労・動労の闘争収拾に伴い29日の臨時大会を中止

30

同盟緊急執行評議会、海員スト支援について、第二次融資一〇億円の準備、一人一〇〇円支援カンパ要請などを決める

港湾労組連絡会議と港運協会との第二回団交で、団交の名称を中央港湾団体交渉とすることが決まり、組合側から要求四項目

について具体的な説明
昭和四十六年労働経済の分析（労働白書）閣議了承

序章 この時期の概観

1 国際・国内情勢の特徴

一九七一年半ばから七二年にかけての国際情勢の特徴は、米ソの両国体制から中華人民共和国の国際政治への復帰を契機として生み出された三極構造、さらにはEC、日本等を加えた多極化現象が表面化したことにある。このことは世界の政治・経済の面でアメリカが長らく維持してきた圧倒的な優位が崩れたことを意味している。

以上のような国際社会の変質をもたらした大きな要因は、アメリカの対中国政策の転換であった。すなわちアメリカはアジアに対する軍事的介入がゆきづまるにつれて中華人民共和国との間の関係を正常化する必要に迫られ、また中国の国際的地位が高まるにつれて中国孤立政策を維持することが困難になった。その結果、キッシンジャー補佐官は中国を訪問し、ニクソン大統領が一九七二年二月に中国を訪問することについて米中間の合意が成立した。

国際政治における新しい動きを背景にして、中国は積極的な外交攻勢を展開したが、その中心的な性格は、国連における中小国の利益を代表して超大国批判をおこなうという立場を打ち出したことである。一方、ソ連はエジプト支援の姿勢を強め、インドとの間にも平和・友好・協力条約を締結した。欧州ではEC（欧州共同体）とイギリスとの間でイギリスをECに加盟させる合意が成立したが、このことは欧州の前途にとって大きな意義をもつものであった。また西ヨーロッパと東ヨーロッパの間の平和的共存を強めるための努力もつづけられ、ついに西ドイツと西ベルリン間の自由交通について米英仏ソの間に合意が成立した。

国際情勢の大きな転換にもかかわらず、七一年から七二年にかけてベトナムの戦火は消えず、かえってラオス・カンボジアに戦線は拡大するに至った。さらに米軍の撤兵計画の進展にもなあって、米軍を南ベトナム軍に肩がわりさせる

「ベトナム化」がおこなわれ、空軍力に重点をおく方針への変化にもとづく北爆が強化された。一方革命勢力側は、カンボジア、ラオス、南ベトナムの各地で攻勢に出、とくに南ベトナムにおける北ベトナム軍の戦闘によって米軍および南ベトナム政府軍の「平定計画」は崩壊の余儀なきに至り、米軍はついに北ベトナム全港湾の機雷による海上封鎖と、北爆のいっそうの強化にふみきった。

国内政治における中心的な問題は、第一に沖縄返還問題であった。すなわち沖縄返還協定の調印式は、七一年六月一七日におこなわれたが、協定内容については沖縄県民の間に不満が少なくなかった。一〇月一七日からひらかれた第六七回臨時国会においても、早期返還が先決であるとする政府・与党と、返還協定の修正ないし再交渉を主張する野党との対立がはげしく、ついに衆議院本会議における強行採決による協定承認という形をとった。

中心的問題の第二は、中国問題である。佐藤首相は、中国の国連参加には賛成、台湾の国連追放は重要事項という決定を下し、アメリカとともに共同提案国となって台湾の国連議席擁護をはかったが、採決で破れた。他方政府外では、日中接近のムードが高まり、自民党の藤山氏や財界からの訪中団が相ついだ。日中復交への動きは、佐藤首相の退陣によっていっそう本格化し、田中内閣のもとでまったく新しい段階を迎えるに至っている。

七一年八月一五日、ニクソン米大統領は、アメリカへの輸入品に対する一〇%の課徴金、ドルと金との交換の一時的停止などを内容とする新経済政策を発表した。このような政策の背景は、なによりアメリカ経済の地盤沈下であり、それはアメリカの国際収支の赤字に端的に表現されていた。アメリカ商務省の発表によると、七〇年の国際収支は約九八億ドルという史上最高の赤字となり、七一年に入ってこの傾向は急激に悪化した。赤字の重要な原因は、企業の海外投資、ベトナム戦争などの軍事支出、観光支出などによるドルの海外への流出であるが、七一年においては貿易収支自体が赤字に転落した。アメリカの貿易収支が赤字になった理由は、いうまでもなくアメリカ経済の国際競争力が低下したためであり、

とくに日本経済との国際競争力のひらきは、最近になってますます大きくなった。しかもアメリカ経済は、七〇年以降新たな不況に見まわれ、失業率は一時六％をこえるほどの高い水準を示した。七一年に入ってからようやく景気回復がはじまってきたが、なお失業率は低下せず、一方賃金や物価はいちじるしく上昇していわゆるスタグフレーションの様相が深まった。七二年秋に大統領選挙をひかえたニクソン大統領としては、一刻も早く景気を回復させ、約二〇〇万のアメリカ国民に対して雇用の機会を与える必要にせまられたのであり、そのためにアメリカ経済の国内的困難を国外の諸国の負担に転嫁して解決しようとする新経済政策を打ち出すことになった。

この新経済政策によるドル・ショックによって、わが国の経済は深刻な影響を受け、政府は七一年七月に残存輸入制限品目の削減・自由化の拡大などを主眼とする八項目の円対策を公表して、切上げ圧力の緩和をはかった。また戦後始めて変動相場制を採用し、そのため輸出入成約の困難などの混乱が現われた。七一年一二月、一〇カ国蔵相会議で各国間の通貨調整がまとまり、円のドルに対する基準レートは一六・八八％の切上げ、一ドル三〇八円と決定された。

ドル・ショックによって日本の経済は不況におちいり、とくに鉄鋼、化学、一般機械などでは四〇年不況を上回る過剰設備をかかえて、需給ギャップもいちじるしく大きくなった。また自動車、カラー・テレビなどにかわる成長商品も見当たらないため、産業界の設備投資意欲は沈滞した。このような経済の停滞が、輸出第一主義をとったわが国の経済体質にあるという批判が高まり、国内福祉型への政策転換が強い国民世論となった。

七一年には、経済の高度成長にともなう公害、環境汚染問題が深刻化し、地域住民の抵抗運動が活発化した。たとえば岸和田市では公害発生を理由に出光興産の石油精製工場の進出を拒否し、千葉県でも三菱系の富津コンビナート構想が御破産になり、また銚子市の東京電力火力発電所計画が延期されるなど、各地で地域住民の反対が現われた。さらに公害裁判においても原告側の被害者住民の勝訴が相ついだ。

2 不況による雇用情勢の変化と労働政策

一九七一年のわが国の労働力人口の伸びは、ここ数年に引きつづいていっそう鈍化した。すなわち七一年の労働力人口は五一七八万で、前年よりわずかに二五万（〇・五％）の伸びであり、とくに女子労働力人口は、ここ一〇年来はじめて前年より減少した。農林業就業者は、前年より七四万人（八・八％）の大幅な減を示し、非農林就業者は前年より九六万（二・三％）増加した。そこで就業者を第一次、第二次、第三次産業に分類してみると、第一次が八一四万（二五・九％）、第二次一八一三万（三五・五％）、第三次が二四八〇万（四八・五％）となった。

就業者の年齢構成をみると、高齢化の傾向が顕著にみられる。すなわち一九六〇年には二〇歳未満一一％、四五歳以上二九％であったが、四五年には、二〇歳未満が六％に減り、四五歳以上の中高年齢層が三二％に増大をみている。

一方農家人口は前年比一・五％減の二五八八万人となり、総人口に対するその割合も一％減の二五％となった。また農家数は前年にくらべて一・五％減り、五二六万戸になった。また農家の階層分化はいっそう進展し、二ヘクタール以上層がふえ、それ以下の中下層、なかんずく〇・五ヘクタール未満の最下層の減少がいちじるしい。農家の兼業化もさらに拡大し、全農家の八五％におよび、なかでも賃労働者家庭に近い第二種兼業農家が著増して、全農家の五五％を占めている。農家人口の農外流出も依然として継続し、七一年で農業就業人口は九六〇万人となり、全国総就業人口に占める割合は一九％に低下した。

このような就業構造の変化を背景とした労働市場の特徴をみると、第一に新規学卒の七一年三月における求人倍率は、中学六・八倍、高校四・〇倍といずれも前年を約一ポイント上回る状況になった。採用状況を規模別にみると、五〇〇人

以上の大企業へは中学で三六・六％、高校で四四・九％が就職しているが、一〇〇人未満の中小企業は雇用数が全体の六割を占めるにかかわらず、中卒三四・九％、高校二三・二％で、中小企業における新規学卒の採用困難がとくに顕著であった。しかし七二年の三月卒の場合は、若干需給が緩和している。

不況の影響がもっとも強かったのは、新規学卒をのぞく一般求人である。すなわち一般求人は、七〇年秋以降減少に転じ、七一年にはいっても減少をつづけた。その反面求職者の増加がつづいたため、七一年の有効求人倍率は、一・一二倍となり、七〇年の一・四一倍を下回って労働力需給の緩和がみられた。

産業界の雇用調整もさまざまな形で進行したが、労働省職業安定局の「雇用調整状況調査」は、雇用調整の手段として「中途採用の削減・停止」「残業規制」「新規学卒求人取消」などが多く、その他「本工職員の解雇」「希望退職募集」「一時帰休」などを採用する企業もみられた。とくに電機や繊維産業等で「一時帰休制」を採用する企業が現われるにつれて「一時帰休の制度化」を要求する主張が経営側と労働側の一部からもなされたが、七二年春に景気が底入れし、雇用情勢も漸次改善される方向に向かったので、一時帰休の制度化は実現をみなかった。

政府の労働政策の中心となったものは、前年にひきつづいて雇用政策であった。とくに七〇年秋以降の景気後退、七一年八月におけるドル・ショック、一二月の円切上げ等によってもたらされた不況の深刻化するなかで、企業は雇用調整をとりあげ、その結果中高年労働者の雇用不安がクローズ・アップされた。このような情勢のもとで「中高年雇用促進特別法」が成立した。この法律は、もともと失業対策事業のあり方をめぐる批判や紛争の過程を経てようやく成立したものであるが、その内容の骨組みは、中高年齢者の適職と、その範囲内における雇用率の設定、および中高年齢失業者等求職手帳制度の創設であった。この求職手帳の発給をうけた中高年失業者は、手帳の有効期間中、一定の条件のもとで各種手当をうけることとなった。この中高年雇用促進特別法にもられた求職手帳制度を中心とする施策は、ドル・ショック等国際

経済調整措置によって打撃を受けた輸出関連中小企業の雇用対策として適用された。また日繊維政府間協定によって打撃を受けた繊維産業からの離職者対策にも同様の施策が適用されることになった。

しかし一方において長期的にみれば労働力不足の基調はゆるがず、そのなかで産業・職業構造の変化や技術革新に伴う労働力の質的な需給のバランスの調整や、労働者の「生きがい」「働きがい」を充実させるような積極的なマンパワーの開発政策の必要が強調されるようになったのも、この一年間における雇用政策上の注目すべき現象であった。

政府の賃金政策の分野では、七〇年九月、中央最低賃金審議会から提出された「今後における最低賃金制度のあり方について」という答申にもとづき、労働省は七一年度を初年度とする「最低賃金の年次推進計画」を定め、以来この計画にもとづいて最低賃金制の普及をすすめることになった。この計画は、①一九七五年末までの五年間に三〇〇〇万人のすべての労働者に最低賃金の適用をはかることとし、②その具体的な進め方としては、産業別職業別の最低賃金の設定を進めるとともに、従来ほとんどとりあげられていなかった地域別の最低賃金を新たに設定することなどを内容とするものであった。この計画にもとづいて七一年度中には、一〇二件（新設六〇件、改正四二件）の産業別最低賃金と二件の地域別最低賃金が決定され、それ以前に決定されたものと併せて七二年三月末現在、最低賃金の決定件数は全国で四二七件となり、適用労働者数は一五八〇万にたっている。

一九七二年度政府予算大蔵省原案における社会保障関係費の対前年度比伸び率は、二一・五％であり、一般会計予算の伸び率二一・八％を下回っている。増加率の高いものは、医療費などの社会保険費で、社会福祉重視という政府のかけ声にもかかわらず、そのことは予算面に十分反映されていない。政府予算にもりこまれた社会保障施策の「目玉商品」としては、七〇歳以上の老人については、七三年一月から「医療費が無料」という恩典が与えられるほか、老齢福祉年金も月に一〇〇〇円引き上げられるといった程度にとどまっている。

他方、社会保障関係の審議会および国会の動向をみると、七二年一月、中央社会保険医療協議会はその総会で、斎藤厚相に一三・七%の医療料金引上げを二月一日から実施するよう建議した。この引上げ幅は、これまでの最高であり、七二年の公共料金値上げ攻勢に一段と拍車がかかることになった。一方、保険料の大幅引上げを内容とする健康保険法改正案について、社会保険審議会と、社会保障制度審議会は、七二年二月それぞれ答申をとりまとめて提出した。答申はいずれも政府案を強く批判する立場をとり、値上げ案の柱である標準報酬の改訂や特別保険料の新設徴収については、実質的に修正を求める見解を示していた。ところが政府はこれらの答申を無視した形で、厚生省原案どおり決定し、ただちに国会提出の手続きをとった。国会では与野党間において折衝がつづけられたが、ついに折合いがつかず審議未了となり、同案は不成立に終わった。

3 賃金上昇の停滞と合理化

一九七一年の名目賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一四・五%で、前年の一七・〇%を下回るに至った。六五年以降七〇年まで名目賃金は、額および率ともに増加し、いわゆる加速的上昇を示してきたのであるが、七一年に至ってはじめて額では前年よりも増加したが、率では低下するというパターンをとるに至り、賃金上昇の停滞が現われるに至った。このような賃金上昇の停滞は、いうまでもなく七一年八月のドル・ショックによって顕在化した不況の影響である。すなわち不況による労働力需要の減退は、前にのべたような一般求人倍率の低下となって現われ、そのような労働力の需給緩和が賃金水準の上昇にブレーキをかけた。

以上のような賃金上昇の鈍化にもかかわらず、七一年春の学卒初任給は、中卒・高卒ともいぜん二割近い上昇となった。

これは不況にもかかわらず、労働力不足による賃金上昇圧力がいぜん継続していることを物語っている。労働組合の春季賃上げ率は一五・〇％であり、前年の一八・三％にくらべると低い。しかし額においては九九〇七円で、五ケタを実現した単産が増加した。

企業間賃金構造をみると、まず大分類別の産業別賃金格差においては、製造業の賃金の相対的な低下が目立ち、規模別賃金格差は若干縮小する傾向を示している。しかし地域別賃金格差は、鉱業、製造業ともに若干拡大をみている。企業内賃金構造をみると、まずブルー・カラーとホワイト・カラーの賃金格差は、鉱業においてやや拡大し、製造業においてやや縮小している。また現金給与総額における男女別格差は前年よりも若干縮小し、年齢別賃金格差は、前年にひきつづいて大企業・中小企業ともに縮小がいちじるしい。

産業別の給与構成比率は、七〇年において仕事給・属人給の比率の増大が目立ち、それに反して非近代的な賃金の典型である総合給は大幅に減少している。このことからみても七〇年においては、労働力不足と賃金水準の上昇にもとづいていわゆる賃金の近代化が促進されたといつてよい。また夏季および年末の臨時給与の支給率は、前年よりも若干低下し、年間で三・九五カ月分となっている。賃金不払件数は前年とほとんど変わりがないが、差引不払金額は若干低下の傾向にある。

平均総実労働時間は、一八五・七時間で、七〇年より一・一％の減少であるが、それは所定外労働時間の減少によってもたらされたものである。総実労働時間は、企業の規模が小さくなればなるほど大きくなり、所定外労働時間は企業の規模が小さくなるほど短くなっている。週休二日制を採用する企業もしだいに増加しつつあり、時間短縮は、七一年も着実に進行している。

ところで、不況の深刻化にもとづいて、企業の合理化は一段と強化された。それは重化学工業部門の大規模なスクラッ

プ・アンド・ビルドを促進する契機となり、かつ産業再編成を進める刺激剤となった。もちろん合理化の現われ方は、産業、業種ごとに異なっている。これを類型化すれば、①鉄鋼のように大規模なスクラップ・アンド・ビルド計画を推進しながらも、本工自体の解雇問題には至らないもの、②化学、電機のように、業界再編ともからみ、全面的な合理化が進行しているもの、③ドル・ショック等のあおりをまともに受け、とくに中小企業を中心に影響の深刻な繊維産業、④ドル・ショックの影響もあるが、それ以前に「衰退産業」としてスクラップ化の進行している石炭鉱業の場合、⑤不況の影響とはさほど関係なしに、合理化の進行している私鉄、公共部門などである。

合理化の具体的な手段は、前述した雇用調整による人員の削減、技術革新による省力化、職務遂行協力を評価対象とする人事・賃金管理の確立、知識・技術・技能を高度化するための自己開発、目標管理やZD運動などの「能力主義管理」などが積極的にとりあげられている。また私鉄・公共部門の場合は、必要人員の削減、生産性運動などがとりあげられ、とくに後者は組合の権利問題と不可分なので、組合運動における大きな闘争テーマとなった。

4 労働争議の年間動向と賃金闘争

七一年には、不況のもとでの労資の対立の激化を反映して労働争議が多発し、とりわけ争議行為を伴う争議が件数、参加人員ともに労働運動史上最高の六〇八二件、約三六二万三〇〇〇人を記録した。このうち同盟罷業は件数で最高、参加人員ではこれまでの最高である四八年につぐ数を示し、四時間未満の争議も件数、参加人員ともに最高であった。

争議行為を伴う争議が多発した理由の第一は、二、五月における春季賃上げ闘争の高揚によってこの期間の同盟罷業その他のによる労働損失日数が、対前年比八〇%増の四六〇万六〇〇〇日となり、四時間未満の罷業の行為参加人員も対前年

比七五%増の約一二万三〇〇〇人を記録したことにあり、理由の第二は、秋から年末にかけて不況がいつそう深刻になるなかで、沖縄返還協定批准反対の政治的要求が年末一時金要求と結合してたたかわれ、ここでも争議行為を伴う争議が例年になく高揚をみたことにある。

産業別にみると、わが国の労働組合員数七七・六%を占める四大部門（製造業、運輸通信業、サービス業、公務）のいずれにおいても争議行為を伴う争議が件数、参加人員ともに前年を上回った。しかし製造業中分類別によれば、やや長期的にみると、繊維、衣服、パルプ、紙、化学、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器などの諸部門では、争議は停滞もしくは減少の傾向をとっている。

企業規模別にみると、総争議も争議行為を伴う争議もともにすべての規模にわたって増大しているが、常用労働者九九人以下の小・零細規模の増大率が少ないこと、組合員一〇〇人当りの争議行為参加人員と労働損失日数が企業規模が小さくなるにつれて順次少なくなっているのが目立つ。

主要団体別に争議をみると、例年どおり件数、参加人員ともに総評の占める割合が高く、総争議参加人員の七〇・四%、争議行為参加人員の五六・五%となっている。これに対して同盟は争議行為参加人員の六・一%を占めたにすぎなかった。また主要団体のいずれにも加盟していない組合員——労働組合員総数の三四・九%を占める——も争議行為参加人員の一二・四%を占めたにすぎず、この点では同盟と類似の傾向を示した。

要求事項別に七一年の争議行為を伴う争議をみると、賃金増額要求を掲げたものが、前年の二倍以上の四二三〇件となり、また政治要求にもとづく争議件数の増大したのが目立っている。

さて七一年の春季賃金闘争にひきつづいておこなわれた秋季年末闘争は、沖縄返還協定批准闘争を中心とした政治的色彩の強い闘争となった。すなわち総評は、九月の第一回拡大評議員会において、労働条件改善のたたかい、いのちとく

しを守るたたかい、沖縄返還協定批准などの平和と民主主義を守るたたかいの三つを主目標とし、「核と基地のない」沖縄をとりかえすたたかいに最大の力量を集中し、佐藤内閣打倒の積極的なイニシアチブを発揮する、との方針を決定、一〇月二一日の第一次統一行動を皮切りに運動を盛り上げ、十一月一九日の第二次統一行動をやマとしてたたかうこととした。また、同盟は九月の執評で、ニクソン新政策に対処するために「佐藤内閣の責任を強く追及する」との立場にたつて「政策転換要求闘争」を組織し、政府に対してニクソン政策による混乱を最少限にいとめること、などを要求することを決め、一〇月二二日、十一月一九日に集会をひらき大衆行動を実施することとした。

闘争は、総評を中心とする一〇・二一の統一行動を皮切りに進められ、十一月一〇日以降連日、集会、国会請願がおこなわれ、一九日にはストライキを中心とする第二次統一行動が実施された。一九日のストは、六九年の一一・一三闘争（約九四万人）、六〇年安保闘争の六・四闘争（約七七万人）につぐ規模（約七六万人）であり、集会も七〇年の六・二三安保闘争（約七七万人）につぐ規模（約五三万人）であった。その後も一一・三〇統一行動、一二月六・八日、さらに一一日、二二日にも統一行動が実施されたが、十一月二四日に批准案件が自民、民社、公明三党出席のもとで審議され、可決されて以降は、逐次低調になっていった。

七二年春闘は、前年の一〇月一四日春闘共闘委員会の発足を出発点として展開されたが、その背景としては、つぎのような諸点を指摘することができる。第一は、七二年春闘が、ドル・ショック、円切上げなどによって不況に突入し、したがって組合側は不況を前提として春闘構想をねらざるをえなかった。第二に不況をもたらした原因が、輸出第一主義にもとづく高度経済成長政策にあるとし、国民の福祉を重点にすえた政策転換をおこなうべきだという主張を闘争の基調にすえ、そのためには住宅、物価、社会保障などの生活要求を賃金要求とあわせておこなうべきだという考え方が強まった。第三に不況の情勢のもとで賃上げ相場を先行的にうち出す産業が見当たらず、そのためいわゆる官民「総がかり、総

ぐるみの闘争」の路線が打ち出された。

七二年春闘に際して日経連は、「場合によっては賃金切り下げもありうる」という強い姿勢を示し、将来の経済動向を予測して、賃上げ幅を決める「予測生産性基準原理」の適用を強調した。一方春闘共闘委は「一万五〇〇〇円から二万円」の大幅賃上げ、同盟は二一%の賃上げを要求し、労資の主張は大きく食いちがった。

三月二四日、民放労連、新聞労連の統一行動を皮切りに各単産の交渉がはじまっていたが、一般的にいつて経営者側の回答ははかばかしくなかった。こうしたなかで三月三十一日、春闘共闘委の第一波ストを中心とする統一行動が実施され、全金、化同、全国一般、合化、紙パ、新聞、民放、全港湾、全自運などの単産が参加し、一時間から二四時間のストライキを決行した。さらに組合側は、四月末決戦を軸にして、それにむけて中旬以降の戦術を強化し、四月一二日には電機労連が第一波統一ストに突入した。また全金、化同、合化、造船なども一日と一日にかけてストライキをおこなった。

ところで例年春闘相場に大きな影響を与える鉄鋼の回答が、組合の回答指定日どおり四月一八日におこなわれた。その内容は基本給で昨年と同額の六〇〇〇円引上げであり、平均一六五四円と推定される定期昇給（昨年一五三八円）を加えると、昨年より一〇〇円余り上回っている。ただし率では九・七%であり、昨年の一〇・八%を下回った。このように鉄鋼回答が、大方の予想を裏切って昨年実績を上回ったことは、七二年春闘に大きな影響を与えることになった。組合側は、鉄鋼相場を下限として、昨年並みまたはプラス・アルファを目標とし、春闘共闘委の調べによると四月一九日現在、一万円以上獲得組合は九二一となり、昨年同期の九一七をついに上回るに至った。

四月二〇日、春闘共闘委の第二波統一ストが新たに交通・公労協を加えておこなわれ、三六単産、二五〇〇組合、約一三〇万名が二時間から二四時間のストを決行した。二一日には電機労連、二三日には私鉄、全日通がストをおこない、四月末決戦にむけてしだいに闘争は盛り上がったが、二四日に至り、公労協のうち国鉄を除いて、平均六八〇七円の回答が

出された。しかし公労協はこれを不満として交渉は決裂し、二四日から二五日にむけて調停申請をおこなった。

ところで中労委は、二三日の私鉄スト突入の段階で職権斡旋の動きをみせたが、二七・二八日の四八時間ストを目前にした二四日以降その動きは本格化した。しかし斡旋工作は、二七日にはいっても成功せず、私鉄ストはついに時間切れ突入となった。かくして空前の規模の交通ゼネストとなったが、二七日午前一〇時三〇分斡旋案が提示され、金額は一万二〇〇円（昨年プラス五〇〇円）であった。経営側はこれをただちに受諾し、組合側も受諾することを決めてスト中止を指令した。

それをうけて公労委の調停工作も精力的に続けられ、二七日夕方、七・一％プラス二五〇〇円（加重平均九七〇一円）という調停委員長見解がまとめられた。労使双方ともこれを不満としながらも、仲裁移行はやむをえないという態度を表明し、ここに仲裁移行が決定した。国労・動労は同夜八時スト中止を指令するに至った。

春闘を五月にもちこしたのは、合化、食品、セメントの約五〇・七〇％、全金、電機の一部、運輸労連、全自交などが主であった。五月一三日には全港湾のスト、一六日には食品労連の統一ストがおこなわれ、春闘は漸次終結にむかった。労働省労政局調べによると、七二年春闘における民間平均の賃上げ額は九九〇七円、賃上げ率は一五％となっている。

なお海員組合は七一年一二月二〇日、外航平均二万二六二七円、内航一万九二七八円の引上げを中心とした要求書を提出して以来、七月中旬まで九〇日におよぶ長期ストライキをおこない、結局賃上げについては、本人給一二・八％アップと一五〇〇円加算という条件で解決するに至った。

5 公害反対闘争と生活闘争

七一年以降、いわゆる「公害」は大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などを産業公害から食品、農薬、医薬品の公害へと多様化し、ますます深刻な様相を呈するに至った。また七一年には、新たに光化学スモッグ、ポリ塩化ビフェニール（PCB）、赤潮などが大きな問題となった。このような環境汚染を中心とした公害に対して住民の対応も活発となり、環境庁の「環境白書」（七二年五月）によれば、七一年度に住民が都道府県に寄せた公害に対する苦情件数は、六万三四三三件となった。また公害とたたかう住民団体は、七一年一〇月現在で六七三団体となっている。

自治体が条件を課する「公害防止協定」を締結するところも増加し、七一年一〇月一日現在で、三〇都道府県、二五六市町村の計二八六団体で、相手方企業の数は一七〇八企業となった。また公害防止条例の制度も、多くの市町村において急速に普及した。

七一年の公害反対闘争は、住民運動と公害裁判闘争を主軸として展開した。住民運動としては、たとえば横浜の日本鋼管新設工場に対し、国の環境基準を上回る協定の獲得、福島県小名浜の日本水素工場への立入り調査権獲得、銚子の東電火力発電所の設置中止など、各地で成果を収めた。

いわゆる四大公害裁判のうち、六月三〇日富山地裁がイタイイタイ病は三井金属神岡鉱山のカドミウムが原因と認め、患者、遺族に五七〇〇万円を支払えと判決し、公害裁判ではじめて被害住民が勝訴したのにつづき、二九日には、新潟地裁が昭和電工に対し、第二水俣病被害者に二億七〇〇〇万円を支払えと判決、両社はただちに支払いに応じた。

このように住民運動と公害裁判闘争の前進の反面、労働組合による公害闘争は難航した。七〇年末に、川崎労協が大気

汚染の責任を追及して日本鋼管京浜製鉄所など三八工場を告発すると決めながら、こえて七一年にはそれを保留することとなった。このような公害反対闘争の停滞の反面において、対政府交渉、住民運動、公害裁判とのかかわりや、さらに産業・企業レベルの活動においていくつかの注目すべき動きがあり、前進する要素があったことも否定できない。

前にも述べたように生活要求にもとづく闘争は、七一年の労働運動における一つの柱であった。春闘共闘委は、医療問題を重視して、この問題でスト権を確立し、三月二六日にスト行動をおこなうことを訴え、三・二六第一次統一行動はじめ諸行動を実施した。また総評、同盟、新産別、中立労連の四団体も共同で二月、健保法改正案の撤回を政府に申し入れた。ついで同法案の廃案後、保険医の総辞退問題が発生したが、四団体は政府に事態解決の措置を要求、総評は医師と国を相手に診療義務存在確認の訴訟を起こした。

総評は、八月の大会で、本年度の重点目標を年金、医療、労災・職業病、住宅の四つにおいて、運動を積極的に進め、七二年秋闘では、ストライキを軸とした「生活闘争」の方式を定着させる方針を決定した。その後ニクソンのドル防衛策発表後、「生活闘争の抜本的強化」を強調、「予算要求・制度要求」を前面に打ち出し、年末には雇用保障に関する緊急対策を政府に要求した。また同盟は「福祉ビジョンの確立」を目指して活動を進めてきたが、ドル防衛策発表後、「高成長均衡経済、高賃金、高福祉への政策転換」、国民生活向上のための要求等の政策要求を推進するために「政策転換要求闘争」を展開する方針を決め、二度にわたって中央集会を開催する等の諸行動を実施、また四団体も政府に対し、減税、住宅建設等の社会資本の充実、積極的雇用対策の推進等を申し入れた。

なお総評は、九月一五日の「老人の日」に、中立労連、社共両党その他民主団体と共同で「明るい老後をつくるための中央集会」を開催、これを機に「全国退職者の会連絡会議」の結成準備に着手、同盟も秋から明春にかけて、「高齢労働者の休息権の保障」を基調として、定年制の延長、年金、医療の無料制度の闘争を進める方針を決定した。

第一部

労働者状態

I 労働人口の構成

概要□人口集中地区人口と都市化——わが国の人口構成と世帯状況——年齢別人口と一世帯当り人員／就業者人口と産業別構成／従業上の地位別就業者人口／人口と世帯の社会・経済的特性／わが国事業所の巨大大都市集中と中小企業労働者——事業所とその従業者の概況／東京都の中小企業とその従業者

概

要

一、一九七〇年の国勢調査結果によると、わが国では、総人口の五四％にあたる五五五三万人が、巨大大都市圏ならびに県都など地方拠点都市周辺に集中し、国土のわずかに一・七％の面積にひしめきあいながら生活していることになり、とくに、東京、大阪、名古屋の各五〇キロ圏内の集中地区人口は、あわせて三三三一万とその約六割を占める大きさである。同じ調査結果にあらわれた、わが国の人口構成は、一口にいつて、大きな転型期にあるといえる。その特徴のまず第一は、年齢構成で年少人口が減り、老年人口が増加する傾向がみられることである。第二に、第一次産業就業者の全就業者中に占める比重が、一九・三％とはじめて二〇％を割り、絶対数でも過去五年間に一六七万人を減少したが、そのうち一五九万人が農業人口の減少であった。また、就業者の従業上の地位別割合では、被雇用者が六一・三％に達している。同じ割合は一九五五年当時では半数に充たなかった。特徴の第三は、世帯の平均人員の減少と核家族化の進行である。

一、農林水産業と公務とを除く全産業民営事業所のうち、埼玉県から兵庫県の一都二府一〇県にわたる、いわゆる「東海道メガロポリス」地域には、四九・五％が集中しており、その従業者について

みても、同じ地域で五六・六%を占めるようになってきている。このように事業所数をこえて、従業者数の比重が高まっていることは、この地域に大規模事業所が集中する傾向にあることを示すもので事業所の規模別数でも、全国にある従業者三〇〇人以上の事業所約八〇〇〇のうち、その六七%にあたる五〇〇〇事業所が、『東海道メカropolis』地域に集まっている。

一、東京、大阪、愛知各都府県を中心とする巨大都市圏へ向けての、右のごとき事業所と人口の移動集中は、いわゆる経済の「高度成長」の過程でかつてないほどの規模のものに拡大した。東京都をふくむ首都圏での、転入超過人口は六〇万人をこえ、毎年鳥取県とほぼ同じ規模の人口がふえていたことになる。しかも、わが国の巨大都市では中小企業の比重がなお依然として高いことに留意する必要がある。一九六九年現在における、東京都内の事業所数は五七万三〇〇〇、その従業者数は五七万八〇〇〇人で、このうち中小企業は約五〇万事業所、その従業者数は三四〇万人である。これは同じ東京都内の大規模事業所にくらべて、およそ事業所数で八〇倍、従業者数で二倍半にあたる。したがって、東京都への人口流入の要因となる雇用機会も中小企業で多いといえる。つまり、巨大都市圏へ向けての人口集中の過程は、一方では大量の若年労働者を吸引すると同時に、他方では大企業と中小企業とを問わず、中高年労働者を排除する過程であり、ことに中小企業においては、その過度労働と低賃金を契機とする頻繁な労働移動を通じて、中年から高年へかけて、労働者の地位を下降させ、彼らを廃兵化し、都市の下層に大量に沈澱させる過程でもある。東京都編『東京の中小企業と労働者』（一九七二年五月刊）では、『経済大圏』といわれる過密巨大都

市の底辺で、大企業のしわよせや過当競争にあえぐ、そうした人たちの姿がうきばりに出されている。

1 人口集中地区人口と都市化

総理府統計局編「昭和四五年国勢調査報告・別巻、わが国の人口集中地区」（一九七一年二月刊）によると、一九六五年以来、巨大都市ならびに地方大都市周辺への人口集中がますます進んだ事実が明らかになった。すなわち、わが国では総人口の五四%に当たる五五五三万人が都市周辺に集まり、国土のわずか一・七%の面積にひしめき合いながら生活しており、人口集中地区の総人口に対する比率は、六〇年の四三・七%、六五年の四八・一%と増加しつつづけているが、今回はじめて総人口の過半数を占めるに至っている。なかでも東京都では一平方キロ当り一万三五〇〇人が住み、二万七九〇〇人のニューヨークに次ぐ世界第二位の過密都市となっている。

（注）国勢調査の結果は、主として都道府県および市区町村という行政地域を単位として集計されており、そのうち、市および区をまとめて市部とし、町および村は郡部として、それぞれ都市的地域または農漁村地域を表わすものとして慣用されてきた。しかし、一九五三（昭和二八年）の町村合併促進法および五六年の新市町村建設促進法により、多くの町村が新たに市制を施行し、または既存の市に合併されるにいたって、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域がかなり広範囲にふくま

れるようになってきた。この結果、市部の地域はその面積がいちじるしく広大となった反面、人口密度は低下し、統計上「都市的地域」としての特質を明瞭に反映しがたいものとなってしまった。そこで総理府統計局では、一九六〇年の国勢調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の区域内に画定し、とくに、その人口集中地区についても、新たに集計・公表することとなった。今回の国勢調査による人口集中地域の設定は、六〇年、六五年にひきつづき三回目のもので、従来とほぼ同様の基準つまり「市区町村の区域内で一平方キロ当り四〇〇〇人以上の高い人口密度をもつ調査区がたがい隣接して、その人口が五〇〇〇人以上となっている都市型地域」を基準としておこなわれている。

右の人口集中地区は、全国八九七市町村に一一四一あり、その延べ面積は六三九二平方キロで、栃木県内に全人口の半数が住んでい

る計算である。また、わが国の平均人口密度が、一平方キロ当り二八〇人に対し、人口集中地区での密度は同じく八六八八人とじつに三一倍にものぼっていることになる。
集中地区人口のうち、市部には五二二九万人、郡部には三二五万人住んでいるが、これを五年前とくらべると、市部の増加率は一五・五％にとどまったが、都市周辺の近郊外郭地域への人口流出により、郡部での増加率は六三・二％と大幅だった。とくにそれは東京、大阪で目立った現象で、各私鉄沿線に無数の人口集中地区が带状に連らなっているのが特徴的である。東京、大阪、名古屋を中心とした半径五〇キロ圏内の人口集中地区人口および面積は第1表のとおりである。

かくして、わが国人口の巨大都市圏および県都など地方拠点都市

第1表 東京・大阪・名古屋を中心とした半径50キロメートル圏内の人口集中地区人口および面積—1970・1965年

区 分	人 口 集 中 地 区				全 域				全 域 に 占 め る 人 口 集 中 地 区 の 割 合 (%)			
	昭和 45 年 1970	昭和 40 年 1965	1965年～70年の増加		昭和45年 1970	昭和40年 1965	1965年～70年の増加		昭和 45 年 1970	昭和 40 年 1965		
			増 加 数	増 加 率 (%)			増 加 数	増 加 率 (%)				
総 数	33,307,304	27,659,034	5,648,270	20.4	42,368,190	37,101,367	5,266,823	14.2	78.6	74.5		
東 京 50 キロ 圏	18,264,948	15,060,231	3,204,717	21.3	21,954,061	18,942,391	3,011,670	15.9	83.2	79.5		
大 阪 50 キロ 圏	11,467,666	9,534,810	1,932,856	20.3	13,639,836	12,063,394	1,576,442	13.1	84.1	79.0		
名古屋 50 キロ 圏	3,574,690	3,063,993	510,697	16.7	6,774,293	6,095,582	678,711	11.1	52.8	50.3		
東 京 70 キロ 圏	18,976,268	15,631,680	3,344,588	21.4	24,475,516	21,316,351	3,159,165	14.8	77.5	73.3		
面 積												

総数	3,156.0	2,229.5	926.5	41.6	21,976.1	14.4	10.1
東京50キロ圏	1,696.2	1,182.8	513.4	43.4	7,352.6	23.1	16.1
大阪50キロ圏	1,010.7	722.7	288.0	39.9	7,341.2	13.8	9.8
名古屋50キロ圏	449.1	324.0	125.1	38.6	7,282.3	6.2	4.4
東京70キロ圏	1,801.8	1,250.0	551.8	44.1	13,551.4	13.3	9.2

市町村数²⁾

総数	237	191	46	24.1	412	57.5	46.4
東京50キロ圏	103	81	22	27.2	147	70.1	55.1
大阪50キロ圏	75	65	10	15.4	126	59.5	51.6
名古屋50キロ圏	59	45	14	31.1	139	42.4	32.4
東京70キロ圏	132	109	23	21.1	264	50.0	41.3

【備考】 1) 1970年10月1日現在の市町村の境域により組替えた数値である。
2) 東京都の特別区部は市として数えた。

とその周辺での集中や、人口流動が多様化するなかで、工業化と生活様式の都市化の波は、急激に地方にまで滲透し、公害と住宅問題、近代的な低所得層の問題、少年非行と犯罪等々からなる、いわゆる都市問題は、巨大都市にのみ固有な問題としての性格をもつものでなく、日本全国のありとあらゆる都市に共通のものとなりつつあり、地方都市の「小型東京化」傾向を否定しがたい。とくに公害は、農漁村にまで及んでいて、公害防止協定をすでに結んだ自治体が一九七〇年末で全国三〇道府県、一〇〇市町村（自治省白書）にたっているという事実によっても、そのはげしさがうかがえる。いまやわが国は、おそろべき「公害列島」と化しつつあるとさえいっても過言ではない。

2 わが国の人口構成と世帯状況

——人口の「社会経済分類」表

総理府統計局の「昭和四五年国勢調査全国都道府県別結果速報（二％抽出集計結果）」（一九七一年一〇月刊）によると、わが国人口の年齢、産業、世帯等の構成において、①その出生率が低下し、全体的に人口の老齢化がすすんでいること、②農林・水産業など第一次産業に従事する者が全就業者数の一九・三％とはじめて二〇％を割ったこと、③一世帯当りの人員が三・六九人と四人台を割り、世帯の

核家族化がいつそう進行していることなど、最近の傾向がつぎのように示されている。

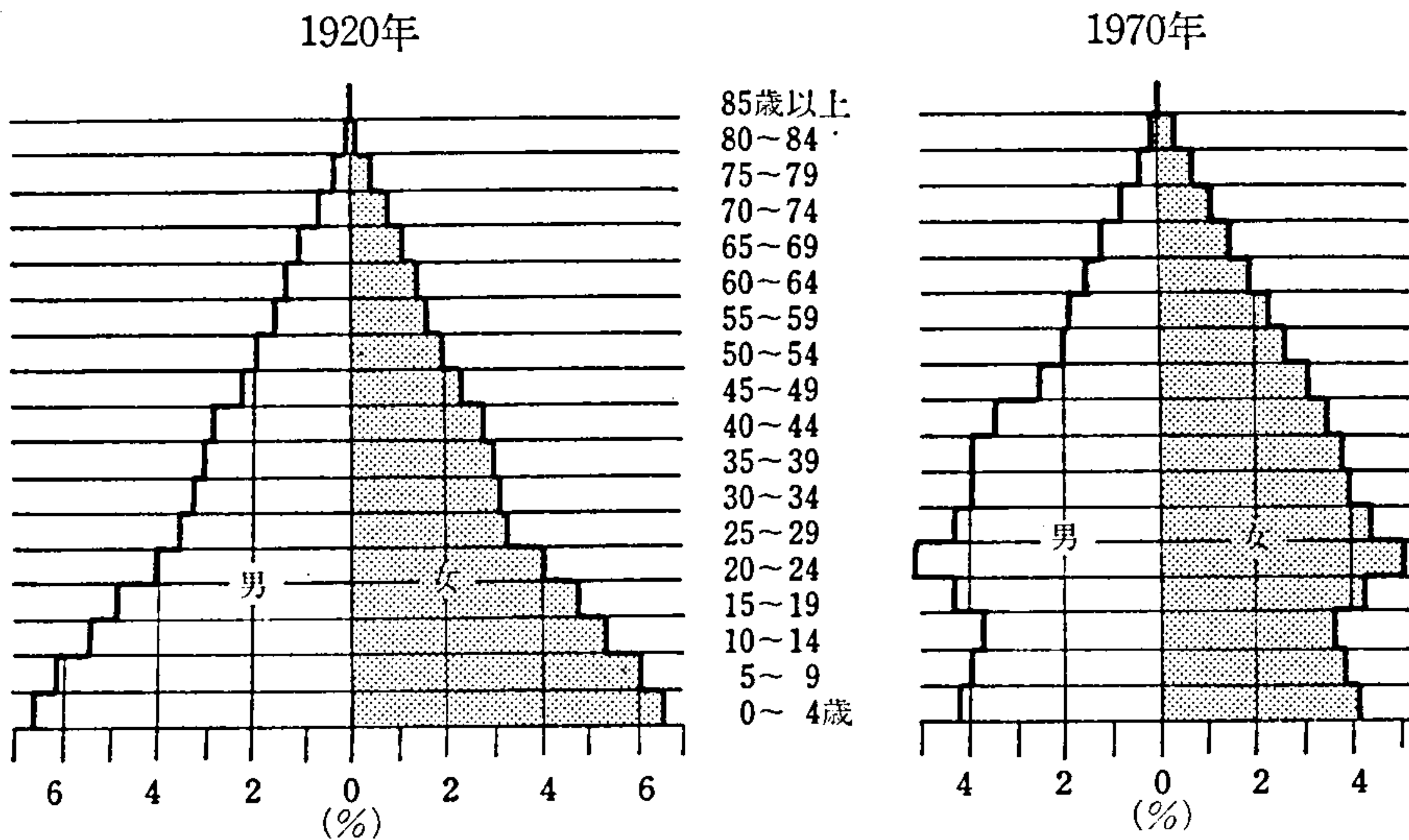
(注) 一九七〇年一〇月一日現在でおこなわれた国勢調査結果に関する上記速報は、人口の年齢別・産業別などの構成や世帯の構成結果を早期にするために全国の世帯のなかから一〇〇分の一の世帯を抽出して集計したものである。したがって、その一％抽出集計による結果数字は推計数であるため、標本誤差をふくんでおり、全数集計によってえられる確定数とは必ずしも一致しない。七二年一〇月にとりまとめが予定されている確定数と、この場合との誤差はおよそ〇・五％程度の範囲内と考えられている。なお、今回の国勢調査は、琉球政府統治下の沖縄も本土と同じ内容によって実施されているが、結果報告にいう「全国」には沖縄をふくまず、別に沖縄に関する結果数字および沖縄をふくんだ全国計が、参考として掲載されている。

年齢別人口と一世帯当り人員

わが国人口の年齢別構成は、年少人口(〇～一四歳)が二四七五万人、生産年齢人口(一五～六四歳)が七一二七万人、老年人口(六五歳以上)七三四万人で、それぞれ総人口の二三・九％、六九・〇％および七・一％を占めている(第1図)。

これを前回調査時つまり五年前と比べると、年少人口は四二万人の減少(減少率一・六％)に対して、生産年齢人口は四三四万人(増加率六・五％)、老年人口は一一五万人(同一八・七％)の増加である。総人口に占める年少人口の割合は、一九五〇年では三五・四％に及んでいたが、五五年には三三・四％、六〇年には三〇％、六五年には二五・六％に低下し、今回はさらに下回る二三・九％となった。これに対して老年人口の割合は、一九五〇年の四・九％から今回の七・一％へと各回調査年次毎に上昇を示している。

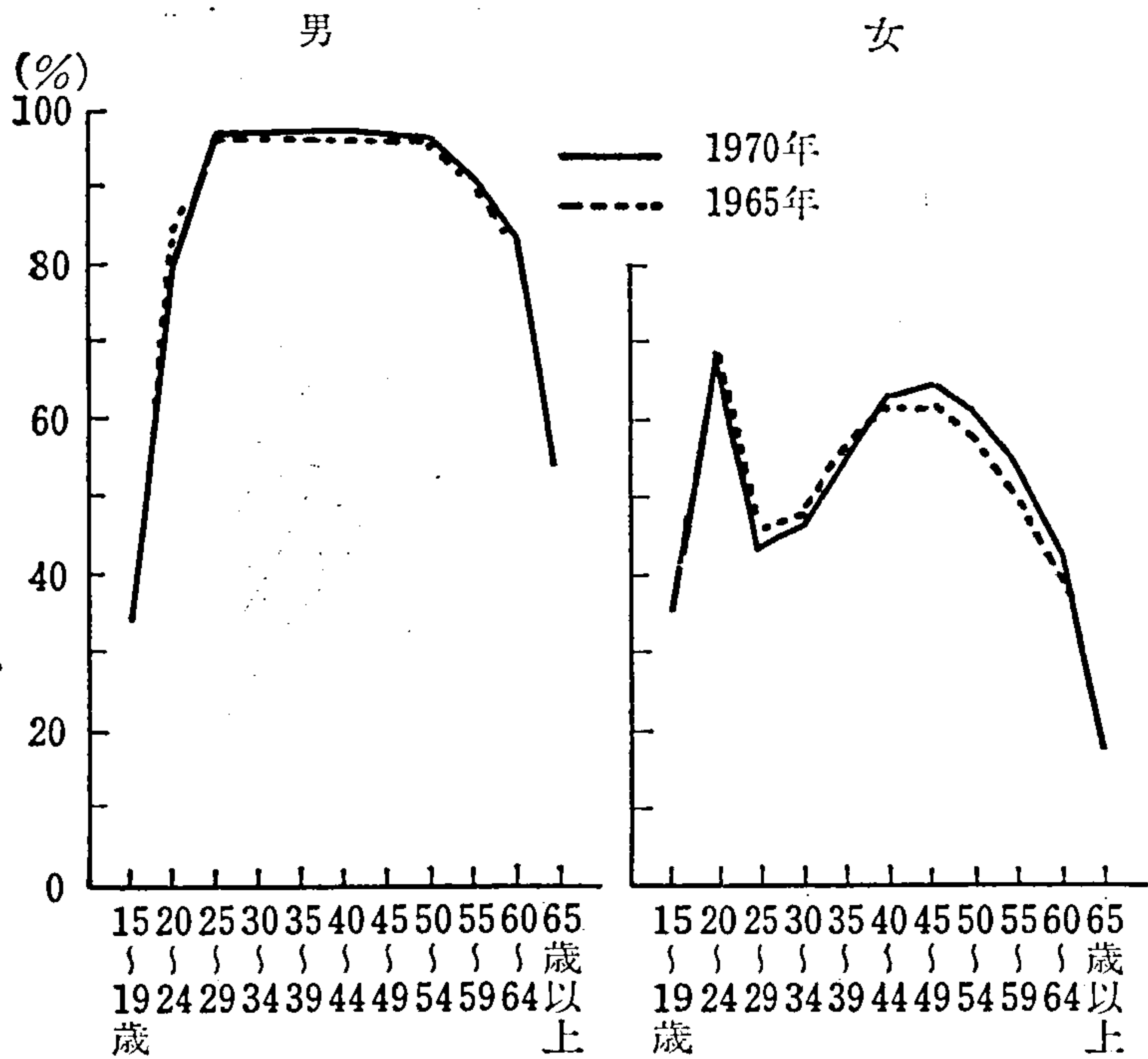
第1図 人口の年齢別構成



一方、この人口と世帯との関係についてみると、住居と生計をもにする人びとの集まりである普通世帯は、一人世帯をふくめて二六七五万世帯で、その世帯人員が九八六九万人、総人口の九五・五％を占める。

また、間借りの単身者、寄宿舎・寮に居住する単身者の集まりなどからなる準世帯は一〇一万世帯であった。このうち、普通世帯の平均世帯人員は、五年前の四・〇五人から三・六九人へ縮小した。その家族構成では、夫婦のみ、夫婦と子ども、片親と子どもからなるいわゆる核家族世帯の増加がいちじるしく、五年間で二四九万世帯、率にして一七・二％増えた。この結果、五年前に一四四六万世帯で普通世帯の六二・六％を占めていた核家族世帯は、一六九五万世帯となり、六三・四％を占めることになった。その他では、一人で住宅に居住する単独世帯

第2図 男女、年齢別就業率



が二八八万世帯で、同じ五年間に一〇九万世帯、率にして六〇・六%と大きく増加している。

就業者人口と産業別構成

就業者人口は、男子三一六九万人、女子二〇三五万人、合計五二〇四万人で、過去五年間に四四三万人、率にして九・三%の増加である。これを年齢別の増減で見ると、一五〜一九歳では男女とも同じ五年間に二〇%以上の減少を示したのに対して、二〇〜三四歳の男女、三五〜三九歳の男子および四〇歳以上の女子就業者は、各年齢層でいずれも一〇%以上の増加であった。各年齢層における就業者の割合

第2表 産業別15歳以上就業者数および割合（全国）

（単位：1,000人）

産 業	15歳以上就業者数		1965年〜70年の増加(△は減少)		割 合 (%)	
	1970年	1965年	増加数	増加率 (%)	1970年	1965年
総 数 ¹⁾	52,042	47,610	4,430	9.3	100.0	100.0
第 1 次 産 業	10,066	11,731	△ 1,665	△ 14.2	19.3	24.6
A 農 業	9,274	10,867	△ 1,593	△ 14.7	17.8	22.8
B 林 業、狩 猟 業	220	262	△ 42	△ 16.0	0.4	0.6
C 漁 業、水 産 養 殖 業	572	603	△ 31	△ 5.1	1.1	1.3
第 2 次 産 業	17,651	15,395	2,256	14.7	33.9	32.3
D 鉱 業	216	332	△ 116	△ 34.9	0.4	0.7
E 建 設 業	3,993	3,376	617	18.3	7.7	7.1
F 製 造 業	13,442	11,687	1,755	15.0	25.8	24.5
第 3 次 産 業	24,309	20,465	3,844	18.8	46.7	43.0
G 卸 売 業、小 売 業	10,014	8,486	1,528	18.0	19.2	17.8
H 金 融・保 険 業	1,110	953※	157	16.5	2.1	2.0
I 不 動 産 業	273	199※	74	37.2	0.5	0.4
J 運 輸・通 信 業	3,239	2,849	390	13.7	6.2	6.0
K 電 気・ガ ス・水 道 業	274	263	11	4.2	0.5	0.6
L サ ー ビ ス 業	7,659	6,227	1,432	23.0	14.7	13.1
M 公 務	1,740	1,489	251	16.9	3.3	3.1

すなわち就業率でも、前回とくらべて一五〜二四歳の男子および一五〜一九歳、二五〜三九歳の女子で低下したほかには、おおむね上昇しており、とくに四〇歳以上の女子で上昇したのが目立っている（第2図）。

右の就業者総数五二〇四万人のうち、農林漁業などの第一次産業

〔備考〕 1) 分類不能を含む。
2) ※20%抽出集計にもとづく推計による。

に従事する者は一〇〇七万人で、その割合は一九・三%、鉱工業などの第二次産業に従事する者は一七六五万人で三三・九%、商業・サービス業などの第三次産業に従事する者は二四三十一万人で四六・七%を占めており、過去五年間に、第二次産業従事者は二二六万人、率にして一四・七%を、また、第三次産業従事者は三八四万人、率にして一八・八%をそれぞれ増加したが、第一次産業従事者は一六七万人、率にして一四・二%の減少となった(第2表)。この三つの産業区分をさらに一三の大分類に細かく分けてみると、増えた方では、製造業の一七六万人増、卸売業・小売業の一五三万人増、サービス業の一四三万人増などで目立ち、減った方では、農業の一五九万人減が大きい。また、増減率では、不動産業の三七・二%増、サービス業の二三・〇%増、鉱業の三四・九%減などで、とくにいちじるしい。

従業上の地位別就業者人口

就業者の従業上の地位を、雇用人、役員、自営業主、家族従業者に四区分してみると(第3表)、雇用人が三一八八万人で、就業者総数の六一・三%と就業者総数の三分の二近くにたつしようにしており、役員が一六六万で三・二%、自営業主が一〇〇五万人で一九・三%、家族従業者が八四四万人で一六・二%をそれぞれ占めている。雇用人の割合は、一九五五年には就業者の半数にみたなかったが、六〇年には半数をこえ、その後もしだいにその割合を増してきたものである。これに対して、自営業主の占める割合は、前回とあまり変わらず、家族従業者の割合がかなりの減少を示している。

人口と世帯の社会・経済的特性

今回の国勢調査では、わが国の人口を社会的・経済的特性によ

第3表 従業上の地位、男女別15歳以上就業者数および割合

(単位：1,000人)

従業上の地位			15歳以上就業者数		1965~70年の増減		割合(%)	
			1970年	1965年	増減数	増減率	1970年	1965年
総		数 ¹⁾	52,042	47,629	4,413	9.3	100.0	100.0
雇役雇	人	用	31,883	27,892	3,991	14.3	61.3	58.6
		主	1,657	1,210	447	36.9	3.2	2.5
		業	1,613				3.1	
		主	8,432	9,293	752	8.1	16.2	19.5
		者	8,444	9,284	△ 840	△ 9.0	16.2	19.5
男		子 ¹⁾	31,694	29,057	2,637	9.1	100.0	100.0
雇役雇	人	用	21,251	18,824	2,427	12.9	67.1	64.8
		主	1,441	1,079	362	33.5	4.5	3.7
		業	1,338				4.2	
		主	5,890	7,061	167	2.4	18.6	24.3
		者	1,771	2,116	△ 345	△ 16.3	5.6	7.3
女		子 ¹⁾	20,348	18,579	1,777	9.6	100.0	100.0
雇役雇	人	用	10,632	9,068	1,564	17.2	52.3	48.8
		主	217	131	86	65.6	1.1	0.7
		業	275				1.4	
		主	2,542	2,233	584	26.2	12.5	12.0
		者	6,673	7,168	△ 495	△ 6.9	32.8	38.6

〔備考〕 1) 従業上の地位不詳をふくむ。
2) 内職者をふくんでいる。
3) △印は減少。

第4表 社会経済分類の内容

社会経済分類	労働力状態	職業分類 ¹⁾	従業上の地位
1. 農林漁業者	就業者	E, F農林・漁業作業者(80を除く)	役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主, 家族従業者
2. 農林漁業雇用者	同上	同上	雇用者
3. 会社団体役員	同上	(13)会社・団体の役員	役員
4. 商店主	同上	62小売店主, 63卸売店主, 64飲食店主	役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主
5. 工場主	同上	I技能工, 生産工程作業および単純労働者((47)他に分類されない単純労働者, (44)定置機関・建設機械運転作業者, (45)電気作業者, 159, 170, 171, 172, 173, 174, 218, 219, 220, 221, 222, 226, 227, 228, 240, 242, 245, 249, 250, 251, 252を除く)	役員・雇人のある業主
6. サービス・その他の事業主	同上	他の社会経済分類のいずれにも該当しない農業分類項目	雇用者, 役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主, 家族従業者
7. 専門職業者	同上	(1)科学研究者, (5)公認会計士, 13医師, 14歯科医師, 15薬剤師, 22裁判官等, 29大学教員, 14獣医師	同上
8. 技術者	同上	(2)技術者, (3)医療保健技術者(13, 14, 15を除く), 98船長等, 100航空操縦士等	同上
9. 教員・宗教家	同上	(6)教員(29を除く)(7)宗教家, 42保母, 43社会福祉事業専門職員, 44個人教師	同上
10. 文筆家・芸術家 芸能家	同上	(9)美術家等, (10)音楽家等, 33文芸家等 45他に分類されない専門的職業従事者	同上
11. 管理職	同上	(12)管理的公務員, (14)その他の管理職業従事者	雇用者, 家族従業者
12. 事務職	同上	C事務従事者(56を除く), 23その他の法務従事者, 34記者等, 101車掌	雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
13. 販売人	同上	62小売店主, 63卸売店主	雇用者
		(18)商品販売従業者(62, 63, 64を除く), (19)販売類似職業従業者, 56集金人	雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
14. 技能者	同上	80植木職, 1運輸・通信従事者(98, 100, 101, 109を除く), I技能工, 生産工程作業および単純労働者((47)他に分類されない単純労働者, 226, 227を除く)	雇用者, 雇人のない雇主 家族従業者
15. 労働作業 ²⁾	同上	G採鉱・採石作業, L分類不能の職業, (47)他に分類されない単純労働者, 109郵便・電報外務員, 226土工等, 227鉄道線路工手, 284清掃員	同上
16. 個人サービス人	同上	64飲食店主	雇用者
		Kサービス職業従事者((49)家事サービス職業従業者, 277, 284を除く)	雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
		(49)家事サービス職業従事者, 277芸者等	雇用者, 役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主 家族従業者

17. 保 安 職	同 上	J 保安職業従事者	雇用者，雇人のない業主 家族従業者
18. 内 職 者	同 上	職業分類のいかんを問わない	家庭内職
19. 学 生 生 徒	通 学 (15歳以上)		
20. 家 事 従 業 者	家 事 (15歳以上)		
21. その他の15歳以上非就業者	完全失業者 そ の 他		
22. 15 歳 未 満 の 者			
23. 分 類 不 能	「労働力状態」が不詳の者		

〔備考〕 1) 「職業分類」欄の記号・番号は，「昭和45年国勢調査報告書第3巻都道府県・市区町村編」第21表の表側の職業分類に従っているので，番号のみを掲げてあるものについては同表を参照されたい。

2) 「従業上の地位」欄，不詳の者は，「15労務作業者」に分類した。

第5表 社会経済分類，男女別人口および割合（1970年，全国）
(単位：1,000人)

社 会 経 済 分 類	人 口			割 合 (%)			各分類に対する男 女別割合 (%)	
	総 数	男	女	総 数	男	女	男	女
総 数 ¹⁾	103,356	50,778	52,578	100.0	100.0	100.0	—	—
1. 農 林 漁 業 者	9,510	4,297	5,214	9.2	8.5	9.9	45.2	54.8
2. 農林漁業雇用者	440	346	94	0.4	0.7	0.2	78.6	21.4
3. 会社団体役員	950	871	80	0.9	1.7	0.2	91.7	8.4
4. 商 店 主	1,507	1,081	426	1.5	2.1	0.8	71.7	28.3
5. 工 場 主	509	472	37	0.5	0.9	0.1	92.7	7.3
6. サービス・その他の 事業主	778	654	123	0.8	1.3	0.2	84.1	15.8
7. 専 門 職 業 者	438	380	58	0.4	0.7	0.1	86.8	13.2
8. 技 術 者	1,406	858	549	1.4	1.7	1.0	61.0	39.0
9. 教 員・宗 教 家	1,252	683	569	1.2	1.3	1.1	54.6	45.4
10. 文芸家・芸術家・芸 能家	335	234	101	0.3	0.5	0.2	69.9	30.1
11. 管 理 職	899	888	10	0.9	1.7	0.0	98.8	1.1
12. 事 務 職	7,360	3,734	3,625	7.1	7.4	6.9	50.7	49.3
13. 販 売 人	4,781	2,537	2,244	4.6	5.0	4.3	53.1	46.9
14. 技 能 者	14,785	11,179	3,607	14.3	22.0	6.9	75.6	24.4
15. 労 務 作 業 者	2,641	1,872	769	2.6	3.7	1.5	70.9	29.1
16. 個人・サービス人	2,991	931	2,060	2.9	1.8	3.9	31.1	68.9
17. 保 安 職	654	645	9	0.6	1.3	0.0	98.6	1.4
18. 内 職 者	806	32	774	0.8	0.1	1.5	4.0	96.0
19. 学 生・生 徒	6,681	3,662	3,020	6.5	7.2	5.7	54.8	45.2
20. 家 事 従 業 者	13,862	89	13,774	13.4	0.2	26.2	0.6	99.4
21. その他の15歳以上非 就業者	6,018	2,718	3,300	5.8	5.4	6.3	45.2	54.8
22. 15 歳 未 満 の 者	24,751	12,616	12,135	23.9	24.8	23.1	51.0	49.0

〔備考〕 1) 「分類不能」を含む。

って区分するための試みとして、従来の産業、職業、従
業上の地位別区分に加えて、新たに「社会経済分類」がとりあげら
れ、結果の表章がおこなわれている。その分類は、全人口について
労働力状態および年齢を、また就業者については職業および従業上
の地位を考慮して作成された。第4表に示す内容のものであって、
同分類によって、全人口を二二のグループに区分した結果はつぎの
ごとくである。すなわち、第5表によると、一五歳以上人口のうち
もっとも多いのが、技能工、生産工程作業、運輸従事者などの
「技能者」の一四七九万人で、総人口の一四・三%を占め、ついで
「家事従事者」の一三八六万人（二三・四%）、「農林漁業者」の九五
一万人（九・二%）、「事務職」の七三六万人（七・一%）、「学生・生
徒」の六六八万人（六・五%）、「非就業者」の六〇二万人（五・八%）、
「販売人」の四七八万人（四・六%）などとなっている。これを男女
別に比較すると、男子では「技能者」の一三一八万人（二二・〇%）が
もっとも多く、女子では「家事従事者」の一三七七万人（二六・二%）
がもっとも多い。また「管理職」「保安職」「工場主」「会社団体役
員」「専門職業者」「農林漁業雇用者」「技能者」「商店主」「労務作
業者」などは大部分が男子によって占められている。これに対して
「家事従事者」「内職者」「個人・サービス人」などでは、女子の割合
が高くなっており、「事務職」「販売人」「教員・宗教家」「農林漁業
者」「学生・生徒」「非就業者」では男女ほぼ同数である。

なおまた、世帯主とその親族の労働力状態、従業上の地位および
産業にもとづき、普通世帯を、農林就業者世帯、農林・非農林就業
者混合世帯、非農林就業者世帯等に区分した結果（第7表）によれ
ば、農林就業者世帯は二三〇万世帯で、前回より六九万世帯減少し

第6表 家計収入の種類別普通世帯数および一世帯当り親族人員（全国）
（単位：1,000世帯）

家計の収入の種類	普通世帯数		1960年～70年 の増加 (△は減少)		割合(%)		1世帯 あたり 親族人員	親族人員	
	1970年	1960年	増加数	増加率 (%)	1970年	1960年		1970年	割合 (%)
総数	26,747	19,678	7,068	35.9	100.0	100.0	3.65	97,724	100.0
家業収入	7,068	7,744	△676	△8.7	26.4	39.4	4.41	31,145	31.9
賃金・給料	17,532	10,775	6,757	62.7	65.5	54.8	3.53	61,821	63.3
内職収入	117	57	60	105.3	0.4	0.3	2.14	250	0.3
家賃・地代	267				1.0		2.85	762	0.8
利子・配当	36	186	117	62.9	0.1	0.9	2.30	82	0.1
恩給・年金	343	199	144	72.4	1.3	1.0	2.22	761	0.8
失業保険	54	33	21	63.6	0.2	0.2	2.89	156	0.2
生活保護	256	164	92	56.1	1.0	0.8	2.31	589	0.6
その他 (送付を含む)	1,076	521	555	106.5	4.0	2.6	2.01	2,159	2.2

第7表 経済構成別普通世帯数および一世帯当り親族人員（全国）
（単位：1,000世帯）

経 済 構 成	世 帯 数		1965年～70年 の 増 加 (△は減少)		割 合 (%)		1世帯あたり 親族人員		親族人員	
	1970年	1965年	増加数	増加率 (%)	1970年	1965年	1970年	1965年	1970年	割 合 (%)
総 数	26,747	23,092	3,655	15.8	100.0	100.0	3.65	3.99	97,724	100.0
I 農 林 就 業 者 世 帯	2,304	2,993	△ 689	△23.0	8.6	13.0	4.46	4.87	10,272	10.5
(1) 農 林・業 主 世 帯	2,091	2,739	△ 648	△23.7	7.8	11.9	4.53	4.96	9,474	9.7
(2) 農 林・雇 用 者 世 帯	213	254	△ 41	△16.1	0.8	1.1	3.75	3.97	798	0.8
II 農林・非農林就業者混合世帯	2,631	2,456	175	7.1	9.8	10.6	5.18	5.55	13,635	14.0
(3) 農林・業 主 混 合 世 帯	1,538	1,467	71	4.8	5.8	6.4	5.42	5.79	8,341	8.5
(4) 農林・雇 用 者 混 合 世 帯	103	86	17	19.8	0.4	0.4	4.46	4.81	461	0.5
(5) 非 農 林・業 主 混 合 世 帯	146	136	10	7.4	0.5	0.6	5.13	5.52	746	0.8
(6) 非農林・雇 用 者 混 合 世 帯	844	767	77	10.0	3.2	3.3	4.84	5.16	4,086	4.2
III 非 農 林 就 業 者 世 帯	20,423	16,555	3,868	23.4	76.4	71.7	3.50	3.73	71,419	73.1
(7) 非農林・業 主 世 帯	3,182	2,646	536	20.3	11.9	11.5	3.55	3.76	11,285	11.5
(8) 非農林・雇 用 者 世 帯	15,154	12,284	2,870	23.4	56.7	53.2	3.37	3.59	51,021	52.5
(9) 非農林・業 主・雇 用 者 世帯(世帯主が業主)	1,097	954	143	15.0	4.1	4.1	4.55	4.96	4,995	5.1
(10) 非農林・業 主・雇 用 者 世帯(世帯主が雇 用 者)	991	670	321	47.9	3.7	2.9	4.15	4.39	4,118	4.2
IV 非 就 業 者 世 帯	1,376	1,063	313	29.4	5.1	4.6	1.71	1.97	2,351	2.4
V 分 類 不 能 の 世 帯	13	25	△ 12	△48.0	0.0	0.1	3.64	4.29	47	0.0

〔備考〕 1) 業主世帯とは、(7)非農林・業主世帯と(9)非農林・業主・雇 用 者 世 帯（世帯主が業主）を合わせたもの。

2) 雇 用 者 世 帯とは、(8)非農林・雇 用 者 世 帯と(10)非農林・業主・雇 用 者 世 帯（世帯主が雇 用 者）を合わせたもの。

たのに対して、農林・非農林就業者混合世帯は二六三万世帯で、前回より一八万世帯を増加をした。両世帯を農家世帯としてあわせてみても、その数は約五〇〇万、世帯総数の一八・四％を占めるにすぎず、全体の五分の一にもみたない。一方、非農家世帯は約二二〇〇万世帯と、同じ世帯総数の八〇％をこえている。非農家世帯のうちでは、雇 用 者 世 帯（世帯主が雇 用 者である世帯）が五年間で三一九万世帯、率にして二四・六％の増加で一六一五万世帯となり、業主世帯も六八万世帯、率にして一八・九％を増加して、四二八万世帯となった。第6表は、世帯の収入のうち、主な収入によって、勤 労 者 世 帯と自営業世帯、さらに内職や財産所得、他よりの援助による世帯を区分したものである。これによると、賃金・給料を主な収入とする世帯つまり勤 労 者 世 帯の普通世帯総数に占める割合は、一九六〇年の五四・八％から七〇年では六五・五％へといちじるしく拡大した。この表の勤 労 者 世 帯の割合が第7表の非農林・雇 用 者 世 帯よりも大きいのは、そのうちの農林・雇 用 者 世 帯をこのなかにふくむからである。これに対して、家業収入による世帯つまり自営業世帯は絶対数において減少を示し、その割合も一九六〇年の三九・四％から二六・四％へ縮小した。これは農家世帯の減少によるものである。

2 わが国事業所の巨大都市集中と 中小企業労働者

事業所とその従業者の概況

総理府統計局編「昭和四四年事業所統計調査報告」は、農林水産業と公務を除く全産業にわたって、事業所つまり「仕事の行われている場所」を単位として調査した結果であって、わが国における事業所の規模別統計として利用しうるものとも包括的な資料であるが、それによると、全産業の事業所総数は四七八万で、これを前回一九六六年調査と比較すると四三万事業所、九・九%の増加であり、過去におけるこの調査の各回対前年増加率のいずれをも上回るものであった(第8、9表)。

また、この事業所総数を経営主体別にみると民営が四六五万事業所で全体の九七・三%を占め、公営が一〇万(二・一%)、国営および公共企業体が三万(〇・六%)となり、この構成比は、ここ数回の調査でほとんど変化がない。

右の民営事業所四六五万のうち、埼玉県から兵庫県にいたる太平洋岸ぞいのいわゆる「東海道メガロポリス」地域における事業所数が二三〇万、過去三年間に一二・二%増となり、この地域には全国民営事業所数の四九・五%が集中していることになる。一方、その従業者についてみても、同じ地域におけるものが、一九七八万人

と、前回調査時比一二・七%の増である。この数は、民営事業所全国従業者数の五六・六%を占めるものであって、

「東海道メガロポリス」における事業所数の全国数に対する割合四九・五%に対し、従業者数の割合が高いことは、この地域に大規模事業所

あるいは製造業事業所が集中する傾向にあることを示すものといえる。また、民営事業所を規模別にみると、全国にある従業者三〇〇人以上の事業所約八〇〇〇のうち六七%にあたる五〇〇〇事業所がこの地域に集中している。

東京都の中小企業とその従業者

わが国産業のうちでは、中小企業ならびに家族労働を主体とする零細経営の比重がいちじるしく高い。そして、その内部構成をみると、巨大企業の下請け中小企業、その再下請け小企業、さらに末端の零細経営という階層的な序列が明らかであり、その下層へ行くほどに、多くの製造業者、問屋あるいは仲介人の介入を通じて、あれやこれやの仕事を浮動的におこなない、過度競争にあけくれないというのが実情である。ここでは、常時従業者三〇〇人未満を中

第8表 わが国における事業所数とその従業者数の推移

年次	事業所数		従業者数	
	実数	増加率	実数	増加率
1951年	千 3,211	% 一	千人 17,348	% 一
54年	3,309	3.0	18,788	8.3
57年	3,561	7.6	22,016	17.2
60年	3,669	3.0	25,731	16.9
63年	4,014	9.4	30,040	16.7
66年	4,352	8.4	34,128	13.6
69年	4,781	9.9	38,086	11.6

〔備考〕 総理府統計局各回「事業所統計調査報告」による。

第9表 経営種類別雇用者数(1969年)

産 業 別	民 営						
	総 数			うち個人経営		うち法人経営	
	常 用	臨時・日雇	計	常 用	臨時・日雇	常 用	臨時・日雇
全 産 業	25,203,602	2,381,360	27,584,962	3,721,721	633,067	21,408,100	3,519,717
農 業	49,073	18,965	68,038	245	40	45,518	29,554
林 業・狩 猟 業	17,684	9,572	27,256	—	—	16,939	11,244
漁業・水産養殖業	85,154	8,249	93,403	—	—	80,353	12,765
非農林水産業	25,051,691	2,344,574	27,396,265	3,721,476	633,027	21,265,290	3,466,154
鉱 業	226,873	15,654	242,527	16,985	3,426	209,801	19,855
建 設 業	2,052,491	710,515	2,763,006	487,969	206,430	1,563,974	659,180
製 造 業	10,359,364	741,149	11,100,513	940,821	138,580	9,415,371	1,132,897
卸売業・小売業	5,987,786	468,845	6,456,631	1,280,191	206,346	4,702,072	920,851
金 融・保 険 業	1,140,140	35,033	1,175,173	3,650	196	1,135,540	67,525
不 動 産 業	142,874	8,341	151,215	17,667	1,912	124,755	35,869
運 輸 通 信 業	1,676,038	99,699	1,775,737	54,675	5,148	1,617,982	163,565
電気・ガス・水道業	179,967	4,504	184,471	43	—	179,286	5,973
サ ー ビ ス 業	3,286,158	260,834	3,546,992	919,475	70,989	2,316,509	460,439
産 業 別	公 営		国営・公共企業体		雇 用 者 総 数		
	常 用	臨時・日雇	常 用	臨時・日雇	常 用	臨時・日雇	計
全 産 業	1,654,934	95,346	1,460,967	37,298	28,319,503	2,514,004	30,833,507
農 業	2,132	371	1,807	379	53,012	19,715	72,727
林 業・狩 猟 業	5,617	3,389	76,824	7,716	100,125	20,677	120,802
漁業・水産養殖業	240	23	172	96	85,566	8,368	93,934
非農林水産業	1,646,945	91,563	1,382,164	29,107	28,080,800	2,465,244	30,546,044
鉱 業	463	132	22	1	227,358	15,787	243,145
建 設 業	41,932	23,051	18,474	91	2,112,897	733,657	2,846,554
製 造 業	2,443	361	40,662	28	10,402,469	741,538	11,144,007
卸売業・小売業	10,394	648	12,607	30	6,010,787	469,523	6,480,310
金 融・保 険 業	441	8	23,363	72	1,163,944	35,113	1,199,057
不 動 産 業	6,011	121	—	—	148,885	8,462	157,347
運 輸 通 信 業	74,559	533	994,181	21,472	2,744,778	121,704	2,866,482
電気・ガス・水道業	76,452	1,613	959	19	257,378	6,136	263,514
サ ー ビ ス 業	1,434,250	65,096	291,896	7,394	5,012,304	333,324	5,345,628

〔備考〕 「昭和44年事業所統計調査報告」による。

小工業とする通常の規準にしたがって、中小・零細企業とその労働者を区分すると第11・12表のごとくである。

(注) 中小企業の一般的な規定については、今日定説というべきものがないといってよい。そこで、官庁統計や法規、金融業務等の実際的必要から、便宜上、従業員数や資本金額等の量的尺度で画一的に中小企業を規定することがおこなわれており、通常、中小企業とは、資本金五〇〇万円未満もしくは常時従業員三〇〇人未満の企業をさすものとされ、商業やサービス業については資本金一〇〇万円未満もしくは従業員五〇人ないし三〇人未満がとりあげられている。また、小規模企業についていう場合には、従業員二〇人未満を、商業やサービス業について特記する場合には、従業員五人未満を基準とし、統計や金融関係の取扱いもおお

すなわち、非農林全産業の事業所総数四七八万、その従業者総数三八一七万七〇〇〇人中、従業者数のもつとも多い産業の第一は製造業、以下、小売業、サービス業、建設業、運輸通信業の順となり、右の五大産業で従業者総数の九四・五％（三六〇八万六〇〇〇人）を占めるが、このうちから、製造業や運輸業については従業者三〇〇人未満、商業やサービス業については従業者三〇人未満を中小企業と

むねそれにならっている。

第10表 首都・近畿・中部3圏の事業所数（民営）

区 分			非農林 水産業	製 造 業	卸・小売業	サービス業
事業所数 (69年)	首 都 圏	圏	1,269千	222	615	251
	近 畿 圏	圏	921千	179	451	185
	中 部 圏	圏	878千	178	408	180
	3 圏 計	計	(1,744) 2,905	(190) 550	(893) 1,401	(405) 578
構 成 比	首 都 圏	圏	27.3%	30.0	26.8	25.5
	近 畿 圏	圏	19.8%	24.1	19.7	18.8
	中 部 圏	圏	18.9%	24.1	17.8	18.3
	3 全 国	計 国	62.5% (37.5%) 100.0%	74.3 (25.7) 100.0	61.1 (38.9) 100.0	58.8 (41.2) 100.0
増 加 率 (69/66年)	首 都 圏	圏	12.2%	12.4	12.9	10.0
	近 畿 圏	圏	11.8%	13.9	11.2	9.8
	中 部 圏	圏	8.9%	11.2	7.6	6.7
	3 全 国	計 国	11.4% (7.5) 9.9%	12.6 (5.5) 10.7	11.3 (8.1) 10.0	9.2 (4.2) 7.1

- 〔備考〕 1) 上段（ ）内の数字は3圏を除くその他の地域である。
2) 首都圏，近畿圏，中部圏の圏域はそれぞれの整備法の圏域による。
3) 3圏計の場合は福井県，三重県，滋賀県の重複を除いて計算した。

するさきの基準によって区分すると、右の五大部門総従業者数の七〇％余が中小企業者であるという結果がでてくる。東京、大阪、愛知各都府県を中心とする巨大都市圏へむけての人口の移動集中は、いわゆる経済の「高度成長」の過程でかつてないほどの規模のものに拡大した。東京都をふくむ首都圏のみでもその転入超過人口は六〇万人をこえ、毎年鳥取県とほぼ同じ規模の人口がふえていたことになる（本年鑑第四二集参照）。しかも、わが国の巨大都市では中小企業の集中度の高いことに留意する必要がある。製造業のみでも、一九六九年の工業統計調査によれば、従業者数三〇〇人未満の中小事業所従業者の占める割合は全国平均六七・九％に対し、東京都ではそれを大きく上回る七三・三％であった（第13・14表）。全国の中小工業従業者のうち東京にはその一三・六％が集まっているのである。中小企業の圧倒的に多い商業、サービス業等第三次産業就業者の占める比率のうえでも、東京都は全国平均よりもはるかに高い。したがって、人口流入の要因となる雇用機会も中小企業でより多い。つまり巨大都市圏へ向けての人口集中の過程は、一方では大量の若年労働力を吸引すると同時に、他方では大企業と中小企業とを問わず中高年労働者を排除する過程であり、ことに中小企業においては、その過度労働と低賃金を契機とする頻繁な労働移動を通じて、中年から高年へかけて、労働者の地位を下降させ、彼らを廃兵化し、都市の下層に大量に沈澱させる過程でもある。こうした過程は、景気の波に応じて、あるときは労働者を流動化し、あるときは停滞化させながら、中高年労働者の廃兵化部分を若年労働力によって代置するという比較的緩慢な経過をたどることによっておこなわれているが、その代置はしばしば散発的であり、都市圏という広範

第11表 非農林全産業従業者規模別事業所数および従業者数
(1969年, 民営・公営・国営・公共企業体)

区 分	事 業 所 数		従 業 者 数	
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比
非 農 林 全 産 業	4,779,717	100.0	38,177,026	100.0
1～4人	3,404,558	71.2	7,005,895	18.4
5～9人	713,051	14.9	4,589,005	12.0
10～29人	465,418	9.7	7,448,512	19.5
30～99人	156,696	3.3	7,707,242	20.2
100～299人	31,232	0.7	4,956,080	13.0
300～499人	4,633	0.1	1,747,292	4.6
500～999人	2,755	0.06	1,866,020	4.9
1000人以上	1,374	0.03	2,856,980	7.5
建設・製造・運輸通信業	1,197,043	100.0	18,977,964	100.0
1～4人	633,229	52.9	1,386,502	7.3
5～9人	241,430	20.2	1,587,567	8.4
10～29人	213,226	17.8	3,489,994	18.4
30～99人	81,953	6.8	4,104,008	21.6
100～299人	20,621	1.7	3,315,540	17.5
300～499人	3,340	0.3	1,258,422	6.6
500～999人	2,131	0.2	1,448,932	7.6
1000人以上	1,113	0.1	2,386,999	12.6
商 業・サ ー ビ ス 業	3,371,765	100.0	17,108,273	100.0
1～4人	2,616,686	77.6	5,384,448	31.5
5～9人	453,776	13.5	2,884,422	16.9
10～29人	229,066	6.8	3,557,333	20.8
30～99人	61,881	1.8	2,982,494	17.4
100～299人	8,812	0.3	1,353,631	7.9
300～499人	934	0.03	351,116	2.1
500～999人	445	0.01	296,402	1.7
1000人以上	165	0.005	298,427	1.7

〔備考〕 1) 非農林全産業には上掲産業の外、鉱業、金融・保険業、不動産業、ガス・電気・水道業を含む。

2) 総理府統計局「昭和44年事業所統計調査報告」による。

困な地域に分散した労働者の間では未組織部分も多く、中小企業労働者、臨時・日雇労働者、家内工業従事者等都市下層階級のその量的な大きさにもかかわらず、右の過程が目立たない形で年々歳々進行しているといえる。

東京都では、一九七二年五月「東京の中小企業と労働者」と題する報告書を発表して、「経済大国」といわれる過密巨大都市の底辺で、大企業のしわよせや過当競争にあえぐ人たちの姿をつぎのように浮きぼりにした。また、同報告書の巻頭では美濃部知事によって「東京における中小企業者や、またそこにも働く労働者など、中小企業によって生活を支えている人達は東京都全人口の約半数を占めており、都民の日常生活は、直接、間接にこれらの人達の活動とかかわりあうことなしには一時もなりたたないといえます。この

第12表 規模別・従業員上の地位別従業者数 (1969年, 民営)

規 模 区 分	事業所数	従業者数 (単位: 1,000人)					
		個人業主	家族従業者	有給役員	雇 用 者		
					総 数	常 雇	臨時・日雇
総 数	4,666,404	3,447	2,419	1,788	27,585	25,204	2,381
1～4人	3,368,548	2,965	1,845	261	1,847	1,688	159
5～29人	1,123,552	472	565	1,075	9,227	8,410	817
30～99人	138,961	9	9	325	6,494	5,899	595
100～299人	27,734	0.4	0.4	93	4,286	3,885	401
300～499人	4,007	0.02	0.01	17	1,491	1,351	140
500～999人	2,345	0.003	0.001	11	1,577	1,444	133
1,000人以上	1,257	0.002	0.001	7	2,663	2,527	136

〔備考〕 「昭和44年事業所統計調査報告」による。

第13表 全国と東京の製造業 (1969年)

区 分	全 国			東 京 都			対 全 国 比		
	工場数	従業者数	製 造 品 出荷額等	工場数	従業者数	製 造 品 出荷額等	工場数	従業者数	製 造 品 出荷額等
総 数	646,926 (100.0)	11,412,033 (100.0)	58,106,848 (100.0)	91,622 (100.0)	1,437,889 (100.0)	7,136,520 (100.0)	% 14.2	% 12.6	% 12.3
大 工 場 (300人以上)	4,175 (0.6)	3,667,523 (32.1)	29,622,220 (51.0)	448 (0.5)	383,304 (26.7)	2,837,318 (39.8)	10.7	10.5	9.6
中 小 工 場 (1～299人)	642,751 (99.4)	7,744,510 (67.9)	28,484,628 (49.0)	91,174 (99.5)	1,054,585 (73.3)	4,299,202 (60.2)	14.2	13.6	15.1
中規模工場 (20～299人)	78,920 (12.2)	4,589,605 (40.2)	21,222,824 (36.5)	10,432 (11.4)	573,471 (39.0)	2,947,575 (41.3)	13.2	12.5	13.9
小規模工場 (1～19人)	563,831 (87.1)	3,154,905 (27.7)	7,261,804 (12.5)	80,742 (88.1)	481,114 (33.5)	1,351,627 (18.9)	14.3	15.2	18.6

〔備考〕 1) () 内は構成比を示す。

2) 資料出所: 通産省「工業統計表 (産業編)」, 東京都「工業統計調査報告」。

3) 東京都編「東京の中小企業と労働者」による。

ことを考えますと、中小企業とそこに働らく労働者の問題が都政の中で大きな位置を占めることは当然でありましょう。しかしながら、過去二十数年にわたる日本経済の資本の利潤を最大にするための政策は、これらの人達に対して大資本の調節弁としてのしわ寄せを強いてきました。さらに、昨年夏以来のドルショックと円切上げによる環境の変化によって、新しい視点からの中小企業対策が問われています。都政についても、今日にいたるまで、これら中小企業とその労働者に対する総合的政策に欠けていたことを卒直に反省せざるをえません」と指摘されており、今後の施策についても、①中小企業融資制度の改善、拡充、個人事業税の軽減、②工場再配置、企業の集団・組織化、③労働者のための住宅、福利厚生施設の建設、④休日条例、最低賃金条例などの制定、⑤職業安定、労働基準監督行政の強化などにわたる大胆な提言がおこなわれている。

一、一九六九年現在における、東京都内の事業所数は五七万三〇〇〇、従業者数は五七八万八〇〇〇人で、このうち中小企業 (三〇〇人未満の製造業、五〇人未満の商業・サービス業) は約五〇万事業所、その従業者

第14表 東京都の製造業全国順位 (1968年)

区 分	工場数	従業者数	製 造 品 出 荷 額 等
食 料 品	4位 (静岡)	1位	2位 (兵庫)
織 維 工 業	10位 (京都)	9位 (愛知)	6位 (愛知)
衣 服・その他	1位	2位 (大阪)	2位 (大阪)
木 材・木製品	3位 (愛知)	4位 (北海道)	5位 (北海道)
家 具・装備品	1位	1位	2位 (大阪)
紙・紙加工品	1位	1位	3位 (静岡)
出 版・印 刷	1位	1位	1位
化 学 工 業	2位 (大阪)	2位 (大阪)	3位 (大阪)
石 油・石 炭	4位 (福岡)	8位 (神奈川)	11位 (神奈川)
ゴ ム 製 品	1位	2位 (兵庫)	1位
皮 革・同製品	1位	1位	1位
窯 業・土 石	3位 (岐阜)	4位 (愛知)	4位 (愛知)
鉄 鋼 業	2位 (大阪)	6位 (大阪)	7位 (大阪)
非 鉄 金 属	1位	2位 (大阪)	2位 (大阪)
金 属 製 品	1位	1位	2位 (大阪)
一 般 機 械	1位	1位	2位 (大阪)
電 気 機 器	1位	4位 (大阪)	2位 (神奈川)
輸 送 用 機 器	1位	4位 (愛知)	4位 (神奈川)
精 密 機 器	1位	1位	1位
武 器	2位 (愛知)	X (愛知)	X (愛知)
そ の 他 の 製 品	1位	X (大阪)	X (大阪)

〔備考〕 1) 資料出所：通産省「工業統計表 (産業編)」
2) () は全国第1位の県を示す。

数は三四〇万人である。これは同じ東京都内の大事業所にくらべて、およそ事業所数で八〇倍、従業者数で二倍半に当たり、その従業者数に家族を加えた中小企業人口は五七〇万人と推定され、都の人口一一四〇万人の半数を占める。さらに、そのうち小零細企業（二〇人未満の製造業、五人未満の商業・サービス業）だけをとってみても、四〇万事業所、就業者数一九〇万人、その家族を加えれば都の人口の四分の一をこえることになる。

一、中小企業労働者は、めまぐるしく転職する。その傾向は、勤め先が小さいほど強い。一九六六年三月に中学を出た就職者を追うと、一年後に二四・三％、二年後一九％、三年後一三・三％と三年間で五六・六％が離職している。これを企業側からみると、引抜きがばげしいこと、企業の魅力にとぼしいといったようなことのために、半年単位で常に一割前後が出入りしていることにな

る。こんな背景から、七割ほどの企業が、慢性的人手不足を訴えている。また、経営基盤の弱い中小企業には、好況時でも、倒産するものがたえず、七〇年には、九九人以下の企業のうち、つぶれたものが四二〇企業、そのため整理された人員が八七〇〇人にものぼった。それ以前の年では、常に一万人前後が整理されてきている。しかも、解雇されたいえ、遅配賃金や退職金まで踏み倒されてしまうケースも多い。

一、一〇〇〇人以上の企業に比べて、一〇〇人未満の企業の給与は二六・二％ほど低い。月々の給与だけであるとその差は一五％だが、償与など特別給与では五二・三％もの大差がついている。しかも、七〇年三月末現在の賃金不払状況では、三〇〇人以上企業でわずかに二件なのに比べて、中小企業では二七〇件にも及んでいた。また、退職金制度が一〇〇人以上の企業では一〇

〇%実施されているのは対して、三〇人未満の企業では六%しか実施されていない。失業保険など各種社会保険による社会保障の恩恵も、小零細企業ほど薄い。

現行の最低賃金制度は、東京都では九業種、全民間雇用労働者のほぼ六〇%に適用されており、その最低賃金額は七五〇〜一二〇〇円となっている。しかし、なお四〇%の労働者が未適用であるばかりでなく、最低賃金公示の時には、すでに一般の賃金上昇との間に大きなギャップを生じていて、むしろ、賃金上昇の実勢を抑制するおそれさえ生じている。

一、五〇〇人以上の大企業にくらべて、二〇〜九九人企業における総実労働時間は四・六%、基準内労働時間でみると八・二%長い。三〇人未満の企業となると、どこからが「時間外労働」なのか区別がつかないものが目立つ。一日の労働時間一二時間以上というのも五・四%にのぼっていた。このように長い実労働時間を支えている核となっているものは、一つには家族従業者、住込み労働者の存在であるが、もう一つの問題点は営業時間が長いことで、小規模飲食業では営業時間一二時間をこすものが三〇%にもたっている。大企業の場合、その四分の一で、すでに実施させているとみられている週休二日制も、中小企業の場合には夢の話で、週一日の休みもとれないというのが、製造業事業所で四・三%、商業で九・八%も占めていた。

【参考資料】(1)田沼肇「日本における階級分化と階級構成——大橋隆憲『日本の階級構成』にふれつつ——」(「前衛」三三四号、一九七二年二月号)、(2)戸木田嘉久「戦後日本資本主義の蓄積過程と相対的過剰人口」(「経済」八八号、七一年八月号)、(3)富永健二「産業化と労働者——階層としての労働者の

形成とその変質」(「日本労働協会雑誌」一四五号、七一年四月号)、(4)吉村朔夫「戦後産業構造の変革と労働市場」(「鹿児島大経済学論集」八号、七二年二月)、(5)遠藤晃「公務労働者の階級形成の諸条件」(「立命館人文研紀要」一九号、七一年十二月)、(6)高年齢層研究委員会「高年齢人口の問題点」(地域社会研究所、七一年九月)、(7)上田正夫「日本の人口構造とその将来」(「統計」七二年一月号)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——労働力人口の増勢鈍化／就業構造の変化／非農林の産業別就業構造／雇用人の職業別構成／雇用人の企業規模別構成／不況の影響と雇用状況——不況の長期化／労働力需給の緩和／失業の状況／技能労働力の需給状況／新規学卒者の入職状況／不況と雇用調整——雇用調整の進行／「雇用調整状況調査」の結果概要／新規学卒求人取消の状況／一時帰休体制とレイオフ論の登場／太田構想による一時帰休体制／日経連の反応／政府の反応／景気の漸次的回復と雇用情勢——雇用情勢の改善／産業別の不均等／労働力需給と就業構造の長期展望

概

要

一、一九七一年にわが国の労働力人口の伸びはここ数年に引きつづきいっそう鈍化した。七一年の労働力人口は五一七八万で前年比わずか二五万（〇・五％）の伸びであり、とくに女子の労働力人口は前年より減少したが、これはここ一〇年来初めてのことである。また就業人口の増勢の鈍化はいっそう顕著であった。これに対し完全失業者は前年より五万人ふえて六〇万人を記録した。この間、農林業就業者は前年より七四万人（八・八％）の大幅な減少をみせ、非農林業就業者は前年より九六万人（二・三％）増加した。従業上の地位別構成では自営業主は九五六万人（全体の一八・七％）、家族従業者は七四六万人（同二四・六％）、雇用人は三四〇六万人（同六六・六％）であった。就業者を第一次、第二次、第三次産業に分けてみると、第一次が八一四万（二五・九％）、第二次が一八一三万（三五・三％）、第三次が二四八〇万（四八・五％）となった。非農林就業者の産業別構成では建設・サービス・公務・金融・商業の程度に対して製造業の伸びの低下が目立った。

一、以上は年平均の数値であるが、一九七一年後半から七二年の前半にかけてみると、いわゆるニクソン・ショックや円切上げによる景気後退の深化が労働市場や雇用構造に与えた影響は顕著なもの

があった。常用雇用者指数は加速度的に低下し七二年三月には対前年比でマイナス値を記録した。製造業の雇用指数はとくに低下が目立ったが、なかでも電気機器、窯業土石、一般機械等の部門の雇用の停滞が顕著であった。規模別では大企業での離職超過がみられた。不況の影響で労働力の需給状況は大いに緩和し新規求人倍率は七一年末には一倍近くに下がり、完全失業者や失業保険受給人員も増大が目立った。

一、この不況下に産業界の雇用調整がさまざまな形で進行した。労働省の職業安定局の「雇用調整状況調査」は「大企業調査」と「特定産地調査」に分けておこなわれたが、その結果によると、雇用調整の手段としては「中途採用の削減・停止」「残業規制」「新規学卒求人取消」などが多く「本工職員の解雇」「希望退職募集」「一時帰休」などは少なかった。

一、他方、電機や繊維産業等で「一時帰休制」を採用する企業が輩出するにつれて「一時帰休の制度化」を要求する主張が労働界の一部からなされ、日経連もこれに好意的反応を示した。だが労働界にも反対意見も強く、一九七二年春とともに景気が底入れし、雇用情勢も漸次的に改善へと向かうとともにこの一時帰休の制度化論は立消えとなった。

1 雇用の動向

労働力人口の増勢鈍化

わが国の労働力人口は一九六七年（年平均）に対前年二・二％の増加を示しているが、ほぼ一貫して増勢が鈍化してきたが、一九七一年にこの傾向はいっそう顕著となった。総理府の労働力調査によると、一九七一年（昭和四六年の年平均）の労働力人口は五一七八万人で前年より二万人（〇・五％）の増加であった。この増加率は、労働力人口の対前年増加率が一％以下となった一九五八年（〇・六％）、六三年（〇・八％）、六九年（〇・七％）のそれを下回る低い数値である。労働力人口を男女別にみると、とくに女子の労働力人口の減少が目立つ。すなわち、男子の労働力人口は三一七五万人、女子は二〇〇四万人で、前年より男子は四六万人（一・五％増）増加したが、女子は二〇万人（一・〇％）減少した。女子の労働力人口が前年より減少したのはここ一〇年来初めてのことである。男子の増加幅も一九六九年（三三万人、一・一％）、一九七〇年（三八万人、一・二％増）よりは大きい。それ以前の数年よりも小さくなった。その結果、労働力人口比率（一五歳以上人口中にしめる労働力人口の割合）は六五・〇％で前年より〇・四ポイント低下した（第15表）。低下幅は六九・七〇年の低下幅より大きい。男女別にみると、男子は八二・二％、女子は四八・八％で男子は前年より〇・四ポイント上昇したが、女子は一・一ポイント低下した。

就業人口の増勢の鈍化はいっそう顕著であった。就業者は五一四万人で前年よりわずかに二〇万人（〇・四％）増大したが、この増加率は例年に比し目立って低かった。男女別にみると、男子は三十三万人、女子は一九八一万人で、男子は前年より四三万人（一・四％）増大したが、女子は二二万人（一・一％）減少した。男子の増加

第15表 労働力状態

年 月	満 15 歳 以上人口 (A)	勞 働 力 人 口					非 勞 働 力人口	勞働力率 ($\frac{B}{A}$)	失業率 ($\frac{C}{B}$)
		總 数 (B)	就 業 者			完 全 失 業 者 (C)			
			總 数	農 林 業	非農林業				
1960年平均	万人 6,520	万人 4,510	万人 4,436	万人 1,273	万人 3,164	万人 75	万人 1,998	% 69.2	% 1.4
1965年平均	7,287	4,787	4,730	1,046	3,684	57	2,497	65.7	1.2
1970年平均	7,885	5,153	5,094	842	4,251	59	2,723	65.4	1.2
1971年平均	7,970	5,178	5,114	768	4,347	64	2,779	65.0	1.2
1971年 1 月	7,926	4,978	4,912	578	4,334	66	2,933	62.8	1.3
2 月	7,932	4,977	4,905	593	4,312	72	2,941	62.7	1.4
3 月	7,944	5,170	5,090	706	4,384	80	2,763	65.1	1.5
4 月	7,954	5,241	5,173	827	4,346	68	2,699	65.9	1.3
5 月	7,962	5,289	5,229	928	4,301	60	2,661	66.4	1.1
6 月	7,968	5,295	5,238	916	4,322	57	2,663	66.5	1.1
7 月	7,974	5,280	5,220	846	4,374	60	2,685	66.2	1.1
8 月	7,982	5,235	5,171	831	4,340	64	2,737	65.6	1.2
9 月	7,990	5,204	5,146	826	4,321	57	2,775	65.1	1.1
10月	7,998	5,218	5,158	838	4,320	59	2,770	65.2	1.1
11月	8,004	5,183	5,123	749	4,374	60	2,809	64.8	1.2
12月	8,006	5,072	5,008	575	4,433	64	2,916	63.4	1.3
1972年 1 月	8,018	5,013	4,927	502	4,425	85	2,986	62.5	1.7
2 月	8,016	5,003	4,918	526	4,392	84	2,998	62.4	1.7
3 月	8,025	5,117	5,024	651	4,373	93	2,888	63.8	1.8
4 月	8,033	5,202	5,124	782	4,342	78	2,808	64.8	1.5
5 月	8,040	5,266	5,197	859	4,338	69	2,798	65.5	1.3

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査」

2) 「労働力調査」は1967年9月から調査方法が一部改正された。このため年平均については改正前数字と比較できるように補正したものを用了。

は六九年(三四万人、一・一%増)、七〇年(三六万人、一・二%増)よりやや大幅であるが、六五年から六八年の各年(五一・六四万人、一・八と二・二%増)よりは小幅である。また、女子の就業者が前年よりも減少したのは一〇年来初めてのことである。

一方、一九七一年の完全失業者(調査週間に収入を伴う仕事に一時間以上従事せず、就業が可能でこれを希望し、かつ求職活動をおこなった者)は六四万人で前年より五万人増加した。だが完全失業率は一・二%で前年と変わらなかった。男女別にみると男子が四一万(失業率一・三%)、女子が二三万(同一・二%)であった。

つぎに就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は九五万で全体の一八・七%、家族従業者は七四万で全体の四四・六%、雇用人は三四〇万で全体の六六・六%であった。自営業主は前年より二二万(二・一%)の減少、家族従業者は前年より五九万(七・三%)の減少であったのに対し、雇用人は一〇〇万(三・〇%)の増大であった。

就業構造の変化

この間、農林業就業者は七六八万人で前年より七四万人(八・八%)減少した。この減少は例年

第16表 就 業 者 の 従 業 上 の 地 位 別 構 成 (単位：万人)

従業上の地位別	就 業 者 総 数	農 林 業			非 農 林 業			雇 用 者					
		総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総 数	常 雇	臨 時		
												日 雇	
総 数	1960年 1965年 1969年 1970年 1971年	4,436 4,730 5,040 5,094 5,114	1,273 1,046 899 842 768	456 394 380 363 345	723 593 489 451 398	94 59 30 29 25	3,164 3,684 4,141 4,251 4,347	550 545 613 614 611	338 322 355 354 348	2,276 2,817 3,169 3,277 3,381	2,058 2,567 2,902 3,005 3,102	124 145 161 162 170	93 108 106 109 109
うち	1971年男子 女子	3,134 1,981	366 402	268 77	81 317	17 8	2,768 1,579	407 204	84 264	2,273 1,109	2,146 955	64 107	63 47
対前年増減(△)	1965年 1969年 1970年 1971年 うち 男子 女子	75 38 54 20 43 22	△ 42 35 57 74 35 40	△ 11 6 17 18 17 0	△ 30 25 38 53 15 38	△ 1 4 1 4 3 2	118 73 110 96 78 18	5 15 1 3 1 4	△ 1 3 1 6 6 0	114 55 108 104 82 23	99 51 103 97 77 18	9 3 1 8 4 5	7 1 3 0 1 0
構成比 (%)	1960年 1965年 1969年 1970年 1971年	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	28.7 22.1 17.8 16.5 15.0	10.3 8.3 7.5 7.1 6.7	16.3 12.5 9.7 8.9 7.8	2.1 1.2 0.6 0.6 0.5	71.3 77.9 82.2 83.5 85.0	12.4 11.5 12.2 12.1 11.9	7.6 6.8 7.0 6.9 6.8	51.3 59.6 62.9 64.3 66.1	46.4 54.3 57.6 59.0 60.7	2.8 3.1 3.2 3.2 3.3	2.1 2.3 2.1 2.1 2.1

〔備考〕 1) 従業上の地位の区分は、次のようになっている。

「自営業主」— 個人経営の事業を営んでいる者。

「家族従業者」— 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

「雇用者」— 会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料、賃金を得ている者、および会社団体の役員。

「常雇」— 雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。

「臨時」— 1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。

「日雇」— 日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。

2) 総理府統計局「労働力調査」による。

(年平均) (単位：万人)

第17表 第1次、第2次、第3次産業別就業者数

	第 1 次 産 業 (1)			第 2 次 産 業 (2)			第 3 次 産 業 (3)			構 成 比 (%)										
	実数	対 前 年		実数	対 前 年		実数	対 前 年		総数	1) 2) 3)									
		増減	増減率		増減	増減率		増減	増減率		第1次産業	第2次産業	第3次産業							
男	1965年	1,113	—	36	—	3.1	1,507	+	40	+	2.7	2,109	+	71	+	3.5	100.0	23.5	31.9	44.6
	66	1,072	—	41	—	3.7	1,554	+	47	+	3.1	2,201	+	92	+	4.4	100.0	22.2	32.2	45.6
	67	1,036	—	36	—	3.4	1,637	+	83	+	5.3	2,247	+	46	+	2.1	100.0	21.1	33.3	45.7
	68	988	—	48	—	4.6	1,702	+	65	+	4.0	2,307	+	60	+	2.7	100.0	19.8	34.0	46.1
	69	946	—	42	—	4.3	1,740	+	38	+	2.2	2,349	+	42	+	1.8	100.0	18.8	34.5	46.6
女	70	886	—	60	—	6.3	1,791	+	51	+	2.9	2,409	+	60	+	2.6	100.0	17.4	35.2	47.3
	71	814	—	72	—	8.1	1,813	+	22	+	1.2	2,480	+	71	+	2.9	100.0	15.9	35.5	48.5
計	1965年	540	—	16	—	2.9	1,039	+	27	+	2.7	1,272	+	40	+	3.2	100.0	18.9	36.4	44.6
	66	523	—	17	—	3.1	1,066	+	27	+	2.6	1,317	+	45	+	3.5	100.0	18.0	36.7	45.3
	67	503	—	20	—	3.8	1,115	+	49	+	4.6	1,339	+	22	+	1.7	100.0	17.0	37.7	45.3
	68	479	—	24	—	4.8	1,172	+	57	+	5.1	1,366	+	27	+	2.0	100.0	15.9	38.8	45.2
	69	465	—	14	—	2.9	1,183	+	11	+	0.9	1,403	+	37	+	2.7	100.0	15.2	38.7	45.9
男	70	436	—	29	—	6.2	1,217	+	34	+	2.9	1,433	+	30	+	2.1	100.0	14.1	39.4	46.4
	71	402	—	34	—	7.8	1,243	+	26	+	2.1	1,485	+	52	+	3.6	100.0	12.8	39.7	47.4
女	1965年	573	—	20	—	3.4	468	+	13	+	2.9	837	+	31	+	3.8	100.0	30.5	24.9	44.6
	66	549	—	24	—	4.2	488	+	20	+	4.3	884	+	47	+	5.6	100.0	28.6	25.4	46.0
	67	533	—	16	—	2.9	522	+	34	+	7.0	908	+	24	+	2.7	100.0	27.0	26.6	46.3
	68	509	—	24	—	4.5	530	+	8	+	1.5	941	+	33	+	3.6	100.0	25.7	26.8	47.5
	69	482	—	27	—	5.3	556	+	26	+	4.9	946	+	5	+	0.5	100.0	24.3	28.0	47.6
女	70	451	—	31	—	6.4	574	+	18	+	3.2	975	+	29	+	3.1	100.0	22.5	28.7	48.7
	71	412	—	39	—	8.6	572	—	2	—	0.3	995	+	20	+	2.1	100.0	20.8	28.9	50.2

〔備考〕 1) 第1次産業……農業林業狩猟業漁業水産養殖業，総理府統計局「労働力調査」 第2次産業……鉱業建設業製造業 第3次産業……左記以外の産業

にくらべて大幅であつた。一九六五年から六九年まで農林業就業者は毎年三%台の減少をつづけたが、七〇年には六・三%とその幅を拡大し、七一年にはそれをさらに二・五ポイント上回る大幅な減少となつた。男女別にみると男子は三六六万人、女子は四〇二万人で前年よりもそれぞれ三五万人（八・七%）、四〇万人（九・〇%）の減少であり、いずれも七〇年の減少幅を大きく上回つた。従業上の地位別にみると、自営業主は三四五万人、家族従業者は三九八万人で前年よりそれぞれ一八万人（五・〇%）、五三万人（二一・八%）減少した。ともに例年にくらべて大幅な減少であるが、とくに家族従業者の減少が顕著であつた（第16表）。

これに対し非農林業就業者は四三四七万人で、前年より九六万人（二・三%）増加した。この増加は例年よりもやや小幅であつた。男女別にみると、男子は二七六八万人、女子は一五七九万人で前年よりそれぞれ七八万人（二・九%）、一八万人（二・二%）増加した。女子の増加率は例年にくらべて低かつた。従業上の地位別にみると、自営業主は六一一万人、家族従業者は三四八万人、雇用者は三三八一万人で、前年より自営業主は三万人（〇・五%）、家族従業者は六万人（二・七%）とそれぞれ減少したが、雇用者は一〇四万人（三・二%）増加した。自営業主が減少したのは一九六二年（三・五%減）以来九年ぶりのことである。

つぎに非農林業雇用者を雇用形態別にみると、常雇は三一〇二万人、臨時（一カ月以上一年未満の契約で雇われている者）は一七〇万人、日雇（日々または一カ月未満の契約で雇われている者）は一〇九万人で、前年より常雇は九七万人（三・二%）、臨時は八万人（四・九%）と両者とも増加しているが、日雇は変化していない。

以上によつて、就業者を第一次産業（農業、林業狩猟業、漁業水産養殖業）、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）、第三次産業（第一次・第二次以外の産業）に分けてみると、第一次産業は八一四万人、第二次産業は一八一三万人、第三次産業は二四八〇万人であり、前年にくらべて第一次産業は七二万人（八・一%）の減少、第二次産業は二二万人（二・二%）の増加、第三次産業は七二万人（二・九%）の増加であり、例年にくらべて第一次産業の減少は大幅、第二次産業の増加は小幅であつた（第17表）。これら三者の構成比は、第一次産業が一五・九%、第二次産業が三五・五%、第三次産業が四八・五%で、前年より第一次産業は一・五ポイントの低下、第二次産業は〇・三ポイント、第三次産業は一・二ポイントの増加であつた。

非労働力人口は二七七九万人で前年より五六万人（二・一%）増加した。男女別にみると、男子は六八三万人、女子は二〇九七万人で前年より男子は八万人（一・二%）減少したが、女子は六五万人（三・一%）増加した。女子の増加は例年にくらべて大幅なものであつた。

非農林の産業別就業構造

非農林産業のうち、おもな産業の就業者を前年にくらべてみると、建設業が一九万人（四・八%）増となつたのを最高に、サービス業が二三万人（三・一%）増、卸小売・金融・保険不動産業が三四万人（三・〇%）増、運輸通信、電気ガス水道業が八万人（二・三%）増、公務が六万人（三・七%）の増であるのに対し、製造業はわずか四万人（〇・三%）増に留まり、例年に比し伸び率は顕著に低下した（第18表・第19表）。この産業別就業構造の変化については後に再び触れることにする。

就 業 者 数

(年平均) (単位:万人)

卸小売・金融保険不動 産業			運輸・通信・電気・ガ ス・水道業			サ ー ビ ス 業			公 務		
実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年	
	増 減	増減率 (%)		増 減	増減率 (%)		増 減	増減率 (%)		増 減	増減率 (%)
1,008	+ 29	+ 3.0	294	+ 8	+ 2.8	649	+ 37	+ 6.0	158	— 3	— 1.9
1,053	+ 45	+ 4.5	311	+ 17	+ 5.8	682	+ 33	+ 5.1	155	— 3	— 1.9
1,085	+ 32	+ 3.0	316	+ 5	+ 1.6	689	+ 7	+ 1.0	157	+ 2	+ 1.3
1,111	+ 26	+ 2.4	329	+ 13	+ 4.1	713	+ 24	+ 3.5	154	— 3	— 1.9
1,133	+ 22	+ 2.0	338	+ 9	+ 2.7	722	+ 9	+ 1.3	156	+ 2	+ 1.3
1,144	+ 11	+ 1.0	353	+ 15	+ 4.4	751	+ 29	+ 4.0	161	+ 5	+ 3.2
1,178	+ 34	+ 3.0	361	+ 8	+ 2.3	774	+ 23	+ 3.1	167	+ 6	+ 3.7

第19表 産業別就業者数構成比

(単位:%)

年次	全産業	農林業	非農林業	漁業水産 養殖業	鉱 業	建設業	製造業	卸小売 金融保険 不動産業	運輸通信 電気ガス 水道業	サービス 業	公 務
1965	100.0	22.1	77.9	1.4	0.6	6.9	24.3	21.3	6.2	13.7	3.3
66	100.0	20.8	79.2	1.4	0.5	7.3	24.4	21.8	6.4	14.1	3.2
67	100.0	19.7	80.3	1.3	0.5	7.3	25.4	22.1	6.4	14.0	3.2
68	100.0	18.7	81.3	1.1	0.5	7.4	26.4	22.2	6.6	14.3	3.1
69	100.0	17.8	82.2	0.9	0.5	7.4	26.7	22.5	6.7	14.3	3.1
70	100.0	16.5	83.5	0.9	0.4	7.7	27.0	22.5	6.9	14.7	3.2
71	100.0	15.0	85.0	0.9	0.4	8.1	27.0	23.0	7.1	15.1	3.3

雇用者の職業別構成

男子雇用者についてみると、技
能工・生産工程従事者が全体の三

八・六%を占めてその比重がもっとも高く、事務従事者
(同一七・三%)や販売従事者(同一〇・九%)の割合がこれ
に次いで高い。これに対して農林・漁業・採鉱・採石・単
純労働などの従事者の割合は低下をつづけている。

雇用者の企業規模別構成

非農林業雇用者のうち従業員
三〇人未満の企業に働く者は

全体の三六・四%を占めてその割合がもっとも高く、これ
に従業員一〇〇人未満の小企業雇用者を加えた小・零細企
業雇用者の比重は五三・一%で全体の過半数を占めてい
る。これに対して従業員五〇〇人以上の大規模企業に働く
者の割合は三〇・〇%であって、この企業規模別構成のパ
ターンは前年とくらべて大規模企業の比重がやや低下した
ほか基本的には変わっていない。だが、一九七一年の景気
後退が規模別の雇用量に異なる影響を与えたことは後述の
ごとくである。

2 不況の影響と雇用状況

不況の長期化

以上の雇用関係諸指標は、一九七一年総
理府の労働力調査報告による数値の年間

第18表 産業別非農林業

		漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業										
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年									
			増	減		増減率 (%)	増		減	増減率 (%)		増	減	増減率 (%)	増	減	増減率 (%)				
男	1965年	67	+	6	+	9.8	29	-	1	-	3.3	328	+	20	+	6.5	1,150	+	21	+	1.9
	66	66	-	1	-	1.5	26	-	3	-	10.3	350	+	22	+	6.7	1,178	+	28	+	2.4
	67	66		0		0.0	26		0		0.0	359	+	9	+	2.6	1,252	+	74	+	6.3
女	68	54	-	12	-	16.7	27	+	1	+	3.8	370	+	11	+	3.1	1,305	+	53	+	4.2
	69	47	-	7	-	13.0	24	-	3	-	11.1	371	+	1	+	0.3	1,345	+	40	+	3.1
計	70	44	-	3	-	6.4	20	-	4	-	16.7	394	+	23	+	6.2	1,377	+	32	+	2.4
	71	46	+	2	+	4.5	19	-	1	-	5.0	413	+	19	+	4.8	1,381	+	4	+	0.3

第20表 雇用者の職業別構成（男子）

(%)

職業別	1960年	1965年	1970年	1971年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的、技術的職業	7.9	6.6	6.6	6.6
管理的職業	5.1	5.8	5.7	6.1
事務	20.0	19.8	17.4	17.3
販売	7.2	7.9	10.5	10.9
農林、漁業	3.2	2.3	1.4	1.3
採鉱、採石	2.2	1.0	0.4	0.4
運輸、通信	5.8	8.5	8.9	9.0
技能工、生産工程従事	} 42.8	34.6	37.6	38.6
単純労働		8.0	6.0	4.2
サービス職業	5.8	5.5	5.3	5.5

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

第21表 雇用者の企業規模別構成（非農林業）

(%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満
総数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965年	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1969年	100.0	30.2	15.7	16.8	37.3
	1970年	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1971年	100.0	30.0	16.6	16.7	36.4

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

平均によるものである。この年平均の数値では必ずしも明らかにされ得ない特色は不況の影響の深化であり、それはこの年鑑がカバーする一九七一年の後半から一九七二年の前半までの一年間をみるとかなり顕著なものになるということができる。すでに一九七〇年八月からはじまった景気後退は、労働市場の需給動向にかなりの「かぎり」を与えていたが、ようやく一九七一年半ば頃から景気回復の兆しが見えはじめたとき、八月一六日にアメリカの新経済政策の発表による衝撃が加えられ（いわゆるニクソン・ショック）、さらに十二月の国際通貨調整による円の切上げがおこなわれて日本経済は一九六五年いらいの深刻かつ長期的な不況におちいった。その間一〇月には繊維輸出に関する日米政府間の協定が成立し、繊維関係だけでも約二〇万人の離職者が出ることが見込まれるに至った。長期化する景気の停滞は、労働力需給の緩和、失業者の増加、残業時間の減少をもたらし、とくに不況の影響が強かった製造業を中心として新規採用者の手控えによる入職率の低下などの現象がみられるに至った。

労働力需給の緩和

不況の雇用に対する影響をまず労働省の毎月勤労統計による常用雇用指数によってみるとつぎの第22表のごとくである。すなわち、常用雇用指数は一九七一年に入って加速度的に低下し、対前年同期比の数値は調査産業計においても七一年五月に一ポイントを割って後も低下をつづけ、七二年三月にはマイナス値を記録するに至った。

これを産業別にみると、鉱業の雇用が例年以上に大幅な低下をつづけていることは別としても、製造業の雇用指数はすでに七一年六月から対前年同期比でマイナスとなり、七二年四月にはマイナス

二・九%となった。運輸通信業も製造業ほどではないにしてもほぼ同様の傾向を示し、七一年中は堅調であった卸売・小売業においても雇用指数は七一年七月以降漸減し七二年四月には前年同期比でマイナスを記録するに至った。これに対して建設業の常用雇用指数は根強い上昇傾向を示し、金融保険業におけるそれも引きつづき堅調であった。

製造業のなかでとくに雇用の停滞が目立ったのは電気機器（前年比三・一%減）、窯業土石（三・三%減）、一般機械（〇・二%減）などの重工業部門であった（第22表）。

また、規模別の労働異動を製造業についてみると、いずれの規模でも停滞しているが、五〇〇人以上では四、六月を除いて離職超過になっており、三〇〇～九九人の離職数値よりもその幅が大きい（第23表）。また、その離職転職超過値率は一〇～一二月の期間には〇・四%となり、大企業における雇用調整の進行を物語っている（今回の不況での雇用調整の特徴については後述八三～八五ページ参照）。このような雇用の停滞は前回の一九六五年不況当時よりもきびしいとされ、それについて昭和四六年『労働白書』は、つぎのように述べている。

「このように厳しい雇用の停滞が見られた背景には、四〇年代にはいつての賃金上昇の加速化による人件費上昇の企業経営への影響も見逃せない。とくに、今回の景気後退は長期化し、回復のテンポも緩かなものになるうとする見通しをする企業が多く、人件費のコスト面の圧力を雇用面で調整しようとする動きも強かったものと思われる」（昭和四六年「労働白書」一〇ページ）。

不況の雇用面への影響をまず新規学卒者以外の一般労働者の需給

第22表 産業別雇用の動き（30人以上規模の常用労働者）

（％）

産 業 別	対 前 年 増 減 率			
	1968年	1969年	1970年	1971年
総 数	3.9	3.4	3.1	1.1
鉱 業	△ 9.7	△ 11.7	△ 11.8	△ 14.1
建 設 業	4.4	6.8	6.8	7.2
製 造 業	4.1	3.5	3.1	△ 0.1
食料品，たばこ	2.4	△ 0.1	2.1	1.3
織 維	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.2	△ 3.2
衣服，その他の繊維製品	1.4	4.3	5.9	9.0
木材，木製品	△ 1.0	1.0	1.4	△ 1.8
家具，装備品	6.3	1.8	6.2	2.4
パルプ，紙，紙加工品	△ 0.7	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.8
出版，印刷，同関連産業	△ 0.4	△ 0.5	2.1	0.8
化 学	3.5	2.6	0.7	0.6
石油製品，石炭製品	9.7	5.3	3.6	6.4
ゴム製品	3.6	2.0	△ 0.7	△ 2.4
なめしかわ，同製品，毛皮	△ 6.8	0.3	0.8	0.7
窯業，土石製品	2.4	0.9	1.4	△ 3.3
鉄 鋼	1.9	0.8	1.1	0.0
非鉄金属	3.6	2.5	3.0	0.0
金属製品	4.8	3.8	1.5	0.8
一般機械	7.9	7.7	2.1	△ 0.2
電気機器	11.9	14.5	8.1	△ 3.1
輸送用機器	6.7	2.2	5.9	3.6
精密機器	3.2	3.6	7.0	2.9
そ の 他	2.3	5.7	2.1	△ 0.1
卸・小売業	5.1	3.4	3.6	2.2
金融・保険業	5.0	3.9	4.3	3.6
運輸・通信業	3.3	1.5	0.5	△ 0.4
電気・ガス・水道業	2.6	2.0	△ 0.1	0.0
調査産業計	3.7	6.6	△ 5.6	△ 7.5
日雇労働者等 建 設 業	10.3	6.3	△ 7.3	0.9
製 造 業	5.2	8.1	△ 12.5	△ 16.8

- 〔備考〕 1) 従業員30人以上の企業を対象として，その「常用労働者」雇用の動きを調査したもの。
△は減少を示す。
- 2) この調査の「常用労働者」とは次に該当するもので，臨時・日雇労働者に属する者も，他方ではまた企業の経営担当者も，含まれている。
- イ，期間をきめず，また1カ月を超える期間をきめて雇われている者。
- ロ，日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ハ，重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ニ，事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- 3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第23表 入職率・離職率の推移（製造業・規模別）

(季節修正値) (単位：%)

時 期	500 人 以 上			100～499人			30～99人		
	入職率	離職率	入 職 超 過 率	入職率	離職率	入 職 超 過 率	入職率	離職率	入 職 超 過 率
1970年 1～3月	2.3	1.9	0.4	2.8	2.4	0.4	2.9	2.7	0.2
4～6	2.2	1.9	0.3	2.8	2.5	0.3	2.8	2.7	0.1
7～9	2.1	1.9	0.22	2.8	2.6	0.2	2.8	2.7	0.1
10～12	1.9	1.9	0.0	2.6	2.6	0.0	2.8	2.6	0.2
1971年 1～3月	1.6	1.9	△ 0.3	2.2	2.4	△ 0.2	2.4	2.5	△ 0.1
4～6	1.8	1.7	0.1	2.3	2.3	0.0	2.3	2.4	△ 0.1
7～9	1.5	1.8	△ 0.3	2.3	2.3	0.0	2.5	2.5	0.0
10～12	1.3	1.7	△ 0.4	2.0	2.5	△ 0.5	2.4	2.7	△ 0.3

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」

関係でみると、新規求人数はすでに一九七〇年秋以降前年水準を下回っていたが、一九七一年以降にその落ち込みは次第に顕著となり、季節調整値でみた新規求人の対前年同期比は七一年一～三月四・六％、四～六月四・八％、七～九月二・八％、一〇～十二月五・四％と年間を通じて減勢をつづけたが、一九七二年一～三月になってようやく一〇・五％の増となった（第25表）。一方新規求職者数はすでに一九七〇年秋以降対前年同月比の増大が目立ちはじめていたが、七一年中にその増勢はつづき、とりわけドル・ショックをうけた七～九月期には大幅な増勢を示した。そのため新規求人倍率は、ドル・ショック直後の一〇～十二月には実数で〇・九、季節調整値で一・二倍にまでさがり、有効求人倍率では一・〇〇倍を割る事態を現出し、労働力需給状況は緩和した。求人はとくに製造業で対前年比二六％減と大幅に落ち込み、業種別では重化学工業、規模別では大企業で減少幅が大きかった（昭和四六年『労働白書』三ページを参照）。求職者の増加は各年齢層にわたっているが、高年齢者の割合が高いのが注目された。だが求人倍率も一九七二年に入って景気の底入れとともにやや持ち直す傾向を示した。

失業の状況

不況による失業の増勢もまた顕著であった。労働力調査による完全失業者は、上にみたごとく一九七一年の年平均では六四万、失業率一・二％であったが、これを三カ月期間をずらした年度平均をみると七一年度は六八万、失業率一・三％となり、対前年同期比ではそれぞれ七万人増、〇・一％の増となっている。しかも第26表にみるように七二年一月以降は急増し、三月には九三万、失業率一・八％を記録するに至った。例年一～三月には失業者が増大する傾向があるにしても、今回の増勢はかなり顕

第24表 常用雇用指数 (1970年平均=100)

	調査産業計		鉱	業	建設業	製造業	卸売、小売業	金融・保険業	運輸通信業	電気、ガス、水道業				
	実数	対前年同期比								実数	対前年同期比			
1968年度	93.8	4.0%	128.3△	9.7%	87.4	4.3%	93.6	4.1%	92.3	5.0%	98.1	3.3%	97.9	2.5%
1969	97.0	3.4	113.3△	11.7	93.4	6.9	96.9	3.5	95.8	3.4	99.6	1.5	99.0	2.0
1970	100.0	3.1	100.0△	11.7	100.0	7.1	100.0	3.2	100.0	3.3	100.0	0.4	100.0	0.1
1971	101.1	1.1	85.9△	14.1	107.2	7.2	99.9△	0.1	103.6	2.2	99.6△	0.4	100.0	0.0
1971年1月	99.6	2.6	94.0△	11.4	101.2	6.4	99.7	2.5	99.6	2.4	99.7	0.4	99.1	0.1
	99.2	2.0	92.7△	11.0	101.1	5.9	99.0	1.7	99.5	2.3	99.6	0.1	98.7△	0.1
	99.8	1.5	90.7△	11.2	101.9	5.8	99.2	0.9	100.8	1.8	99.4	0.0	99.0	0.0
	102.5	1.4	90.0△	11.6	104.2	6.8	101.9	0.3	105.7	2.0	100.3	0.1	100.3△	0.6
	102.1	1.1	88.3△	12.5	105.4	6.5	101.3	0.1	105.6	1.9	99.7△	0.2	100.3△	0.8
	102.1	0.9	86.3△	13.3	107.1	7.2	101.0△	0.2	105.4	1.9	99.6△	0.5	100.4△	0.3
	102.0	0.8	85.5△	13.9	108.7	6.2	100.6△	0.5	104.5	2.6	99.5△	0.8	100.2△	0.3
	101.4	0.7	84.0△	15.2	108.7	6.7	99.9△	0.5	104.2	2.5	99.3△	0.9	100.3	0.1
	101.1	0.6	82.3△	16.4	109.9	7.3	99.4△	0.7	104.8	2.3	99.4△	0.9	100.3	0.1
	100.8	0.5	80.2△	17.5	110.2	7.1	98.9△	1.0	104.5	2.4	99.5△	0.9	100.4	0.3
	101.2	0.3	79.2△	17.6	113.8	9.1	99.0△	1.5	104.6	2.2	99.3△	1.2	100.4	0.9
	12	100.9	0.3	78.0△	18.3	114.3	11.2	98.6△	1.9	103.9	2.0	99.1△	1.3	100.4
1972年1月	99.9	0.3	77.7△	17.3	112.6	11.3	97.6△	2.1	102.9	2.0	98.8△	0.9	100.1	1.0
	99.4	0.2	67.5△	17.5	112.5	11.3	97.0△	2.0	102.6	1.3	98.4△	1.2	100.0	1.3
	99.5△	0.3	75.4△	16.9	111.9	9.8	96.9△	2.3	103.3	0.1	98.0△	1.4	99.8	0.8
	101.9△	0.1	75.4△	16.2	115.2	10.6	98.9△	2.5	109.8	0.3	98.5△	1.8	102.6	2.3
	101.6△	0.5	74.8△	15.3	116.2	10.2	98.4△	2.9	109.5	0.5	98.1△	1.6	102.3	2.0
	101.5△	0.6	74.8△	13.8	117.2	9.4	98.2△	2.8	110.0	0.9	97.9△	1.7	102.2	1.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」規模30人以上、年度は年の数値。

第25表 新規求職，求人，求人倍率の推移

	新 規 求 職				新 規 求 人				求 人 倍 率			
	実数 千人	対前年 同期比	季 節 調整値	対前 期比	実数 千人	対前年 同期比	季 節 調整値	対前 期比	実数	対前年 同期差	季 節 調整値	対前 期差
1970年 1～3月	339	△ 0.9	%	316△ 0.9	615	16.5	%	535△ 0.7	1.8	0.3	1.7	0.0
4～6月	329	0.9		322 1.9	514	9.1		530△ 0.9	1.6	0.2	1.6	△ 0.1
7～9月	287	2.1		326 1.2	543	1.3		510△ 3.8	1.9	0.0	1.6	0.0
10～12月	342	4.6		334 2.5	413△ 5.3			504△ 1.2	1.2△ 0.1		1.5△ 0.1	
1971年 1～3月	371	9.4		347 3.9	553△ 10.1			481△ 4.6	1.5△ 0.3		1.4△ 0.1	
4～6月	354	7.6		344△ 0.9	444△ 13.6			458△ 4.8	1.3△ 0.3		1.3△ 0.1	
7～9月	314	9.4		357 3.8	471△ 13.3			445△ 2.8	1.5△ 0.4		1.3	0.0
10～12月	372	8.7		365 2.2	346△ 16.2			421△ 5.4	0.9△ 0.3		1.2△ 0.1	
1972年 1～3月	373	0.5		349△ 4.4	534△ 3.4			465 10.5	1.3△ 0.2		1.3	0.1

〔備考〕「職業安定業務月報」。

第26表 失 業 情 勢 の 推 移

	完全失業者(1)		失 業 率 (2)		失業保険被保 険者(3)		失業保険受給 者実人員(4)		受 給 率 (5)	
	実 数 (万人)	対前年 同期比	実 数 (%)	対前年 同期差	実 数 (千人)	対前年 同期比	実 数 (千人)	対前年 同期比	実 数 (%)	対前年 同期差
1968年度	57	△ 6.6	1.1	△ 0.1	20,080	3.0	524	△ 3.5	2.5	△ 0.2
1969年度	57	0.0	1.1	0.0	20,776	3.3	504	△ 3.8	2.4	△ 0.1
1970年度	61	7.0	1.2	0.1	21,118	1.5	499	△ 1.0	2.3	△ 0.1
1971年度	68	11.5	1.3	0.1	21,698	2.7	569	14.0	2.6	0.3
1971年										
1月	66	4.2	1.3	0.0	20,926	1.7	634	1.6	2.9	0.0
2	72	8.2	1.4	0.1	20,882	1.5	696	3.7	3.2	0.0
3	80	18.8	1.5	0.2	20,956	1.2	755	6.9	3.5	0.2
4	68	6.6	1.3	0.1	21,296	3.3	716	7.8	3.3	0.2
5	60	15.2	1.1	0.1	21,594	3.0	481	7.8	2.2	0.1
6	57	15.6	1.1	0.2	21,905	3.2	501	14.9	2.2	0.1
7	60	5.3	1.1	0.0	21,998	3.0	512	13.8	2.3	0.2
8	64	8.5	1.2	0.1	21,928	2.9	498	15.8	2.2	0.2
9	57△	8.3	1.1△	0.1	21,893	2.8	482	16.9	2.2	0.3
10	59△	3.3	1.1△	0.1	21,882	2.6	447	19.2	2.0	0.2
11	60	7.1	1.2	0.1	21,936	2.5	414	24.4	1.9	0.4
12	64	18.5	1.3	0.2	21,674	2.4	422	20.9	1.9	0.3
1972年										
1月	85	28.8	1.7	0.4	21,433	2.4	729	15.0	3.3	0.4
2	84	16.7	1.7	0.3	21,386	2.4	785	12.8	3.5	0.3
3	93	16.7	1.8	0.3	21,478	2.5	894	10.5	3.7	0.2
4	78	14.7	1.5	0.2	21,863	2.7	747	4.3	3.3	0.0

〔備考〕 1) (1)(2)総理府「労働力調査」による。

2) (3)(4)(5)労働省失業保険事業月報による。受給率は(4)/(3)+(4)

著なものといつてよい。この失業情勢の悪化は、同じ表にみるとく失業保険受給者実人員（月平均）の対前年同期比の数値にも表現されている。すなわち、それは一九七一年一月以降、対前年同期比においてかなり急激かつ大幅な増加に転じ、一月には二四・四％の増大を示した。ただし、受給率は失業保険被保険者数が平均的に前年同期を上回っているのですしたる変化を示していないが一九七二年一月～三月には失業保険受給者実人員及び受給率ともに大幅な増勢を示し、四月に入って減少に転じた。

技能労働力の需給状況

労働省職業訓練局による「技能労働力需給状況調査」によると、一九七一年六月一日現在の技能労働力の不足数は約一三六万人、不足率は一四・九％で、不足数・不足率ともに前年（約一八四万、一九・八％）をかなり下回り、景気後退による生産活動の停滞が不足面にも現われている。産業大分類別に不足状況を見ると製造業が九三万五〇〇〇人で全体の六八・八％を占め、ついで建設業二四万二〇〇〇人（二七・八％）、運輸通信業一〇万八〇〇〇人（七・九％）等が多くなっている。けれども、これらを前年にくらべると、製造業、建設業が前年水準を二六・二八％下回ったのははじめ、各産業で不足数・不足率とも前年を下回り、景気後退による生産活動の停滞が技能労働力の不足面にも現われている（第27表）。この傾向は、景気後退がさらに進んだ一九七二年二月一日現在の「労働経済動向調査」の結果にはいっそう明らかであって、同調査によると、「技能工」および「一般労務者」で不足をしている事業所の割合はなお調査対象の三・四割と高いが、それでも前年同期を約一〇ポイント下回るなど不足感の緩和を示している。

第27表 産業別技能労働力の不足数および不足率の推移

産 業	不 足 数			不 足 率	
	1970 年	1971 年	減 少 率	1970 年	1971 年
総 数	1,837,000人	1,359,100人	△ 26.0%	19.8%	14.9%
鉱 業	13,500	8,200	△ 39.3	8.7	5.9
建設業	328,500	241,700	△ 26.4	31.7	22.8
製造業	1,293,700	934,700	△ 27.7	19.0	14.1
運輸通信業	124,100	107,500	△ 23.4	12.1	10.4
電気・ガス・水道業	2,200	1,400	△ 36.4	3.0	1.9
自動車等修理業	75,000	65,500	△ 12.7	35.4	28.5

〔備考〕 労働省職業訓練局訓練政策課「技能労働力需給状況調査」1971年6月1日現在。

第28表 新規学卒の求人倍率

(単位：倍)

年		中 学	高 校
実 数	1 9 6 9 年 3 月 卒	4.9	5.7
	7 0	5.8	7.1
	7 1	6.8	4.0(8.4)
見 込	1 9 7 2 年 3 月 卒	6.4	2.9

- 〔備考〕 1) 労働省「職業安定業務統計」
2) 中学は職業安定機関扱い。高校は学校扱い分を含む。
3) 1971年3月卒以降の高校は求人受付の取扱いが変更になった(求人確認制度の実施)。()内は旧方法による求人倍率を示す。
4) 実績は各年とも卒業年の5月末日現在。見込は1971年10月1日現在。

新規学卒者の入職状況

一九七一年三月の新規学卒（中・高卒）に対する求人活動は七〇年五月頃からおこなわれることと、景気後退がなお長期化かつ深刻化する見通しを欠いたままなされたため新規学卒労働市場の需給関係は例年に比し一段と逼迫し、中卒に対する求人倍率は六・八倍、高卒に対するそれは八・四倍（新しい計算方法では四・〇倍）とともにいままでの最高の倍率となった。しかし、一九七二年三月卒に対する景気後退の影響は顕著であり、後述するようにドル・ショック、円切上げ等による不況感の浸透のもとで新規採用抑制や学卒求人の取消しがおこなわれたなどの事情もあり、求人倍率は目立って低下した（第28表）。

3 不況と雇用調整

雇用調整の進行

上述のごとき不況の深化によって産業界の雇用調整がさまざまな形で進化した。雇用調整はまず残業規制にはじまり、労働省の毎月勤労統計調査による所定外労働時間はすでに一九七〇年八月以降から落ち込みが目立ち、七一年には毎月とも対前年同月比で一〇～一二％も減少した（I-III 労働時間の章を参照）。こうして、雇用調整はまず残業規制の形をとり、ついで求人手控えからさらに新規学卒に対する求人取消しに発展し

た。業種別には製造業の求人減が大きく目立ったが、なかでも機械・金属・繊維・鉄鋼・電機などで求人の手控えムードが強まった。さらにドル・ショックや日米繊維協定による打撃を強くうけた電機・繊維産業等では一時帰休制が大手企業に発展し、後に触れる「日本的レイオフ制度」の論議をよびおこした。またドル・ショック以前にすでに設備過剰の表面化していた化学工業等ではかなりの人員整理案も登場するようになった。このようにさまざまな雇用調整策が登場するなかでその実態の掌握をおこなうために、労働省の職業安定局は一九七一年一〇月下旬「雇用調整状況調査」を実施した。また同年一二月には全国の職安を対象に新規学卒（七二年春中卒・高卒予定者）に対する企業の求人取消しの実態調査をおこなった。

「雇用調整状況調査」の結果概要

この調査は、ドル防衛に関するアメリカ大統領の声明がおこなわれた一九七一年八月一六日から同年一〇月一五日までの二カ月間に企業が実施していた雇用調整と、同年一〇月一五日現在で検討中の雇用調整の状況を把握し、職業安定機関における業務運営の資料とするために同年一〇月下旬、通信により実施したものである。この調査は「大企業調査」と「特定産地調査」に分かれており、大企業調査の対象は、東証一部および二部上場企業のうち、漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、卸売業・小売業、運輸通信業の五産業に属する一〇八八社で、このうち回答のあったのは七〇〇社であった。

「特定産地調査」の調査目的と実施時期は「大企業調査」と同じであるが、その対象は、対米輸出依存度等により選定した二二の特定産地——たとえば北海道全域の水産缶詰、岡山県倉敷市のビニールすだれ、新潟県燕市の金属洋食器、岐阜県東濃の陶磁器・デイス

Ⅰ・ウェア、愛知県の三州・三河の綿スフ織物、愛知県一宮市その他の毛織物、大阪市等の縫製品など——の雇用者一人以上の企業五〇七〇社で、そのうち有効回答のあったのは三〇五三社であった。

これらの調査において「雇用調整」とは、労働量を減少するため（または増加させないため）に企業がおこなう措置をいい、具体的には、①残業の規制、②新規学卒求人者の取消、③中途採用の削減・停止、④臨時労働者の期間延長停止、⑤臨時労働者の解雇、⑥配置転換・出向、⑦一時帰休、⑧希望退職の募集、⑨本工・職員の解雇、⑩定年到達者の再雇用・勤務延長の停止、⑪その他、という種類からなっている。

【大企業調査】 調査期間中になんらかの雇用調整を実施していた企業は、回答のあった七〇〇社のうち三六三社（五二％）であり、一月一五日現在で雇用調整を検討中の企業は二五社（四％）であった。産業別に雇用調整実施率をみると製造業が五七％とやや高く、運輸通信業（三三％）、卸売・小売業（三二％）などは低い。さらに製造業を中分類別に見ると、非鉄金属（八七％）、鉄鋼（八一％）、一般機械（七五％）、電気機械（七五％）、繊維（七〇％）などが高く、食品（八％）は低い。

つぎに雇用調整の種類別に実施状況をみると、調査産業計では「中途採用の削減停止」が二三一社（構成比二七％）でもっとも多く、ついで「残業の規制」が二〇二社（二四％）、「新規学卒求人者の取消」が一五四社（一八％）、「配置転換・出向」が九六社（二一％）となっているが、「本工・職員の解雇」「希望退職の募集」「一時帰休」などはいずれも零ないし数％となっている。これを産業別・規模別にみても、調査産業計と同様な傾向を示しており、企業が既にかかえてい

第29表 雇用調整の種類別企業数（調査産業計）

雇 用 調 整 の 種 類	雇用調整を実施していた企業		雇用調整を検討中のみの企業	
	企業数	構成比	企業数	構成比
計	社 848	% 100	社 47	% 100
残 業 の 規 制	202	24	11	23
新規学卒求人の一部又は全部取消	154	18	4	9
中途採用の削減、停止	231	27	17	36
臨時労働者の期間延長停止	28	3	4	9
臨時労働者の解雇	60	7	2	4
配置転換、出向	96	11	3	6
一時帰休	24	3	1	2
希望退職の募集	12	1	2	4
本工、職員の解雇	2	0	—	—
定年到達者の再雇用、勤務延長の停止	34	4	3	6
その他	5	1	—	—

〔備考〕 1) 同一企業が2種類以上の雇用調整を実施していた場合は、それぞれの種類に計上した。
2) 「計」は、「残業の規制」から「その他」までを合計した延企業数である。
3) 労働省職業安定局「雇用調整状況調査(大企業調査)の結果概要」1971年12月。

第30表 産業および雇用調整の種類別雇用調整を実施していた企業数

雇用調整の種類	製 造 業		卸売業・小売業		運 輸 通 信 業		その他
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数
計	社785	%100	社39	%100	社23	%100	社1
残 業 の 規 制	186	24	8	21	7	30	1
新規学卒求人の一部又は全部取消	146	19	5	13	3	13	—
中途採用の削減, 停止	210	27	13	33	8	35	—
臨時労働者の期間延長停止	27	3	1	3	—	—	—
臨時労働者の解雇	61	8	—	—	—	—	—
配置転換, 出向	86	11	6	15	3	13	—
一時帰休	22	3	2	5	—	—	—
希望退職の募集	12	2	—	—	—	—	—
本工, 職員の解雇	2	0	—	—	—	—	—
定年到達者の再雇用, 勤務延長の停止	30	4	3	8	1	4	—
その他	3	0	1	3	1	4	—

〔備考〕 前表と同じ。

第31表 製造業中分類および雇用調整の種類別雇用調整を実施していた企業数

雇 用 調 整 の 種 類	食料 品,たば こ	繊維	パル プ紙加 工品	化学	窯業 土石 製品	鉄鋼	非鉄 金属 金属製品	一般 機械 器具	電気 機械 器具	輸送 機械 器具	精密 機械 器具	そ の 他	
計	社 8	社 67	社 19	社 83	社 42	社 52	社 48	社 15	社 164	社 178	社 51	社 37	社 21
残 業 の 規 制	8	14	4	15	10	14	14	5	39	44	13	8	5
新規学卒求人の一部又は全部取消	2	12	4	19	7	5	9	5	28	32	11	9	3
中 途 採 用 の 削 減, 停 止	2	22	3	19	7	18	13	4	41	47	18	8	8
臨 時 労 働 者 の 期 間 延 長 停 止	—	2	—	1	1	2	1	—	7	8	1	4	—
臨 時 労 働 者 の 解 雇	2	4	1	7	8	3	5	—	15	13	—	1	2
配 置 転 換, 出 向	1	9	4	12	5	6	3	—	20	15	5	3	3
一 時 帰 休	—	1	1	1	1	—	1	—	7	7	2	1	—
希 望 退 職 の 募 集	—	—	—	3	—	—	1	—	2	4	—	1	—
本 工, 職 員 の 解 雇	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定年到達者の再雇用, 勤務延長の停止	—	3	1	5	2	4	1	—	5	7	1	2	—
そ の 他	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—

〔備考〕 前表と同じ。

第32表 規模および雇用調整の種類別雇用調整を実施していた企業数（調査産業計）

雇 用 調 整 の 種 類	1,000 人未 満		1,000人以上5,000 人未満		5,000人以上10,000 人未満		10,000人以 上	
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
計	社 301	% 100	社 398	% 100	社 94	% 100	社 55	% 100
残 業 の 規 制	73	24	92	23	21	22	16	29
新規学卒求人の一部又は全部取消	39	13	80	20	23	24	12	22
中途採用の削減、停止	85	28	108	27	21	22	17	31
臨時労働者の期間延長停止	7	2	17	4	3	3	1	2
臨時労働者の解雇	24	8	25	6	7	7	4	7
配置転換、出向	32	11	48	12	12	13	4	7
一時帰休	13	4	8	2	2	2	1	2
希望退職の募集	9	3	3	1	—	—	—	—
本工、職員の解雇	1	0	1	0	—	—	—	—
定年到達者の再雇用、勤務延長の停止	15	5	16	4	3	3	—	—
その他	3	1	—	—	2	2	—	—

〔備考〕 前表と同じ。

る労働力のうち、臨時工以外の削減措置にはきわめて消極的であつたということができよう（第29・32表）。

【特定産地調査】 調査期間中に雇用調整を実施していた企業は、回答のあつた三〇五三社のうち五一〇社（一七％）であり、一方実施していなかった企業は二五四三社（八三％）となっている。

これで見ると雇用調整を実施していなかった企業の比重は圧倒的であり、この点さきの「大企業調査」とは異なる傾向を示している。

もっとも、産地別に雇用調整の実施率をみると「岡山県倉敷市のビニールすだれ」（六社全部、一〇〇％）をはじめとして「新潟県燕市の金属洋食器」（二七〇社中六三社、三七％）、「北海道全域の水産缶詰」（二五社中八社、三二％）、「岐阜県東濃の陶磁器、デザイナー・ウェア」（四三社中一三社、三〇％）などが高く、「香川県大川市の輸出ボタン」（三五社中一社、三％）、「愛知県三州・三河の綿スフ織物」（二三七社中一二社、五％）、「愛知県一宮市その他の毛織物」（三三〇社のうち二四社、七％）、「大阪府大阪市その他の縫製品」（六四社中六社、九％）などは低くなっている（第33・34表参照）。

実施していた雇用調整の種類をみると、「残業の規制」（構成比二九％）と「中途採用の削減・停止」（二五％）の割合が高く、「希望退職者の募集」「定年到達者の再雇用・勤務延長の停止」「臨時労働者の期間延長の停止」などはいずれも数％と低く、この点ではさきの「大企業調査」と傾向をほぼ同じくするが、「一時帰休制」（一二％）、「本工・職員の解雇」（八％）、「希望退職の募集」（四％）などは「大企業調査」よりも比重が高くなっている。もっとも、これら雇用調整措置の業種別、企業規模別の状況はこの「特定産地調査」では明ら

第33表 特定産地別雇用調整の実施状況

産地	品目	計		計のうち雇用調整を実施していた企業数		計のうち雇用調整を実施していなかった企業数	
		%	社	%	社	%	社
計	—	(100)	3,053	(17)	510	(83)	2,543
北海道全域	水産缶詰	(100)	25	(32)	8	(68)	17
群馬県桐生市	絹、人絹織物	(100)	272	(20)	54	(80)	218
千葉県銚子市	水産缶詰	(100)	8	(13)	1	(87)	7
東京都江東地区	装飾品、喫煙具	(100)	61	(20)	12	(80)	49
新潟県燕市	金属洋食器	(100)	170	(37)	63	(63)	107
石川県加賀・山中地区	漆器	(100)	148	(17)	25	(83)	123
石川県全域	織物	(100)	469	(26)	121	(74)	348
福井県鯖江市	眼鏡枠	(100)	118	(15)	18	(85)	100
岐阜県東濃地区	陶磁器 ディナーウェア	(100)	43	(30)	13	(70)	30
愛知県三州・三河地区	綿スフ織物	(100)	237	(5)	12	(95)	225
愛知県知多地区	〃	(100)	97	(14)	14	(86)	83
愛知県一宮市その他	毛織物	(100)	330	(7)	24	(93)	306
大阪府大阪市	鏡	(100)	38	(34)	13	(66)	25
大阪府大阪市	眼鏡レンズ	(100)	190	(13)	25	(87)	165
大阪府大阪市その他	縫製品	(100)	64	(9)	6	(91)	58
大阪府和泉市	人造真珠	(100)	74	(23)	17	(77)	57
兵庫県神戸市	ケミカルシューズ	(100)	268	(10)	28	(90)	240
兵庫県西脇市その他	綿スフ合織物	(100)	308	(10)	32	(90)	276
奈良県三宅村その他	グローブミット	(100)	55	(20)	11	(80)	44
岡山県倉敷市その他	ビニールすだれ	(100)	6	(100)	6		—
香川県大川市	輸出ボタン	(100)	35	(3)	1	(97)	34
愛媛県今治市	輸出縫製品	(100)	37	(16)	6	(84)	31

〔備考〕 1) この調査は、特定産地の業界団体の組合員名簿にもとづいて実施したため、アウトサイダーが含まれていない。

2) 労働省職業安定局「雇用調整状況調査」(特定産地調査)の結果概要、1971年12月。

かでない。

新規学卒求人取消の状況

今回の景気後退が労働市場の求人落ち込みに反映されるようになったのはすでに一九七〇年秋からであり、業種別には製造業、とりわけ機械・金属・繊維・鉄鋼などでの求人手控えムードが強まり、一般求人の落ち込みとならんで新規学卒に対する求人取消が一〇月頃から目立ち始めている。労働省は一九七〇年一月に全国の職安を対象に新規学卒者(中卒・高卒)に対する企業の求人取消の実態調査をおこなった。その結果、当時の求人取消の数は全国で中卒者六七〇〇人、高卒者三〇〇〇人と合計一万人足らずで、それほど多くはなかったが、求人取消はほぼ全国的規模で拡

第34表 雇用調整の種類および開始時期別企業数

雇 用 調 整 の 種 類	計	71年7月 以	71年8月	71年9月	71年10月	不 明	
計	% (100)	社 797	社 (13)103	社 (21)169	社 (37)292	社 (20)157	社 (10)76
残業の規制	(29)	235	42	53	84	49	7
新規学卒求人の全部又は一部取消	(4)	30	3	3	13	6	5
中途採用の削減, 停止	(25)	199	28	41	73	38	19
臨時労働者の期間延長停止	(2)	16	1	4	5	3	3
臨時労働者の解雇	(7)	54	3	12	22	9	8
配置転換, 出向	(5)	43	2	7	20	9	5
一時帰休	(12)	99	9	19	35	14	22
希望退職の募集	(4)	34	4	9	13	7	1
本工, 職員の解雇	(8)	62	5	17	21	15	4
定年到達者の再雇用勤務延長の停止	(3)	22	5	3	5	7	2
そ の 他	(0)	3	1	1	1	—	—

〔備考〕 1) 同一企業が2種類以上の雇用調整を実施している場合は、それぞれの種類に計上した。
2) 前表と同じ。

第35表 学卒求人取消状況 (1972年3月卒見込)

項 目	中 卒	高 卒	計
(1) 求 人 数 (11月末現在)	694,254人	1,774,788人	2,469,042人
(2) 求 職 見 込 数 (")	125,027人	571,366人	696,393人
(3) 求 人 倍 率	5.55倍	3.05倍	3.55倍
(1971年3月卒)	(6.8倍)	(4.0倍)	(4.6倍)
求 人 取 消 状 況	(4) 事 業 所 数	—	710所 (500企業)
	取 消 求 人 数	21,226人	56,123人
	(5) 主 要 産 業 別 取 消 状 況	電 機	209所 32,351人
		機 械	172所 17,559人
		鉄鋼・金属	87所 7,015人
		織 維	70所 6,750人
		化 学	40所 2,849人

〔備考〕 1) 求人取消状況の数値は71年8月16日～12月31日の間である。(ただし高卒は10月末現在までの数字)
2) 取消人員は30人以上
3) 職業安定局調べ

がつていたことが判明した。職安に対し求人取消をおこなった企業数は全国で五九事業所であったが、そのうち電機が三八事業所と圧倒的であつて、このなかに家電関係大企業が目立っていた。

ところで一九七一年八月のドル・ショックによって新規学卒求人の取消が雇用調整の重要な方法としてとられたことは前項にかかげた諸表からもある程度明らかであるが、労働省職業安定局は再び一九七一年十一月の時点で七二年三月卒業見込みの学卒者に対する求人取消状況の調査をおこなった。その結果は第35表に示すごとくである。これによると取消をおこなった事業所は七一〇と前年の規模をはるかにこえ、取消求人数も七万七三四九人とこれまた前年の数値の八倍にたつした。産業ではやはり電機と、それに次いで機械が目立った。その結果、学卒者に対する求人倍率は中卒・高卒ともに七一年三月卒にくらべ下回ることとなった。

一時帰休制とレイオフ論の登場

一九六五年(昭和四〇年)不況の時に繊維・造船業界の一部で一時帰休制がとられ、日経連が「日本的レイ・オフ制度論」を主張したことは記憶に新しいところである。日経連の「日本的レイ・オフ制度論」は当時労働組合からの強い反発をうけたのはもちろん、年功制度に立つ労使関係に新たな摩擦をもちこむことを欲しない経営者陣営にも歓迎されぬまま、事実上立消えの形になった。今回の不況の開始早々から電機業界の一部大手に一時帰休制が採用されたが、それはドル・ショックによる輸出不安によって再び大手電機メーカー等での採用が目立つようになった。この場合、一時帰休とは企業経営が不振になった際に従業員を一時休業させ、経営状態改善の見込みがつけば職場に復帰させるものであり、アメリカのレイ・オフ制度が事実上

の解雇であり、かならずしも再雇用の保障づきではないこと、またレイ・オフ中には労働者は失業保険、および年間保障所得の協定がある場合に限り企業側によって支払われる追加的失業給付(Supplementary Unemployment Benefit)を受けとるのであつて、賃金を保障されるわけではないのと異なり、わが国の場合は一時帰休の間も雇用関係は維持され、労働基準法によって休業期間中も事業主は平均賃金の六割以上を支払わなければならないことになっている。だが、この賃金保障をどの程度に、またどのぐらい長期にわたつておこなうかは個々の使用者側の支払能力によって左右され、きわめて不安定な状況におかれていた。とりわけ労働組合が存在しないか、きわめて非力な中小企業の場合は、一般に支払能力も弱いのが通常であるから、休業中の賃金について労働者の利益を保障することは困難である。そのため、中小企業のなかには、一時帰休を実施しようとしても、平均賃金六割以上を支払うことができないため、やむを得ず解雇にふみ切らざるを得ない場合が生じてくる。かくて一時帰休をなんらか制度化し、財政的な裏付けをおこなう必要が不況の深刻化とともに感ぜられるようになった。

「太田構想」による一時帰休制

一時帰休の制度化要求はまず合化労連委員長太田薫氏の提案を通じて、労働組合のイニシアティブによってなされたことが注目される。太田氏は産業労働懇談会(座長中山伊知郎氏)の会合で一時帰休の制度化を提案したが、一九七一年一〇月、合化労連としての構想をとりまとめ通産省等に提示した。太田構想の骨子は①退職勧告など人員整理をめぐって労使対決を激化させる代わりに、雇用契約を存続したまま従業員の就業を休止(一時帰休)する、②帰休者には基準内給与の

一〇〇%を支給し、この源資は企業が四〇%、政府の失業保険余剰金から六〇%をそれぞれ拠出する、③失業保険法改正を含め、二年間の特別時限立法として早期実施を図る、というものである。

かねて「合理化反対」についてきびしい姿勢をとりつづけてきた総評翼下の合化労連委員長たる太田氏が実質的な人員削減策である一時帰休を認め、その制度化を要求したことは、画期的な動きとして組合ばかりでなく政府や使用者団体にも大きな反響をよんだ。それだけに「太田提案」は不況の深刻さ、とりわけ化学業界のそれを反映するものとして受けとられた。事実、過剰設備や過当競争のことがめが一举に表面化した化学産業では、肥料のトップメーカーである三井東圧化学が従業員の約一五%に相当する一五〇〇人の大量整理を発表したのをはじめとして神島化学、日本カーバイド工業、電気化学工業等一〇社以上で人員整理がつづき、合化労連の加盟組合の一割が合理化の嵐にさらされていた。だが太田構想は一時帰休制をたんに人員整理の表面化した化学業界でなく、公害問題の発生で工場休止、設備転換を迫られる業種や、日米繊維協定により打撃をうける繊維産業、さらに円切上げにより国際競争力の低下から不況に追いこまれる中小企業業種などに幅広く適用されるものとして一時帰休制を制度化することによって、不況期の労働者の雇用と所得保障をおこなうとともに労使の紛争を回避し、また産業構造転換にともなう労働力配分の再調整の円滑化と、長期的には労働力不足基調がゆるがぬなかで企業にも労働力の温存を可能にするものであったから、政府や経営者団体にも好意的な反響をひきおこした。

日経連の反応

日経連が一〇月下旬にひらいた臨時総会において早川勝専務理事は「当面の景気停滞を切抜けるた

めとはいえせつかくの熟練工を手放すことは事業主、特に中小企業の事業主としては耐えられぬことなので、一時帰休の場合にも失業保険制度を準用せよ」との提案をおこなった。つづいて繊維問題に関する日米政府間協定の成立により重大な打撃を蒙る繊維産業を組織する全織同盟代表が一月一八日に原労働大臣を訪問、同じく一時帰休の採用を要請したが、その際同席した日本繊維産業連盟などの業界使用者代表もこの提案に同意したと報ぜられる（「日本経済新聞」一九七一年・一一・二九）。全織同盟が提案した一時帰休制は、休職中の基準内賃金の全額を国が保障すること、一時帰休制の実施期間を一九七四年九月末までとすること、各個人についての帰休期間は一回につき三カ月以内、通算六カ月以内とすること、実施する場合には労働省または地方自治体と労使による認定機関を設けることを条件としている。これに対し、日経連が提唱している一時帰休制は賃金保障の割合、およびその企業と失業保険の分担について具体的数字を示していないが、労働組合側の要求する一〇〇%保障には経営側として当然反対であり、七〇%程度が適当な旨を示唆したとつたえられる。

いずれにしても、このような一時帰休の制度化を可能とする重要な論拠は巨額にのぼる失業保険の剰余金（徴集額から給付額を差引いたもの）の存在であって、それは日本経済の高度成長にともなう雇用量の増大と失業者の低減によって失業保険特別会計は黒字をつづけた結果、一九七〇年度末には約三五〇〇億円にたっており、これは資金運用部を通じて財政投融资に回されていたのである。そこで一時帰休の制度化に当たってこの剰余金の活用が主張された次第であった。

政府の反応

一時帰休の制度化要求に対する政府の反応はきわめて慎重であった。労働省は八月のドル・ショックおよび年末の「円切上げ」不況、またはその間の日米繊維協定等一連の国際経済調整措置の実施にともなう景気の停滞と雇用不安に対処し、とりわけ輸出関連中小企業に対する救済措置（後述・第三部Ⅲ政府の雇用政策を参照）を講ずるに当たって、この一時帰休の制度化を盛り込む意図があるごとくつたえられた（たとえば「日本経済新聞」一九七二・一〇・六、六）。その後、賃金保障は平均賃金の六割を考慮している旨が報ぜられた。けれども、結局のところ、この一時帰休の制度化はいままでのところは実現しなかった。それにはさまざまな理由が考えられる。第一に雇用情勢悪化の認識と失業保険剰余金の使用にふみ切ることは是非について労働界内部および政府部内の合意が成立しないこと、第二には後述（第三部Ⅲを参照）のように政府としては国際経済調整措置の実施にともなう雇用対策や、中高年労働者の雇用安定についてはいくつかの対策を進展させてきたこと、第三に雇用情勢は事実上それほど悪化せず、一九七一年末頃から景気の回復の徴候が見えはじめ、それとともに雇用需要も次第に高まり、一方労働力の供給は新規学卒の減少等により低水準に推移するので労働市場は再び徐々に引締り基調に向かい、これとともに失業情勢も一九七二年春から改善が期待されるようになったからである。

4 景気の漸次的回復と雇用情勢

雇用情勢の改善

鉱工業生産・出荷（季節調整値）は一九七一年一〇月を底に増勢を強め、前月比で三月までは五カ月連続の増加を示し、四月はさすがに決算月三月の大幅増加の反動で減少となったものの、五月段階では生産が一・三%増、出荷が四・三%と盛りかえした。これにつれて在庫率（生産者製品在庫）も一挙に五ポイント以上低下した。その結果、労働力需給関係の指標も上向きようになった。すなわち、労働省職業安定局の調査によると（第25表）、一九七二年三月に至って求人倍率はドル・ショック以前の水準に漸く回復したことが明らかになった。新規求人数の対前年同期比は七一年一〇月の落ち込みがもっともひどく、七二年に入って減少幅は縮小し、二月からは微増に転じた。新規求職者数も七二年に入って対前年同期比は減少に移った。このため新規求人倍率も七二年一月以降は一・三倍であり、七一年一〇～一一月の一・一六倍にくらべると明らかに回復を示している。月間有効求人倍率も七二年一月の〇・九七倍を底にして次第に回復し、三月には一・〇七倍と上向き七一年八月の水準にもどった。

一方、一九七二年五月に発表された労働省の労働経済動向調査（一九七二年二月一日現在）によると、①生産活動の低調を反映して四

六月の雇用の伸び悩みを予想する事業所が多い。②労働力不足感も緩和しているが、一年後には再び不足感が強まろうとの見方が強い。③労働の過剰対策では「新卒または中途採用の抑制」が多く、ついで「残業規制」「他事業所への配置転換」などの順になっている。④一方、新卒については前年より採用を手控えた事業所が半数にたっているものの、中小企業では依然中・高卒の採用難がつづいている。とくに今後一年くらい先における労働力の過不足状況の見通しをみると、製造業の「事務・管理」および「販売」従事者については「適当」とする事業所が増大している反面、「技能工」や「一般労務者」については「不足」とする事業所が増加し、景気後退期にはこれら生産従事者の不足感が弱まっていたが、再び不足感が強まる傾向がうかがわれる。とくに規模一〇〇人以上で「技能工」について現在の三割弱から一年後には五割強へと労働力需給の逼迫が見込まれている。このように不況期に若干緩和した労働市場の需給状況も一般に再び逼迫へと向かうことが予想されていること、けれどもそのなかで職種別に需給関係の相違が顕著であることが示されている。

産業別の不均等

しかし、雇用情勢が一時的に回復の基調にある半面で、一九七〇年らしいの長期不況の間に産業構造は大きな変化をとげる一方、日本経済をめぐる国際環境は一八〇度の転回をしめした。このためマクロ的にみた急ピッチの回復にもかかわらず、新しい景気の波から取り残される業種はなお多い。鉄鋼・石油化学・重電機などはいずれもかつてない過剰設備をかかえており、ここ数年はかつての好況を享受できそうにない。また、従来、低い利幅で輸出を強行してきた造船・プラントなどの業

種では円切上げの打撃を正面から受け、七二年六月二三日ポンドの変動相場移行後の円高傾向によってさらに回復が遅れることが予想される。重化学工業の雇用量の伸びの減速化の傾向は既に一九六五年前後からすでに明らかになってきているが、この傾向は今回の不況を契機にいつそう進むことが予想され、非製造業とくにサービス部門の雇用量拡大が今後の雇用構造の変化を主導するとみてよいと思われる。

労働力需給と就業構造の長期展望

労働省が一九七二年六月末に発表した「昭和四六年労働経済の分析」(労働白書)は労働力需給関係の長期的見通しについて要旨つぎのように述べている。

「労働力需給をやや長期的にみると、労働力供給の伸びは著しく減少する半面、労働力需要は依然根強く労働力需給のひっ迫基調は続くと思われる。すなわち、四五〇年の労働力人口の増加は二一〇万程度にすぎず、四〇〇四五五年の実績にくらべて半減する。一方五〇年の労働力需要を試算すると、年率一〇%の実質経済成長率の場合に約六五〇万人増、八・五%成長の場合は約三五〇万人増といずれも労働力供給の増加を上廻ることになる。労働力不足は今後とも続く。今後の就業構造は輸出・民間設備投資中心の成長パターンが変化すれば、①第三次産業の比重が一段と増大する、②第二次産業は実数では増加するが就業者比率ではあまり上昇しない、③特に重化学工業の比率の上昇傾向は鈍化あるいは頭打ちの可能性がある。また雇用拡大テンポの業種差が大きくなるとみられるので、これに伴って労働移動の範囲が拡大し、移動量も大幅に増大するであろう」

このように長期的にみて労働力不足の基調はつづき、また就業構造の変化にともなう労働移動が増大するなかでいくつかの矛盾や摩擦も激化する。すなわち全体としては労働力需給関係は逼迫するとしても、産業・企業のレベルや個々の労働力のタイプについて需給の不適合——過剰と不足の共存——が表面化する要素も強まるからである。とりわけ、労働白書も強調するように、産業構造の転換にともなつてとくに摩擦が予想されるのは、移動がほんらい困難で、しかもはげしい技術変化への対応が遅れがちな中高年層の労働者である。この中高年層対策が一九七一年の国の雇用政策の重点となり、今後もしうならざるを得ないことは第三部のⅢで検討することである。

【参考資料】

○労働力状態・就業構造・雇用動向について

(1)総理府統計局「労働力調査」、(2)同「事業所統計調査」、(3)同「就業構造基本調査」昭和四六年、(4)労働省「毎月勤労統計調査」、(5)同「労働経済動向調査」、(6)同「雇用動向調査」、(7)同「技能労働力需給状況調査」

○労働移動・職業紹介および失業の状況について

(1)文部省「学校基本調査」、(2)労働省「新規学卒者の初任給及び職業紹介状況」、(3)同「職業安定業務月報」、(4)同「失業保険事業月報」

III 賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と分配率・名目賃金
の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配
率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差
／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内
賃金構造・労働者種類別賃金格差／男女別賃
金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・給
与構成比率／規模別賃金支払形態／定期給与
と臨時給与および賃金不払の状況・定期給与
と臨時給与／賃金不払の状況／労働時間——
労働時間の動向

概

要

一、一九七一年の賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一四・五％で、前年の一七・〇％を下回るに至った。六五年以降七〇年まで名目賃金は、額および率ともに増加し、いわゆる加速的上昇を示してきたのであるが、七一年に至ってはじめて額では前年よりも増加したが、率では低下するというパターンをとるに至り、賃金上昇の停滞が現われるに至った。このような賃金上昇の停滞は、いうまでもなく七一年八月のドル・ショックによって顕在化した不況の影響である。すなわち不況による労働力需要の減退は、一般求人倍率の低下となって現われ、そのような労働力の需給緩和が賃金水準の上昇にブレーキをかけることになった。

一、七一年においては不況の影響を受けて企業の売上げ高ものびなやみ、そのため生産性の上昇も停滞した。したがって企業は七一年における賃金の引上げを十分に吸収することができず、分配率が若干上昇をみている。

一、大幅な名目賃金上昇の原因の一つである労働組合の春季賃上げ率は一五・〇％であり、前年の一八・三％にくらべると低い。しかし額においては九九〇七円で、五ケタを実現した単産が増加した。

一、企業間賃金構造をみると、まず大分類別の産業別賃金格差においては、製造業の賃金の相対的な低下が目立ち、規模別格差は若干縮小する傾向を示している。しかし地域別賃金格差は、鉱業、製造業ともに若干拡大をみている。

一、企業内賃金構造をみると、まずブルー・カラーとホワイト・カラーの賃金格差は、鉱業においてやや拡大し、製造業においてやや縮小している。また現金給与総額における男女別格差は前年よりも少し縮小し、年齢別賃金格差は、前年に引きつづいて大企業・中小企業ともに縮小がいちじるしい。

一、産業別の給与構成比率は、七〇年において仕事給・属人給の比率の増大が目立ち、それに反して非近代的な賃金の典型である総合給は大幅に減少している。このことからみても七〇年においては労働力不足と賃金水準の上昇にもつづいていわゆる賃金の近代化が促進されたといつてよい。

一、七一年は不況を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給率は、前年よりも若干低下し、年間で三・九五カ月分となつていく。賃金不払件数は前年とほとんど変りがないが、差引き不払金額は若干低下の傾向にある。

一、平均総実労働時間は、一八五・七時間で、七〇年より一・一％の減少であるが、それは所定外労働時間の減少によつてもたらされたものである。総実労働時間は、企業の規模が小さくなればなるほど大きくなり、所定外労働時間は企業の規模が小さくなるほど短くなつていく。週休二日制を採用する企業も次第に増加しつつあり、時間短縮は七一年も着実に進行しているように思われる。

1 賃 金

1 賃金水準と分配率

名目賃金の上昇

一九七一年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額、調査産業計八

万五二〇円、製造業八万三八八円であり、前年に対する上昇率は、前者が一四・五％、後者が一三・七％となつていく。賃金水準は一九六〇年代に入つて加速的に上昇し、前年においては調査産業計一七・〇％、製造業一七・六％と最高を記録したが、七一年には上昇率が若干鈍化するに至つた。この傾向はとくに製造業においていちじるしいといつてよい。

このような名目賃金水準の伸びの停滞は、いうまでもなく七一年における不況の影響をうけたことにもつづいていく。すなわち不況は、なによりも労働力需要の低下をもたらしたが、この点をまず「毎月勤労統計調査」の全産業常用雇用でみると、前年比一・一％の増加にすぎず、六九年の三・四％増、七〇年の三・一％増にくらべるといちじるしく増加率が少ない。また七一年の新規学卒をのぞ

第36表 初任給上昇率(製造業)(単位:%)

規模	年	男 子		女 子	
		高校卒	中学卒	高校卒	中学卒
計	1967/1966	10.0	10.0	10.9	6.9
	1968/1967	15.8	15.0	14.4	17.3
	1969/1968	16.3	17.9	17.4	16.5
	1970/1969	18.5	19.3	18.5	16.6
	1971/1970	20.1	20.3	20.1	17.7
五〇〇人以上	1967/1966	11.8	12.6	11.6	9.9
	1968/1967	14.8	14.9	15.2	13.3
	1969/1968	16.3	18.7	17.3	16.7
	1970/1969	19.3	17.8	22.0	17.6
	1971/1970	19.9	24.8	19.1	17.1
一〇〇～四九九人	1967/1966	8.6	9.4	8.5	10.0
	1968/1967	14.3	15.9	14.3	14.0
	1969/1968	16.5	17.4	16.6	16.4
	1970/1969	17.8	21.0	19.5	17.2
	1971/1970	20.7	23.1	20.0	17.2
三〇～九九人	1967/1966	7.4	8.9	7.4	12.0
	1968/1967	13.7	14.1	12.6	12.4
	1969/1968	16.7	19.8	18.5	17.5
	1970/1969	15.4	24.0	13.5	18.6
	1971/1970	20.4	23.0	20.3	19.6

〔備考〕 労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」による。

第37表 1971年初任給の規模別格差(製造業, 男子)

規 模 別	大学卒事務系 (22歳)		高校卒事務系 (18歳)		中学卒 (15歳)	
	給与額	格差	給与額	格差	給与額	格差
製造業平均	46,862	95.4	37,385	97.6	32,441	98.6
1,001人以上	49,125	100.0	38,316	100.0	32,886	100.0
501～1,000人	46,381	94.4	37,175	97.0	32,205	97.9
301～500人	46,107	93.9	37,305	97.4	32,507	98.8
101～300人	45,686	93.0	36,791	96.0	32,304	98.2
100人以下	45,095	91.8	36,987	96.5	31,938	97.1

〔備考〕 1) 東京商工会議所「1971年条件別賃金統計」による。

2) 東京都および近接都市に所在する1,331社について調査したものである。

3) 調査時点は1971年5月末日である。

いた一般職業紹介の求人倍率(有効求人の有効求職に対する倍率)は平均で一・一二倍で、七〇年の一・四一倍を下回っており、労働力需給が緩和したことを物語っている。

七一年三月における新規学卒の求人倍率(労働省「職業安定業務統計」は、中学卒六・八倍、高校卒四・〇倍で、いずれも前年を約一ポイント上回っている。このように全体としては労働力需給の緩和がみられたにもかかわらず、新規学卒の求人倍率だけが高まったのは、七一年において新規学卒の求職者が減少したにもかかわらず求人が根強くみられたためである。

以上にのべたように新規学卒の求人倍率を別にすれば、常用雇用指数、有効一般求人倍率の指標をみると不況によって労働力の需給緩和があったことは明らかであり、そのことが加速的な賃金上昇にブレーキをかける結果になったといつてよいであろう。

ところで前述のような新規学卒者の求人倍率の上昇は、当然のことながら平均的な名目賃金の上昇率以上の初任給上昇をもたらさざるをえない。すなわち第36表にみられるように、規模計でみると初任給上昇率は男子中学卒二〇・三%、高校卒二〇・一%であり、前年の中学卒一九・三%、高校卒一八・五%を上回っているばかりか

現金給与総額の上昇率一四・五%をはるかに上回っている。このように初任給の上昇が、平均賃金の上昇を上回る傾向は六八年以降一貫してつづいているものであるが、七一年においてはとくにそれが顕著に現われている。

初任給の上昇率を規模別にみると(第36表)、男子中学卒は五〇〇人以上の規模の上昇率がもっとも高く、高校卒は一〇〇〜四九九人、三〇〜九九人の規模の上昇率が高い。また女子中学卒は、三〇〜九九人の規模の上昇率がもっとも高く、女子高校卒も同じ傾向である。

つぎに東京商工会議所の「一九七一年条件別賃金統計」によつて初任給の規模別格差をみると(第37表)、まず大学卒事務系の場合、一〇〇人以上の大企業を一〇〇として、もっとも低いのは一〇〇人以下の九一・八であり、規模が大きくなるにしたがつて格差は縮小している。前年もっとも低かったのは一〇一〜三〇〇人の九二・五であつたから、格差は若干拡大したことになる。高校卒事務系の場合ももっとも低いのは一〇一〜三〇〇人の九六であり大学卒よりも格差は小さい。とくに三〇〇人以上の規模の企業になると九七・四になり、格差はいちじるしく少なくなる。中学卒でもっとも低いのは、一〇〇人以下の九七・一であり、高校卒よりさらに格差が縮小している。

以上のように新規学卒の規模別初任給格差は、平均賃金の規模別格差よりも小さく、とくに学歴が低くなればなるほど格差が少ないことが目立っている。このことは新規学卒の初任給が企業の規模をこえて標準化し、いわゆる相場を形成していることを示している。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率をみると(第145表)、七一年の賃上げ額は、民間平均九五二二円で賃上げ率は一六・六%となっている。七〇年の賃上げ額は八九八三円、賃上げ率は一八・三%であつたから、七一年は額で上がり、率で下がるというパターンを示している。賃上げの状況を産業別にみると、賃上げ率の高かつた組合は、印刷二二・七%、機械金属一九・二%、電気機器一八・六%、造船一八・六%などであり、賃上げ率の低かつた組合は、石炭鉱業一〇・三%、鉄鋼一〇・八%、電力一四・四%、パルプ・紙一四・八%などである。

七二年春闘における賃上げ額は、九九〇七円、賃上げ率は一五%であり、額で上がり、率で下がるというパターンを前年に引きつづいてとることになった。このことは七一年八月におけるいわゆるドル・ショック以降深刻になった不況の影響を受けたものである。すなわち労働力需給の状態を示す一つの指標である一般求人倍率は、七一年一〇〜十二月一・〇一、七二年一月〜二月は一・〇と低下し、三月〜四月と若干もち直して一・一の水準となった。このような労働力需給の緩和が七二年の賃上げを停滞させる要因だといえるであろう。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によつてみると(第38表)、七一年には調査産業計で七・九%、製造業で七・二%の上昇となっている。前年はそれぞれ八・七%、九・二%の上昇であつたから、前年よりも上昇率は低下したことになる。名目賃金の上昇率が低下したわりに、実質賃金の上昇率の低下が顕著でないのは、消費者物価指数の上昇が前年の七・七%にくらべて六・

第38表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移
(現金給与総額, 1965年=100)

年 月	調 査 産 業 計				製 造 業			
	名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率
1967年平均	123.9	11.8	113.4	7.6	126.3	13.2	115.6	8.9
1968年平均	140.8	13.6	122.3	7.8	145.1	14.9	126.1	9.1
1969年平均	162.8	15.6	134.4	9.9	168.9	16.4	139.5	10.6
1970年平均	190.5	17.0	146.1	8.7	198.7	17.6	152.4	9.2
1971年平均	218.2	14.5	157.7	7.9	226.0	13.7	163.3	7.2
1971年 1 月	161.7	18.4	119.3	11.3	166.0	19.2	122.5	12.1
2 月	155.8	16.7	115.0	10.4	160.9	15.8	118.7	9.5
3 月	165.0	15.7	121.7	10.1	161.5	15.8	119.1	10.2
4 月	163.5	14.9	118.8	8.8	165.6	13.7	120.3	7.7
5 月	164.7	12.1	119.6	5.6	171.1	10.9	124.3	4.5
6 月	282.6	17.2	204.5	9.8	281.3	16.6	203.5	9.2
7 月	301.5	15.0	218.5	7.8	346.8	14.8	251.3	7.7
8 月	196.7	15.7	142.7	8.3	204.5	14.2	148.4	6.9
9 月	176.3	13.4	124.5	5.1	181.6	14.6	128.2	6.1
10月	179.9	12.5	126.8	5.8	180.6	13.0	127.3	6.3
11月	183.0	14.9	130.3	9.2	188.4	12.4	134.2	6.9
12月	487.4	11.6	347.2	6.8	503.1	9.8	358.3	5.1

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 1965年1月の標本抽出替えにより1967年以降の数値は新数値である。
3) 1971年10月より消費者物価指数が改訂されたため、実質賃金の算定は新指数を1965年=100に換算した消費者物価を用いた。

第39表 付加価値額構成比の推移 (製造業)

	1967年		1968年		1969年		1970年		1971年
	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期
人 件 費	40.7	40.0	41.6	41.1	41.4	40.4	41.3	42.8	44.7
金 融 費 用	15.2	15.3	15.4	15.2	14.8	14.8	15.0	16.2	17.3
減 価 償 却 費	15.9	15.8	15.7	15.9	15.6	15.7	15.9	17.0	17.8
純 利 益	22.6	23.0	21.6	22.4	22.6	23.7	21.9	18.3	14.3

〔備考〕 日本銀行「主要企業経営分析」による。

一％となり、若干鈍化したためである。

実質賃金指数の月別の対前年増加率をみると、調査産業計では一月一・三％、二月一〇・四％、三月一〇・一％と高く、四月以降は低下している。前年は八月、六月などの増加率が高かったが、七一年は不況の影響によって夏季の特別給与支給の増加が停滞したことを物語っている。このような傾向は製造業にもみられるが、とくにドル・ショック以降の実質賃金の上昇率の低下がいちじるしい。

分配率の動向

以上のような名目・実質賃金の上昇が企業経営に与えた影響を「付加価値額構成比の推移」(第39表)によ

第40表 産業別平均月間現金給与総額

(規模30人以上)

年 別	1968年	1969年	1970年	1971年
産 業 別				
調 査 産 業 計	55,405	64,333	74,436	85,120(105.1)
鉱 業	56,318	65,884	79,209	90,887(112.2)
建 設 業	52,163	60,809	71,727	83,848(103.5)
製 造 業	52,699	61,755	71,447	81,010(100.0)
食料品・たばこ	46,032	53,125	62,801	73,643 (90.9)
織 維	35,580	42,071	52,657	59,924 (74.0)
衣 服	30,592	35,924	40,041	45,876 (56.6)
木 材・木製品	41,105	47,970	54,777	63,214 (78.0)
パルプ・紙・紙加工品	53,968	63,595	73,159	85,171(105.1)
出 版・印 刷	65,531	74,860	87,257	100,810(124.4)
化 学	62,768	73,751	86,785	98,657(121.8)
ゴ ム	47,078	55,465	64,740	75,270 (92.9)
窯業・土石製品	51,942	60,915	70,543	79,395 (98.0)
鉄 鋼	73,596	86,201	100,710	109,198(134.8)
非 鉄 金 属	62,829	73,246	85,419	95,818(118.3)
金 属 製 品	53,366	62,155	71,353	80,408 (99.3)
機 械	59,407	70,045	81,222	88,782(109.6)
電気機械器具	48,455	57,173	63,830	72,841 (89.9)
輸送用機械器具	61,508	71,271	82,769	94,784(117.0)
精 密 機 器	51,407	61,319	69,153	76,955 (95.0)
卸 売 業・小 売 業	51,688	60,790	68,647	79,050 (97.6)
金 融 ・ 保 険 業	66,746	75,940	85,260	98,398(121.5)
運 輸 通 信 業	64,131	72,995	84,825	97,645(120.5)
電 気・ガ ス・水 道 業	81,231	92,000	106,648	122,908(151.7)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる（最近は1970年1月）ため実額を直接比較することはできない。

ってみると、七一年上期においては、人件費が四四・七％であり、七〇年上期の四一・三％に比べるるとかなり上昇している。減価償却費は一七・八％で前年上期の一五・九％よりも上昇し、さらに金融費用も一七・三％で前年上期の一五％より上昇しているので、純利益は一四・三％にとどまり、前年上期の二一・九％より大幅に落ちこんでいる。七一年の賃金の上昇は企業経営に対してかなりの影響を与えたとみてよいであろう。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると(第40表)、七一年において製造業を一〇〇として、鉱業一二・二(前年一〇・九)、建設業一〇三・五(同二〇・四)、卸売・小売業九七・六(同九六・一)、金融・保険業一二一・五(同一二九・三)、運輸通信業一二〇・五(同一二八・七)、電気・ガス・水道業一五一・七(同四九・三)となっている。前年にくらべて製造業以外の各産業の指数が上昇しており、製造業の賃金上昇の停滞が顕著である。このことは同時に産業大分類別にみた賃金格差の拡大を意味している。すなわち産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業(一五一・七)であり、ついで金融・保険業(一二一・五)、運輸通信業(一二〇・五)、鉱業(一二一・三)の順となっており、もっとも賃金が低いのは卸売・小売業(九七・六)である。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、前年にくらべて指数の増加したものと低下したものの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、食料品・たばこ(八七・九から九〇・九)、繊維(七三・七から七四・四)、衣服(五六・〇から五六・六)、木材・木製品(七六・七から七八・〇)、パルプ・紙(二〇二・四から二〇五・一)、出版・印刷(一二二・一から一二四・四)、化学(二二一・五から二二・八)、ゴム(九〇・六から九二・九)であ

る。

指数の低下したグループは、窯業・土石製品(九八・七から九八・三)、鉄鋼(一四一・〇から一三四・八)、非鉄金属(一一九・六から一二八・三)、金属製品(九九・九から九九・三)、機械(一一三・七から一〇九・六)、精密機器(九六・八から九五・五)などであり、これらの産業において不況の影響が強かったことを物語る。

中分類別にみてもっとも賃金が高い産業は鉄鋼(一三四・八)、ついで出版・印刷(一二四・四)、化学(一二二・八)の順であり、順位は前年と変りがない。逆にもっとも低い産業は、衣服(五六・六)、繊維(七四・四)、木材・木製品(七八・八)などであり、これらの産業の順位も前年と同様である。

規模別賃金格差

七一年における賃金の規模別格差をみると(第41表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇〇以下九九九人の規模は八一・二、三〇〇以下九九九人の規模は六九・九、五〇〇以下二九九人の規模は六二・七となっている。いうまでもなくこれは平均賃金の格差であるから、企業規模毎の労働力構成(男女別・年齢別・職種別)の相違は考慮されていない。前年と比較してみると一〇〇〇以下九九九人の規模をのぞいて規模別賃金格差は若干縮小する傾向を示している。

第41表 製造業規模別賃金格差 (%)

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1967年	100.0	79.6	67.7	60.0
1968年	100.0	80.2	68.9	63.1
1969年	100.0	80.9	69.6	61.9
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1971年	100.0	81.2	69.9	62.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第42表 鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1971年1月	80,564(100.0)	74,052 (91.9)	65,385 (81.2)	57,067 (70.8)
2月	67,839(100.0)	74,819(110.3)	64,331 (94.8)	58,156 (85.7)
3月	72,372(100.0)	78,509(108.5)	65,402 (90.4)	61,786 (85.4)
4月	71,440(100.0)	73,238(102.5)	65,333 (91.5)	60,841 (85.2)
5月	66,673(100.0)	68,518(102.8)	67,739(101.6)	60,972 (91.4)
6月	86,922(100.0)	179,575(206.6)	118,838(136.7)	80,665 (92.8)
7月	103,414(100.0)	120,627(116.6)	119,921(116.0)	98,543 (95.3)
8月	170,165(100.0)	108,617 (63.8)	108,511 (63.8)	73,735 (43.3)
9月	84,794(100.0)	83,749 (98.8)	74,900 (88.3)	62,772 (74.0)
10月	84,982(100.0)	83,743 (98.5)	74,901 (88.1)	61,901 (72.8)
11月	80,003(100.0)	83,860(104.8)	75,014 (93.8)	64,671 (80.8)
12月	189,091(100.0)	233,673(123.6)	211,433(111.8)	140,242 (74.2)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第43表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1971年1月	72,817(100.0)	63,345 (87.0)	55,420 (76.1)	49,985 (68.6)
2月	66,889(100.0)	60,249 (90.1)	54,788 (81.9)	51,289 (76.7)
3月	66,805(100.0)	60,971 (91.3)	55,535 (83.1)	50,930 (76.2)
4月	68,874(100.0)	61,282 (89.0)	56,369 (81.8)	53,058 (77.0)
5月	71,604(100.0)	63,430 (88.6)	58,880 (82.2)	53,359 (74.5)
6月	139,402(100.0)	117,464 (84.3)	91,335 (65.5)	66,821 (47.9)
7月	149,376(100.0)	135,580 (90.8)	119,814 (80.2)	99,113 (66.4)
8月	83,264(100.0)	76,563 (92.0)	70,219 (84.3)	65,654 (78.9)
9月	76,166(100.0)	69,264 (90.9)	61,895 (81.3)	55,956 (73.5)
10月	76,079(100.0)	68,699 (90.3)	61,437 (80.8)	55,586 (73.1)
11月	79,373(100.0)	71,035 (89.5)	64,292 (81.0)	58,148 (73.3)
12月	223,790(100.0)	203,069 (90.7)	172,089 (76.9)	136,225 (60.9)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第44表 鉱業、製造業における府県別
平均賃金指数
(1971年、東京=100)

府	県	別	鉱業	製造業
北	海	道森手城田	62.8	71.1
			60.1	55.6
			56.0	61.6
			—	61.9
山	福	茨栃群	73.7	58.1
			49.4	49.9
			51.5	61.6
			63.7	76.1
埼	千	東神新	64.0	70.1
			62.8	69.5
			68.8	76.0
			69.8	87.2
富	石	福山長	100.0	100.0
			—	92.7
			64.8	66.3
			—	71.4
岐	静	愛三滋	48.8	69.2
			63.2	62.6
			—	63.4
			63.5	66.0
京	大	兵奈和	79.5	66.6
			70.3	78.6
			65.8	82.2
			68.4	73.7
鳥	島	岡広山	62.2	76.5
			—	88.3
			—	92.8
			76.1	90.8
徳	香	愛高福	69.6	70.4
			42.3	85.3
			50.4	54.0
			76.2	55.8
佐	長	熊大宮	48.3	78.5
			53.6	86.9
			—	89.1
			—	62.5
鹿	児	島	75.5	61.0
			69.5	72.5
			53.3	63.1
			60.3	82.6
賀	崎	本分崎	61.9	57.2
			57.2	84.4
			58.4	60.5
			—	69.2
島	52.7	51.7	—	65.7
			—	—
			—	—
			—	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

一九七一年の規模別現金給与の推移を第42表、第43表によってみると、鉱業では一〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、五〇〇〜九九九人の規模の企業が大企業を上回っている月は二月、三月、四月、五月、六月、七月、十一月、十二月であり、とくに六月には二〇六・六と大幅に上回っている。また一〇〇〜四九九人の規模が大企業を上回っているのは、五月、六月、七月、十二月で、夏季および年末の特別給与支給の時期に大企業よりも賃金が多く支給されている。三〇〜九九九人の規模の企業では、いずれの月も大企業の賃金を下回り、とくに八月は四三・三といちじるしく低い。

つぎに製造業の場合は、一〇〇人以上を一〇〇として、五〇〇〜九九九人の規模の企業の賃金は、いずれの月も大企業を下回っているが、もっとも格差がひらいている月は六月で八四・三となっている。一〇〇〜四九九九人の規模の企業の賃金で大企業よりもとくに低い月は、六月（六五・五）、一月（七六・一）、十二月（七六・九）な

どであり、この規模の企業の夏季・年末の特別給与が大企業よりも低いことが分かる。三〇〜九九九人の規模の企業は、いずれの月も大企業の賃金を下回り、とくに六月は四七・九、七月は六六・四といちじるしく低いことが目立っている。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第44表にみられるように、鉱業の場合東京を一〇〇としてもっとも高いのは岐阜（七九・五）であり、ついで岡山（七六・二）、兵庫（七六・一）、愛媛（七五・五）、秋田（七三・七）、静岡（七〇・三）、千葉（六九・八）、埼玉（六八・八）の順である。もっとも低いのは鳥取（四二・三）であり、ついで広島（四八・三）、石川（四八・八）、島根（五〇・四）、福島（五一・五）の順となっている。前年はもっとも低いのは鳥取（四四・三）であったから、鉱業における賃金の地域別格差は若干拡大したことになる。

製造業でもっとも高いのは大阪（九二・八）であり、ついで神奈

川（九二・七）、兵庫（九〇・八）、山口（八九・一）、京都（八八・三）、千葉（八七・二）、長崎（八四・四）の順である。もつとも低いのは山形（四九・九）であり、ついで鹿児島（五一・七）、鳥取（五四・〇）、青森（五五・六）、島根（五五・八）、佐賀（五七・二）、岩手（六一・六）、宮城（六一・九）の順となっている。前年においてももつとも低かったのは鹿児島（五一・〇）であるから、製造業における地域別賃金の最低・最高の格差も若干拡大したことになる。

の地域の賃金水準は、都市工業地帯の賃金にくらべて低くならざるをえない。また地域毎の生計費の相違も賃金の地域別格差が形成される一つの要因であるといつてよいであらう。

3 企業内貸金構造

労働者の種類別に賃金格差をみると（第45表）、まず現金給与総額では、管理・事

第45表 常用労働者の種別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額

産 業 別	常 用 労 働 者								日雇労働者の1人平均現金給与総額	
	合 計		生 産 労 働 者		管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 労 働 者					
	現金給与総額	きまつて支給された給与	現金給与総額	きまつて支給された給与	現金給与総額	きまつて支給された給与	現金給与総額			
調 査 産 業 計	85,018	63,952	21,066	*	*	*	*	*	1,538	
鉱 業	91,831	70,787	21,044	84,034	67,146	16,887	113,413	81,019	32,394	1,711
製 造 業	81,045	61,190	19,855	71,463	55,201	16,262	104,412	75,833	28,579	1,542

第46表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与総額
(規模30人以上, 1971年)

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
調 査 産 業 計	100,479	49,578	75,345	37,846	25,133	11,732
鉱 業	97,644	44,062	75,284	33,699	22,361	10,364
製 造 業	99,003	45,455	74,459	34,923	24,544	10,532

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第47表 規模別にみた特定条件別賃金格差 (きまって支給する給与)
(製造業, 男子労務者, 小学, 新中卒, 18歳未満, 勤続1年未満=100)

年齢階級・特定勤続		従業員 1,000人以上			10 ~ 99人		
年数階級		1967年	1970年	1971年	1967年	1970年	1971年
18歳未満	0年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1年	108.1	106.1	107.5	111.4	107.5	106.6
	2年	115.0	109.1	111.7	122.9	113.9	115.7
18~19歳 3~4年		142.5	141.2	138.6	105.6	140.7	141.1
20~24歳 5~9年		190.6	178.4	178.4	207.2	188.6	182.4
25~29歳 10~14年		259.4	234.1	221.0	256.6	236.8	233.9
30~34歳 15~19年		323.8	279.7	268.0	279.5	261.4	249.5
35~39歳 20~29年		368.8	305.1	291.6	276.5	260.0	261.8
40~49歳 30年以上		453.8	367.2	344.9	321.7	282.1	251.1
50~59歳 30年以上		469.4	366.2	347.6	259.0	255.0	233.9
60歳以上 30年以上		288.8	208.1	206.3	228.9	207.5	197.2

〔備考〕 1) 労働省「賃金構造基本統計」(1967年4月, 70年6月, 71年6月)
2) 70年以降は調査対象からパートタイマーを除いてある。

において若干縮小している。きま
て支給する給与は、鉱業八二・九、
製造業七二・八で、製造業の格差の
方が鉱業より大きい。しかし特別に
支払われた給与は、鉱業五二・一
(前年五一・四)、製造業五六・九(前
年五五・一)と格差がかなり大きい
が、しかし前年にひきつづいて若干
格差が縮小している。

男女別賃金格差
賃金の男女別格
差をみると(第

46表)、まず現金給与総額では、男
子を一〇〇とすると、女子の調査産
業計は四九・三(前年四八・二)、鉱業
四五・一(前年四四・〇)、製造業四五
・九(前年四四・六)である。現金給
与総額の男女別格差は、前年よりも
やや縮小しているといつてよい。つ
ぎにきまって支給する給与は、調査
産業計五〇・二(前年四九・二)、鉱業
四四・八(前年四三・五)、製造業四六
・九(前年四五・六)であり、特別に
支払われた給与は、調査産業計四六
・七(前年四五・三)、鉱業四六・三
(前年四五・六)、製造業四二・九(前

年四一・五)である。このようにいずれの指標をとってみても、七一年において男女別賃金格差は縮小の傾向を示している。

国際的にみてわが国の男女別賃金格差はいちじるしく大きい、それはわが国の女子が若年層の比重が高いことが影響している。また女子の場合は、中高年になっても男子のように賃金が上昇せず、いわゆる年功賃金が適用されていないから、年齢が多くなればなるほど男女別賃金格差が拡大する結果となっている。

年齢別賃金格差

年齢別の賃金格差を、男子労務者(小学・新中卒)についてみると(第47表)、一九七一年においては、一八歳未満勤続零年を一〇〇として、もっとも高いのは一〇〇人以上の大企業の場合五〇～五九歳(勤続三〇年以上)の三四七・六であり、一〇～九九人の中小企業の場合三五～三九歳(勤続二〇～二九年)の二六一・八である。このように男子労務者においては、賃金の年齢別最高・最低の格差は、大企業の方が中小企業よりも大きい。大企業も中小企業も年齢・勤続に応じて賃金が上昇するという意味では年功賃金であるが、しかし大企業の場合賃金が最高になるのは五〇～五九歳であるのに対して、中小企業の場合三五～三九歳において最高になり、大企業とは異なったカーブをえがいている。すなわち中小企業では年功賃金をとっているといっても、年齢が上昇して、労働の質量が低下すれば賃金も低下する傾向が顕著であるといつてよい。

大企業・中小企業とも年齢別賃金格差の縮小はいちじるしく、たとえば大企業における最高の賃金の指数は、六七年四六九・四、七〇年三六七・二、七一年三四七・六と低下し、また中小企業でも六七年三二一・七、七〇年二八二・一、七一年二六一・八と低下して

いる。いうまでもなくこのような年齢別賃金格差の縮小は、新規学卒者を中心とした若年労働力の需給逼迫にもとづく賃金上昇の結果もたらされたものである。

4 賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(一九七〇年九月)によれば、産業別の給与構成比率(規模計)は、第48表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八三・三%で圧倒的な部分を占めており、六九年の八二・一%にくらべても若干比率が増加している。基本給の内訳をみると、総合給(年齢・学歴・勤務および経験年数・職務・職種・能力などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、各要素を総合的に評価し、あらかじめ規定された賃金表にもとづいて支給する総合給(1)と、賃金表の定めはなく、年齢・学歴・勤続および経験年数・職務・職種・能力などの諸要素を総合評価し支給する総合給(2)の二つにわかれる)の比率が三六・九%であり、前年の五三・一%より大幅な減少を示している。

総合給は、賃金支払いのための客観的基準をもうけず、経営者が前述のようなさまざまな要因を総合的に判断して恣意的に賃金を決定するものであり、わが国の賃金の非近代性を示すものであった。しかし企業がこのような賃金体系の非近代性を残存させている場合は、労働力の確保や定着が困難になり、そのため企業は賃金体系の

第48表 産業別の給与構成比率(規模計)

(単位：%)

産業および年月	合 計	所 定 内 賃 金										所定外賃金		
		小 計	本 給			業 績 給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他 の手当	超過勤 務手当	その他		
			基 計	仕 事 給	属 人 給								総 合 給	
産 業 計	1967年 9 月	100.0	88.0	83.0	10.8	7.9	64.3	5.7	3.4	6.0	1.5	0.4	11.4	0.6
	1968年 9 月	100.0	87.9	82.6	13.1	16.6	52.9	5.6	3.4	6.5	1.5	0.4	11.5	0.6
	1969年 9 月	100.0	87.4	82.1	12.8	16.2	53.1	6.5	3.4	6.3	1.2	0.5	12.0	0.6
	1970年 9 月	100.0	88.6	83.3	23.2	23.2	36.9	5.4	3.5	6.2	1.2	0.4	11.0	0.4
鉱 業	1967年 9 月	100.0	84.1	61.0	13.8	6.2	41.0	27.3	2.6	6.1	2.3	0.2	13.5	2.4
	1968年 9 月	100.0	83.6	61.1	12.7	11.3	37.1	26.4	2.9	6.2	2.7	0.7	14.0	2.4
	1969年 9 月	100.0	82.8	63.6	11.0	9.8	42.8	24.9	3.1	5.6	2.3	0.5	14.5	2.7
	1970年 9 月	100.0	83.0	68.2	26.3	19.4	22.5	17.6	3.2	7.9	3.1	0.1	15.1	1.8
製 造 業	1967年 9 月	100.0	86.5	85.5	10.6	7.8	67.1	4.2	2.8	5.6	1.7	0.2	12.7	0.8
	1968年 9 月	100.0	86.3	85.3	13.9	15.4	56.0	4.2	2.7	5.8	1.7	0.3	13.0	0.7
	1969年 9 月	100.0	85.9	85.5	13.6	15.7	56.2	3.9	2.8	6.0	1.4	0.4	13.4	0.7
	1970年 9 月	100.0	87.2	84.8	22.7	25.9	36.3	4.0	3.2	6.2	1.4	0.3	12.4	0.5

〔備考〕

1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

2) 基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の手当の数値は小計を100とした場合の比率である。

117

賃金と労働時間

三一

近代化にとりくまざるをえないことになる。総合給の比率の減少は、労働力不足に対処する企業の賃金近代化推進の現われとみてよいであろう。

基本給のうち属人給（年齢・勤続・経験年数・学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金であるが、あらかじめ具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する属人給(1)と、年齢・勤務・経験年数・学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金のうち、賃金表の定めのない属人給(2)の二つにわかれる）は二三・二％であり、前年の一六・二％からくらべるとかなり大幅の増加となっている。属人給の比率が増加している理由は、現在のわが国では年功賃金が根強く残存する条件があるため、賃金支払いの客観的基準を確立しようとする場合、年齢・勤続・学歴などの属人的要因を中心とせざるをえない実情を示しているといつてよい。

仕事給（職務評価によって、各職務の重要度・困難度・責任度などにより、職務の価値を評価し、職務の等級を定め、職務等級に応じて支給する仕事給(1)Ⅱ職務給と、従事する職務の性質や種類、あるいは職務を遂行するに必要な能力（職能）を判定し、その結果にもとづきあらかじめ規定された賃金表によって支給する仕事給(2)Ⅱ職能給、職務・職種・職能など仕事の要素によって決定する賃金であるが、職務評価はおこなわず、また具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する仕事給(3)の三つのものにわかれる）は、二三・二％であり、これまで前年の一二・八％にくらべると大幅な増加を示している。

企業が賃金近代化の中心的な方策と考えているのは、職務・職能

給の導入であり、それによって年功賃金の修正をはかりながら、いわゆる能力主義的な賃金管理を具体化しようとする指向がますます強まっている。このような動きは最初大企業に現われ、次第に中小企業にも波及しつつあり、それが仕事給の比率の増加となって現われているのである。

出来高給・割増給などの業績給の比率は、六九年の六・五％から五・四％に減少した。欧米にくらべてわが国の業績給の比率はいちじるしく低いが、このことはわが国の賃金が年功賃金であることと密接に結びついている。業績給は、もともと年齢や勤続にかかわりなく、労働者の業績に応じて賃金を支払うものであるから、年齢・勤続に規定されて支払われる年功賃金と根本的になじまないのである。

つぎに手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは、家族手当・地域手当・通勤手当などの生活手当で、その比率は六・二％である。また超過勤務手当は、六九年の一二％から一一％に若干減少をみた。

給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業の場合は、基本給比率が六八・二％で、六九年の六三・六％よりも若干増加しているが、しかし製造業の八四・八％にくらべるとはるかに低い。鉱業の給与構成においてなんといっても特徴的なことは、業績給の比率が高く一七・六％を占める点である。しかし前年の二四・九％にくらべると減少がいちじるしい。さらに奨励手当は、鉱業三・一％、製造業一・四％で、鉱業の比率が大きい。鉱業の場合、その生産の特質からいって能率刺激的な賃金政策がとりやすいといつてよいであろう。

規模別賃金支払形態
事給を採用する比率は、一〇〇〇人以上の大企業の場合四一・一％であるのに対して、一〇〇〇～九九九人二八・〇％、三〇〇～九九九人二五％となっており、大企業の採用比率が中小企業よりはるかに大きい。これは、大企業において職務・職能給の採用が進んだことを物語っている。

第49表 製造業規模別の各種給与の採用率 (単位：％)

賃金の種類			規模計	1000人以上	100～999人	30～99人
基本給	人事労務課	給	97.6	99.6	98.5	97.2
		給	26.2	41.1	28.0	25.0
		給	17.1	20.1	20.8	15.6
		給	54.3	38.4	49.7	56.6
		給	2.4	0.4	1.5	2.8
		手当	81.9	72.4	88.3	79.7
		手当	23.3	48.4	35.5	17.7
		手当	24.5	71.9	40.3	16.5
		手当	29.7	21.3	39.2	26.3
		手当	66.9	81.6	76.5	62.6
業務給	業務課	手当	12.8	45.2	24.2	7.2
		手当	85.5	90.1	92.0	82.8
		手当	33.3	47.5	41.2	29.8
		手当	19.6	32.6	24.2	17.3
		手当	76.4	28.0	69.7	80.8
		手当	15.6	16.5	18.1	14.6
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
生活給	生活課	手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
その他	その他	手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				
		手当				

〔備考〕「昭和45年賃金労働時間制度総合調査報告」による。

属人給は、一〇〇〇人以上の規模の採用率が二〇・一％、一〇〇〇～九九九人二〇・八％、三〇〇～九九九人が一五・六％で、三〇〇～九九九人の規模の企業の採用率が低い。前にものべたように属人給は、年齢・勤続・学歴などの属人的要因を客観的基準として賃金を支払うものであり、それは賃金近代化の出発点としての意味をもっている。その意味において三〇〇～九九九人の規模の中小企業は、賃金近代化がいちじるしく遅れているといえるであろう。

総合給の採用比率は、一〇〇〇人以上三八・四％、一〇〇〇～九九九人四九・七％、三〇〇～九九九人五六・六％となっており、規模が小さくなるほど採用比率も高まっている。前にのべた定義にも明らかなように総合給は、経営者の総合判断によって賃金を決定するものであり、その意味では戦前型の非近代的な賃金の典型と考えてよい。そのような非近代的な賃金体系が中小企業において採用比率が高いことは、中小企業の賃金管理のたちおくれを示すものであるが、しかし一〇〇〇人以上の大企業においても三八・四％の比率を示しているのは、わが国の企業の賃金管理が全体として近代化されていないことを物語っている。

勤務手当のなかで規模別にみられる特徴は、特殊作業手当、特殊勤務手当の比率が大企業において高く、技能手当の比率が中小企業において高いことである。また生活手当においては、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当のいずれもが企業の規模が大きくなるにつれて採用比率が高くなっている。

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与 一九七一年における定期給与の推移をみると(第50表)、対前年同期増減率は、七一年の一、二、三月は一六%台であったものが、四月以降は一四あるいは一三%台に低下している。七〇年においては一、二、三月一五%であったものが、四月以降は一六%台に上昇していたのとは異なったパターンを示しており、不況の影響が顕著であった。

つぎに一九七一年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると(第51表)、年平均では鉱業二二・九%、製造業二四・五%であり、製造業の比率が若干高い。また前年にくらべると鉱業、製造業ともに大きなひらきはない。この比率の月別推移をみると、鉱業でもっとも高いのは一二月六〇・三%(前年六一・三%)であり、ついで八月四一・四%(前年三八・一%)、六月三四・四%(前年三〇・八%)、七月三三・二%(前年三三・四%)となっている。

製造業でもっとも高いのは一二月六四・三%(前年六五・三%)、ついで七月四八・八%(前年四八・五%)、六月三七・七%(前年三五・七%)の順である。七月をのぞいて前年よりも増加率は下回っている。

労働省「毎月勤労統計」によって臨時給与(特別給与)の推移をみると(第52表)、調査産業計の支給率は、一九六五年三・二七カ月であったものが年々上昇し、七〇年には三・九六カ月になったが、

第50表 常用労働者1人1カ月当り「きまって支給する給与」の推移
(調査産業計、規模30人以上)

年 月	きまって支給する給与	指数1965年=100	対前年同期増減率
1971年 1月	58,632	191.5	16.6
2月	59,863	195.5	16.6
3月	59,678	194.9	16.2
4月	61,533	201.0	14.9
5月	61,840	202.0	13.3
6月	64,894	211.9	13.6
7月	65,820	215.0	14.2
8月	65,733	214.7	14.7
9月	66,669	217.7	14.3
10月	67,152	219.3	13.8
11月	67,545	220.6	14.1
12月	68,059	222.3	13.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第51表 鉱業、製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額中に占める割合(%)

年 月	鉱 業	製造業
1971年 1月	7.3	7.1
2月	0.9	0.7
3月	1.0	2.1
4月	0.8	1.4
5月	2.5	3.8
6月	34.4	37.7
7月	32.2	48.8
8月	41.4	14.0
9月	3.4	1.3
10月	2.3	0.7
11月	0.6	4.4
12月	60.3	64.3
1971年平均	22.9	24.5

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

七一年は三・九五カ月とはじめて低下した。これを対前年比の増加率でみると、六五年一一・一%であったものが六九年には二二・五%の増加となった。しかし七一年には一四・四%の増加にすぎな

第52表 特別給与の推移

年	年 計		夏 季 (6～8月)		年末 (12月, 翌年1月)	
	対前年比	支給率	対前年同期比	支給率	対前年同期比	支給率
	%	カ月分	%	カ月分	%	カ月分
1965年	11.1	3.27	11.7	1.30	11.1	1.59
66	13.9	3.38	16.1	1.37	13.3	1.67
67	13.1	3.43	12.6	1.38	14.7	1.66
68	17.5	3.59	17.6	1.44	19.1	1.79
69	22.4	3.87	23.4	1.56	22.5	1.91
70	19.1	3.96	18.1	1.57	17.7	1.94
71	14.4	3.95	19.5	1.65	10.0	1.87

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第53表 特別給与の規模別支給状況 (製造業)

	規 模 500 人 以 上		100 ～ 499 人		30 ～ 99 人	
	対前年同期比	支給率	対前年同期比	支給率	対前年同期比	支給率
	%	カ月分	%	カ月分	%	カ月分
〔年計〕						
1965年	6.3	3.55	10.4	3.02	9.2	2.10
66	14.3	3.62	17.0	3.20	15.7	2.22
67	14.8	3.67	16.8	3.33	18.6	2.38
68	19.6	3.91	20.9	3.57	28.0	2.68
69	22.5	4.21	24.4	3.88	24.3	2.90
70	21.0	4.40	21.8	4.02	22.1	3.04
71	13.2	4.38	10.1	3.88	11.7	2.97

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

い。七一年において前年比増加率の減少がいちじるしいのは、年末手当であり、七〇年の一七・七％増に対して一〇％増に低下している。

つぎに特別給与の規模別支給状況 (製造業) を第53表によつてみると、七一年における年計の支給率は四・三八カ月、一〇〇～四九九人の規模は三・八八カ月、三〇～九九人の規模は二・九七カ月であり、特別給与の規模別格差はかなり大きい。対前年同期比の増加率をみると、規模五〇〇人以上一三・二％増であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一〇・一％、三〇～九九人の規模は一・七％の増にすぎず、中小企業において不況の影響が大きかったことを物語っている。

賃金不払の状態

一九七一年の賃金不払をみると (第54表)、当期把握した件数は、

七一年四月～九月六八七件であり、七〇年四月～九月の六六四二件とそれほどひらきはない。解決件数は七一年四月～九月六三五九件、同九月～十二月三七五五件であり、これまた前年とくらべてとくに目立った特徴はみられない。

賃金不払金額をみると (第55表)、当期新たに増加した不払金額は、七一年四月～九月で二〇億八四三七万五〇〇〇円で前年同期の五六億四五六万円にくらべてかなり大幅に低下している。しかし七一年九月～十二月は四八億一九〇二万五〇〇〇円であり、七〇年

第54表 賃 金 不 払 事 件 数

年	月	前期より未 解決の件数	当期把握 した件数	総取扱件数	解決件数	当期末未 解決件数
1968年10月～1969年3月		2,462	6,972	9,434	7,477	1,957
1969年4月～9月		1,957	6,935	8,892	7,005	1,887
1969年10月～1970年3月		1,887	6,373	8,260	6,542	1,718
1970年4月～9月		1,718	6,642	8,360	6,381	1,979
1970年10月～1971年3月		1,979	6,017	7,996	6,371	1,625
1971年4月～9月		1,625	6,687	8,312	6,359	1,953
1971年9月～12月		1,953	3,692	5,645	3,755	1,890

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

第55表 賃 金 不 払 事 件 金 額

(単位：千円)

年	月	前期より未解 決の不払金額	当期新たに増 加した不払金 額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1968年10月～1969年3月		2,035,671	1,412,066	3,447,737	1,439,476	2,008,261
1969年4月～9月		2,008,261	8,172,702	10,180,963	5,245,111	4,935,852
1969年10月～1970年3月		4,935,852	6,074,905	11,010,757	2,376,289	8,634,468
1970年4月～9月		8,634,468	5,645,460	14,279,928	9,995,395	4,284,533
1970年10月～1971年3月		4,284,533	4,652,908	8,937,441	3,146,467	5,790,974
1971年4月～9月		5,790,974	2,084,375	7,875,349	4,387,349	3,488,000
1971年9月～12月		3,488,000	4,819,025	8,307,025	5,446,767	2,860,258

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

2 労働時間

一〇月～七一年三月の四六億五二九〇万八〇〇〇円を上回っている。新たに増加した不払金額は七一年九月以降増加したとい
ってよい。

総不払金額は、七一年四月～九月が七八億七五三四万九〇〇〇
円であるのに対して、前年同期は一四二億七九九二万八〇〇〇円
であるから、約半減したことになる。解決金額は、七一年四月～
九月四三億八七三四万九〇〇〇円、七一年九月～十二月五四億四
六七六万七〇〇〇円で、総不払金額に対する比率はかなり高かつ
たため七一年四月～九月の差引不払金額は三四億八八〇〇万で、
前年同期の四二億八四五三万三〇〇〇円を下回っている。

労働時間の動向

労働省の「毎月勤労統計調査報告——全国調
査」によると（第56表）、一九七一年における
平均総実労働時間は、一八五・七時間で、前年の一八七・七時間
にくらべると一・一％の減少である。総実労働時間は六六年以降
一貫して減少し、七〇年に至ってついに一九〇時間を割ったが、
減少傾向は七一年にも引きつづいていることになる。

総実労働時間の所定内・所定外にわけてみると、七一年におい
て所定内労働時間は一六九・九時間で前年とまったく変りがない

第56表 労働時間の推移

(常用規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数 (時間)	1967年	193.0	174.5	18.5	193.9	173.8	20.1
	1968年	192.7	174.1	18.6	193.0	172.8	20.2
	1969年	190.0	171.4	18.6	190.0	169.8	20.2
	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1971年	185.7	169.9	15.8	184.3	168.4	15.9
対前年 同期増減率 (%)	1967年	0.0	△ 0.7	△ 6.1	0.4	△ 0.6	△ 10.0
	1968年	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5
	1969年	△ 1.6	△ 1.7	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.7	△ 0.5
	1970年	△ 0.7	△ 0.5	△ 3.3	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.5
	1971年	△ 1.1	0.0	△ 11.6	△ 1.6	0.0	△ 16.2

- 〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
- 2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

が、所定外労働時間は一五・八時間で、前年の一七・八時間よりも一・六％の減少となっている。本来時間短縮というのは、所定内労働時間の減少でなければならぬが、そのような意味における時間短縮は七一年においてはみられず、もっぱら残業の減少によって総実労働時間が短縮されたといつてよい。すなわち七一年における景気後退は、生産設備の操業度を大幅に落ちこませ、それが残業の減少となって現われたのである。

労働時間の動向を産業大分類にみると、製造業では、七一年の総実労働時間が一八四・三時間で、前年より一・六％の減少であり、調査産業計の一・一％を上回っている。しかし所定内労働時間は一六八・四時間で前年とまったく変わらず、所定外労働時間が一五・九時間と前年よりも一六・二％の大幅減少となっている。製造業においては、不況の影響を受けて残業が大幅に減少したことを物語っている。

製造業以外の産業では、総実労働時間が減少したものが多く、鉱業は一九二・九から一八九・九時間、卸売・小売業は一八五・七時間から一八四・四時間、金融・保険業一六六・七時間から一六六・一時間、運輸通信業一九一・六時間から一八九・四時間となっている。

これらの産業における総実労働時間の減少は、所定外労働時間の減少によるところが大きい。一方総実労働時間が増加したものは、建設業一九九・〇時間から一九九・五時間、電気・ガス・水道業一七六時間から一七六・一時間である。

製造業主要中分類別総実労働時間の増減をみると、減少した産業は食料品・たばこ一八三・五時間から一八二・八時間、繊維一八八・五時間から一八七・九時間、衣服一八三時間から一八二・六時間、

木材一九一・一時間から一八九・七時間、家具一九一・五時間から一九〇時間、パルプ・紙一八八・二時間から一八五・一時間、出版印刷一九五時間から一九三・八時間、化学一七七・三時間から一七四・九時間、石油・石炭一八四・三時間から一八四・一時間、ゴム一八〇・四時間から一七八時間、なめし皮一八七・五時間から一八四・一時間、窯業土石一八九・五時間から一八六・八時間、鉄鋼一九二・四時間から一八五時間、非鉄金属一九二・一時間から一八七・三時間、金属製品一九三・三時間から一九一時間、一般機械一九四・二時間から一八六・九時間、電気機器一八〇・三時間から一七六時間、輸送用機器一九二・五時間から一八九時間、精密機器一八〇・一時間から一七七・四時間となっており、総実労働時間が増加した産業は一つもない。

総実労働時間をもっとも短い産業は、産業大分類別にみると金融・保険業の一六六・一時間、ついで電気・ガス・水道業の一七六・一時間であり、また中分類別にみるともっとも短い産業は、化学一七四・九時間、ついで精密機器一七七・四時間、ゴム一七八時間の順となっている。

総実労働時間をもっとも長い産業は、大分類別にみると建設業一九九・五時間、ついで鉱業一八九・九時間の順であり、中分類別には、出版印刷一九三・八時間、金属製品一九一時間、家具一九〇時間、木材一八九・七時間、輸送用機器一八九時間の順である。

所定外労働時間のもっとも長い産業は、大分類別にみると、鉱業二四・三時間、ついで建設業一九・九時間であり、中分類別には輸送用機器二五・四時間、出版印刷二三・七時間、非鉄金属二三・三時間、鉄鋼二三時間の順となっている。

つぎに規模別の労働時間を製造業についてみると(第57表)、まず総実労働時間では、一〇〇〇人以上が一八〇・一時間であるのに対して、五〇〇〇～九九九人の規模は同じく一八〇・一時間(二〇〇〇人以上を二〇〇として一〇〇)、一〇〇〇～四九九人は一八四・五時間(二〇二・四)、三〇〇～九九九人一九〇・四時間(二〇五・七)、五〇～二九人一九二時間(二〇六・六)となっている。このように総実労働時間は規模が小さくなるにつれて長くなっている。前年とくらべると、たとえば一〇〇〇～四九九人は、一〇〇・八から一〇二・四へ、三〇〇～九九九人は一〇三・二から一〇五・七へ、五〇～二九人は〇五・一から一〇六・六へと総実労働時間の規模別格差は拡大の傾向にあるといつてよい。

所定外労働時間の規模別格差をみると、一〇〇〇人以上が一九時間(二〇〇)であり、五〇〇～九九九人一五・八時間(八三・二)、一〇〇〇～四九九人一五・一時間(七九・五)、三〇〇～九九九人一四時間(七三・七)となっており、総実労働時間とは逆に規模が小さくなればなるほど所定外労働時間が少なくなっている。このことは逆にいえば、規模が小さくなればなるほど、所定内労働時間が長くなることを意味している。労働時間の短縮は、中小企業の場合大企業よりもはるかに遅れているのである。

つぎに規模別労働時間の対前年同期増減率を第58表によってみると、まず総実労働時間については一〇〇〇人以上の規模が三%減、五〇〇〇～九九九人が一・九%減、一〇〇〇～四九九人が一・三%減、五〇～二九人が一・六%減であり、一〇〇〇人以上の大規模企業の減少がもっとも目立っている。三〇〇～九九九人の中小企業の減少はわずかに〇・六%であり、これらの企業における時間短縮が遅々として

第57表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1967年	191.1 (100.0)		194.0 (101.5)	197.6 (103.4)	199.5 (104.4)
	1968年	190.5 (100.0)		193.0 (101.3)	196.5 (103.1)	199.8 (104.9)
	1969年	187.5 (100.0)		190.0 (101.3)	194.3 (103.6)	196.8 (105.0)
	1970年	185.6 (100.0)	183.5 (98.9)	187.0 (100.8)	191.5 (103.2)	195.1 (105.1)
	1971年	180.1 (100.0)	180.1 (100.0)	184.5 (102.4)	190.4 (105.7)	192.0 (106.6)
所定外労働時間	1967年	24.1 (100.0)		18.7 (77.6)	16.4 (68.0)	—
	1968年	24.2 (100.0)		18.6 (76.9)	15.9 (65.7)	—
	1969年	23.8 (100.0)		18.8 (79.0)	16.0 (67.2)	—
	1970年	23.9 (100.0)	19.1 (79.9)	17.7 (74.1)	15.8 (66.1)	—
	1971年	19.0 (100.0)	15.8 (83.2)	15.1 (79.5)	14.0 (73.7)	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 1967～69年の規模別区分は500人以上である。

第58表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(単位：%)

	年	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1967年	1.6		△ 0.1	△ 0.5	△ 0.6
	1968年	△ 0.3		△ 0.5	△ 0.6	0.2
	1969年	△ 1.6		△ 1.6	△ 1.1	△ 1.5
	1970年	—	—	△ 1.6	△ 1.5	△ 0.9
	1971年	△ 3.0	△ 1.9	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.6
所定外労働時間	1967年	17.0		7.5	0.6	—
	1968年	0.4		△ 0.5	△ 3.1	—
	1969年	△ 1.7		1.1	0.6	—
	1970年	—	—	△ 5.9	△ 1.3	—
	1971年	△ 20.5	△ 17.3	△ 14.7	△ 11.4	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

いることを示している。

所定外労働時間の増減率をみると、一〇〇〇人以上の規模は二〇・五%減少しているのに対して、五〇〇～九九九人は一七・三%、一〇〇～四九九人は一四・七%、三〇～九九人は一一・四%の減少で、これまた大企業における減少率が大きい。大企業は、雇用人員をできるだけ節約し、恒常的な残業をおこなう態勢をとっており、景気後退に際しては残業を減少させることによって調節をおこなっているといつてよいであろう。

以上、景気後退の影響をうけて総実労働時間、なにかんずく所定外労働時間が減少している実態を明らかにしたが、このような労働時間の動向の背後に、労働時間制度の改善がすすみつつあることも否定できない。すなわち三〇人以上の規模の企業のうち週四八時間制をとるのが五九%（労働者の割合では三〇%）、四八時間未満の企業が三八%（労働者数では六九%）となっている。また労働省

「賃金労働時間制度総合調査」によると週休二日制を実施する企業が増加し、一〇〇〇人以上の大企業では、七一年三七・八%（七〇年二六・一%）、企業数で五〇〇社にたつするに至った。さらに七〇年一〇月から七一年九月までの一年間に週所定労働時間の短縮を実施した企業は、大企業で一三・八%、小企業で六・二%に及んでいる。

【参考資料】 (1)労働省「昭和四十六年労働経済の分析」、(2)労働大臣官房労働統計調査部編「労働統計月報」、(3)日経連「変革期に立つ日本経済と賃金問題」、(4)春闘共闘委員会編「一九七二年賃金白書」、(5)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九七一年十二月）、(6)労働法令協会「賃金通信」、(7)労働旬報社「賃金と社会保障」

IV 合理化の現状と労働

災害・職業病

概要□「合理化」の背景と局面・形態の特徴
——「合理化」の経済的背景…ドル・ショック、円切上げ不況／重化学工業部門の過剰生産傾向／大規模な公共投資の推進／合理化の特徴的な諸局面・形態／主要産業における「合理化」の実態——民間部門…鉄鋼業／自動車産業／電機・機械／化学産業／造船業／石炭・鉱業／繊維産業／紙・パルプ産業／陸上交通産業／マス・コミ産業／印刷・出版／「公共部門」…公務員／郵政／電信電話／国鉄／労働災害と職業病——概況…労働災害…産業別、規模別の災害状況／重大災害発生状況と死傷者数／職業病…産業別種類別発生状況／新しい職業性疾病の発生／精神的肉体的疲労と健康障害の増大

概

要

一、七一年八月以来のドル・ショック、円切上げ不況のもとで、「合理化」攻勢は一段と強まり、かつ大規模にくりひろげられた。それは重化学工業部門の大規模なスクラップ・アンド・ビルドを再び促進する契機となり、かつ産業再編成促進の刺激剤ともなった。そうした事態は、政府の大規模な公共投資の推進ともあいまって、いまや進行中であり、これからますます明らかになるであろう。

一、「合理化」の現われ方は、ドル・ショック、不況の現われ方の産業・業種ごとの相違、および産業の特性によって、もちろん一様ではない。類型化すれば、①鉄鋼のごとく、大規模なスクラップ・アンド・ビルド計画を推進しながらも、本工自体の解雇問題には至らないもの、②化学・電機のごとく、業界再編とも絡み、全面的な「合理化」が進行しているもの、③ドル・ショック等のあおりをまともに受け、とくに中小企業を中心に影響の深刻な繊維産業、④ドル・ショック、不況の影響もあるが、それ以前に「衰退産業」としてスクラップ化の進行している石炭鉱業、⑤不況の影響とはさほど関係なしに「合理化」の進行している私鉄、「公共部門」、大ざっぱに類型化すれば以上のようなになる。

一、「合理化」は右に類型化した場合に依じて、それぞれ現われ

方がやや異なっている。だが⑤の場合を除き、共通しているのは雇用保障の問題である。もちろん問題の深刻度はそれぞれ異なっているし、労働者の年齢、性別、それからとくに雇用形態によって大きく異なっている。さらに当該産業の企業規模によっても異なることはいうまでもない。

一、「つぎに私鉄」「公共部門」の場合、ここでは「合理化」による必要員数の削減が特徴であろう。たしかに当該労働者の「首」はひとまず心配ないが、「合理化」＝要員削減によって、じわじわと労働強化がなされている。そしてそれが限界に到達しないという保障もないであろう。

一、「合理化」攻勢の一環として、生産性運動も目立ってきている。「公共部門」の場合は、それが組合の権利問題と不可分であるし、民間部門でも「戦闘的」組合をかかえている産業では、同じことが見受けられる。「労働戦線統一」問題とも絡み、今後の動向が注目される。そうした意味合いでも、「合理化」問題はいまや新たな広がりを示している（労働災害・職業病についての概況は、3の冒頭でふれる）。

1 「合理化」の背景と局面・形態の特徴

1 「合理化」の経済的背景

ドル・ショック、
円切上げ不況

七一年八月のニクソン新経済政策による一連の措置によって、当時、ようやく景気回復の兆しを見せていた日本経済は、再び深刻な不況局面に突き落とされた。いわゆるドル・ショックとよばれるものがそれである。その際、円の変動相場制移行、後の円切上げという国際通貨調整もあいまって、市場問題の深刻化（とくに対米輸出の伸びなやみ）、過剰生産傾向がいつそう強まらざるをえなかった。重化学工業の場合は後にふれるとして、さしあたって、日米政府間協定による繊維産業の場合をはじめ、対米輸出依存度が高く、国内市場への転換が急にはできない中小零細企業の特産業種の場合、うけた打撃は大きく、軒なみに倒産、転廃業を余儀なくされた。

こうしたドル・ショック、円切上げ不況は、従来からの「合理化」の経済的背景、たとえば、①六〇年代後半からの産業構造の「高度化」や技術革新の急進展、②若年「労働力不足」を中心とし

た労働市場の変化、③独占的大企業の集中合併、下請系列支配の強化、④資本の自由化、対米輸出規制、⑤中小企業「近代化」促進、構造改善事業、⑥新全総などの経済政策、等々と重なり合って、大規模かつドラスティックな「合理化」の新たな展開の重要な背景となったのである。

重化学工業部門 の過剰生産傾向

たとえば重化学工業部門の場合も、国際通貨危機を契機として、従来からの過剰生産傾向がいつそう強まった。しかも景気停滞による設備投資の減退、減産体制の強化とあいまって、新たな業界再編成、スクラップ・アンド・ビルドの動向が出現しはじめている。そしてそれがさらに、下請系列支配の強化・再編成、中小企業「近代化」促進などと絡み、「合理化」の新たな推進の背景となることはいうまでもない。

大規模な公共投資の推進

他方、不況から脱出し、景気高揚を図るために、大規模な公共投資も繰り上げて推進されている。それは具体的には、交通運輸、通信、道路、港湾、工業水道など、従来立ち遅れていた社会資本の充実（産業基盤の整備）にふり向けられているといえるが、その場合、あえていえば、たんに景気高揚のためだけではなく、独占資本のコスト軽減策のために、企業外のコスト高要因を減らす役割を担っているといっても過言ではない。

こうしてドル・ショック、円切上げ不況は、これまでの「合理化」の背景的要因をいつそう鮮明にし、かつ新たなスケールで背景的要因を整備し直し、大規模かつドラスティックな「合理化」の推進要因として立ち現われたということができよう。

では、かかるもとでの「合理化」の特徴的な諸局面・形態は、どのようなものであろうか、詳しくは後にゆずるとして、ここでは、いくつか列挙しておくにとどめる。

2 「合理化」の特徴的な諸局面・形態

すでに「合理化」の経済的背景のところでも示唆しておいたように、現在の「合理化」の第一の局面は、重化学工業部門におけるそれである。そこにおける「合理化」は、国際競争力を強化し、産業構造のいつそうの「高度化」を展望しながら、さしあたって過剰生産傾向の解消、すなわち減産体制の強化（生産・在庫調整）にかかわって生じている。さらにスクラップ・アンド・ビルド、当面は工場閉鎖、移転も関連して発生しているが、そのことも前者と重なって「合理化」の推進要因となっている。とりわけ新規採用の中止、または採用予定人員の削減を中心とした雇用調整が「合理化」の中心であり、少数精鋭主義、能力主義の名による生産性向上促進が、まさにその雇用調整とかかわって強められている。そしてかかる「合理化」の推進には、なんらかの労働組合の協力を取りつけること、または労働組合とのマサツを少なくすることが必須の条件であり、いわば労使協調体制を強めることが、不可欠の条件となっている。とはいえ、雇用調整（配転、出向、一時帰休なども含む）なり、生産性向上促進が、労使協調体制の強化にとって、必ずしも有利に作用しているとは限らないが。

現在の「合理化」の第二の局面は、重化学工業部門とくに独占的大企業における「合理化」だけでなく、そこを頂点として中小企業、下請・零細企業へのしわよせがいっそう強くなっており、したがって大企業本工労働者より臨時・下請労働者、パートタイマーにより強く現われていることである。雇用調整をおこないやすいのも、まさにかかる労働者部分である。しかもこの労働者部分には、相対的に未組織労働者が多く、有効な「合理化」反対闘争を組みにくいのである。しかも中小零細企業の倒産、転廃業、工場閉鎖もあいまって、雇用保障問題、職業技術訓練問題が重要になっているのも、かかる労働者部分である。

現在の「合理化」の第三の局面は、国・公営企業、公務員など「公共部門」の場合である。公共投資の推進、財政急膨張とは裏腹の現象として、この部門では定員削減が生じている。しかも「公共部門」に属する労働組合の大部分が総評に加盟し、いわゆる総評左派の中心になっていることも手伝って、ここでは組合の基本的権利そのものへの攻撃がおこなわれており、それが「合理化」の一環ともなっている。だから「合理化」反対闘争と権利闘争が分かちがたいのが、この場合の特徴でもある。

以上、現在の「合理化」の局面をきわめて単純化して整理してみた。もちろん以上に盛りきれものではない。この点は次項でふれる。とにかくも、それぞれの局面に応じて「合理化」の現われ方とその度合いも異なっている。だが総じて、種々の形態をとった雇用問題・定員問題が現在の「合理化」の焦点であり、それに権利問題が絡んでいる。但しここで権利問題といっても、組合の基本的権利に関する問題だけではなく、たとえば第59表の示すように、労働債

第59表 労働債券未払い調査
(72年 2月調査)

全 国 金 属	12組合	1048.3百万円
化 学 同 盟	4	30.9
全 国 セ メ ン ト	1	36.0
全 全 窯 連	1	3.7
全 全 自 交	15	125.0
全 全 自 運	2	72.1
全 新 聞 労	2	18.5
全 民 放 労	2	4.1
全 織 維 労	5	1099.5
全 全 日 連	1	56.5
全 全 国 一 建	1	10.8
全 全 そ の 他	2	8.3
	3	80.1
合 計	51	2593.8

〔備考〕 1) 総評合理化反対共闘委調べ。
2) 65年以降、労働債券が未払いのまま現在に至っているもの
3) この他には、炭労、私鉄、全自運、全国一般など、総評内でも、なおかなりあるとみられる。

権(賃金・退職金の未払い分についての権利)の未払い問題も、その一つである。なおこの表には、件数、不払い金額とも群を抜いている石炭業は含まれていない。

最後に、「合理化」反対闘争の項で述べるが、組合側の積極的な対抗策として、労働時間短縮、定年延長問題がクローズアップされてきていることを指摘しておきたい。雇用量・雇用保障問題とそれらは直接に関連しているのであり、今後の推移が注目されるからである。

2 主要産業における「合理化」の実態

1 民間部門

「合理化」の実態を全産業について記述するのは、到底不可能である。ここでは主要産業（一部は単産）を摘出し、実態を記述するにとどめる（なお同じ事態でも、昨年の年鑑に記述してある事項は原則として省略しておく。この点、昨年の年鑑を参照のこと）。

鉄鋼業

鉄鋼業ではニクソン声明以来、深刻な過剰生産状態に陥った。鋼材市中価格は急暴落し、在庫も増大した。通産省調べによれば、七一年九月末の粗鋼生産能力は、一億一八九五トンであったが、七一年の改訂鉄鋼需要見通しは、粗鋼ベースで八七七〇万トンであり、生産能力とのギャップは約三一〇〇万トン、操業率七三％程度である。しかも今後、高炉の建設、火入れにともない、製鋼能力は高炉一基あたり年間四〇〇〇万トンの割合で増加すると想定されるので、前記のギャップはいっそうひらくと思われる。このため六五年不況には見られなかった高炉の大規模なスクラップ・ダウンが現われた。たとえば新日鉄（室蘭一号、

洞岡一号、鋼管（京浜四、五号）、住友（和歌山三号）、川鉄（千葉四号）の計六基が七一年末までに廃止または休止された。また新日鉄八幡では、マスター・プランに沿って、東田、洞岡の高炉を全廃し、戸畑に集中する予定である。こうした高炉の休廃止は当然、関連するコークス、焼結、電力、整備、圧延などの諸部門に波及する。他方減産体制強化のため、いわゆる尻ぬけではない粗鋼カルテルを形成した。

こうして鉄鋼業では、きびしい「合理化」が出現した。第一に、新規採用中止、削減および減耗不補充による人べらしが、すべての企業でおこなわれている。新日鉄では二五〇〇人の作業員の減耗に対し七二年度の採用は七〇〇人程度で一八〇〇人が補充されない。加えて約二二〇〇人の「余剰人員」が出る見通しである。新日鉄八幡では、七五年を目標としたマスター・プランの実施によって、約一万人の要員削減をおこなう予定になっている。日新製鋼では、大卒をのぞき新規採用をストップし、加えて七一年四月から三カ年の間に、一三五〇名の要員削減が予定されている。

第二に、減産、設備の休廃止によって生じた「余剰人員」の配転、応援、退職（勧奨）が深刻な問題になっている。鋼管では、京浜四・五号高炉休廃止にともなって、京浜全体で約二七〇〇人の「余剰人員」が生じた。そして①京浜から福山への配転（五〇〇〜六〇〇人）、②定年退職、自然減耗の不補充、③他課への配転・応援、④特別社員契約期間の短縮、⑤技能教育の実施などによって、当面はこの「余剰人員」を処理している。また今後に向けて、船舶など他部門への配転、系列会社への出向、一時帰休制などが検討されている。

第三に、とはいえ当面、本工自体の首切りはおこなわれていな

いのが特徴である。だが代りに、外注作業の内部への切替え、契約期間の短縮によって、臨時工、下請工、季節工、嘱託などの雇用形態の労働者の首切りが、事実上すすんでいることに注目しておく。

第四に、そうした事態の進行とならんで、これまでのZD・QCなどの自主管理運動、アタック一〇〇〇（二トン当たりのコストを一〇〇〇円引き下げる運動）などの目標管理運動が引きつづいておこなわれ、生産性上昇の手段となっている。

こうして鉄鋼「合理化」の現状は、鉄鋼業における大規模な新たなスクラップ・アンド・ビルドの進行がいまだ過渡期にあるゆえ、本工自体の首切りにはおよんでいない。とはいえ生産性向上運動とならんで、少数精鋭主義、能力主義管理の方向性と本質は、ますます明らかになりつつあるといえよう。鉄鋼労連の「合理化」対処方針が今後注目されるゆえんでもある。

自動車産業

これまで高度経済成長の戦略産業として、拡大の一端をたどってきた自動車産業も、世帯普及率が四〇％に近い飽和状況にたつするにおよんで、七一年には国内需要の頭打ちによる需要の停滞傾向が明らかになってきた。

自動車業界は、トヨタ、日産への市場シェアの集中がすすんでいたが、七一年に資本自由化が繰上げ実施されるとともに、三菱自動車とクライスラー、いすゞ自動車とGM、東洋工業とフォードの外資提携が成立し、企業間競争は一段とはげしくなった。

こうした自動車業界の再編成と市場競争の激化のなかで、「合理化」もいっそうはげしさを増している。とりわけ省力化投資によって、各メーカーで大型コンピュータが導入され、全ラインのオン

ラインシステム化がすすむなかで、作業のいっそうの単純化、工程時間の短縮による精神緊張の持続的強化が特徴である。とくに外資提携企業の場合、コスト低減のため職場での低減推進担当者の増員、時間管理の強化、業績評価制度の推進のため監理課を設け、作業のスピードアップと成績査定を強める（いすゞGMの場合）など、いわゆるアメリカ的労務管理の導入・強化が目立っている。こうして自動車産業の「合理化」は、すでに鉄鋼以上に省力化を果たしたうえで、IEの伝統を取り入れたしかも精神主義的特徴の強いものとなっている。それに、系列、下請の再編・強化も目立っている。

電機・機械

高度成長の担い手であった電機産業も、七一年にはなやみの傾向を示した。とくに重電機器では、ニクソン声明以来、輸出商談が一時ストップし、もっとも深刻な影響をうけた。また家庭電器、電算機、ICなどの分野では、国内外入り乱れた激烈な競争が展開されており、今後、業界再編の動きが強まるものと思われる。

こうしたなかで、積極的な人べらしの「合理化」が、とくに重電各社で目立っている。ニクソン声明以後、日立製作所がいち早く新規採用を中止したことはよく知られている。パートタイマーの整理などは、すでにその以前におこなわれていた。だから新規採用中止、一時帰休、配転、貸工などが今度の措置であった。また企業の側からの残業規制も強められている。神鋼電機では七一年九月より帰休制を実施し、系列企業への配転を含め、向う二年間に一〇〇〇人の人員削減を発表している。総じて電機産業で目立つのは、新規採用の中止・削減と希望退職制、配転・一時帰休・出向などによっ

て、雇用量を計画的に調整・縮減していることである。

機械工業では、とくに全国金属傘下のところで、「合理化」攻勢がはげしい。たとえばオリンパス光学（従業員約三〇〇〇名、組合員約二六〇〇名）では、東京、八王子、諏訪、伊那に工場をもち、光学けんび鏡、医療機器を生産しているが、会社提案によると、①医療機器の八王子への集中、②レンズ関係の伊那への集中、③組立部門の諏訪への集中、④下請の大整理、⑤総務部、広報部の人事部への統括が出されており、これにともなって大幅な配転が予想される。また製品の八〇％を輸出に依存しているクラウンでは、①六〇〇名が人員整理、②保養所、旧設備などの固定資産の処分、③役員の減俸と賞与返上、④不採算部門の分離などが提案されている。その他、工場増設の延期、工場移転、新規採用中止、残業規制などがおこなわれている。総じて新規採用のストップが軒なみにおこなわれている。なお配転や出向、一時帰休なども一部にあるが、電機産業にくらべると、それほど目立っていない。

なお全国金属関係では、これまで倒産や不当労働行為など、組合の存続、組合の基本的権利にかかわる争議が多く発生してきた。この点も、不況との関連で、今後の動向が注目される。

化学産業

化学産業における「合理化」は、七〇年代における産業再編成の進行とからんで、大規模かつ全面的である。化学産業は、これまでの内需中心から、七〇年代に入っているように「国際化」（東南アジア・中国）の傾向を強めはじめた。化学産業は、いわゆる装置産業として「省力化」をすすめながら、高度成長を遂げてきたが、六〇年代の量産体制のもとで、既存設備のスクラップ化を徹底しておこなったわけではなかった。こうしたス

クラップ化を六〇年代後半から徹底し、石油化学、アンモニアの大型化をすすめてきたが、内需は頭打ち（とくにアンモニア系肥料）傾向をみせ、かつ海外市場も限られているがゆえに、需要の急速な伸びは期待できない。全体として過当競争をはげしくくりひろげながら、業界再編を押しすすめてつある。しかも公害が問題化しつつあるなかで、「ドル・ショック」を迎えたのであり、それだけに「合理化」攻勢ははげしい。工場閉鎖・縮小、移転、配置転換、新規採用中止はいままでもなく、自宅待機制、希望退職募集、解雇などの「合理化」が提起されている。もちろん別に、QC、ZD、目標管理、社員研修などが日常的におこなわれている。企業の「合理化」提案の一例を掲げておこう。

三井東圧化学（七一年内配転五〇〇名）、東京セロファン紙（東京工場閉鎖、二七〇名全員解雇、全社的な希望退職募集）、神島化学（神島工場閉鎖で七〇名全員解雇）、東海電極製造（田浦工場カーボンブラック職場、自宅待機制）、志村化工（伊丹工場閉鎖、一〇五名全員解雇、室蘭一〇四名、志村五二名の希望退職募集）、磷化学（富山→新湊へ移転）。

このように、鉄鋼の場合と異なり、本工の解雇問題にまで発展してきているのが、化学産業の特徴である。それだけに、合化、化同の「合理化」反対闘争が注目される。この点は後にふれる。

造船業

造船業は、ドル・ショック、円切上げによって、為替差損と輸出船受注の先行き停滞が問題視されていた。だが為替差損については事実上の政府補償（損失の長期くりの措置など）をとりつけた。受注見通しも、超大型船については楽観的な見通しである。事実、輸出の受注契約は、ドル・ショックによる急減から急速に立ち直りつつある。

造船業は七つの大手資本が中心であり、それぞれが中小造船や機械資本を系列支配し、グループを形成している。このように業界の寡占化、系列化が目立っている。そして今日、世界的な船腹量の不足、それによる海上運賃の値上がり、船型の大型化にともなう、各造船所は大規模な新造船所を建設中である。

こうした造船業における「合理化」は、おおむね省力化と生産性向上運動を中心におこなわれている。たとえば建造工程の合理化、設計、船の標準化によって、①設計人員を極度に縮小し、②資材の計画発注をすすめ、③下請を一船型単位で系統化している。またZ・D・QC運動はいうまでもなく、青年を中心とした作業班の編成、職務・職能給の導入など、生産と能率を高める労務管理体制を強めている。

また職場では、作業の機械化、機械・工具の自動化、電子計算機の大幅な活用によって、いわゆるアンマンド化（無人化）を促進しようとしている。これによると、「長期の抜本策として、造船作業における足場、塗装の機械化、部品の標準化、鋼板の曲げの自動化などを行なった場合、今後の造船作業の必要人員はいまの三分の一ですむ」（『日経連タイムス』七一年五月一三日付）といわれている。

かかる方向に沿って、時間管理と作業行動の強化、作業量増大、多能工化、交替制勤務が強められている。こうした職場実態から、青年労働者の自己都合退職も多く、技能労働力不足が造船業において、一つの問題ともなっている。

石炭・鉱業

非鉄金属では主要産品の銅の価格暴落がいちじるしい。七〇年四月にトン当り六三万円（国際価格）であったものが、七一年一二月には三五万五〇〇〇円に下落した。加

えて需要の頭打ち、公害関連設備投資の増大、金利負担増によって、業界自体がふるわない。また硫黄鉱山では、回収硫黄の増大によって供給過剰気味であり、加えてカナダ硫黄の増産によって輸出もまったくふるわない。こうしたなかで、ほとんどの鉱山が閉山の危機にさらされている。

全鉱傘下では七一年一月以来、鉱量枯渇、品位低下を理由に、一七鉱山が休・閉山された。すなわち白老、弁景（硫化、北海道）、イトムカ（水銀、北海道）、幌別（硫黄、北海道）、田老（銅・鉛・亜鉛、岩手）、大峰（銅、岩手）、横田（銅、福島）、小串（硫黄、群馬）、石津（硫黄、群馬）、吾妻（硫黄、群馬）、縄地（金、静岡）、山宝（銅、岡山）、鵜峠（石膏、島根）、大田（石膏、島根）、笹力谷（銅、島根）、九重山（硫黄、大分）、大久喜（銅、愛媛）の一七鉱山である。これに鴻之舞（金、北海道）の縮小をあわせると、七一年だけで約一九〇〇名の労働者が鉱山を離れている。

さらに三菱金属鉱業は、妙法（銅、和歌山、一四〇名）を七二年三月末、鷺合森（銅、岩手、一一〇名）を七二年九月末、生野（銅、兵庫、二八〇名）を七三年末にそれぞれ閉山し、尾去沢（銅、秋田、七六〇名）を七二年四月以降、第二会社に移すという「合理化」提案を示している。

他方、石炭関係でも公害問題、需要減などから業績不振、閉山があとついでである。七一年には、二月二七日に日炭若松（約二〇九〇名）、四月二九日に常磐磐城（四七〇〇名）、八月三〇日に常磐茨城（二七一〇名）、一〇月二九日に住友歌志内（一六六〇名）、奔別（三〇六〇名）の大手の閉山をはじめ、一七山が閉山した。

繊維産業

ドル・ショックと日米政府間の繊維協定とのダブル・パンチによって、もっとも大きい打撃を受けたのは、おそらく繊維産業であろう。日米政府間協定は、化合繊・毛製品を中心に一八品目六六〇余種目の四半期別規制、協定期限三年というものであり、これまでの自主規制はここにホゴにされた。加えて対米輸出依存度の高い繊維産業であつてみれば、とくに特定産地、中小企業の受けた打撃は壊滅的打撃にも等しかった。

しかも繊維産業では、政府のいわゆる構造改善政策に裏付けられながら、大がかりな企業整備、産業再編成が進められてきた。ところで戦後の繊維産業は綿紡から化繊へ、そして合繊へと主導力を移してきたのであるが、かかる過程はまた繊維独占の復活強化の過程でもあった。最近ではアメリカの繊維資本の進出も具体化し、いくつかの合弁会社が出現している。たとえば、三菱バーリントン、旭シエーベル、カネボウ・スチーヴンスなどである。こうして強固な繊維独占を頂点に、構造改善政策によって中小企業の陶冶をおしすすめてきたのであるが、それにしても過当競争の激化と輸出市場の不安定性がたえず付きまとっていた。ドル・ショックと日米政府間協定は、それを一挙に顕在化させ、深刻な繊維不況をもたらしたのである。

全体として輸出の大幅ダウン、大規模な機械のスクラップ化が行したが、たとえば輸出では流行に左右される繊維衣服製品の落ちこみがいちじるしい。そして大企業よりも中小企業に、中小企業でも特定産地の打撃がより大きくなっている。

約一四万企業といわれる中小企業では、倒産、工場閉鎖、転廃業、全員解雇などが続出した。ついでにいえば、縫製品の九五%は

中小企業であり、対米輸出は六〇%近い。毛織物の対米輸出も約三〇%、合繊品の対米輸出も五〇%近くである。そして石川、福井、群馬、栃木、新潟、香川、愛媛、兵庫などの各県のうち、それぞれの特定産地で軒並みに大きな打撃をうけた。

もちろん大企業関係でもまったく打撃をうけなかったわけではない。たとえば工場閉鎖、大量配転、人員整理がやはり発生している。もっとも中小企業の工場閉鎖は、たいてい企業自体の倒産、転廃業に等しく、したがって労働者の配転の余地もなく、ストリートに人員整理につながるのに対して、大企業ではその点で異なっていることはいうまでもない。また新規採用中止、操短でしのいでいる大企業も多い。

こうして、ドル・ショック、日米政府間協定を直接の契機とした繊維不況のもとで、構造改善政策をいっそう推進し、繊維産業のスクラップ・アンド・ビルド、産業再編成が必至となっている。「合理化」攻勢が止むことはないだろう。

紙・パルプ産業

紙パ産業は七〇年代に入り、過当増産競争による過剰生産が慢性化し、七一年夏からは全品種におよぶ二〇%以上の高率操短を実施するに至った。しかも紙パルプの資本自由化全面移行にともなつて、加工部門を中心に外資の進出が予想され、企業間競争がいっそう激化し、とくに中小企業に深刻な打撃を与えることは必至である。さらに原料問題、公害問題も、この産業にとくに深刻にかかわっている。

このため企業合併、系列化、スクラップ・アンド・ビルドなど、紙パ産業はまさに全面的再編の前夜にある。七一年五月には、紙パルプ連合会のなかに、大企業のトップクラスによって構成された

「産業政策審議会」が発足し、通産省の産業構造審議会に新設された「紙・パルプ部会」と一体となって、六八年発表の「五〇年ビジョン」（紙・パルプ産業の再編計画）にもとづく各社の合理化長期計画の手直しを検討されている。この「産業政策審議会」の下請機関として作業をおこなっている「産業動向研究チーム」は、当面の不況対策として次の点を提起している。

- ①系列化の強化
- ②工場、設備のスクラップ・アウト
- ③不況カルテルの結成
- ④製品（生産の一五～二〇％）の一括無差別買取制度
- ⑤企業間の抄造品の交換・分合
- ⑥人員の削減

こうした大綱に沿って、現在「合理化」攻勢が強まっている。以下、若干の事例を掲げておこう。

日本製紙（企業閉鎖、四五〇名全員解雇）、十条製紙（七一年一〇月二日提案、十条工場閉鎖、石巻工場へ移設、跡地をボーリング場にする。全社的な希望退職募集、配転、出向）、三善製紙（本社縮小、人員八〇名削減、希望退職→退職勧告→指名解雇）、鶴崎パルプ（配転、出向など一七〇名下請切捨て一〇〇名）、その他、山陽パルプと国策パルプの対等合併が七二年四月に実現した。また中越印刷製紙は、七一年八月から一方的に二％→一〇％の賃金引下げを実施している。

さらに大資本への系列化にともなう労働条件引下げ、希望退職、組合組織への干渉の事例も発生している。たとえば三菱加工製紙では、住化の資本導入にあたり、希望退職募集を提案している。また北海道チリ紙企業協業化（七社）にともなう工場閉鎖、解雇問題も発生している。チリ紙業界はこれまで中小企業が主であったが、山

陽スコット、十条キンバリーなど外資系大手企業が進出し、また王子の大型ティッシュマシンも近く稼動する。こうしたなかで企業合併や業務提携が今後とも進行すると思われる。

なお紙・パの場合に無視できないのは、「生産性運動」である。たとえば王子の系列下にはいった中越パルプでは、王子から大量の社員を出向させたり、中越の組合員を王子各工場に研修の名目で派せんしたりして、組合の「体質改善」を図ろうとしている。三興製紙でも、組合幹部の配転や生産性教育が強まっている。明光製紙では、会社の介入のもとで紙・パ労連脱退工作が進められている。

陸上交通産業

私鉄・バス・ハイタク産業では、これまで主に要員削減という形で「合理化」がすすめられてきた。まず六一年～六九年における大手私鉄の鉄軌部門の要員削減は、西武を含む大手一五社で一万五五二五人、年平均一七二五人であったが、七〇～七一年では年平均約三〇〇〇人という規模になる。

またこれまでの要員削減の割合は、経営組織・本社業務二九％、保守業務二八％、外注化一八％、踏切保安業務一三％などが大きな割合を占めていた。だが七〇年以降は、保守業務二三％、外注化一八％、踏切保安業務一二％がいぜん大きな割合を占めているが、経営組織・本社業務が五％に落ち、代って出改札業務二三％へと引きよに大きな割合を占めるようになった。すなわち①自動券売機の導入と機数のいちじるしい増大、②改集札の自動化、③橋上駅舎による出改札口の集約化、④閑散駅の出改札口の無人化などによるものである。こうして鉄軌道従事員数は六〇年当時の員数にまで急減し、一人当り作業量は六〇年にくらべ二・三倍にもなる。

また地方の中小私鉄では、不採算鉄軌道路線の廃止申請が相変

わらず増大しており、従業員の配転、首切りの不安が増大している。

バス部門ではワンマン・バスが急速に増加している。年はやや古いが、六〇年に対し六八年では系統キロで六七倍、系統数で三五倍、輸送量で三〇倍に伸びている。他方、各職場で慢性的人員不足と労働強化がおこっている。それゆえ、路線バス間引きなどの社会問題も発生している。またローカル路線では、過疎化による不採算、運転手不足による路線の休廃止、運転休止も増加している。

ハイタクでは、業界再編が急速にすすみ、そのなかで水揚げノルマの強化、長時間労働、成果配分方式の採用などがすすんでいる。個人タクシーの増大なども、こうした事態と無関係ではない。

マス・コミ産業

新聞関係では、ファクシミリやコールドタイプなどの技術革新、増ページ競争が大がかりに行っている。朝日、毎日のファクシミリ、読売、大読の新館建設、日経のCTSと電算化、共同通信の電算化などが中央で目立っている。地方でも北海道新聞の増ページ、河北の増ページと放送臨労の首切り、北日本のCTSと印刷発送の一元化、徳島の整理の校閲の一本化などが目立っている。また、経営の拡大、下請・外注化、多角・立体経営などで他の印刷、放送、広告などのマスコミ資本との提携や合併、系列化がすすんでいる。こうした結果、人員削減、労働災害・職業病の増加、勤務変更、機構改革、既得権のはく奪などの問題が生じている。

つぎに民放関係では、UHF体制と既存のネットワークの再編の動きによって、業界再編成の様相も現われている。また番組制作の中央集権化も進んでいる。ネットワーク協定をきびしくし、キー局のネット支配を強めているのはその一例である。他方、制作部門で

は、独立採算制を導入して製作費を切りつめ、ネット体制の強化とあわせて、各系列の規模で別会社化することを意図している。たとえばプロダクションの設立もその一環である。

加えて、マス・コミ産業は最近、ビデオカセットやCATVなど、いわゆる「情報産業」化の一環に組みこまれつつある。新聞・放送とも新たな再編成が進行する気配にあり、かかる再編成をつうじて、報道内容の変貌もさることながら、「合理化」も多方面的に進行していくと思われる。ここでも「省力化」が、やはり当面の焦点であり、印刷発送の一元化、制作部門の切離なども、まさに「省力化」＝経費節減と結びついている。

なお新聞・放送の場合、仕事の性格に由来して、従来から長時間・不規則労働、深夜勤が付きまわっている。それは、新聞では最近の増ページ競争のなかでいっそう強まっている。とくに昼間より密度も濃く、精神的肉体的疲労度もはるかに高い深夜勤が、増ページ、ニュース速報競争のなかで増大しており、健康破壊も多く発生している。とくに植字・文選関係が目立っている。放送関係も同様である。時間外労働、深夜労働、休日出勤などが、とくに東京・大阪のキー局、準キー局で目立っている。

印刷・出版

印刷・出版も広い意味ではマス・コミ産業のなかに入る。あるいは「情報産業」の一翼を担っているとみえる。だが「合理化」の現われ方が、新聞・放送と異なっているがゆえに、ここではいちおう区別して取り扱っておこう。

まず出版業界、とくに雑誌社では、不況下で各企業が経費節減を図っているため、広告収入の減少が目立っている。すでに『L O O K』が広告収入減のため倒産した。『自動車ジャーナル』も七一年

八月末に廃刊したが、これはトヨタが支出を大幅に削減したためといわれている。この他、繊維関係紙・誌の不調も目立つ。また大手出版社では、出版物の取材や編集作業、企画までも下請にだしたり、プロダクション化する方向も出はじめている。いずれにしても、雑誌の統廃号などが今後も進むと思われる。また出版も、東販・日販などの大手取次ぎが、大出版社を優先する方針をとっているため、中小出版の経営問題が深刻化すると思われる。

印刷業界では、工場閉鎖、賃金切下げ、残業規制、単価切下げ受注、輸出減、印刷用紙の値上がりなどの問題が発生している。たとえば図書印刷では、東京工場（七一〇名）閉鎖が提案され、二六〇名を沼津工場へ配転することがもくろまれている。

ドル・ショックの波及としては、ビクター、コロムビアを主要得意先としていた一九堂（レコードのジャケット印刷）では、コロムビアから印刷単価三％の切下げが一方的に通告された。大阪の新和印刷は、早川電機の宣伝物包装紙製品の印刷をおこなっているが、アメリカの輸入課徴金で輸出が減るという理由によって、その分（二〇％）の印刷単価切下げを通告された。また輸出依存度の高いアルバム、スパイラル・ノートなどは、ほとんどが中小企業製品であり、今後、生産縮小、倒産が予想される。アルバムの場合、七〇～八〇％が輸出向けである。

さらに紙・パルプの操短で、上質紙、アート紙が一五～二〇％ほど値上げされ（七一年八月中旬）、しかも輸出受注減が心配される中小企業では、ダンピング問題とあわせ、影響は深刻である。

加えて中小企業の「構造改善」の進展によって、問題はますます深刻になる。業界再編と「合理化」が待ちうけている。

2 「公共部門」

公務員

非現業公務員関係の「合理化」は、主として定員削減を中心にする。第二次定員削減の方針は、七〇年人事院勧告の完全実施と引きかえに閣議決定されている。

政府は七一年八月の閣議において、国家公務員全体で約五％、二万六一四二名を七二年度から三年間で削減することを決定した。この五％削減というメドは、各省、職種によって一率ではない。たとえば農林省の削減率は七・九％であり、四五六四名である。すでに第一次定員削減によって、職場では臨時職員の増加、労働強化が目立っている。こうした傾向は、第二次定員削減をつうじて、いっそう強まるものと思われる。なお今後は、一率定員削減方式よりはむしろ、行政需要、行政効率を基準においた定員の削減がすすめられ、かつ省庁間にわたる配置転換が実施されようとしている。

また別に、公務員関係では特殊に、権利問題、処分問題がある。組合の労働基本権全面回復要求・行動と国公法の建て前との衝突にほかならないが、法廷闘争、判例の今後の動向が注目される所である。ただ処分の際、従来はそれほど問題とされなかった勤務時間内の行動（一種の慣行）についても問責の対象になっていることに留意しておこう。

第60表 郵政事業長期合理化（案）事業別計画内容一覧

計	画	内	容	減員数 (人)	
◎郵便事業					
1.	郵便番号自動読取区分機の導入			850	
2.	郵便物自動選別機および自動取揃押印機の導入			230	
3.	その他の事務の機械化			(2)以下は明示なし 560	
(1)	集配事務の機械化				
(2)	ボータフル・ベルトコンベアの配備				
(3)	自動結束機の配備				
(4)	書状自動押印機の配備				
(5)	その他の作業機械				
4.	郵便区分方法の合理化			明示なし 20	
5.	鉄道郵便局の合理化				
(1)	乗務所掌区域の一部改定				
(2)	駐在事務の一部請負化，短区間乗務線路の専用自動化				
6.	事務の請負化の拡大				
(1)	収集施設の専用自動化			60	
(2)	駅構内作業請負化			190	
(3)	へき地集配の請負化			380	
7.	差立事務の合理化等			明示なし 60	
(1)	集中処理局の設置 (大阪)				
(2)	外国郵便交換局等の集中統合				
8.	郵便番号制新住居表示制の進行に伴う集配事務の合理化				25
9.	勤務の合理化				
(1)	勤務の始終時刻の改定等によるサービスの再編成			400	
(2)	内務，外務の統合サービスの実施			30	
計				3,105	
◎貯金事業					
1.	事務処理の機械化			4,550	
(1)	地方貯金局				
ア	郵便貯金事務				
イ	郵便振替事務				
(2)	調査局				
(2)	現金出納日報分類集計用会計機の配備			25	
2.	郵便局			800	
(1)	窓口会計機配備				
(2)	電動式硬貨計算機の配備				

計	画	内	容	減員数 (人)
(3)	電動式紙幣計算機の配備			20
(4)	簡易マイクロナールマーの配備			320
(5)	原動機自転車の配備			280
計				6,155

◎保険事業	
1.	地方保険局 EDPSの導入による機械化等
2.	郵便局
(1)	EDPS導入によるもの
(2)	外務事務の機械化
(3)	単独局における定員調整
計	
	1,430
	1,830
	1,020
	4,280

◎共通事業	
1.	事務の機械化
2.	指定局の再編成

◎各事業共通				
協約改正事項				
ア 交替制勤務における勤務の始終時刻は午前5時より午後11時までの範囲内とする。				
イ 休息時間は勤務の始めまたは終りに置かないこととする。				
ウ 貯金，保険関係の内外勤について業務上必要あるときは，いつでも始業時刻を2時間くりあげ，またくりさげることができるとする。				

郵政では、「長期合理化計画」（六九年三月策定）による、機械化、職場・仕事の統廃合、下請化、要員の大幅削減が重要な焦点になっている。この骨子は次のとおりである。

(1) 機械化可能な部分は最大限機械化する。

(2)機械化と併行して、職場や仕事が続廃合できる部分はそれを行う。

(3)民間に請負わせる部分は、最大限下請化する。

(4)この長期計画の実施期間は、昭和五〇年（郵便の場合は五二年）であるが、大筋は四六〜四八年度に完了する。

(5)この実施の結果、約一五、〇〇〇人の節減人員が生みだせる。

こうした「合理化計画」のもとで、また要員ロスの排除の名により、勤務形態・勤務時間の変更をつうじ労働強度が増進している。

なお長期合理化計画の事業別内容は、第60表のとおりである。

なお七一年度「合理化」案は次のとおりである。

【郵政事業七一年度合理化案】

〈郵便事業〉

一、機械導入関係

①郵便番号自動読取区分機（五一台）②郵便自動選別取揃押印機（三三台）③小包区分機（一基）いずれも配備先は未定。なおこの計画が実施されれば長期合理化計画の「基本分」は終了し、七二年度以降はそれまでの既配備局への増備分だけとなり、新規配備局の計画はなくなる。

二、郵便局改廃局関係

①開局予定局は武蔵久留米、荏原、足立西、杉並南、八王子西、綱島、松戸北（以上東京、関東）西宮東（近畿）であり、いずれも既設局の集配区が分割される。②この新規開局により、八王子西局関連で「浅川局の集配事務廃止」が、松戸北局関連で「松戸局常盤平集配分室の廃止」「小金局の集配事務廃止」が、西宮東局関連で「西宮局花園分室の廃止」計画がある。

三、運送施設改廃関係

鉄郵関係では①積卸作業改善のため東門線に一往復のパレット専用車（郵袋等の運搬、積卸用車）②全国一の短区間鉄道線路の専用自動車化があり、専用自動車関係では①晴海通常集中局を起点とするコン

テナ便の増強（都内一〇局程度が関連）②東京大阪間専用自動車便の開設③埼玉県下運送施設の総合調整④下谷局新築による東青、東新、東直各線関係の大型通常の計画輸送取扱⑤そのほか鉄道補助便の新設などがある。

四、区分方法の一部改正関係

①番号区分実施後の状況をみた上での区分方法の一部改正②大型通常小包の郵便区分実施計画がある。

なお、集配運送関係の専自化、機械化、郵便用機器（計器類）の配備や実施。

〈貯金事業〉

七一年度EDPS新規導入方針が主体で、その内容はつぎのとおり。

(1)対象局（宇都宮、甲府、長野、名古屋および福岡地方局）

(2)機械化計画（搬入Ⅱ四七年一月、試行Ⅱ同二月から七月、実施Ⅱ同八月）

(3)機器構成（甲府、名古屋は中型EDPS二セット、宇都宮、長野、福岡は中型二セット）

(4)要員計画（宇都宮一七〇名、甲府一八〇名、長野一四〇名、名古屋三〇〇名、福岡一六〇名をそれぞれ減員する見込み）

〈保険事業〉

一、第三次局関係

(1)東京、仙台、札幌地方局のEDPS機械処理を七一年四月一日より実施する。

(2)既契約の切替えは、七一年一〇月一日より、各局とも開始する。

(3)要員計画は五〇年度末までに東京三五八名、仙台一六〇名、札幌七八名の減員を行なう。（四六年度の減員はない）

二、第二次局関係

(1)機器の増設は、京都（EDPS一セット）、岐阜（記憶装置一台）、高松（せん孔機、検孔機四台）、福岡（記憶装置一台）のほか補助機械をいれる。

(2)要員計画としては、EDPS化の進行にともない京都六七名、岐阜四七名、高松二八名、福岡五八名を減員する。

〈共通事業〉

千葉県下の郵便局と銚子通信診療所を対象にして共通事業のうち給与計算事務と会計事務のEDPS機械化を行なおうとするのが、その計画内容であるが、これは、

(1) 機械搬入(七一年一〇月)、試行(同年一〇月以降一二月まで)、実施(七二年一月)とする。

(2) 機器構成は中型EDPSとし、本省庁舎内に設置する。

(3) 試行計画と併行して「指定局の再編成」を実施する。

他方、職場労働慣行をめぐる労使抗争もはげしい。組合はこれを既得慣行(又は既得権)といい、当局は悪慣行と称しているが、全体として、職場労働慣行は、当局の労務管理政策によって減少してきている。それだけでなく、組合が全通と全郵政に分裂していることから、人事問題、具体的には昇格、昇任、配転の際の加盟組合別の労働者差別も発生している。その他、加盟組合別の差別が多くの問題で発生している(いわゆるマル生郵政版)。

電信電話

電電公社は七〇年八月、七カ年計画を策定した。それは基本的には、いわゆる「情報産業化」の波にのり、自らも電信電話事業から、いわば「情報通信公社」へ事業の質的転換を図ろうとする計画でもある。

この計画によれば、少なくとも見積っても約二万名の省力化になると推定される。すなわち①電報合理化による減が一万五〇〇〇名、②料金計算電算化による減が五〇〇〇名、③自動通知案内による減が七〇〇名である。もつとも逆に、データ通信、加入電信、押ボタン・ダイヤル電話機等による人員増が二万名弱と推定されるゆえ、当面の差引きでは要員の絶対減にはならない。仮にそうだととしても、電信電話増設は第61表のごとくいちじるしく拡大するのであり、大が

かりな配転、再訓練は必至であろう。加えて労働密度のいちじるしい増大も必至となる。

もつとも電信電話の「合理化」は「技術革新」をベースとしておこなわれるので、設備増が省力化にはつながっても、労働強化にストレートにつながるとはかぎらない。ただ一例を加入者数と要員の相関関係がハッキリしている線路部門にとると、ここでは六〇年と六八年の対比では、一人当たり加入者数が一八三%になっており、しかも公社算定の必要要員の五六%しか配置されてはいない。労働密度の増大は明らかであろう。しかも省力化が困難なこの部門の場合、今後の大量加入者開通によって作業量は急膨張するのであり、よほど大がかりな要員再配置の措置(配転)をおこなわないかぎり、労働強化は目に見えているといつてよい。電電公社の「合理化」問題は、これから本格的に登場してくるのである。

第61表 電電公社量的拡大の計画

	7カ年計画増設数	1970年 末
加入電話増設	1970万個	1510万個
地域集団電話	73	127
事業所集団電話	44	6
公衆電話	28	447
電話局建設	3000局	
自動改式	500局	
分局開始	74万回線	68万回線
市外回線増設	4.5万	9.0万
加入電信	同 軸	300区間
伝送路	マイクロ	400区間

国 鉄

国鉄の「合理化」問題は、国鉄財政再建問題にからむ大幅な要員削減問題、あるいはマル生問題として、すでによく知られている。六八年一月に出された「国鉄財政再建」一〇カ年計画は、①七八年までに三回の運賃値上げ、②実質一六万五〇〇〇人の要員削減による人件費負担の大幅軽減を基本的な柱としていた。

国鉄は現在、赤字ローカル路線の撤去、中間駅の大幅廃止などによって、①都市間高速旅客輸送（新幹線方式）、②高速大量貨物輸送、③大都市通勤輸送を主体とした「新しい国鉄」に脱皮しようとしている。それはまた「新全総」など政府の地域・産業開発政策にタイアップしている。かかる「新しい国鉄」への脱皮の方向性は是否は問わないとしても、少なくとも、かかる国鉄政策こそが「財政再建」につながる道だとして、両者は不可分の関係にある。要員の大幅な削減計画は、こうした不可分の関連のなかから打ちだされた。

七〇年二月には、「再建」一〇カ年計画の当面の具体案として、約五万人の削減が提案された。すなわち七二年頃までに、①新しい車輛の検査方式の変更による二万一〇〇〇人減、②中間小駅一五〇の廃止による三〇〇〇人減、③ED装置の中端機械化による一六〇〇人減を中心に、一七件におよぶ人員削減案である（なお六七年に機関助手廃止、車輛検査方式の変更、工場・施設・電気等の「合理化」による、いわゆる五万人合理化計画が出され、労使の一大激突となった。それは別である）。六八年から六九年にかけて、国労・動労は、当時の五万人合理化に対決し、「合理化」反対闘争をはげしくたたかった。かかる国労・動労に対処し、しかも「財政再建」に絡めて大幅な

要員削減計画をスムーズに遂行すること、それが国鉄当局に負わされた課題である。この二つの課題を同時に達成しようとして登場したのが、いわゆる生産性向上運動である。それは国労・動労のほげしい抵抗をも考慮に入れ、それゆえ、国労・動労との全面的対決をも意図したものであった。だから生産性向上運動は、たんに生産性教育・研修に限ったものではない。もちろんそれもある。

だが、むしろ思想教育を含んで職場職制をまず掌握すること、そのうえで「小集団方式」をフルに活用し、職場に無数のインフォーマル・グループを作った。その場合、国労・動労批判が一本の筋として入っていたことはいうまでもない。

つぎに、昇給、昇格、昇職をめぐる加盟組合別（国労・動労と鉄労の労働者差別がおこなわれた。この場合、国鉄の職務・職階制賃金体系が差別の有効なテコとして使われた。また仕事上の差別も生じた。そのうえ、家族工作もおこなわれた。かくして発生したのが、国労・動労からの脱退現象であり、不当労働行為である。それゆえ、マル生運動はいかに「純粋性」を強調しても、組合組織攻撃、思想攻勢であることは覆うべくもない。したがって、国労・動労が、マル生運動を一方で「合理化」運動の一環としてとらえ、他方で組合の権利侵害問題としてとらえたのも当然であった。後者の側面から、国労・動労は後にILOへ提訴した（この点は後でふれる）。

ドル・ショック、円切上げ不況とはストリートにつながらないが、国鉄における「合理化」問題、権利侵害問題は七一年の一大焦点となった。かかる「合理化」の形態と特徴、それと不可分な権利侵害問題は、程度の差はあれ、「公共部門」に共通して発生しているし、民間部門の一部にも見受けられる。それゆえ、組合の「合理

化」反対闘争、権利闘争の動向が注目される。この点は第二部「V 合理化反対闘争・権利闘争」の項でふれることにしよう。

3 労働災害と職業病

1 概 況

労働災害は六〇年代以降、全体としては減少傾向を示してきた。

だが七一年は例年とくらべ、とくに減少した。死亡者数も六〇年代以降、毎年六〇〇〇人台であったが、七一年には五六六一人となり、六〇〇〇人台を割った。災害のひん度を示す「度数率」も七〇年一一・三から七一年一〇・〇に低下し、災害の強度を示す「強度率」も、七〇年〇・九二から七一年〇・八三に低下した。もともと後に述べるように、産業別にみると例外も多い。また災害が全体として減少するなかで、企業規模別の災害率の格差は縮小するどころか、むしろ拡大傾向にさえある。

七一年の労働災害の減少は、不況で産業活動が不活発であったこと、操短、所定外労働時間の大幅な落ちこみが大きく影響していると思われる。とくに所定外労働時間の推移と災害の度数率を比較す

ると、かなり強い相関関係を見出すことができる。

一方、労働災害がこれまで全体として減少傾向を示してきたのに対し、業務上疾病（職業病）は逆に七〇年まで増加傾向を示していた。だがそれも、七一年には若干の減少を見せた。とはいえ、これを起点に減少傾向に転じるかどうかは分からない。

業務上疾病で注目されるのは、新しい職業性疾病の出現と増大である。とくに有害な原材料、化学物質の使用に起因するそれは、治療方法も分からないものもあり、今後の早急な対策が必要となっている。

最後に、その職業に固有の疾病として現われないまでも、精神的肉体的疲労と健康障害の増大が指摘される。この点、すぐれて「合理化」の進展のバロメーターでもある。労働災害・職業病とともに、この点が見落とされてはならないであろう。

2 労働災害

産業別規模別の災害状況

まず産業別に労働災害の発生状況を見よう。全産業の平均の度数率、強度率は、七一年に入ってからかなりの減少を示している（第62・63表）。

これは不況下で、所定外労働時間が大幅に落ちこんだこと、操短の影響にもよると思われる。もともと度数率（二〇〇万労働時間当り労働災害による一日以上休業の死傷者数）では、鉱業のごとく、前年より増加した産業もある。製造業のなかでも、食料品、繊維、化学など

第62表 産業別労働災害強度率の推移

産 業	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
計	1.30	1.13	1.02	1.02	1.01	0.92	0.83
林 業	2.04	1.91	1.93	2.16	2.11	2.11	2.20
鉱 業	11.92	7.73	6.62	7.67	6.21	6.81	5.20
建設業	3.63	3.45	2.76	2.42	2.30	2.22	2.82
製造業	0.68	0.64	0.65	0.73	0.77	0.73	0.61
食 料 品	0.68	0.70	0.54	0.48	0.78	0.72	0.63
繊維 維	0.33	0.31	0.34	0.34	0.58	0.30	0.23
衣 服	0.11	0.02	0.18	0.10	0.05	0.14	0.07
木 材	1.81	1.59	2.09	2.22	1.53	1.36	1.75
家 具	0.86	1.16	1.07	1.09	1.02	0.96	0.93
パ ル プ・紙	1.24	1.11	1.05	0.89	1.21	1.22	1.12
出 版・印 刷	0.52	0.35	0.46	0.30	0.41	0.35	0.32
化 学	0.61	0.65	0.55	0.78	0.60	0.61	0.49
石 油 石 炭 製 品	0.41	0.27	0.54	0.55	1.07	0.73	0.93
ゴ ム	0.56	0.42	0.66	0.59	0.85	0.66	0.53
皮 革	0.33	1.35	0.27	0.43	0.32	0.50	0.22
窯 業・土 石	0.94	0.81	0.64	1.17	1.10	1.13	0.92
鉄 鋼	1.29	1.18	1.21	1.24	1.27	1.66	1.18
非 鉄 金 属	0.89	0.75	0.76	0.88	0.81	1.12	0.67
金 属 製 品	1.16	1.12	1.37	1.05	1.49	1.30	0.77
機 械	0.60	0.62	0.64	0.69	0.69	0.62	0.55
電 気 機 器	0.24	0.27	0.25	0.39	0.29	0.23	0.26
輸 送 用 機 器	0.88	0.86	0.74	1.08	0.82	0.88	0.81
精 密 機 器	0.12	0.11	0.19	0.42	0.15	0.18	0.19
そ の 他	0.43	0.67	0.61	0.30	0.56	0.70	0.64
運 輸・通 信 業	1.10	1.12	1.10	1.14	1.17	1.00	1.07
電 気・ガ ス・水 道 業	0.87	0.44	0.69	0.40	0.56	0.46	0.63
サ ー ビ ス 業	1.11	0.99	1.25	1.11	1.60	0.55	0.82

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」

2) 65～67年は規模100人以上、68～71年は規模30人以上。

3) 68年以降は、建設業のうち総合工事業については、は握の仕方を変え、常用雇用規模による区分ができないため含まれていない。

がやはり増大している。とくに繊維、化学は、所定外労働時間の大幅な落ちこみ、操短がいちじるしかっただけに、この事実は注目してよいであろう。つぎに強度率（一〇〇〇労働時間当り労働災害の死傷による労働損失日数）をみると、林業、建設業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業など、前年よりむしろ増大している。つまり、これら産業では死傷者数が減少しても、労働損失日数は逆に増大している。であり、労働災害の大型化傾向が見受けられる。

つぎに七一年のみ

第63表 産業別労働災害度数率の推移

産 業	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
計	12.38	12.46	11.81	13.45	12.69	11.32	10.03
林業	15.29	15.50	15.44	19.69	20.79	21.11	21.15
鉱業	104.14	109.52	107.73	99.94	92.29	79.22	69.52
建設業	16.24	15.53	13.93	17.66	13.74	14.37	11.65
製造業	7.34	6.96	6.61	9.74	9.50	8.75	8.04
食料品	10.70	10.20	9.24	10.27	10.22	9.34	9.75
繊維	3.92	3.84	3.67	4.32	4.37	4.02	4.35
衣服	2.41	2.02	2.26	2.13	2.75	2.72	2.11
木材	21.44	20.64	20.99	32.14	30.14	29.38	24.55
家具	16.89	17.58	15.42	19.19	18.63	16.50	14.60
パルプ・紙	9.58	8.45	8.62	10.68	11.53	11.08	9.23
出版・印刷	6.10	6.20	5.44	5.89	5.54	5.46	5.19
化学	5.31	4.82	4.83	6.19	6.58	5.66	6.01
石油石炭製品	5.25	4.19	5.16	7.55	7.49	6.35	5.50
ゴム	6.16	5.64	5.22	6.32	5.86	5.75	5.15
皮革	10.08	7.12	6.73	7.72	7.85	8.06	7.63
窯業・土石	19.75	10.29	9.66	12.55	13.03	14.11	12.37
鉄鋼	8.25	7.60	6.51	13.03	11.55	11.31	10.49
非鉄金属	7.80	7.83	6.78	9.56	8.67	8.70	7.33
金属製品	14.85	13.52	13.47	19.58	18.45	15.71	13.69
機械	10.70	9.73	9.43	13.79	14.04	12.44	11.13
電気機器	2.78	2.75	2.44	3.35	2.99	3.00	2.68
輸送用機器	8.17	7.77	7.00	9.23	8.17	7.94	6.93
精密機器	3.75	3.16	2.73	5.07	4.73	4.54	2.94
その他	6.89	6.49	6.69	7.69	9.38	8.38	8.49
運輸・通信業	12.14	12.51	13.56	16.13	16.15	14.56	13.06
電気・ガス・水道業	3.27	3.34	3.38	3.32	2.96	2.94	2.71
サービス業	14.53	14.75	13.90	20.05	18.78	18.75	17.86

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」

2) 65～67年は規模100人以上、68～71年は規模30人以上。

3) 68年以降は、建設業のうち総合工事業については、は握の仕方を変え、常用雇用規模による区分ができないため含まれていない。

の度数率、強度率を産業別にみると、鉱業がそれぞれ六九・五二、五・二〇でもっとも高い。度数率では林業二一・一五、サービス業一七・八六、運輸通信業一三・〇六、建設業一一・六五とつづいている。だが強度率では順位が入れかわり、建設業二・八二、林業二・二〇、運輸通信業一・〇七、サービス業〇・八二の順になっている。製造業は平均ではどちらも低い、木材、家具、金属製品、機械、窯業・土石、鉄鋼では度数率の産業平均を上回っている。強度率では木材、鉄鋼、パルプ・

第64表 製造業規模別労働災害度数率，強度率の推移

(規模100人以上)

年	度 数 率					強 度 率				
	計	規 模 1,000 人以上	500～ 999人	300～ 499人	100～ 299人	計	1,000 人以上	500～ 999人	300～ 499人	100～ 299人
1959年	10.16	6.30	9.30	12.82	15.06	0.87	0.81	0.79	0.95	0.97
1960	9.70	5.80	9.28	12.69	14.81	0.81	0.79	0.77	0.82	0.88
1961	9.87	5.59	9.84	13.03	15.60	0.82	0.75	0.82	0.86	0.94
1962	8.69	4.53	8.20	11.47	14.70	0.72	0.62	0.60	0.77	0.96
1963	8.05	4.10	7.34	10.37	13.90	0.70	0.60	0.65	0.74	0.87
1964	8.26	4.14	7.66	10.46	14.34	0.75	0.61	0.67	0.78	0.99
1965	7.34	3.61	6.65	9.33	12.72	0.68	0.55	0.66	0.73	0.83
1966	6.96	3.27	5.87	8.67	12.37	0.64	0.52	0.64	0.68	0.82
1967	6.61	3.12	5.82	8.35	11.92	0.65	0.54	0.59	0.76	0.84
1968	6.81	2.91	5.64	7.85	11.95	0.64	0.52	0.58	0.68	0.84
1969	6.32	2.75	5.34	7.46	11.22	0.65	0.47	0.56	0.68	0.94
1970	6.07	2.65	5.15	7.23	10.88	0.66	0.52	0.54	0.83	0.85
1971	5.81	2.40	4.55	6.81	9.82	0.55	0.43	0.55	0.65	0.66

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

紙、家具および石油石炭製品、窯業・土石が産業平均を上回る。このように、産業大分類および製造業中分類別に、度数率と強度率の順位をみていくと、度数率と強度率とはかなりの順位の入れかわりがあることが分かる。

労働災害の発生状況をつぎに企業規模別にみよう(第64表)。一見して明らかであるが、中小規模の災害率が圧倒的に高い。製造業で規模一〇〇〇人以上の度数率は七一年で二・四〇に対し、一〇〇〇～二九九人規模では九・八二であり、約四倍強である。強度率では規模一〇〇〇人以上〇・四三に対し、一〇〇〇～二九九人規模では〇・六六である。とはいえ、度数率にくらべ強度率の差が小さいのは、大企業ほど災害が大型であることを意味するものである。また長期的にみれば、規模別格差は縮小傾向を示していない。だが企業規模を問わず、度数率、強度率ともおおむね減少傾向にあるのは事実である。もともと中小規模ほど減少傾向はゆるく、強度率では(七一年を除き)むしろ停滞気味である。それにしても、規模別格差自体はむしろ拡大傾向を示していることが特徴である。大企業も十分とはいえないだろうが、中小企業における安全管理対策の立ち遅れが指摘される。その原因はいくつかあるだろうが、ここでは考察を省略しておく。

重大災害発生状況と死傷者数

つぎに重大災害(一時に三人以上の死傷者をともなった労働災害)の発生

状況をみると(第65表)、七〇年にくらべて七一年には死傷者数でやや減少している。死傷者数でもっとも多いのは建設業であり、ついで製造業である。建設業の場合、事故の種類別件数では交通事故がもっとも多く、ついで倒壊、土砂岩石崩壊、爆発の順になる。なお

第65表 産業および事故の種類別重大災害発生状況

事 項	1960 年	1970 年	1 9 7 1 年									
			合 計	製 造 業	建 設 業	土 石 採取業	運 輸 業	貨 物 取扱業	林 業	漁 業	その他	
死 傷 者 数 (人)	1,694 (473)	2,458 (269)	2,339 (301)	647 (77)	1,198 (134)	14 (5)	81 (14)	113 (5)	32 (4)	56 (37)	198 (25)	
事 故 の 種 類 別 件 数 (件)	合 計	302	398	408	98	224	4	11	21	6	9	35
	爆	54	86	63	30	22	—	—	1	—	—	10
	小 発 煙 引 可 燃 性 料 火 品 破 火 品 又 気 漏 洩	14	4	4	—	3	—	—	—	—	—	1
	粉 塵 爆 発	6	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	水 粉 爆 発	8	42	24	12	11	—	—	—	—	—	—
	火 災	10	25	22	10	2	—	—	1	—	—	—
	性 蒸 気 爆 発	5	7	3	3	—	—	—	—	—	—	—
	他の爆発性材料品	—	3	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	発	11	4	8	4	—	—	—	—	—	—	4
	破 砕 土 石 崩 落	9	8	7	5	1	—	—	—	—	—	1
	砂 岩 崩 落	36	32	24	—	22	2	—	—	—	—	—
	破 砕 土 石 崩 落	16	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	破 砕 土 石 崩 落	21	34	41	2	36	—	—	1	—	—	—
	破 砕 土 石 崩 落	—	10	11	1	11	—	—	5	1	—	2
	破 砕 土 石 崩 落	111	12	22	3	—	—	—	—	—	—	2
破 砕 土 石 崩 落	103	157	176	29	108	—	—	8	4	—	17	
破 砕 土 石 崩 落	8	25	26	22	4	1	—	—	—	—	—	
破 砕 土 石 崩 落	10	11	9	6	1	—	—	—	—	—	—	
破 砕 土 石 崩 落	1	4	2	—	2	—	—	—	—	—	—	
破 砕 土 石 崩 落	12	7	7	—	10	—	—	5	—	—	—	
破 砕 土 石 崩 落	14	5	20	—	—	1	—	—	—	—	1	

職業病・労働災害・労働の現状と合理化 M—1

〔備考〕 1) 労働省「重大災害報告」
2) 墜落は66年から調査された。
3) 貨物取扱業に港湾荷役業を含む。
4) 死傷者欄の（ ）内は死亡者数。

第66表 労働災害による死傷者等の推移
(単位：人)

年	労働災害による死傷者数		うち重大災害による死傷者数	
	計	うち死亡者	計	うち死亡者
1961年	481,686	6,712	1,788	464
1962	466,126	6,093	1,633	344
1963	440,547	6,506	1,538	370
1964	428,558	6,126	1,626	287
1965	408,331	6,046	1,462	296
1966	405,361	6,303	2,089	470
1967	394,627	5,990	2,024	362
1968	386,443	6,088	2,739	374
1969	382,642	6,208	2,361	399
1970	364,444	6,048	2,458	269
1971	337,799	5,561	2,339	301

〔備考〕 労働省「労働者死傷月報」,「重大災害報告」

休業八日以上之死傷者数では、建設業が九万九〇〇〇人で全体の約三割を占め、製造業について多い。だが死亡者数では二三二二人であり、もっとも多いのが建設業である。

製造業の重大災害は、爆発、交通事故、火災、高熱物によるものが多い。休業八日以上之死傷者数では約一三万一〇〇〇人であり、全体の約四割を占め、もっとも多い。死亡者数は一二〇〇人で二割強を占め、建設業についている。

規模別では、死傷者数の六割以上が従業員五〇人未満の小企業であり、また死亡者数の約七割が同じく五〇人未満の小企業で占めら

れている。

このように、建設業、製造業で重大災害が多く発生し、死傷者数も断然多い。規模別では中小規模ほど災害が多発している。こうした傾向自体は従来から引きつづいている。しかも前述のように、規模別の災害率の格差は縮まっていなかったところか、むしろ拡大傾向さえ示している（なお休業八日以上之死傷者数は労働基準監督機関に届け出たものに限られている）。中小企業における安全管理体制の確立には、特別の対策が必要である。

3 職業病

産業別種類別発生状況

業務上疾病（職業病）は、七〇年の三万〇七九六件に対し、七一年には二万九三九六件と若干の減少を示した。発生件数をみると（第67表）、製造業一萬二七四七件でもっとも多く、ついで建設業（五七六五件）、交通運輸業（三七七八件）、鉱業（一八七三件）、貨物取扱業（二六一九件）、商業・金融・広告業（一二九九件）とつづいている。

つぎに疾病の種類別にみると（第67表）、「重激業務による運動器の疾病」（七〇六一件）、「熱傷・凍傷」（六五七九件）、「高熱・ガス・光線等による眼の疾患」（二二七八件）が、相変わらずとびぬけて多い。また「じん肺症」（九三三件）のほか、何らかの中毒・皮膚疾患も合計すればかなりの件数になる。

こうした業務上疾病は、七〇年にくらべ七一年には約五%減少し

第67表 産業および疾病の種類別業務上発生状況

(単位：件)

疾病	1960年	1970年	1971年									
			合計	製造業	鉱業	建設業	交通運輸業	貨物取扱業	農林畜水産業	商業・金融・広告業	その他	
1 負傷・業務に起因する器の疾病患者病	6,761	10,573	10,443	3,242	577	2,354	1,999	568	513	643	547	
2 重傷・業務に起因する器の疾病患者病	2,562	7,001	7,061	2,677	266	1,429	1,273	787	159	273	547	
3 高熱・放射線による皮膚病	4,550	2,519	2,178	1,154	223	504	72	59	86	39	41	
4 有傷・凍傷・熱射病	15	6	10	5	1	2	3	1	—	—	1	
5 日射病	194	112	69	9	52	4	—	—	1	—	—	
6 熱傷	4,952	6,936	6,579	4,332	67	1,007	357	94	57	255	410	
7 地震・異常気象による下圧による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	628	798	933	371	453	103	—	4	—	1	1	
8 地下作業による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9 異常気象による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	15	38	24	—	—	7	—	—	17	—	—	
10 製米等の業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	115	7	15	11	—	3	—	—	35	—	—	
11 振動・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	10	64	40	3	1	18	1	1	1	—	—	
12 騒音・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	67	42	36	8	8	—	—	4	—	5	6	
13 電線・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	—	7	77	56	—	—	—	—	—	—	—	
14 鉛・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	20	28	20	20	—	—	—	—	—	—	—	
15 水・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	22	10	12	12	—	—	—	—	—	—	—	
16 ヲロム・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	—	1	2	—	—	—	—	—	—	2	—	
17 クロム・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	20	5	4	3	—	—	—	1	—	—	—	
18 金・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	5	10	5	5	—	—	—	—	—	—	—	
19 砒素・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
20 燐・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	1	27	11	9	1	—	—	—	—	—	2	
21 硝素・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	14	17	17	4	—	—	—	—	—	—	—	
22 硫黄・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	19	26	17	7	—	8	—	2	—	—	—	
23 二酸化硫黄・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
24 一酸化硫黄・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	96	166	121	34	8	27	6	3	9	19	15	
25 青酸・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	8	8	2	1	—	—	—	1	—	8	17	
26 酸・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	216	420	415	270	40	33	20	27	—	—	—	
27 ベンゼン・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	39	49	41	35	—	2	—	4	—	—	—	
28 アセトン・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	4	25	18	14	—	2	—	—	—	—	—	
29 上記以外に等以上の毒による皮膚伝染病等	24	65	44	27	—	9	4	1	2	1	3	
30 油・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	397	187	60	30	—	20	3	9	16	—	1	
31 タール・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
32 14 湿潤・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	169	261	238	105	—	28	—	—	64	—	14	
33 病・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	28	4	30	18	—	—	—	—	—	5	5	
34 病・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	14	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
35 屋外・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
36 動物・業務による手指の蜂窩織炎及び皮膚病	1	2	4	—	—	1	—	—	2	—	—	
37 上記以外に等以上の毒による皮膚伝染病等	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
38 その他	634	1,374	881	285	174	200	27	42	69	48	36	
合計	21,621	30,796	29,356	12,747	1,873	5,765	3,778	1,619	1,015	1,299	1,300	

〔備考〕1) 労働省「業務上疾病報告」2) 疾病の種類は、労基法施行規則第35条の業務上疾病を略記したもので、番号は同規則同条の各号別の番号。

第68表 「頸肩腕症候群」疾患罹病者数

	事務機械従事者		一般事務従事者	合 計	
総 人 員 数	3,699人		19,433人	23,132人	
罹 病 者 人 数	107人		19人	126人	
“ %	2.89%		0.10%	0.54%	
内					
訳					
パンチヤー	44人	42.2%	一 般 事 務	6人	31.7%
会 計 機	14	13.1	複写(カーボン)	2	10.5
加 算 機	12	11.2	筆 耕	2	10.5
英文タイプ	11	10.3	札 勘 定	2	10.5
和文タイプ	7	6.5	経 理	2	10.5
テレックス	6	5.6	電 話 交 換	1	5.3
カナタイプ	3	2.8	不 明 そ の 他	4	21.0
不明その他	10	9.3	計	19	100.0
計	107	100.0			

〔備考〕 東京都労働局『職業病罹病者の実態調査報告書』による。

まず使用する機械、作業方法の変化に起因するものとしては、林業でチェーンソー使用による白ろう病、重筋労働部門での腰痛症、事務部門での頸肩腕症候群などがすでに知られている。

頸肩腕症候群の実態の一例を示すと第68

たとはいえ、減少の幅は労働災害とくらべれば小さい。また長期的にみれば、労働災害は全体として一応の減少傾向を示しているのに対し、業務上疾病は、一九六五年以来、増加傾向を示している。七一年の減少が今後もつづくという保障もない。

新しい職業性疾病の発生

「技術革新」、「機械化」を中心とした労働内容の変化、使用される原材料の変化、製品・原材料の新規開発などによって、近年新しい職業性疾病の出現と増大が注目される。

表のとおりである。ごく最近では、神戸港で荷物の移動に使うフォークリフトの運転手の間に、腰痛、首、肩、足のしびれ、胃腸障害を訴える人がふえている。労働省では、これを職業病として認定するかどうか検討を開始したが、港湾荷役作業機械化の主力として七〇年からフォークリフトが登場して以来、そうした訴えが出ており、いわゆる「フォークリフト病」ともよばれている。

つぎに新しい原材料や化学物質の使用にともなう職業性疾患も注目される。その症状は、中毒、皮膚疾患、頭痛、けいれん、そして死亡などさまざまである。いずれにしても、シアン、クロム、カドミウム、鉛、PCBなどの有害物質の使用は、そこで働く労働者の健康問題であるだけでなく、いわゆる公害問題の一環にもなっている。

精神的肉体的疲労と健康障害の増大

職業病として現われないまでも、今日、精神的肉体的疲労と健康障害が、すべての労働者をおそっているといっても過言ではないであろう。「技術革新」をとともなう「合理化」の進展と労働過重化が、生産過程における直接的原因であり、さらに居住環境の悪化がそれに拍車をかけている。

各種の労働組合の調査によっても「仕事がきつくなつた」ことが一様に指摘されている。そして賃金・時間短縮要求とならんで、住宅要求、「健康と休養」を望む要求のウェイトも増してきている。

ここでは一つのサンプルとして、電機労連が七〇年におこなつた「婦人労働者健康調査」の一部を掲げるとどめておく(第69表)。

この調査は他の組合の諸調査とくらべても、かなりの共通の結果を示していると思われる。

第69表 婦人労働者の疲労の状態

入社後身体の変調を感じますか。

() 内は%

項目別		大 変 感 える	感 じ る	感 じ ない	わ かな い	無 回 答	合 計
部門別							
計		151 (6)	1,269 (53)	819 (34)	99 (4)	39 (3)	2,377 (100)
一般事務・販売部門		45 (5)	432 (47)	414 (43)	33 (4)	7 (1)	931 (100)
現業部門		106 (7)	837 (58)	405 (28)	66 (6)	32 (1)	1,446 (100)
現業部門内訳	コンベアについていない	42 (8)	277 (55)	153 (31)	18 (4)	12 (2)	502 (100)
	コンベアについている	24 (6)	259 (60)	109 (26)	45 (11)	4 (1)	426 (100)
	無記入	40 (8)	301 (58)	143 (28)	18 (3)	14 (3)	516 (100)

どのような変調ですか。

項目別		① 疲れやすくなった	② 生理が不順になった	③ 微熱が出るようになった	④ 胃・肝臓などの内臓器官が弱くなった	⑤ 冷え症になった	⑥ 眠れなくなった	⑦ 頭痛がするようになった	⑧ 耳鳴りがするようになった	⑨ た手足がむくむようになった	⑩ 眼が疲れやすくなった	⑪ 関節が痛むようになった	⑫ 気分がイライラするようになった	⑬ 貧血気味になった	⑭ なった皮膚などが荒れるように	⑮ その他	合 計
部門別																	
計		544	126	22	258	145	32	106	22	91	412	96	121	79	107	19	2,180
一般事務・販売部門		174	37	99	84	65	8	34	6	19	155	33	49	27	30	8	738
現業部門		370	89	13	174	80	24	72	16	72	257	63	72	52	77	11	1,442
現業部門内訳	コンベアについていない	129	29	1	54	30	4	21	4	18	92	26	19	20	28	0	475
	コンベアについている	118	24	3	48	27	7	17	7	19	82	17	19	16	24	6	434
	無記入	123	36	9	72	3	13	34	5	25	83	20	34	16	25	5	538

身体の変調を感じるようになったのは、主にどのような理由からだと思いますか。

項目		① 生活の不規則	② 偏食	③ 労働時間が長いから	④ 休日が取れないから	⑤ い職場にゴミやホコリが多	⑥ 職場の騒音	⑦ 体を特にならう仕事だから	⑧ 新鮮な空気に触れる機会が少ない	⑨ 職場の照明が悪い	⑩ た仕事の精密度がこくな	⑪ い設備が体に合っていない	⑫ い職場の冷暖房が適温でない	⑬ 同じような仕事の繰り返し	⑭ 係のわづらわしさ	⑮ その他	無 回 答	合 計
部門別																		
計		337	124	94	27	135	153	440	250	77	113	64	404	213	158	0	51	2,640
事務販売		103	38	38	6	20	47	121	100	41	59	13	142	54	77	0	5	864
現業		234	86	56	21	115	106	319	150	36	54	51	262	159	81	0	46	1,776

あなたは入社後どのような病気にかかりましたか（かかった人のみ病名を記入して下さい）

項目		眼関係	胃腸関係	外科関係	かぜ	神経関係	筋肉	皮膚科	その他	合計
部門別										
計		36	141	62	158	8	52	27	142	626
一般事務・販売部門		11	55	16	66	5	20	10	51	234
現業部門		25	86	46	92	3	32	17	91	392
現内業部門	ベルトコンベアについていない	9	36	26	30	1	16	7	34	159
	ベルトコンベアについている	9	29	6	35	1	6	8	24	118
	無記入	7	21	14	27	1	10	2	33	115

あなたはいま薬を常用していますか。

項目別		している	時々している	していない	無回答	合計
部門別						
計		174 (7)	303 (13)	1,748 (73)	152 (7)	2,377(100)
一般事務・販売部門		66 (7)	133 (14)	693 (74)	39 (5)	931(100)
現業部門		108 (7)	170 (12)	1,055 (72)	113 (9)	1,446(100)
現内業部門	コンベアについていない	37 (7)	54 (11)	381 (76)	30 (6)	502(100)
	コンベアについている	30 (7)	60 (14)	307 (72)	29 (7)	426(100)
	無回答	41 (7)	56 (11)	367 (71)	54 (10)	518(100)

どのような薬ですか。

項目		頭痛	胃腸薬	栄養剤	精神安定剤	筋肉痛	目薬	その他	無回答	合計
部門別										
計		33	121	338	17	4	16	122	47	698
一般事務・販売部門		11	37	114	8	1	6	45	19	241
現業部門		22	84	224	9	3	10	77	28	457

〔備考〕 電機労連青婦対策部「婦人労働者健康調査」

【参考資料】 (1)総評合理化反対共闘委員会資料、東京地評『最近における各単産の合理化の実態』、『経済』七二年二月号、春闘共闘・時短共闘委員会『時間短縮』、労働省『労働白書』（昭和四六年、昭和四七年）、同『働く人の安全と健康』、東京都労働局『職業病罹病者の実態調査報告書』、(2)私鉄総連第三五回定期大会資料、紙バ労連第五〇回定期大会資料、マスコミ共闘第九回総会資料、全農林第一五回定期大会資料、国労第九八回及び第一〇〇回中央委員会資料、全通第二五回定期大会資料、(3)組合機関紙誌。総評新聞、同盟新聞、同盟情報、鉄鋼労連、月刊ゼンセン、繊維労連、新聞労連、民放労連、合化通信、私鉄新聞、農林新聞、全通新聞、(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『週刊労働ニュース』、『月刊労働金庫』、『月刊いのち』

V 労働者の生活

概要□物価の動向と政府の施策——公共料金の値上げ／公共事業と地価問題／公共料金値上げに対する自民党見解／消費者物価指数年間六・一％上昇／消費者物価指数の作成基準改訂——改訂の具体的内容／新基準の特徴／国民生活に関する諸指標と物価問題——庶民の物価感覚と「国民生活白書」／東京・主婦グループによる「実感物価上昇率」／公共料金値上げと消費者団体の動き／労働者家計の収入と支出——家計収支の概況／公共料金値上げによる家計の支出増／主要労働者の家計——消費者運動の高揚と組合の家計調査／総評主婦の会／国鉄労組／全国金属労組／標準生計費

概

要

一、総理府統計局の全国消費者物価指数（一九七〇年＝一〇〇）によると、七一年平均では一〇六・一％、前年に比べて六・一％増と、最近では六五年（六・六％）につぐ大きな消費者物価の上昇率であった。タクシー代、国公・私立大、高校の授業料のほか、光熱費も値上がりづくみで、六五年以来の公共料金主導型ともいうべき大規模な値上げによって、政府がかねがね公約していた福祉重視、物価抑制のかけごえは早くも破られることになった。

一、生協連、主婦連など各消費者団体は「悲鳴をあげる家計簿」の整理にとりくんでおり、二月二一日からの一週間を「生活防衛街頭行動強化週間」と名づけ、全国各地で、値上げ反対の署名を集め、ビラくばり、総決起大会などのキャンペーンがくりひろげられた。三月一二日には、春闘共闘委員会主催の「物価値上げに反対し、生活と権利を守る総決起集会」、いわゆる「物価メーデー」が全国一五〇カ所に、約二〇〇万人の参加者を集めてひらかれた。これよりさき、七一年一月五日に「賢い消費者から、要求し、行動する消費者」「消費者の団結でいのちとくらしを守ろう」など物価高、有害食品追放を旗じるしにひらかれた第一〇回全国消費者大会も、日本生協連をはじめ、総評、全国サラリーマン同盟、消費者連

盟創立委員会をふくむ四五団体の代表約四〇〇〇人を集めて、これまでの最大規模の集会となっている。

一、一九七一年一〇月には消費者物価に関する政府公式の統計「消費者物価指数」の作成基準が改訂されて、新指数が発表された。この改訂については、「過去五カ年間における消費構造や価格体系の変化をおりこんで、指数品目の拡充改廃、また、ウェイトの変更をおこなったもの」であると説明されているが、旧指数とこの新指数とをくらべてみると、新指数の方が、物価の上昇率が低く現われるという結果になっている。たとえば、七一年度上半期における対前年比の物価上昇率が旧指数では七・〇％であるのに対して、新指数の同じ上昇率は六・六％と〇・四％低く、庶民の日常的な物価感覚とのズレはますますひろがり、国民の生活実感を正確に反映していないのではないかという疑いをいっそう深めてきている。内閣広報室が七一年初めに実施した「国民生活に関する世論調査」結果では、「物価上昇に追いつくのが精一杯で、生活を向上させるゆとりがない」（三三％）、「物価上昇で将来の備えが心細い」（二六％）、「物価上昇が大きく生活をきりつめなければならぬ」（二二％）という不満、不安層が八〇％にものぼっていた。

一、総理府統計局の家計調査結果によると、七一年平均の全国勤労者世帯実収入は、不況による賞与の伸びなやみを反映して、前年比一〇・三％と、過去四カ年間で最低の増加率にとどまった。また一方、消費支出の実質増加も四・二％と例年よりも低く、とくに値上がりのはげしかった生鮮魚介への支出は、実質的に前年を下回るなど、不況下の消費者物価上昇が家計を圧迫していることを示している。ここ数年来の消費者運動の高まりとともに、労働組合や生協

連、また各地域生協、消費者団体などで、家計調査や家計簿調査を通じて物価調べをおこなうというところが非常にふえてきている。総評主婦の会、国鉄、私鉄、合化、全国金属、紙パ、電機労連各労組の家計調査結果では、平均減収といったような職場での実情も取り上げられていて、春闘によるベアの一方では、不況と物価高の谷間における労働者の生活不安がうかがえる。

1 物価の動向と政府の施策

公共料金の値上げ

現在のわが国物価高の要因の一つは、独占価格の高い水準での固定化、もしくは、つり上げである（本年鑑第四二集参照）。二つには、公共料金の引上げで、一九七二年度においても、公共料金主導型ともいうべきかつてない大規模かつ大幅な値上げがおこなわれようとしている。三つ目には、国債発行を軸とする財政インフレーション政策があげられる。これは現代の物価上昇のいわば基底的な要因をなすもので、独占価格や公共料金の引上げそのものを可能とし、促進する性格をもち、さらに、間接税のつり上げや地価高騰の誘因となっている点でもみのがせない。政府は、一九七〇年度、七一年度と物価上昇に対する世論のきびしい批判をさけて、公共料金については据置き基調をまもってきた。しかし、ついに七二年度予算編成に当たって、米価

についての物価統制令の適用除外をおこなったほか、国鉄、健康保険医療料金を大幅に引き上げる方針にふみきった。同時に郵便料金や国立大学授業料などについても抑制の禁を解いたため、タクシー代、地下鉄料金などにおよぶ各種公共料金の一斉値上げがさげがたい見とおしである。公共料金の引上げが、凍結令解禁時に集中的におこなわれるのは毎度のことであるが、今回はその集中度が一段とはげしく、また値上げ幅が大きいことが特徴的である。

経済企画庁が、一九七二年度政府予算のなかで、物価対策の重点事項としてまとめた金額だけをみると、一六七二億円（国鉄関係を除く）、七一年度にくらべて三一・八％増と確かにその伸び率は大きい。物価対策の「目玉」である野菜の計画的な生産・出荷のための価格安定対策費は、前年度の二四億円から七一億円へと約三倍であり、農林省が力を入れ、経企庁も支援した食品流通局の設置も新たに認められた。また一方、物価対策のうちにふくまれ、金額的に大きな比重を占める国鉄再建のための予算復活に当たっては、物価対策の立場から木村経企庁長官が立ち会い「値上げ幅を少しでも押えるために、財政援助の増額を」と、丹羽運輸相を応援して、国鉄財政再建助成費が五一七億円、前年度にくらべて六割余の増額となった。しかし、その「復活劇」の裏での危険なカラクリをみのがすわけにはいかない。政府は国鉄再建の基本路線として、国、国鉄、国民が負担を分かちあう「三位一体」の原則をすでに固めている。つまり、財政援助は常に運賃値上げと抱合わせでというたてまえであって、この種国鉄への助成が物価対策として、取り上げられているのも、それによって運賃値上げが二〇％程度に抑制されるという理屈によっている。こうした国鉄予算の姿は、政府予算全体の性格を象

徴するものである。物価対策費をふやした反面では、国鉄運賃、医療費、国立大授業料という三つの公共料金値上げが、予算編成の前提としておりこまれていたのである。そうした値上げが、勤労者家計の重圧となることはいうまでもない。その影響の第一は、家計に対して公共料金の支出割合に応じて加わる直接的な圧迫である。最近の推計では（「公共料金抑制について」、第一銀行「調査月報」一九七一年三月号、および本年鑑第四二集参照）、公共料金一律一〇％値上げの場合、消費者物価を二・八％押し上げるという形ではねかえると指摘されている。第二に、公共料金の引上げが、産業間で次つぎと生産物コストを上昇させ、最終的に家計におよぶ波及的な転嫁によるものである。同じ推計でこれが一％程度とされている。さらに第三に、公共料金の引上げが、物価値上げの先導的役割を果たし、政府公認のもとでの「便乗値上げ」を誘発するということである。しかも、これらの直接・間接の影響は、所得階層別にみて低所得層ほどその被害が大きい。

公共事業と地価問題

いま一つ注目をされるのは地価の上昇である。政府は、円切上げによる不況からの脱出のためには、公共事業費をふやすのが手っとり早く、かつその資金調達のための国債発行手続が容易であることによって、公共事業費を大幅に増額したが、一方、地価の値上がりを防ぐ手だてはいっこうに具体化していない。大蔵省原案の公共事業費は一般会計で二兆九二〇億円、七一年度にくらべて二五・六％増であった。財政投融资計画でも、住宅公団、住宅公庫への融資など住宅費が一兆一四七億円、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団への投融资が四三六四億円、地方自治体が上下水道、住宅などを整備

するために発行する地方債の財投引受け一兆四〇〇億円など公共事業はいずれも七一年度にくらべて大幅にふえている。だが問題はこれにともなう地価の値上がりである。建設省調べでは、公共事業費の二〇％は土地代にくわれるのが通常で、住宅や道路ではその支出の三〇～四〇％も土地代にもつていかれることになる。しかも、実際に土地を買い上げるのは国から補助や投融資をうける地方自治体、公団だから、地方財政をふくめると莫大な額になり、七二年度のそうした土地の買上げ代金はおおざっぱにいっておよそ一兆五〇〇億円におよぶものと見込まれており、日本不動産研究所の木村常務理事・研究部長も「地価対策という前提がない公共事業は、地主を喜ばせているだけだ」と、それが地価上昇の原因になることを指摘している。結局、物価対策のキメ手の一つでもある地価問題は、「なにがなんでも不況脱出」という政治姿勢にかき消されてしまっている形である。

公共料金値上げに 対する自民党見解

公共料金値上げ問題がようやく通常国会後半の焦点として浮彫りになってきた時点で、自民党は一連の「公共料金値上げ」に対する党としての見解を明らかにした（一九七一年三月二〇日付「朝日新聞」）。それは物価問題調査会（菅野和太郎会長）を中心に協議していたもので「公共料金は、そのサービスに対する対価として基本的には受益者が負担するのが当然である」として、「値上げは当り前」という姿勢が貫かれている。同見解はまず、公共料金のコストの大半が賃金によって占められていることを指摘し「賃金が年々上昇している限り、料金を長期的に固定するのは困難だ。無理に固定化すれば、公的サービスが質量ともに低下するおそれがある」として公共料金の

値上げを正当化しようとしているが、肝心の消費者物価へのはねかえりについては、ほとんど触れられておらず、「野菜価格が落着くなど、消費者物価の上昇傾向は、ここところ鈍化してきている。だから公共料金を上げて物価の安定を図ることは十分できる」というにとどまっている。また、公共料金に対する国の財政負担については、「全面的に財政負担に依存することは、特定のサービスをうけない一般国民の税負担で特定の受益者の負担をまかなうことになり、不公平を生ずるので、適当ではない」としている。政府・自民党が世論のはげしい反発をあえて承知のうえで、公共料金値上げにふみきるについては、右の見解においてもふれられているように、長期不況の影響で、一般物価が鈍化してきているとして、いつかは上げなければならない公共料金について「いまこそ好機だ」と判断したためであろう。あるいは、通貨問題に関しての外圧が強まるなかで、ある程度の値上がりはこの際やむをえないこととして判断されたためであるともいわれているが、しかし、インフレの進行いちじるしい経済のなかで、公共料金関係の矛盾と現在の国・地方財政運営の矛盾とが一層鋭くなり、もはや料金を押えきれなくなってしまった、というところに真因があるものとみななければならない。

消費者物価指数 年間六・一％上昇

一九七〇年を一〇〇とした、総理府統計局の全国消費者物価指数でみると（第70、72表）、一九七一年平均では一〇六・一％と前年にくらべて六・一％の上昇であった。この上昇率は、六三年にこの統計をとりはじめて以来、七〇年（七・七％）、六五年（六・六％）につづいて三番目、外食、魚類、衣類、教養娯楽費等での値上がりが目立った。一方、昨春と秋、物価台風の目といわれた野菜、果物は通年

第70表 物 価 指 数 表

年 月	卸 売 物価指数 1)	全国消費者物価指数 2) (1970年=100)							
		総 合	食 料		住 居	光 熱	被 服	雑 費	持家の帰を 属家賃を ふくむ合 総 合
			計	うち主食					
1967年平均	104.3	83.3	81.3	83.9	87.1	96.9	84.0	84.4	—
68年平均	105.1	88.2	86.5	92.3	90.3	97.8	87.7	89.0	—
69年平均	107.4	92.9	91.7	98.2	94.0	98.2	92.0	93.9	—
70年平均	111.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
71年平均	110.5 (-0.7)	106.1 (6.1)	106.0 (6.0)	102.8 (2.8)	104.8 (4.8)	103.7 (3.7)	109.0 (9.0)	105.9 (5.9)	106.3 (6.3)
1971年 1 月	110.9	103.9	104.8	102.2	102.7	102.4	105.6	102.6	103.9
2 月	110.7	103.9	104.9	102.4	102.9	102.6	103.9	103.2	104.0
3 月	110.5	104.0	104.6	102.4	103.3	102.9	104.6	103.3	104.1
4 月	110.8	105.5	105.3	102.6	104.2	103.2	106.3	106.3	105.6
5 月	110.8	105.6	104.5	102.6	104.6	103.6	108.4	106.5	105.8
6 月	110.6	106.0	104.6	102.7	104.9	103.8	110.9	106.5	106.3
7 月	110.7	105.8	104.1	102.8	105.0	104.0	110.5	106.7	106.2
8 月	110.9	105.7	104.5	102.8	105.1	104.1	107.6	106.8	106.0
9 月	110.6	108.6	110.5	102.9	105.5	104.3	111.4	107.0	108.8
10月	110.0	108.8	110.2	103.1	106.0	104.5	112.5	107.2	109.0
11月	109.8	107.7	107.1	103.2	106.5	104.7	113.1	107.2	108.0
12月	109.8	107.7	106.8	103.3	106.8	104.7	113.0	107.7	108.1

〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数 (1965年=100)。
2) 総理府統計局の消費者物価指数。
3) カッコ内は、1971年平均の対前年比上昇率である。

では前年比四・四％安となつて、物価上昇への寄与率がゼロという奇妙な結果となっている。すなわち、これを月別の推移でたどると、一月に高騰した野菜も二月、三月と下落し、この間総合指数もほぼ横ばい。四月には授業料、月謝、新聞代などの大幅値上がりから指数は反騰し、前年比一・四％の上昇となり、その後六月に一時的上昇をみたものの野菜、果物の豊富な出回りなどがあつて、八月までは落ちついた動きで推移してきていた。ところが、九月に入ると、長雨、低温などの異常気象の影響をうけた野菜が高騰したほか、それに秋・冬物衣料の大幅値上がり加わつて指数は前月にくらべ二・七％と近年にない大幅上昇を示すことになった。さらに一〇月にも、季節衣料などの値上がりから指数は上昇をみたが、一一月に入ると、野菜の値下がりから反落し、以後落ちついた動きを示していた。また、年間六・一％の値上がりを一〇〇％とした、物価上昇への寄与率でみると、食料が四〇・二％(前年は五〇・六％)ともっとも大きく寄与し、ついで雑費が二九・九％(同二五・六％)、被服が一八・三％(同四・〇％)、住居が九・一％(八・八％)、光熱が二・五％(同二・〇％)となつており、食料の減少に対し雑費、被服での増加が目立っている。食料のうちでは外食の八・七％、生鮮魚介の八・四％という寄与率が大きく、このほかでは、教養娯楽の一六・二％、衣料の一三・八％がいちじるしい。

第71表 消費者物価指数 (全国)

(1970年=100)

費 目	1971 年 平 均	対前年比 (%)		寄 与 率 (%)		(参考) 1965年 =100
		1970/69	1971/70	1970/69	1971/70	
総 合	106.1	7.7	6.1	100.0	100.0	138.4
食 料	106.0	9.0	6.0	50.6	40.2	142.0
主 食	102.8	1.8	2.8	2.3	2.9	133.7
そ の 他 の 食 料	106.6	11.2	6.6	48.3	37.3	144.0
生 鮮 魚	118.8	20.6	18.8	9.7	8.4	210.4
塩 干 魚	110.3	11.1	10.3	1.6	1.9	152.7
肉 類	103.8	2.8	3.8	1.4	2.1	141.9
乳 卵	105.6	2.2	5.6	0.9	2.4	121.2
野 菜	95.6	33.2	- 4.4	13.0		143.5
乾 物	99.9	- 1.9	- 0.1			147.0
加 工 食 品	113.6	13.3	13.6	6.1	6.0	155.7
調 味 料	106.3	4.6	6.3	1.3	1.8	117.4
菓 子	108.7	7.9	8.7	2.7	3.5	132.3
果 物	95.3	22.1	- 4.7	6.3		128.5
酒 類	105.4	2.0	5.4	0.5	1.6	121.8
飲 料	103.4	6.3	3.4	1.1	0.9	129.5
外 食	111.0	8.6	11.0	3.7	8.7	153.3
住 居	104.8	6.4	4.8	8.8	9.1	132.5
家 賃	108.4	8.6	8.4	3.2	4.0	157.3
設 備	111.1	10.9	11.1	3.1	3.7	165.5
水 道	101.4	3.3	1.4	0.2	0.1	121.8
家 具	101.3	3.5	1.3	2.3	1.3	112.0
什 器	103.7	1.8	3.7	1.0	2.5	107.6
光 熱	99.7	- 0.2	- 0.3			99.7
電 気	111.6	4.9	11.6	1.0	2.5	122.5
ガ ス	109.0	8.7	9.0	14.0	18.3	138.2
そ の 他 の 光 熱	109.2	8.4	9.2	9.7	13.8	136.9
被 服	108.3	9.5	8.3	4.3	4.5	141.1
衣 料	105.9	6.6	5.9	25.6	29.9	140.7
身 の 回 り	101.7	7.8	1.7	3.4	1.0	117.0
保 健	107.3	7.7	7.3	4.4	4.2	136.2
理 容	103.6	6.3	3.6	3.4	2.9	146.3
交 通	104.2		4.2		2.1	
自 動 車	106.4	4.7	6.4	3.4	3.0	142.7
教 育	106.3	8.0	6.3	0.5	0.4	130.7
文 房 具	110.2	7.6	10.2	10.5	16.2	156.0
教 養 娯 楽	100.0	0	0	0	0	118.8
た ば こ	100.6		0.6		0.1	
そ の 他 の 雑 費						
季 節 商 品 を 除 く 総 合	106.4	6.0	6.4			136.1
持 家 の 帰 属 家 賃 を 含 む 総 合	106.3		6.3			

第72表 消費者物価特殊分類指数（全国）

（1970年＝100）

費 目	1971年平均	対 前 年 比 (%)		寄 与 率 (%)	
		1970/69	1971/70	1970/69	1971/70
総 合	106.1	7.7	6.1	100.0	100.0
商 品	105.7	8.0	5.7	71.6	63.6
農 水 畜 産 物	102.6	10.9	2.6	31.0	7.9
米 麦	100.5	0.9	0.5	0.9	0.4
生 鮮 食 料 品	103.4	16.8	3.4	30.1	7.5
工 業 製 品	106.3	6.3	6.3	36.7	48.6
*大 企 業 製 品	103.3		3.3		12.3
*中 小 企 業 製 品	109.2		9.2		36.3
食 料	108.0	6.7	8.0	15.8	22.2
大 企 業 製 品	105.4	3.8	5.4	2.9	5.9
中 小 企 業 製 品	109.2	8.1	9.7	12.9	16.3
織 維 製 品	109.2	8.5	9.2	10.7	14.2
耐 久 消 費 財	98.3	－ 0.1	－ 1.7		
その他の工業製品	105.4	5.9	5.4	10.2	12.2
大 企 業 製 品	104.5	3.4	4.5	3.1	7.0
中 小 企 業 製 品	107.5	8.6	7.5	7.1	5.2
出 版 物	114.6	10.2	14.6	3.9	7.1
サ ー ビ ス	106.9	6.9	6.9	28.4	36.4
民 営 家 賃 間 代	108.3	8.9	8.3	3.0	3.5
公 共 料 金	102.1	4.2	2.1	6.8	4.3
個 人 サ ー ビ ス	110.0	8.4	10.0	14.9	18.9
外 食	111.0	8.6	11.0	3.7	9.7

- 〔備考〕 1) 大企業製品——原則として調査銘柄の商品が従業員 300 人以上かつ資本金 5,000 万円以上の企業（「昭和44年事業所統計」）で製造されるもの。
 2) 耐久消費財——電気器具，時計，ミシン，カメラなど。
 3) 出版物——新聞代，雑誌，辞書など。
 4) 公共料金——公営家賃，水道料，電気ガス代，入浴料，国鉄・私鉄・バスの運賃，郵便料，国公立学校授業料など。
 5) 個人サービス——仕立代，洗たく代，大工手間代，理髪料，私立学校授業料，月謝など。
 6) * は工業製品全体の大企業製品および中小企業製品である。

2 消費者物価指数の作成基準改訂

改訂の具体的内容

一九七一年は、五年目毎に総理府統計局・消費者物価指数の作成基準が改訂される年に当たっていて、同年一〇月に新指数が発表された。その改訂の主旨はつぎのごとくであった（総理府統計局編「昭和四五年基準消費者物価指数の改正について」（一九七二年二月刊））。

【消費者物価指数基準改訂の主旨】 消費者物価指数は、他の経済指数と同様に、従来から五年ごとに、指数の基準時とウェイトが改正されてきた。今回も、従来の指数基準時である昭和四〇年以降五年を経過し、その間、消費構造や価格体系に、かなりの変化がみられ、新しい商品の出回りも著しいので、統計審議会の答申をえて、指数の基準時およびウェイトの算定期間を昭和四〇年から四五年に改めるとともに、品目の拡充改廃を行ない、消費者物価の変動をより正確に測定できるように改正をおこなった。同時に、従来から検討を加えてきた持家の住宅費用についても、将来の方向を展望し、これを含めた指数を、今回から作成することにした。

この新指数は、従来もしばしば指摘されてきていた、政府公式の統計に対する批判つまり消費者物価指数は、実情を正確に反映したものであるかどうかということ、また、今回の改正が、果たしてその主旨に沿ったものであるかどうかという疑いをいっそう深めるものとなっている。右のごとく新指数は、総理府統計局によって「過

去五カ年における消費構造や価格体系の変化をおりこんで、指数品目の拡充改廃、またウェイトの変更をおこなったもので、消費者物価の変動は、旧指数より正確に測定できるようになった」と説明されているが、この場合の改正の要点は、およそつぎの四つである。

第一に、基準年次を旧指数の一九六五年平均から七〇年平均におきかえたこと、第二に、旧指数品目の三六四品目に新たに九八品目を加える一方、一六品目を廃止して差引き四二八品目からなる指数に改めたこと、第三に、指数品目の拡充改廃にあわせて、全体として、一万分比からなるウェイトの変更をおこなったこと、そして、第四には、新指数では、これまでの総合指数のほかに、持家の場合の住宅費用をいわゆる帰属家賃方式で算出した結果をとり入れた、いわゆる「持家の帰属家賃をふくめた総合指数」が新たに発表されることになったことである。追加・廃止品目はつぎのごとくである。

〔追加された品目〕

食料Ⅱうるち（自主流通）米、もち米（同）、即席カレー、レモン、ウイスキー（特級）、コーラなど二〇品目。

住居Ⅱ左官手間代、カラーテレビ、ルームクーラ、扇風機、石油ストーブ、ジグザグミシンなど一三品目。

被服Ⅱ婦人ウールきもの、袋帯、ニットスーツ、スリッパ、敷布など三〇品目。

雑費Ⅱ私鉄運賃（通勤・通学定期）、航空運賃、乗用車、ガソリン、ボウリング代、ギター、カラーフィルム、単行本、印鑑証明手数料、火災保険料など三五品目、以上計九八品目。

〔廃止された品目〕

もち米（配給）、ヒラメ、燃料用マキ、ジャンパー、学生帽な

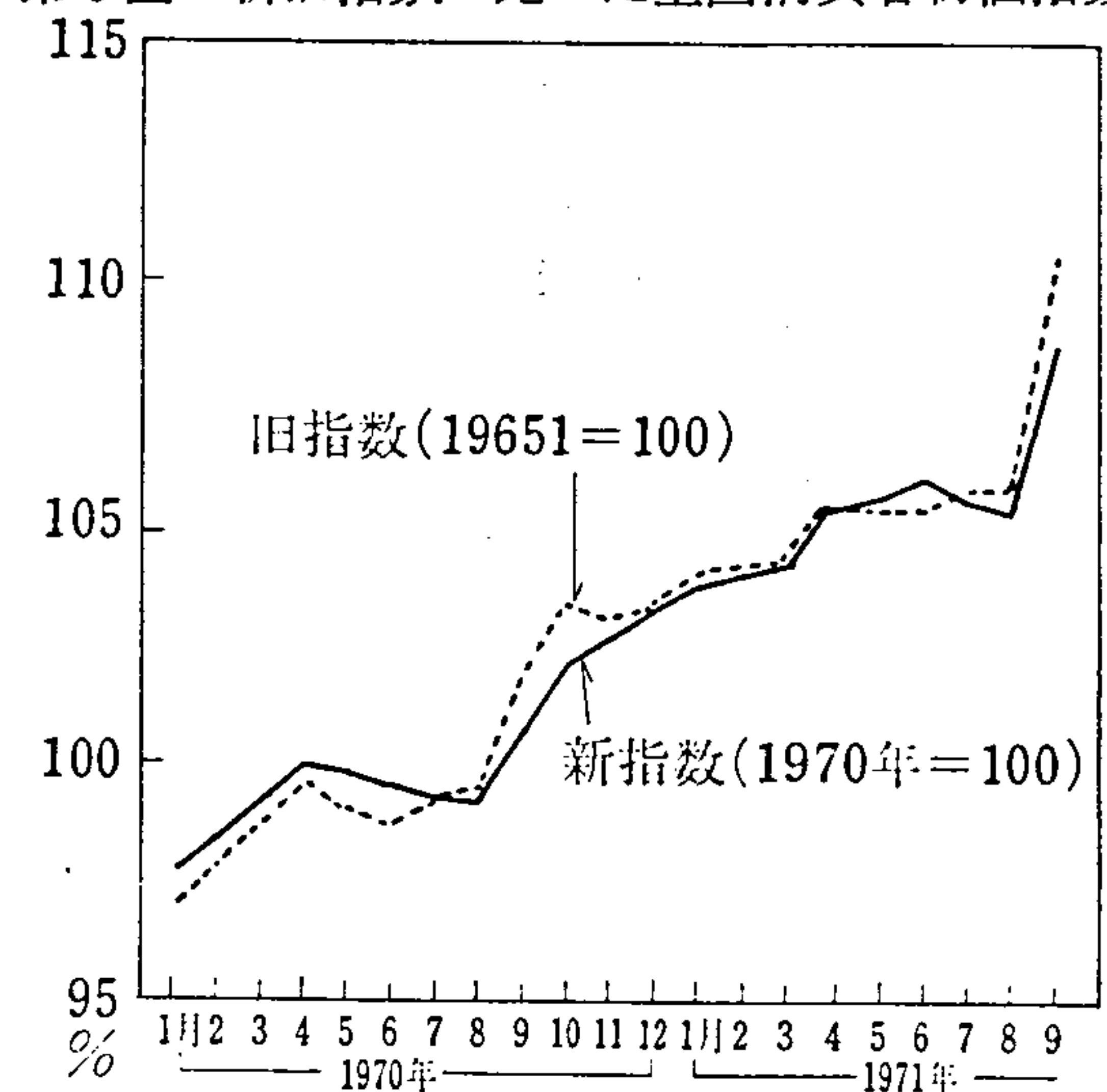
ど、計一六品目。

消費者物価指数は、その対象範囲を従来から一貫して、家計で消費する商品およびサービスに対する代価として支出される費用、つまり消費支出にのみ限定してきていた。そこで、借家の場合には、その家賃が住居費として消費支出に計上されているにもかかわらず、土地、住宅の購入費についてはもちろん、持家の場合にも、毎月の消費部分についての現金の授受がおこなわれないため、そのサービス評価がむづかしいということで、指数に取り上げられてきていなかった。いいかえると、消費者世帯としては、分母に持家・借家両方の世帯を含むにもかかわらず、その分子は借家世帯の家賃だけで、土地買収費や住宅購入費などはいっさい指数のうえでは取り上げられていなかったということなのだが、今回の改訂に当たっては、その持家が、かりに借家であったとして、そこで支払われるはずの家賃相当額、いわゆる「帰属家賃」を支払ったものとして、ウェイトにくみこみ、またその価格変動を指数に反映させるということになったものである。この点は、消費者物価指数についての、従来からの論議の一点をなして、すでに、首相の諮問機関である物価安定政策会議の提言、すなわち七〇年一二月におこなわれた「物価統計の改善」に関する提言においても「住宅購入費の当月負担分は、消費者物価指数に編入すべきである」とされていた。

新基準の特徴

右の改訂手続によって発表された新指数と、旧指数とをくらべてみると、新指数の方で、物価の上昇率が低く現われるという結果になっている（第3図）。たとえば、七一年度上半期における対前年同期比の物価上昇率が旧指数では七・〇%であるのに対して、新指数の同じ上昇率は六・六%と〇・

第3図 新旧指数で比べた全国消費者物価指数



四%低い。しかも、過去における指数改訂時においても、新指数になると、物価上昇率が下がるという事実が経験されていて、総理府統計局でも「新しい指標の方が値動きが落ちつく傾向」のあることを認めている。このように、新指数で、旧指数よりも物価上昇率が

低く現われる要因としては、さしあたり、三つのことが考えられる。その①は価格上昇が大きいにもかかわらず、全体としての品目数の増加のために、一万分比というワク内でのウェイトの配分上、そのウェイトが小さくなるという場合である。この場合には同じ価格上昇にもかかわらず、ウェイトが低められることによって、総合指数を低下させることになる。②価格上昇が小さい品目で、ウェイトが大きくなるという場合である。この場合にも結果的には、総合指数の値動きが小さくなる。③新指数で、価格変動がほとんどみられないか、価格の変動幅が比較的小さい品目が、新たに追加されるという場合である。この種の追加品目が多ければ多いほど、やはり全体としての値動きが落ちつくといえる。以上の逆の要因によっては、また逆の結果が現われるといえる。今回改廃された品目を値動きのほげしい食料品費目でみても、その追加品目は自主流通米からアイス

クリームまで二〇品目であるが、そのうちには市場における価格形成上、いわゆる独占価格もしくはそれに近い性格をもつとみられる品目が、牛乳、ウイスキー、コーラ、ビールなど九品目もふくまれていて、個々の商品価格変動の総合指数への反映の度合が低くなる傾向をもつことが考えられる。あるいはまた、すでにふれたように、指数の作成基準改訂にあたって、論議の一点となった住宅購入費の取扱いにおいても、政府自身では「それを消費者物価指数にとり上げる」ことを公約していたにもかかわらず、自民党側からは「家を買うのは“消費”ではなく“投資”であろう。その支出は家賃とはちがって貯蓄したいものである」といったような理由での横やりが入って、結局、帰属家賃方式で取り上げるところに落ちつくことになったが、これもじつは「高騰のひどい住宅購入費をそのままとり入れると、消費者物価指数がハネ上がって、また、政府与党の物価政策の無策を責められるおそれがある」というのが的をいた腹のうちであると指摘されている。七〇年平均の全国消費者物価指数の上昇率六・一％に対して、帰属家賃をふくめた総合指数の同じ上昇率が六・三％と、わずかに〇・三ポイント増にすぎなかったことからすれば、これをもつて、土地・住宅購入費の高騰を反映したものととは、とても考えられない。いずれにしても、消費者物価に関する政府公式の統計数字と、庶民の日常的な物価感覚とのズレはますます大きく、消費者物価指数は、国民の生活実感を必ずしも正確に反映していないのではないかという疑問はあとをたたない。

そこで、東京都の美濃部知事も、現在総理府が毎月発表している指数は「実際の物価上昇による生活実感とはあわない」として、七一年七月都独自の「生計費指数」の作成を検討するよう事務当局に

指示した。都の指数では地代、家賃の実情を反映しうるように項目に組み入れるほか、現行のものにふくまれていないふだんあまりつかわれない品目をはずし、また、店頭調べの価格を消費者が実際に買った価格でおきかえるため、都内の世帯を選んで家計調査をおこなうことを考えており、その準備が進められている。また、木村経済企画庁長官は、七二年三月の衆院予算委員会で、現行の五年ごとの指数改訂では、時間がたつにつれて指数と消費生活とのくいちがいが大きくなるとして、とりあえず、七二年から現行指数に加えて、毎年指数のウェイトをかえていく連鎖指数（年平均）と国民生活のモデルケースとしての標準世帯（都市勤労者世帯・夫婦と子ども二人、有業者一人）に関する物価指数を作成する方針を明らかにしている。

3 国民生活に関する諸指標と物価問題

庶民の物価感覚と「国民生活白書」

内閣広報室が七一年初めに実施した「国民生活に関する世論調査」によると、「高度経済成長の恩恵を受けたと思う人よりも、急速な

成長のテンポにとり残されている感じの人の方が多くなっている。日常生活では人間関係、仕事、交通、公害などでイライラを感じている人が過半数に達し、物価上昇への不満や不安感をもっている人が多い」という結果が示されている。

(注)「国民生活に関する世論調査」は、標本数約二万、一月二八日から二月一三日の間に、民間の調査機関に依頼し、全国の二〇歳以上を対象に無作為抽出法で選びだし、調査員が面接聴取したもので、その有効回収率八割強について結果がまとめられている。

すなわち、同結果では、生活全体が前年にくらべて向上しているという人は、二、三年前よりもふえているが、その一方では物価上昇が国民生活にかなりの圧迫感を与えていると考えられており、「物価上昇に追いつくのが精一杯で、生活を向上させるゆとりがない」(三三%)、「物価上昇で将来の備えが心細い」(二六%)、「物価上昇が大きく生活をきりつめなければならない」(二二%)という不満・不安層が八〇%にもぼっていた。生活環境についても、町村部では道路交通網の整備などで五、六年前よりよくなったという人が多いのに対し、大都市では交通難、騒音、ばい煙、臭気などの点で悪くなっているという人が多く、老後に対する不安感に加えて、公害や住宅事情への不満が目立ち、政府に対する要望では、物価対策をあげる人が圧倒的で、前年にくらべても大幅にふえていた。また、「豊かな社会への構図」という副題をもった「昭和四六年度国民生活白書」でも、一九六〇年代の「高度成長」が国民生活にもたらした功罪両面を分析して、数字のうえでは明らかに「所得の上昇率が物価のそれを上回り、消費水準が向上し、暮らし向きが楽になっていく」はずであるのに、国民の実感としては「同じようなもの」ないしは「苦しくなった」が大半を占めるなど、数字と実感とのギャップが生活のあらゆる面に現われていると指摘して「物価上昇と家計行動」について、つぎのように記述している。

【物価上昇と家計行動(昭和四六年度国民生活白書)】 所得がふえるとともに

にカラーテレビ、自動車など耐久消費財の普及がすすんだ。このように、消費指標はどんどん上がっているのに、意識調査の結果では、昭和三六年以来一〇年間、暮らし向きが「前年と変らず」がいつも過半数を占め、「楽になった」とする人より、「苦しくなった」と答える人の方が多い。

暮らし向きの客観的な指標と意識のギャップが生まれるひとつの理由は、物価上昇の心理的影響である。消費者物価指数は昭和四〇年から四五年までに約四〇%上昇したが、世論調査では「五〇%ないしは二倍以上」と考えている人が四七%にも達する。四五年度の七・七%アップについても「二〇%以上」と答える人がやはり四割以上もいる。こうした実感に加えて、新製品のはんらんや派手な広告宣伝で消費欲望がかきたえられることも、ギャップの原因と考えられる。

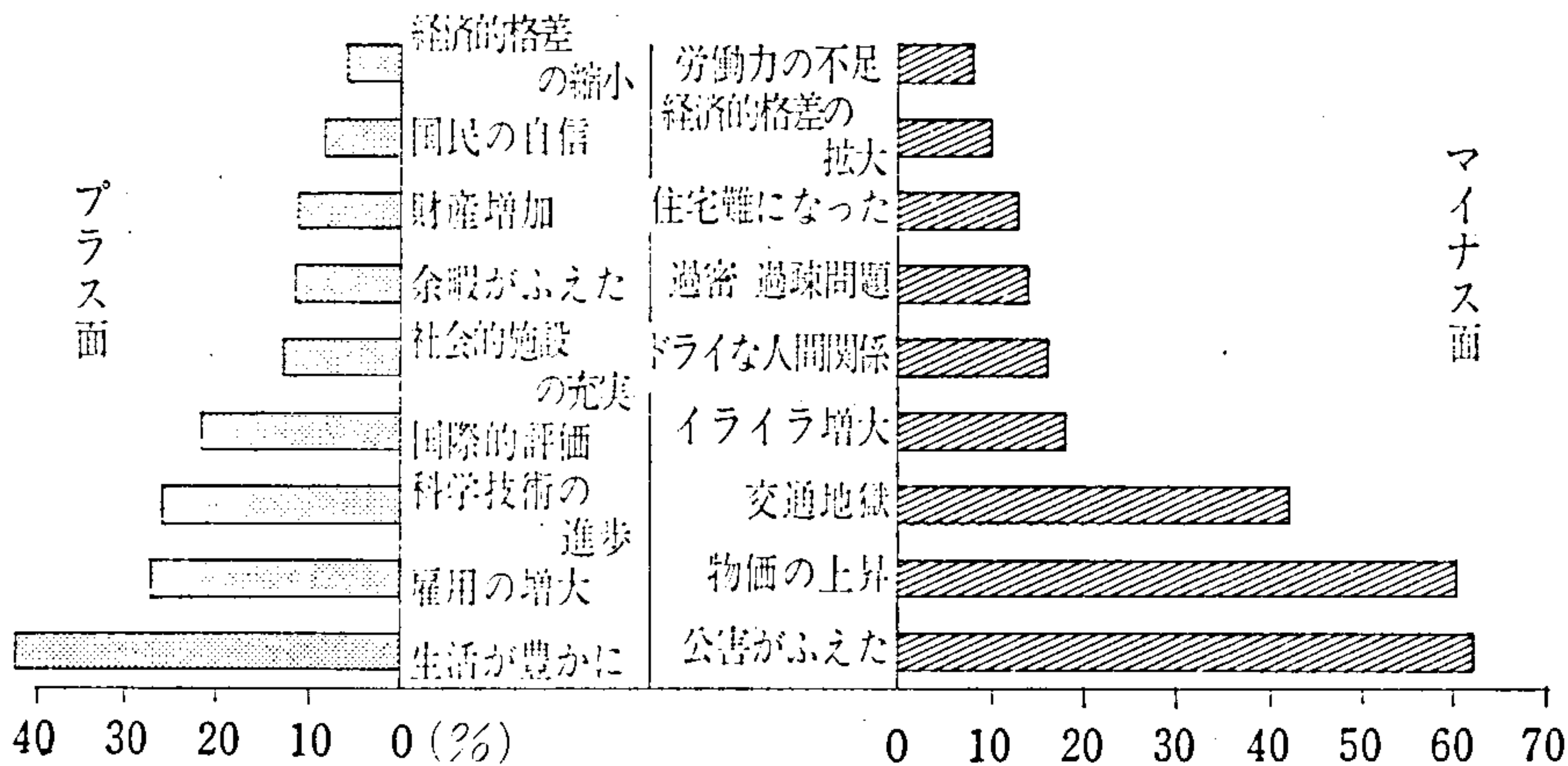
統計指標と実感とのギャップは貯蓄の面にもあらわれる。普通、物価上昇下では貯蓄性向が低くなるといわれるが、わが国では四〇年以降逆に高くなりつつある。これも、物価上昇による不安感がつり、やりくりしても貯蓄しようという傾向を助長しているためである。

同白書の分析方法の特徴は、これまでの経済指標重視を改め、国民の意識調査の結果(第4図)を多用することによって、庶民の実感と「白書」とのズレを小さくしようと試みられていることである。また、とくに注目されることは「消費者運動、住民運動が盛り上がりを見せた」ことを「参加意識の芽ばえ」として前向きに評価し、国民の抗議が表面化する前に「先見的、予防的に国民生活行政を」と「発想の転換」を提言している点でも目新しい。

東京の主婦グループによる「実感物価上昇率」

右のごとく庶民の日常的な感覚のうえでの物価の上昇は、総理府統計局・消費者物価指数の数字をかなり上回るものである。同指数による七一年九月の対前年同月比東京の物価上昇率は一〇・七%と発表されたが、この場合にも、「もっとと上がっている」

第4図 経済成長に対する評価



〔備考〕 1) 総理府「社会意識に関する世論調査」(1971年)結果から作成されたグラフである。
2) 経済企画庁編「昭和46年国民生活白書」による。

るのではなからうか」という不信感を裏付ける調査結果が、全国サラリーマン同盟に所属する東京の主婦グループ二五人によってとりまとめられた。それによると、七〇年七月から七一年七月までの消費者物価上昇率は一五・六八%、つまり、その「実感上昇率」では、政府発表の一〇・三%にくらべて、およそ一・五倍ということになった(第73表)。

主婦グループがこの一カ年間の物価追跡調査を思い当たったのは七〇年の六月だった。総理府統計局の消費者物価指数対象品目三六四品目のうちから、主婦たちは買ったおぼえのない魚肉ソーセージ、クジラ肉、そして、これまで二年毎に値上げされてきた家賃等をいちおう除いて、残った一八〇品目の同じ銘柄、同じ品質の価格につ

第73表 東京の主婦グループ調べ消費者物価“実感上昇率”
1970年7月～1971年7月

品 目		値上げ率
食料費(100品目)		7.87%
主魚肉乳野乾調し外	食介類卵菜品料品食	10.61
住居費(4品目)		5.24
光熱費(4品目)		9.84
被服費(31品目)		29.33
雑費(41品目)		16.28
保険・美容など		7.59
交通・通信・娯楽など		8.32
合 計		15.99
総 合		18.08
おもな値上げ例(単位:円)		6.70
品 目		値上げ額
イレモ	カン(100g)	40→60
番灯	(同)	35→54
子ども用運動グツ	茶(200g)	200→300
理髪代	油(181)	350→400
パマ代		300→430
時計修理代		550→700
私鉄運賃最低区間		1900→2500
高校生制服上衣		1100→1500
		20→30
		4800→5800

いて七月から調査がはじまった。一カ年たって、「家計の実感に近い」消費者物価の上昇率は、政府発表の約一・五倍という結果が生まれた。その間の事情について、『朝日新聞』七〇年一〇月八日付紙面はつぎのように伝えている。

ビニール袋に詰めた一〇〇円のニボシは一〇〇グラムあったのに、いつの間にか九〇グラムに、さらに八〇グラムに減っていた。野菜担当の山川千鶴子さん(四五歳)Ⅱ大田区Ⅱは買った大根やカリフラワーの葉を切りはなし、食べられる分だけの目方をはかった。一〇〇グラム当りの値段を計算した。収穫期には目方の三分一から半分近くも余分の葉がついてくる。みんな賢くなった。月に一度、青木淑子さん(四七歳)を中心に集まり、データーをもちよって情報交換がおこなわれた。値上げを反発少なく目立たせないために、売手がどれほど手をつくしているか、つぎのような値上げの手口についても、みんなで見ぬけるようになった。

〈良心風〉一ふくら百円のバター・クッキーの重量表示が去年七月三百四十グラム、十二月三百グラム、ことし二月二百八十グラム、六月二百六

十五グラム。表示を確かめて買う人は少ない。手にとっただけでは気づかない程度に、徐々に減らしている。表示を変えているだけ良心的だが、表示すらないふくろ菓子が多い。

〈季節感〉 八十円のザルそばが去年十一月、百円に。ビールの十円値上げも去年十月だった。需要の少ない時期なら反感も抵抗もそれだけ少ない。

〈改名相場〉 一ビン百五十円だった胃腸薬Sが去年十一月百五十八円、十二月二百円、ことし二月「在庫が減ったので」と二百三十円。三月にはスーパースになり「量もふえたから」と三百六十円。もとのSは「在庫切れです」。三十錠入りが六十錠入りに、といった例は薬に多い。四、五日分のめばなお、残りは半年も置くと、のみにくくて捨てるしなくなる。

〈手品式〉 二百グラム入り一ふくろ二百円だった有名メーカーのほうじ茶中級品が、去年の九月に姿を消した。代りに、同じ品が半分の百グラムずつ、箱入りになって百五十円。その二カ月後、箱が消えて二百グラムふくろ詰め三百円に。

〈ムード型〉 一級酒一本八百四十円↓九百円、生めん一玉二十円↓二十五円、乾めん二百五十グラム三十円↓三十五円、スパゲティめん三百グラム五十五円↓六十円……去年の九月に続々値上げした。そんなムードを業者は見のがさない。ことしも、秋口になって上げ足が早まった。

この調査を担当した主婦の一人は「山の手の中流家庭の主婦の手による調査ということで、かたよりもあるかもしれない。しかし、頼まれたり、雇われたりして調べたんじゃない。キメの細かさには自信があります」とつけ加えたが、同じ紙面では、総理府統計局のつぎのような見解もとりあげられている。すなわち、「一般に、日常しばしば買う品目の値上げが、実感として強い印象をもつ傾向がある。物価上昇の三本の柱といわれる農水畜産物、サービス料、中小企業製品は、そのしばしば買う品目だ。したがって、そういう品を中心に調べれば、上昇率はかなり高く出るだろう。一年だけの調

査では、五年に一度くらいの割りで購入耐久消費財は織込めない。官庁統計では毎年五分の一台買ったとして算出される耐久消費財は横ばいか、値下り気味だ。主婦たちの研究成果は大変興味深い、統計としては、片手落ちの面もないわけではない」と。

七二年一月には、米の物価統制令廃止、国鉄公共料金値上げと
消費者団体の動き 運賃について、医療費値上げも本決まりとなり、三K（米、国鉄、健保）公共料金のアップ

が出揃った。タクシー代、国公・私立大学、高校の授業料のほか、光熱費も値上がりぶくみで、一九六五年以来の公共料金主導型の大规模値上げが見込まれており、所得、住民税の減税もふきとぶ勢いである。そこで、主婦連など消費者八団体は、一月三十一日首相に会って「佐藤さん、物価抑制の公約はどうなったのか！」と直訴状を出すことを決めた。経済企画庁は「公共料金の値上げは織りこみずみ。来年度の消費者物価は、政府見とおし上昇率の五・三％以内にならず押えてみせる」というが、政府見とおしが、いかにいいかげんであったかは、これまでの実績が示している（第74表）。かくして、七二年度の予算編成時に、政府が公約した福祉重視、物価抑制のかけ声は、早くも破られた形となった。おもな値上がり率と実施時期は第75表のとおりだが、こんどの値上がりでは、公共料金主導型であって時期的に集中していること、また値上がり幅のかなり大きいことが特色である。経企庁では、前回の値上げのとき、国鉄、医療費については、経営の体質改善や医療制度の根本的改革をするような条件をつけたが、今回の値上げでは、宮崎国民生活局長が「物価政策が、はいりこむ余地がないほど、政治的に決定されている」といわざるをえないほどの政治ペースで、三K大型値上げが進

第74表 消費者物価指数の上昇率と政府見とおし

年 度	実 績	当 初	修 正
1961	6.2	1.1	5.7
62	6.7	2.8	5.9
63	6.6	2.8	7.2
64	4.8	4.2	4.8
65	7.4	4.5	7.7
66	4.7	5.5	5.0
67	4.2	4.5	4.5
68	4.9	4.8	5.4
69	6.4	5.0	5.7
70	7.3	4.8	7.3
71	6.1	5.5	6.1
72		5.3	

められた。

総理府統計局の全国消費者物価指数のウェイトからみると、値上がり品目の比重合計は一万分の一〇以下ということで、指数計算上はあまり影響が大きいようにみえるが、この公共料金値上げがきっかけになり、他品目の便乗値上げやその波及効果について、かつてない危惧がもたれている。これに対して、経企庁が、七二年度の消費者物価上昇率を五・三%とかなり低い見通しをたてたのは、①不況で、卸売価格とともに小売値も弱ぶくみである。②輸入物資が円切上げの影響で下がる見通しである。③野菜など生鮮食料品や加工食品も七一年末から安値つづきであるなどの理由によっているが、しかし、労働組合や消費者団体では、減税はスズメの涙でいどにすぎず、七二年四月以降の減税額は夫婦と子ども二人の家庭で年収一五〇万円なら、月割りでわずか八七〇余円、同二〇〇万円でも一四四〇余円にすぎない。しかも、春闘ではこれまでのような十数%のベアは期待できず、公共料金的大幅値上げで、生活実感としては不況下のインフレのおそれ十分とみて、佐藤首相への直訴状とな

った。さらに、国鉄料金の値上げでは、八団体主催の消費者公聴会を二月三日にひらいて、磯崎国鉄総裁らを公述人としてまねき、値上げ理由をきくほか、二月下旬をめどに一〇〇万枚のビラを用意して、全国で抗議の街頭行動をおこすことになった。

4 労働者家計の収入と支出

家計収支の概況

不況下のインフレーションという性格をもつ消費者物価の上昇が、生活にどういう影響をおよぼしつつあるのか、ここではまず、総理府統計局の家計調査結果によって、勤労者の生活について概観してみよう。

同報告（第76・77表）により、一九七一年の収入についてみると、全国の勤労者世帯（平均世帯人員三・八八人、世帯主の平均年齢四一・二歳、有業人員一・五四人）の年間税込み実収入は、賞与等臨時収入をふくめて年間一四九万円、一カ月当りにすると一二万四五六二円となり、不況による賞与などの伸縮みを反映して前年にくらべて一〇・三%と、この四年間で最低の増加率にとどまった。物価上昇分を差し引いた、実質増加率はわずか三・九%で、前回不況時の一九六五年（三・二%増）に次いで低い水準である。毎月の実収入を前年同月にくらべると、春闘の影響が現われる五月以後から一〇%を下回る月が多く、また世帯主の定期収入が前年より一一・三%ふえ

第75表 1972年における公共料金値上げ

区 分		値 上 げ 幅	前回の値上げ幅など		消費者物価 のウェート
国 鉄		旅客23.4%、通学定期22.8%などを申請ずみ	1969年5月	旅客のみ15%アップ	1.54%
タ ク シ ー	2 月	2 K 130円→160円（東京は170円）など平均36%アップ	70年	平均 21.25 %アップ	0.58%
地 下 鉄		東京では営団が普通運賃38.2%など増収率で32%アップを申請ずみ	66年1月	増収率23%アップ	0.005%
市電・市バス		六大都市で値上げの必要性を確認。東京は半年間据置き			
航空運賃	7 月	平均9.5%（旅客）アップ	66年1月	ローカル線を14～15%アップ	0.08%
ガ ス	8 月	平均10～20%アップ、東京は22.7%アップ	60年1月	東京が11.5%アップ	0.008%
電 力	年内？	関西電力が表明			
医 療 費	2 月	初診料 150 円の値上げなど実質12%アップ	70年2月	9.74%アップ	2.39%
大学 授業料	4 月	国立は年額1.2万円→3.6万円、私大も大幅アップ	63年4月	国立が9,000→1.2万円	0.64%
高校 授業料	4 月	公立平均月額800円→1,200円で50%アップ、私立は200→1,500円アップ	65年4月	公立が平均月額600円→800円	0.004%
高校 教科書	4 月	公立が平均23.5%（358円）アップ	69年4月	同平均6%アップ	
郵便料金	2 月	封書15円→20円、はがき7円→10円	66年7月	封書10円→15円など	0.04%
電 報	3 月	10字まで30円→25字まで150円など約2倍	53年	基本料50円→60円	0.01%
公団家賃	73年度？	統制家賃・地代は1月から2.7～2.8倍にアップ			0.32%
消費者米価	10 月	1～4等米平均で7.5%引上げ、標準価格米の小売り指導価格を5.3%値上げ、4月物統令適用除外で値上がり			

たのに対し、臨時収入、賞与は八・三%と定期収入の伸びを下回った。そのほかでは、妻の収入が二一・五%と高い増加を示したほかは全般に低い水準の伸びである。

一方、消費支出（生活費）は、年間一一〇万円、一カ月当り九万一三〇〇円、前年より名目で一〇・五%、実質で四・二%の増加で、名目上はやや高めだが、実質では五・六%で推移してきた一九六七年以降の傾向からみればつきり鈍化している。消費支出の内訳では、食料費が一カ月当り二万八七〇八円で、前年にくらべ実質一・八%の伸びにとどまっており、とくに値上がりの大きかった生鮮魚介、加工食品、外食費は、実質でそれぞれ三・四%、一・四%、〇・六%の減少を示していることが特徴的である。反対に、七〇年に減った野菜、果物は値下がりもあって、それぞれ七・五%、一四・六%の実質増加となっている。

公共料金値上げによる家計の支出増——総評主婦の会推計

総評主婦の会では、加盟組合員の主婦たちの家計簿をもとに、七二

年二月、公共料金の値上げが相次いだら、家計費支出は少なく見積もっても月に一万二七六七円ふえるという数字をはじき出した。これまでに決まった米、国鉄、健保医療費、タクシー代、大学・高校授業料など五品目の値上げでは、消費者物価はわずかに〇・七三%上がるだけとする政府の試算結果と大きなへだたりがあるが、総評はこの試算を「武器」として、「物価上昇においつく賃上

第76表 1971年平均1カ月間の家計収入（全国）

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	1971年平均	対前年増	構成比	1971年平均	対前年増	構成比
集計世帯主の年齢	5,193	※ 5,197	—	7,886	※ 7,873	—
世帯人員数	3.88	※ 3.90	—	3.96	※ 3.98	—
世帯人員数	1.54	※ 1.55	—	1.64	※ 1.64	—
世帯主の年齢	41.2	※ 41.1	—	44.4	※ 44.2	—
収入総額	円 192,548	% 11.5	% —	円 —	% —	% —
実収入	124,562	10.3	100.0	—	—	—
勤め先収入	116,760	10.7	93.7	—	—	—
世帯主収入	104,589	10.5	84.0	—	—	—
定期・臨時・賞与	78,139	11.3	62.7	—	—	—
妻の収入	26,449	8.3	21.2	—	—	—
他の世帯員収入	6,133	21.5	4.9	—	—	—
事業内職収入	6,038	4.3	4.8	—	—	—
他の実収入	3,241	1.3	2.6	—	—	—
収入以外の収入	4,561	6.5	3.7	—	—	—
実収入以外	27,119	14.0	—	—	—	—
繰入金	40,867	13.7	—	—	—	—

〔備考〕 1) ※印は前年同月の実数を示す。
2) 主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。

げ」を旗じるしに七二年春闘にとりくむ構えである。生協連、主婦連など各消費者団体も同じように「悲鳴をあげる家計簿」の整理にとりくんでおり、二月二一日からの一週間を「生活防衛街頭行動強化週間」と名付け、全国各地で値上げ反対の署名を集め、ビラくばり、総決起大会などのキャンペーンがくりひろげられることになっていた。値上げを盛り込んだ七二年度予算案の国会審議が四次防の先取り問題で空転し、そのおくれが尾をひくなかで、三月一二日には、春闘共闘委員会主催の「物価値上げに反対し、生活と権利を守る総決起集会」、いわゆる「物価メーデー」が全国一五〇カ所に、約二〇〇万人（主催者発表）の労働者を集めてひらかれた。

総評主婦の会調べの公共料金値上げによる家計費の支出増一万三〇〇〇円弱という数字は、第79表のように四月から物価統制令が廃止されたら米を中心に主食費が三〇％程度値上がりするものと想定されるなど、各費目毎の値上げ率を、組合員一五〇余人（平均四人家族、大学生、中学生各一人）の七一年一二月の家計支出の平均にかけあわせて積算されている。その内訳では、そうした公共料金の値上げによる支出増が八七七七円、副食費などの便乗値上げが一〇％あるとみて、この分の支出増で二一七〇円。それに加えて、値上げのあおりをまともにかぶる項目以外の教養娯楽費などの支出については、七一年の消費者物価指数上昇率六・一％をかけ、一八二〇円の支出増を見込んだという。公共料金値上げの影響については、日本生協連や主婦連、消団連などでも七〇八〇〇円が相場であろうと推定されている。これに対し、政府が推計した医療費など決定ずみの公共料金値上げによる物価上昇率〇・七三％をもとにすると、全国平均の月間家計支出を九万一〇〇〇円（一九七一年、前掲総理府調べ）

第77表 1971年平均一カ月間の家計支出 (全国)

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	1971年平均	対前年率	構 成 比	1971年平均	対前年率	構 成 比
支 出 総 額	192,548	11.5	—	—	—	—
実 支 出	101,536	10.5	—	—	—	—
消費 費 料 支 出	91,283	10.5	100.0	87,474	10.0	100.0
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	28,708	7.9	31.4	29,162	7.6	33.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	4,459	1.2	4.9	4,601	0.5	5.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	3,289	— 1.0	3.6	3,429	— 1.7	3.9
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	14,926	8.6	16.4	15,349	8.4	17.5
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,312	14.7	2.5	2,466	13.9	2.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	3,029	11.8	3.3	3,105	11.6	3.5
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,149	1.3	2.4	2,107	1.3	2.4
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,329	2.8	2.6	2,434	2.6	2.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,288	12.0	2.5	2,356	11.6	2.7
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,381	7.8	1.5	1,403	8.0	1.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	6,447	10.2	7.1	6,420	10.0	7.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,719	8.3	1.9	1,688	9.0	1.9
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,851	9.2	2.0	1,888	10.2	2.2
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,479	11.5	1.6	1,450	8.5	1.7
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,398	12.7	1.5	1,395	12.6	1.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,876	10.4	3.2	2,793	10.7	3.2
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	10,492	13.1	11.5	9,481	12.6	10.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,725	7.2	3.0	2,384	9.0	2.7
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,778	9.7	1.9	1,602	7.0	1.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	427	13.3	0.5	443	13.9	0.7
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	5,563	17.5	6.1	5,052	16.2	5.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	3,333	10.0	3.7	3,484	12.2	4.0
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,183	12.2	2.4	2,338	13.9	2.7
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,150	6.1	1.3	1,146	8.9	1.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	9,766	10.8	10.7	9,604	11.3	11.0
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	857	8.1	0.9	950	12.0	1.1
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,788	12.7	3.1	2,674	12.4	3.1
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	1,591	13.1	1.7	1,536	11.6	1.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,041	14.5	2.2	2,005	14.9	2.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,490	5.7	2.7	2,438	6.9	2.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	38,985	11.8	42.7	35,743	10.7	40.9
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,400	12.1	2.6	2,313	9.0	2.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,355	6.2	2.6	2,292	6.9	2.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,732	10.5	3.0	2,644	11.2	3.0
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,694	29.7	3.0	2,211	25.9	2.5
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,116	11.7	2.3	2,007	8.4	2.3
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	6,835	6.7	7.5	6,662	6.4	7.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	644	0.3	0.7	706	2.6	0.8
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	6,548	13.9	7.2	6,610	14.1	7.6
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	10,253	10.1	—	—	—	—
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	3,245	8.6	—	—	—	—
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	2,374	12.5	—	—	—	—
食 主 米 副 生 肉 乳 野 加 調 し 菓 果 酒 飲 外 住 家 設 水 家 光 電 他 被	4,476	10.1	—	—	—	—
実 支 出 以 外 の 支 出	48,209	13.1	—	—	—	—
繰 越 金	42,803	12.1	—	—	—	—
現 物 総 額	4,968	—	—	4,855	—	—
可 処 分 所 得	114,309	10.3	—	—	—	—
黒 貯 有 価 蓄 証 券 の 純 純 購 字 増 入 他	23,026	9.4	100.0	—	—	—
黒 貯 有 価 蓄 証 券 の 純 純 購 字 増 入 他	15,516	15.1	67.4	—	—	—
黒 貯 有 価 蓄 証 券 の 純 純 購 字 増 入 他	500	—25.0	2.2	—	—	—
黒 貯 有 価 蓄 証 券 の 純 純 購 字 増 入 他	7,009	1.5	30.5	—	—	—
平 均 消 費 性 向 (%)	79.9	※79.7	—	—	—	—

第78表 勤労者世帯年間収入5分位階層別収入と支出

(全国, 1971年)

5分位階層	平均	I	II	III	IV	V
実数(円)						
世帯人員数	3.87	3.46	3.73	3.92	4.03	4.23
有業人員数	1.54	1.33	1.39	1.49	1.60	1.90
世帯主の年齢	41.2	38.9	37.6	40.0	42.9	46.6
実収入	124,200	73,521	98,083	118,232	141,179	189,982
(勤め先収入)	116,575	67,909	92,337	111,588	132,805	178,237
(定期)	77,801	51,961	66,857	76,553	87,224	106,413
(臨時・賞与)	26,624	12,098	20,528	27,123	32,895	40,478
消費支出	90,912	60,574	76,484	87,572	101,079	128,847
食料費	28,622	22,085	26,400	28,897	30,998	34,730
(主食)	4,465	3,755	4,210	4,513	4,797	5,050
住居費	10,465	8,089	9,954	10,162	11,114	13,006
(家具什器)	5,564	3,746	4,864	5,299	5,967	7,944
光熱費	3,321	2,651	2,938	3,247	3,549	4,223
被服費	9,691	5,911	7,701	9,261	10,904	14,676
雑費	38,812	21,838	29,490	36,006	44,515	62,213
(教養娯楽)	6,823	3,746	5,052	6,631	7,914	10,774
可処分所得	114,055	69,946	91,863	109,559	129,241	169,663
黒字	23,144	9,372	15,379	21,986	28,162	40,816
対前年増加率(%)						
実収入	9.7	10.8	7.6	10.2	10.0	9.7
(勤め先収入)	10.3	10.8	8.6	11.2	10.5	10.2
(定期)	11.3	10.2	11.0	11.7	11.9	11.3
(臨時賞与)	7.1	14.9	3.2	9.4	6.2	6.4
消費支出	10.7	12.0	10.2	11.1	11.0	10.0
食料費	8.0	7.9	9.1	9.0	7.9	6.6
(主食)	1.5	- 0.1	4.8	1.4	2.0	- 0.4
住居費	15.6	19.7	10.7	11.6	15.2	21.0
(家具什器)	21.2	29.4	17.8	13.2	12.0	34.0
光熱費	9.1	9.0	7.6	10.4	9.9	8.7
被服費	10.7	14.0	11.1	9.6	9.6	10.6
雑費	11.7	13.7	11.0	13.1	12.6	9.9
(教養娯楽)	7.1	14.2	6.2	15.0	6.1	1.6
可処分所得	9.5	10.7	7.4	10.1	10.0	9.5
黒字	5.1	2.4	- 4.7	6.4	6.7	8.0
平均消費性向 1970年	78.8	85.5	81.1	79.2	77.5	75.6
(%) 1971年	79.7	86.6	83.3	79.9	78.2	75.9
エンゲル係数 1970年	32.3	37.9	34.9	33.6	31.5	27.8
(%) 1971年	31.5	36.5	34.5	33.0	30.7	27.0

として、月の支出増はわずかに六五〇円余と消費者団体の見積もりとはケタ違いに少額でしかない。経企庁ではこの点について「〇・七三％は農村から都市までをこみにした平均値だ。実際は地域によってはるかに大きくなるところも出よう」としながら、一方では「主食をふくめ食料品全体でも、昨年の上昇率は全国平均で計六％だった。それからみても主食費の三〇％アップは高すぎる。電話料金も三分ごとに七円を値上げされても、かけ方いかんで料金負担を押えることができるのでは……」と総評などの決め方に不満顔であるが、それはとにかく、東京などの大都市や農村など地域毎に、消費者団体と同様な試算をおこなわなくてはなるまいとして、その作業にとりかかることになっている（一九七二年二月二〇日付「朝日新

第79表 公共料金値上げによる家計費増
(1972年総評主婦の会試算)

区 分		アップ率	昨年1月の家計簿支出額	アップ額
公共料金値上げ	食ス	30	7,113	2,134
	主ガ	20	2,500	500
	大学授業料など	50	4,900	2,450
	関連教育費	25	3,041	456
	医療費	12	5,187	622
	交通費	23.4	1,560	365
	家賃・地代	20	5,000	1,000
	電話料	50	2,500	1,250
便乗値上げ	副食費・調味料, 嗜好品	10	21,698	2,170
その他支出		6.1	29,840	1,820
計			83,339	12,767

〔備考〕 その他支出については1961年の消費者物価上昇率6.1%をかけてある。他のアップ率は見込み。

聞」。

5 主要労働者の家計

消費者運動の高揚と組合の家計調査

ここ数年来の消費者運動の高まりとともに、労働組合や生協連、また各地域生協、消費者団体などで、家計調査を通じて物価調べを

おこなうというところが非常にふえてきていて、かつての第一次世界戦争後、あるいはまた第二次世界戦争直後の悪性インフレ下における盛行が思い出される。労働組合でいうと、総評主婦の会をはじめ、国鉄、私鉄、合化、全国金属、紙パ、電機労連といったような各労組で家計調査がおこなわれている。第80表は、そのうちから総評主婦の会、全国金属、国鉄労組での調査結果をとりあげて、総理府統計局の家計調査結果とくらべてみたものであるが、労働組合におけるこの種家計調査の盛行は、物価の高騰による生活上の不安が年々高まってきていること、その生活の実態を自分たちの手で明らかにして、春闘における要求づくりの根拠として役立てたいということ、そしてまた、主婦の立場からは、実感として受けいれられない政府公式の統計——消費者物価指数に反論する科学的なデータが必要であるとする認識が、急速に高まってきていることを意味している。

第80表 勤 労 者 世 帯 の 収 入 と 支 出

区 分	全 国 勤 労 者 総理府統計局調べ 1971年1カ月平均		右 同 総評主婦の会調べ 1971年11月現在		金 属 労 働 者 全国金属東京地本 調べ 1971年10月現在		国 鉄 労 働 者 国鉄労組横浜・八 王子・宇都宮, 1970年11月調べ	
家 計 調 査 対 象 世 帯	5,193世帯		155世帯		6支部43世帯		100世帯	
平 均 世 帯 人 員 数	3.88人		3.9人		4.18人		4.1人	
平 均 有 業 人 員 数	1.54人		—		—		—	
平 均 世 帯 主 年 齢	41.2歳		—		34.7歳		36.9歳	
実 収 入	円	%	円	%	円	%	円	%
	124,562	100.0	100,336	100.0	93,063	100.0	81,516	100.0
うち世帯主収入	104,589	84.0	96,344	96.0	91,377	98.2	70,613	86.6
世帯主以外収入	15,412	9.7	3,992	4.0	1,686	1.8	10,903	13.4
実収入以外収入	27,119		9,508		14,890		11,828	
以上の合計	151,681		123,526		107,953		94,772	
実 支 出	101,536		103,590		93,504		81,665	
消 費 支 出	91,283	100.0	93,296	100.0	82,004	100.0	74,417	100.0
食 料 費	28,708	31.4	29,811	32.0	32,830	40.0	28,005	37.6
うち外食費	2,876	3.2	2,002	2.1			3,099	4.2
住居・光熱費	13,825	15.2	9,559	10.2	15,712	19.2	9,528	12.8
被 服 費	9,766	10.7	8,668	9.3	3,894	4.7	7,729	10.4
保 健 費	4,755	5.2	5,187	5.6	2,601	3.2	4,665	6.3
交 通・通 信 費	2,732	3.0			3,101	3.8	2,069	2.8
教 育 費	2,116	2.3	7,941	8.5	4,265	5.2	3,840	5.2
教 養 娯 楽 費	6,835	7.5	4,020	4.3	2,993	3.6	3,156	4.2
交 際 費	6,548	7.2	6,547	7.0	4,949	6.0	6,564	8.8
小ざかい又は職業費			11,391	12.2	9,525	11.6	6,184	8.3
諸 雑 費	17,823	17.5	10,172	10.9	2,125	2.6	2,676	3.6
非 消 費 支 出	9,315		10,294		11,500		7,248	
実支出以外支出	42,611		12,737		14,212		21,428	
以上の合計	144,147		116,327		107,716		103,093	
収入に対する過不足	7,534		7,199		△ 237		△ 8,321	

〔備考〕 第80表 原資料は次のとおり。

全国勤労者（総評主婦の会調べ）—総評主婦の会「春闘第8回内職大会」P113～116。

金属労働者—西村なおき「金属労働者の生活と労働」「旬刊賃金と社会保障」No. 594. P15。

国鉄労働者—「国鉄労働者の家計簿調査報告」1971年3月。

第81表 総評主婦の会調べ勤労者の家計収支

収 入		(対収入比：%)		
科 目		1970年11月	1971年 3 月	1971年11月
世帯主内借貯	収入	73,237 (74.8)	79,581 (65.7)	84,782 (68.6)
	給付	1,603 (1.6)	10,809 (8.9)	11,562 (9.3)
	時間外手当	2,874 (3.0)	5,555 (4.6)	3,992 (3.3)
	職金	1,425 (1.5)	435 (0.3)	427 (0.3)
	他の金	10,265 (10.5)	11,236 (9.3)	13,682 (11.1)
	引出金	8,450 (8.6)	13,584 (11.2)	9,081 (7.4)
合 計		97,854 (100)	121,200 (100)	123,526 (100)
支 出				
科 目		1970年11月	1971年 3 月	1971年11月
外主副	食費	2,109 (2.2)	1,932 (1.7)	2,002 (1.7)
	食費	5,815 (6.1)	5,543 (5.1)	6,111 (5.3)
	食費	14,966 (15.9)	14,764 (13.6)	16,180 (14)
	いも類	345	295	377
	油脂砂糖	566	578	661
	緑黄野菜	1,156	1,266	1,152
	その他野菜	3,294	2,742	3,700
	魚貝類	3,375	3,566	3,132
	肉類	2,978	3,370	3,546
	豆・豆制品	781	770	784
	卵乳品	2,471	2,176	2,828
	調味料	1,055 (1.1)	1,228 (1.1)	1,101 (0.9)
	こう品	3,785 (4.6)	4,332 (4.0)	4,417 (3.8)
	居光熱	7,986 (8.5)	7,630 (7.4)	9,559 (8.1)
調し住被保教教養交職雑予税貯	服費	7,282 (7.7)	10,207 (9.4)	8,668 (7.5)
	健康費	4,060 (4.3)	4,373 (4.0)	5,187 (4.5)
	育費	7,552 (8.0)	13,720 (12.7)	7,941 (6.8)
	娯楽費	5,482 (3.7)	4,269 (3.9)	4,020 (3.5)
	際業費	5,497 (5.8)	8,529 (7.9)	6,547 (5.6)
	業費	5,883 (6.2)	6,490 (6.0)	11,391 (9.8)
	費	4,241 (4.5)	4,684 (4.3)	10,172 (8.7)
	備費	791 (0.8)	1,017 (0.9)	0
	負担	8,640 (9.1)	7,644 (7.0)	10,294 (8.9)
	蓄	10,846 (11.5)	11,990 (11.0)	12,737 (10.9)
支 出 合 計		93,990 (100)	108,352 (100)	116,327 (100)
残 高		3,864	12,848	7,199

総評主婦の会・
家計調査結果
総評主婦の会の家計調査結果(第81表)によると
一九七一年十一月現在における世帯主収入は約
九万六〇〇〇円、このうちから時間外手当一万

二〇〇〇円を除いた基準内給与のみでは約八万五〇〇〇円というこ
とになり、これを前年、七〇年十一月の七万三〇〇〇円とくらべて
みると、その賃上げ分約一万二〇〇〇円はベア率にして一三%近
い。しかし、これをもってしても、物価の上昇分を補えない、ある

いは生活上の必要をみたすためには焼石に水の類で、世帯主の時間
外手当や主婦の内職収入に依存せざるをえないというのが実情で、
毎月の家計赤字穴うめのためには、賞与等臨時収入の積立て分がと
りくずされている。ことに三月という月では、教育費の負担増加を
時間外手当で補おうとする層が、四〇歳台労働者に多く、同様に主
婦もその支出増のために内職にはげまざるをえないことが訴えられ
ている。第82・83表は、一日の平均副食代を主婦の会の調査結果

第82表 総評主婦の会 家計簿点検による1日平均食事代

区 分		1970年11月 4.1人		1971年 3月 5人		1971年11月 3.9人	
魚 貝 ・ 肉 類	赤	52円	46% 78円	45円	48% 64円	60円	44% 91円
卵 ・ 牛 乳 品		20		14		24	
豆 製 品		6		5		7	
こ く 類 ・ 米 麦	黄	48	33% 56円	36	32% 42円	67	36% 76円
い も 類		3		2		3	
油 ・ 砂 糖		5		4		6	
緑 黄 や さ い	緑	9	21% 36円	8	20% 26円	10	20% 42円
ぞ の 他 や さ い		27		18		32	
計		170	100%	132	100%	209円	100%

第83表 栄養改善普及会の食事型紙 (1日平均食事代)

区 分		1968年平均	1969年平均	1970年11月	1971年 3月
赤 の 食 品	魚 貝 ・ 肉 類	93円	102円	105円	118
	卵	11	12	13	12
	豆 ・ 豆 製 品	23	22	27	29
	牛 乳 ・ 乳 製 品	23	26	26	25
黄 の 食 品	穀 類	53	53	62	60
	い も 類	9	9	10	11
	さ と う	3.6	4.6	4	4
	油 脂	9.5	9.4	10	10
緑 の 食 品	緑 黄 野 菜	13	16	17	16
	そ の 他 の 野 菜	20	45	45	56
	海 草	13		11	12
	果 物	19	21	15	28
		290	320	345	381

と、栄養改善普及会の標準値とでくらべてみたものだが、これによっても、労働者の食生活がいかにまずしく、切りつめられているかということが理解できる。すなわち、七〇年十一月の一人一日当り副食代一七〇円は、普及会の標準値よりも一七五円減、七一年三月では一三二円で二四九円減となっている。

国鉄労働者の生活

国鉄労働組合の一九七〇年家計調査は、同年十一月の収入と支出について、東京都が実施している家計調査用家計簿によっておこなわれている。対象地域と世帯数は、宇都宮地区、八王子地区ではそれぞれ三〇世帯、大船地区では電車区労働者のみ四〇世帯、合計一〇〇世帯であった。その構成は第84表のとおりであって、これを国鉄全労働者平均とくらべてみた場合、年齢、勤続でやや短く、したがって基本給で若干低く、また、持家比率も平均よりわずかに低い。まず、その収入についてみると(第85表)、対象世帯(平均年齢三六・九歳、勤続年数一七・六年、平均世帯人員四・一人)における国鉄からの世帯主収入平均は六万九千九百八円で、その実収入中に占める割合は八六％であった。一方、国鉄外収入の主要なものは、妻の内職収入のある世帯が二四世帯、一〇〇世帯の中の二四％ということであり、ついでパート世帯が一％、本人のアルバイト、その他家族の勤め先収入のある世帯がそれぞれ七％という順であるが、この割合は、六九年度の調査結果にくらべて、かなりの減少となっていた。家族労働収入を世帯主の年代別に集計した結果によると、金額的には三〇歳代、四〇歳代では低く、二〇歳代、五〇歳代ではかなり顕著に増加しており、二〇歳代層では妻の勤務収入(共働き)が、また五〇歳代層では子弟の勤務収入と妻のパート収入が目立っている。この場合、考えられな

第85表 国鉄労働者の11月の平均
収入額と割合 (100世帯)

収 入 内 訳				金 額	%
収 入 総 額	入 入 入	入 入 入	入 入 入	130,920	100.0
収 入 入 入	入 入 入	入 入 入	入 入 入	36,148	27.6
収 入 入 入	入 入 入	入 入 入	入 入 入	94,772	72.4
国 鉄 収 入 計	国 鉄 収 入 計	国 鉄 収 入 計	国 鉄 収 入 計	69,958	53.5
基 準 内 計	基 準 内 計	基 準 内 計	基 準 内 計	65,311	49.9
" 外 計	" 外 計	" 外 計	" 外 計	4,647	3.7
臨 時 収 入 計	臨 時 収 入 計	臨 時 収 入 計	臨 時 収 入 計	12,986	9.9
国 鉄 外 収 入 計	国 鉄 外 収 入 計	国 鉄 外 収 入 計	国 鉄 外 収 入 計	655	0.5
本 家 族 勤 め	本 家 族 勤 め	本 家 族 勤 め	本 家 族 勤 め	6,589	5.0
パ ー ト 職 業	パ ー ト 職 業	パ ー ト 職 業	パ ー ト 職 業	1,761	1.3
内 兼 雑 収 入 計	内 兼 雑 収 入 計	内 兼 雑 収 入 計	内 兼 雑 収 入 計	2,553	7.0
実 収 外 収 入 計	実 収 外 収 入 計	実 収 外 収 入 計	実 収 外 収 入 計	1,429	1.1
貯 借 月 所 引 金 賦 他	貯 借 月 所 引 金 賦 他	貯 借 月 所 引 金 賦 他	貯 借 月 所 引 金 賦 他	11,828	9.0
				10,424	8.0
				530	0.4
				625	0.5
				249	0.2

第84表 国鉄労働者の生活調査対象の構成

区 分		平 均
年 勤 家 基 本	年 勤 家 基 本	36.9歳
	年 勤 家 基 本	17.6年
	年 勤 家 基 本	4.1人
	年 勤 家 基 本	61,659円
勤 務 種 別	勤 務 種 別	58.0%
	勤 務 種 別	14.0
	勤 務 種 別	20.0
	勤 務 種 別	5.0
住 居	住 居	3.0
	住 居	28.0
	住 居	5.0
	住 居	12.0
勤 務 種 別	勤 務 種 別	5.0
	勤 務 種 別	5.0
	勤 務 種 別	5.0
	勤 務 種 別	50.0

ればならないこととしてつぎのように指摘されている（国鉄労働組合「国鉄労働者の家計簿調査報告」一九七一年三月刊）。

すなわち「三〇代、四〇代の層にみる国鉄外収入の減少は、地域的条件が異なるというだけではなく、高度経済成長政策の破綻による影響もあることを忘れてはならない。つまり、賃金収入が増加して生活を賄うことが可能になったということではなく、働きたいけれども思うような内職仕事ができないとか、一月は差額収入という特別収入があつて、息をつけるといふ救いもあつて、内職、パートなどを休んだという理由なども加わっている」と。

七一年五月に、仲裁裁定によつて基準内賃金五万九二〇〇円の二・一八％、定昇三・二四％計一五・四二％、平均九一二八円のべ・ア額が決定して以来、五カ月以上たった一〇月二十八日よりやく新賃金差額が支払われることになった。四月から一〇月までの七カ月

第86表 差額支給純手取り額支出状況

内 訳	金 額	構成比
純 手 取 り 額	61,063	81.0
貯 金	14,703	19.5
借 金	6,808	9.0
月 賦 支 払	2,619	3.5
本 人 こ づ か い	4,086	5.4
妻 こ づ か い	1,307	1.8
家 計 に 繰 入 れ	15,067	20.0
買 物 等	16,473	21.8
家 具 等	6,276	8.3
衣 類 等	6,437	8.5
教 育 費 等	1,267	1.7
交 際 費 等	1,725	2.3
税 金 等	768	1.0

分と夏期手当一・四カ月分合計八・四カ月分の差額である。調査結果によれば、その平均額は七万五四二〇円であるが、所得税、共済掛金、組合費などの控除が一九％で、手取りは六万一〇六三円となつた。半年以上も棚上げされていたこの差額収入の支出状況を示したのが第86表である。この支出を大まかにいうと、家計支出に見込めない税金等の差引き額が約二〇％を占め、そのほかでは、貯金二〇％、家計への繰込みが二〇％、買物二〇％、借金返済とこずかいで二〇％となっている。

家計支出のうち食料費は二万八〇〇五円であつた。これを平均世帯人数員四・一人で、単純に算術平均すると一人六八三〇円となる。内訳は主食費一一三七円（うち米八一五円）、副食費三三七四円、し好品費一五六四円、外食費七五五円となっている。さらに、副食費をこまかくみると、野菜六五八円、魚介五八五円、肉類五〇七円、乳卵類六八七円、加工食品五八三円、調味料三五四円であり、魚介、肉類、乳卵類等の動物性蛋白質購入費の合計が一七七九円と、日割りにして一日六〇円弱にしかすぎない。しかも、家族人員別の一人一日当りの食料費は、二人世帯四〇三元（うち副食費一五五円）、三人世帯二四五円（うち副食費一三八円）、四人世帯二四一元（うち副食費一二五円）、五人世帯二二二円（うち副食費一〇〇円）、六人世帯一七九円（うち副食費九四円）となつていて、世帯人員の増加するほど、食料費、副食費ともその金額が低下している。外食費七五五円には小・中学生等の給食費、本人の昼食・夜食代、家族の外食が含まれているが、家計簿の余白には「ラーメン等はおもに駅（二交替）勤務時における昼食、職場では即席ラーメンニコが圧倒的である」というような実情の記入もされていた。

第87表 2万円賃上げかちとっても手許に残るのは6,594円
(1971年, 全国金属石川地本推計)

△与えた条件

月収8万円とすると年96万円
これに一時金5ヵ月分として年40万円
年収の総合計 136万円
この人の家族構成は、共働きの妻（収入があるので扶養家族でない）と扶養家族である子供2人としてしました。

この人が2万円賃上げになったとすると
月収は10万円で年 120万円に
一時金は5ヵ月分で50万円に
年収総合計 170万円に

△税金と社会保険料の上昇額

区 分		8万円のばあい	10万円のばあい	月平均上昇額
税金	所得 税	(年52,300円) 月割 4,358円	(年85,700円) 月割 7,141円	月割 2,785円
	地方 税 (金沢市における県・市民税)	(年29,200円) 月割 2,433円	(年47,850円) 月割 3,986円	月割 1,553円
社会保険料	健康 保 険	2,800円	3,430円	630円
	厚生 年 金	2,560円	3,136円	576円
	失 業 保 険	月割 736円	月割 920円	月割 184円
合 計		12,887円	18,614円	5,726円

△物価値上げでとり返される分

$80,000円 \times 0.8 \times (0.06 \times 2) = 7,680円$	
(月 収)	〔消費者物価指数上昇予想〕
〔消費支出は月収の80%〕	〔家計へ2倍に影響する〕

△2万円賃上げ後に残るのは

$20,000円 - 7,680円 - 5,726円 = 6,594円$	
(賃上げ額)	(税金社会保険料上昇額) (残り)

金属労働者の生活

全国金属東京地本の家計調査結果によると、七一年に約一万円のベ・アがあったにもかかわらず、七〇年一〇月との比較のうえでは、たとえば、東京都内南千住製作所での平均減収が約二万三〇〇〇円、渡辺製鋼铸造工場でも平均二万七〇〇〇円の平均減収という事情もとりあげられていて、春闘によるベ・アの一方では、不況と物価高の谷間における労働者の生活不安がうかがえる。なお、全国金属石川地本では、二万円賃上げをかちとった場合の手取り収入を第87表のごとく試算し、物価の上昇に加えて、“酷税”、社会保険料による“収奪”の大きさについて訴えている。その試算の経過のうちでは、消費者物価の

別表 消費者物価の家計に及ぼす影響

年	消費支出金額 (人口4万人以上都市勤労者)	消費者物価指数 (全国)
1965年	51,130円 (100.0)	100.0
1966年	75,979円 (148.5)	121.3

〔備考〕消費支出金額は、総理府統計局家計調査結果によると、勤労者家計の消費支出は、消費者物価指数の約2倍ふえる。

勤労者家計におよぼす影響は、公式統計の少なくとも二倍と見積もられており、つぎのように説明されている（全国金属石川地本「全国金属・石川版」、第四一八号、七二年三月一日刊行による）。

……この計算では、いわゆる物価上昇率を六％とし、その家計に影響する率を、別表によって物価上昇率の倍とみました。また、収入八万円のうち消費支出に廻されたのはそのうちの八割とし、残り二割は非消費支出（税金、社会保険料など）ないしは実支出以外の支出（貯金・生命保険料など）とみました。

このようにみますと、八万円の収入の生活をそのまま維持するとして七、六八〇円収奪されることになります。一方、酷税といわれる税金ですが、今年は所得税の減税なしと発表されて

います。これは明らかに所得水準の上昇した分だけ増税になるわけですが、八万円の人が十万円の月収になったものとして、昭和四十六年度の税率表をそのまま適用しました。なお地方税は昨年決定され、本年適用される税率を採用しました。そうしますと、所得税で二、七八三円、県・市民税で一、五五三円（金沢市の税率による）が増加することになります。また社会保険料ですが、まず健康保険は国会に改悪案として、保険料「70\1000を73\1000に、また夏冬の一時金からも10\1000を徴集する案が提出されていますが、これは試算からは除きます。すなわち現行料率表によっても、健康保険は六三〇円、厚生年金五七六円、失業保険一八四円が値上

りします。なお、この春闘で新しい社会保険料全部を労使折半から三対七にするよう要求することを全国金属の統一要求にすることにしましたが、その場合は一、六五〇円が逆に減額になります。

この他にも収奪としては前にのべた間接税があります。朝、目が覚めて電気やガスをつければ電気ガス税、頭をすっきりさせようとコーヒーを飲めば輸入税、砂糖には砂糖消費税、バスにのればガソリン消費税、道路税、会社で一服火をつければ専売益金というタバコ消費税、帰って一パイやろうものなら酒税と私たちの生活のまわりは税金、税金でがんじがらめです。しかしこれらはいくら取られるという計算が困難ですから、試算からはずしました。

さてこれらの収奪を決算すると八万円の労働者が十万円に、二万円賃上げしても残るのはおどろくなかれ六、五九四円、社会保険料を三対七にしても九、五八九円、という数字が出ます。

6 標準生活費

算出方法

最低生活費もしくは標準生活費の算出方法には、通常ロートリー方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料

第88表 東京における独身男子（18歳程度）標準生計費

(1971年4月)

区 分		金 額 等	備 考
独身男子1人1日 当り基準カロリー		カロリー 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定にかかる「日本人の栄養所要量」等を参考として、従来どおり2,820カロリーとした。
独身男子1人1日 当り食料費		円 368.79	家計調査、国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに、家計調査における1971年4月の実効価格を用いて算定した。
月 額	食 料 費	11,220円	食料費は、上欄の金額に $\frac{365}{12}$ 日をかけて算定した。 食料費以外は、総理府統計局家計調査における1971年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員数別換算乗数をかけて算定した。
	住居・光熱費	5,610	
	被服費	1,880	
	雑費	8,340	
合 計		27,050円	

第89表 世帯人員数別標準生計費（1971年4月）

(その1)

(全国)

区 分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費 住 居・光熱費 被 服 費 雑 費		10,160円	17,800円	24,180円	28,880円	31,900円
		4,690	7,840	9,450	9,810	9,950
		2,050	3,730	5,040	5,980	6,550
		7,860	16,180	21,350	24,560	25,830
合 計		24,760	45,550	60,020	69,230	74,230

(その2)

(東京)

区 分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費 住 居・光熱費 被 服 費 雑 費		11,220円	20,020円	27,400円	33,040円	36,910円
		5,610	9,400	11,380	11,830	11,980
		1,880	3,620	5,240	6,720	8,070
		8,340	16,960	23,260	28,110	31,520
合 計		27,050	50,000	67,280	79,700	88,480

〔備考〕 世帯人員数1人欄の額は、独身男子（18歳程度）の額である。

費と同額の食料費支出をおこなっている世帯の実態生計費から生活費の全体を算出するという方式である。現在発表されているものうち、人事院、各県人事委員会の標準生計費および本年鑑の前年版でとりあげた大阪総評の生計費は前者の、また厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費
これは、現在人事院の標準生計費をうばわれたい国
家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、たんに国家公務員の給与改訂資料にのみとどまるのではなく、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定にも大きな影響を与える性格をもっている。一九七一

第90表 厚生省の生活保護基準による最低生活保障水準の具体的事例

区分		4人世帯				母子3人世帯			
		35歳男（日雇） 30歳女（無職）		9歳男（小3） 4歳女		30歳女（無職） 9歳男（小3）		4歳女	
		1970年度		1971年度		1970年度		1971年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助 加算（別掲） 業種別基礎控除		円 34,137	円 24,921	円 38,916	円 28,411	円 25,349 母子加算 2,880	円 18,501 母子加算 2,800	円 28,886 母子加算 3,000	円 21,087 母子加算 3,000
業種別基礎控除		5,405	4,830	6,155	5,505				
計	世帯当たり	39,542	29,751	45,071	33,916	28,229	21,301	31,886	24,087
	1人当たり	9,886	7,438	11,268	8,479	9,410	7,100	10,629	8,029
教育扶助		430	430	490	490	430	430	490	490
住宅扶助		2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計	世帯当たり	42,772	31,481	48,361	35,706	31,459	23,031	35,176	25,877
	1人当たり	10,693	7,870	12,090	8,927	10,486	7,677	11,725	8,626

〔備考〕 このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実績が控除される場合がある。

年の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で七万九七〇〇円と
なっている（第88・89表）。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基
準となる生計費をいい、この最低生活水
準を下回るものに対しては、所得補充がおこなわれるたてまえにな
っている。第90表によると、東京など一級地の生活保護標準世帯
（夫婦と子ども二人の計四人）に対する一九七一年度支給額は月額三
万八九一六円となっている。

【参考資料】 (1)和田幸子「家計調査と生活問題」(「労働調査」一九七二年
二月号)、(2)岡田正子ほか「特集―最近における生活の変貌―都市の家計
と生活」(「労働の科学」七一年二月号)、(3)津田宏「ひろがる物価値上
げ反対闘争の条件」(「労働・農民運動」七二年一月号)、(4)福田洋「天井
知らずの消費者物価」(「社会問題月報」七二年一月号)、(5)舟橋尚道「基
準生活費の研究」(日本労働協会、七一年六月刊)、(6)「特集―生活の変貌
とその破たん」(「経済」八六号、七一年六月号)、(7)山田陽一「労働者生
活分析の視点」(「銀行労働調査時報」二五五号、七一年四月号)、(8)古賀
誠「物価・生活費上昇に伴う勤労者の将来生活不安」(「国民生活研究」一
一一二、七一年九月号)、(9)谷川宏「物価暴騰論―大幅賃上げを上回
る大幅物価上昇を斬る」(「賃金と社会保障」六九七号、七二年三月下旬
号)、(10)総評主婦の会「内職大会資料」(七二年二月刊)、(11)高物価重税反
対中央委員会編「七二年物価ハンドブック」七二年刊。

VI 農家の状態と農民の 生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数
…農家人口／専業農家と兼業農家…経営耕地
規模別農家数／専兼業別農家構成／農業従事
者と兼業従事者…農業就業人口／基幹的自家
農業従事者／兼業従事者／農家人口の異動…
農家労働力の産業間異動／農業転職者の賃金
／農家子弟学卒者の動向…農家子弟の学卒者
数／農家子弟学卒者の農業就業状況／農家子
弟学卒者の就職状況／農家経済と農家生計費
——農家経済と所得／経営規模別農家経済／
農家の費目別生計費

概

要

一、一九七一年現在で農家人口は前年比一・五％減の二五八八万人となった。総人口に対するその割合も一％減の二五％となった。

一、農家数は、前年にくらべて一・五％減り、五二六万戸となった。

一、農家の階層分化は進行を止めず、二ha以上層が増え、それ以下の中下層は全般的に減少し、とくに〇・五ha未満の最下層の減少がいちじるしい。

一、農家の兼業化はさらに拡大して全農家の八五％におよび、なかでも、その階級的性格からいえば賃労働者家庭に近い第二種兼業農家が著増し、全農家の五五％を占めるに至った。経済不況下の米の生産調整と米価据置きで上層農家にまで賃労働兼業が広がってきた。

一、農家人口の農外流出は依然としてつづき、七一年現在で農業就業人口は九六〇万人となり、全国総就業人口に占める割合は一九％に低下した。

一、農業就業人口のうち、主として自家農業に従事する基幹的労働力は七一年現在で七〇六万となったが、農業労働力の老齢化・女性化傾向はひきつづき進行している。

一、農家世帯員の兼業従事者中、恒常的に賃労働に従事する者の数は増加し、七一年には四三三万人を数えるに至った。これは全国の農家八割に一戸一人の割りで労働者が住んでいることを意味する。しかも彼らの大部分は農家における基幹的労働力である。

一、一九七一年一～八月期に農家世帯員で他産業に就職先を見つけて流出した者は前年にくらべて若干減少しているが、これは主として若年層の職業異動による流出が減少したためである。しかし、経済不況の影響も加わり、中高年齢農業就業者の転職流出は増加した。これら農業転職者の賃金その他労働条件は相対的に劣悪である。

一、七一年三月に学校を卒えて自家農業に就業した者はわずか三万人余、他は進学するか、他産業に就職した。この新規就職者は四二万人で、一九六五年の五二万人を頂点に年々減少している。といっても、全国の学卒者総数に占める農家子弟の割合は約四〇％で、年々労働市場に送りこまれる新規労働力の給源としての農村の役割はいぜんとして大きい。

一、一九七〇年度農家一戸当たり所得は一三九万円で、勤労者世帯の所得にほぼ均衡したが、所得の伸び率では後者におよばない。また、農家所得の伸びは、主として農外の賃金収入の増加によるものであった。農家の生計費支出では、飲食費の増加にぶり、教養娯楽費や自動車費などの増加が大きく、その結果、エンゲル係数は三〇を割り二八・九となった。

1 農家と農家人口

【資料】 農家人口と農家数、農家の専業・兼業別構成および経営面積広狭別構成等を包括的に調査しその統計数字を公表する資料としては、農林省統計調査部の「農業調査」（毎年二月一日現在の調査）、毎五年ごとに実施される「世界農林業センサス」（同）の結果報告がある。「農業調査」はセンサスとちがって標本調査による推計値を発表するもので、これを世界センサスの統計数字と同列に並べて年の推移をみることは、厳密に言えば問題であるが、しかしセンサス実施の年には農業調査はおこなわれないので、累年統計によって年々の推移を示すためには、これら両調査結果にもとづく統計数字を列記するほかはない。本年鑑も従来、この二つの調査結果をかかげて、農家と農家人口、農業従事者および農家構成等の推移を示してきたのである。

ところで、一九七〇年世界農林業センサスは、従来にない多角的観点から調査を実施し、その結果が七一年から現在にいたるまで、詳細な報告書となって公表されている。^{*}しかし本年鑑では、七〇年センサスの結果については七二年版（第四二集）で紹介したので重ねてふれることをせず、七一年一月一日実施の農業調査の結果を記して、ここ数年来の農家人口や農家数の推移を示すことにした。

ただし、七一年農業調査の結果については、毎年公表される『農業調査結果概要』（年報）がまだ刊行されていないので、やむなく統計調査部の作成した『昭和四六年農業調査結果概要』（一九七一年七月三一日付農林水産統計速報）の統計を使用することにした。なお、この速報の数字は統計調査部編『ポケット農林水産統計』（七二年三月刊）にも掲載されている。

* 一、農林省統計調査部 一九七〇年世界農林業センサス『結果概要』I、

IV

- 二、同『農家調査報告書——農家・人口編』
 - 三、同『農業集落調査報告書』
 - 四、同『農家調査報告書——生産手段編』
 - 五、同『農業構造動態統計報告書——基礎統計編』、同『事後調査・規模拡大農家編』、同『事後調査・規模縮小農家編』
 - 六、同『農家以外の農業事業体調査報告書』
 - 七、同『経営部門別農家統計報告書——耕種編』、同『畜産・養蚕編』
 - 八、同『市町村別統計書——農業編』（全四六巻）、同『林業編』（全四六巻）
- なお、右のほか数冊の刊行が予定されており、完結すると二〇種全一〇巻の報告書になるといわれる。

1 農家人口と農家数

農家人口 全国の総農家人口数は年々減少をつづけてきたが、一九七一年一月一日現在で二五八八万人となり、前年にくらべ一・五％の減少となった（第91表参照）。全国総人口に対する農家人口の割合も年々減少してきたが、七一年で二五％を割った。

第91表 農家人口と農家数の推移

(単位：1000戸・人，％)

	農家人口	同 指 数	総人口に対する農家人口の割合	男女別農家人口の割合		農家数	同指数	農家1戸当り人数
				男	女			
1966年12月 1	28,602	108.8	28.9	48.5	51.5	5,500	103.0	5.20
67. 12. 1	27,878	106.1	27.8	48.5	51.5	5,419	101.4	5.14
68. 12. 1	27,190	103.5	26.8	48.6	51.4	5,951	100.2	5.1
70. 2. 1	26,282	100.0	25.3	48.3	51.7	5,342	100.0	4.9
71. 1. 1	25,876	98.5	24.9	48.3	51.7	5,261	98.5	4.9

〔備考〕 1) 1970年は農業センサス，他の年は農業調査による数値である。ことわりのないかぎり以下同じ。

2) 農家人口には住みこみの雇人をふくまない。

3) 農業調査には例外規定農家は含まないが，1971年調査のみ含まれる。

4) ラウンドの関係で内訳の合計・割合等一致しないこともある。以下同じ。

5) 農林省統計調査部『農業調査報告』，『農業センサス』，『ポケット農林水産統計』により作成。

農家一戸当りの世帯員数は前年と変わらないが、五人以下である。一九五〇年の六・一人にくらべると一戸当り一人以上の減少である。

男女別に農家人口の割合をみると、七一年は前年と変わらず、男子四八%に対し女子五二%で、この五年間の両者の減少率をみると、男子の方が女子よりいくぶん大きい。

一九七二年一月一日現在の農家総数は五二六万戸で、前年より一・五%の減少であった。

2 専業農家と兼業農家

経営耕地規模別農家数

都府県（北海道をのぞく全国）の農家をその経営耕地の大小別に階層分けし、一九六

六年より七一年までの階層構成の推移を示したのが第92表である。この表からわれわれはつぎの諸点を指摘することができる。

(1) 一九六八年までは、一・五ha以上層はすべて増加したのに対し、それ以下の階層はすべて（実数・構成比とも）減少した。七〇年以後は、分化の基軸が一段上昇し、二ha以上層のみが増加し、それ以下のすべての階層が減少するに至った。

(2) 一九七一年の前年に対する変化をみると、どの階層よりも〇・五ha未満の最下層零細農家の減少がいちじるしい。これについて〇・五〜一・〇ha層の減少がいちじるしい。そしてこれと対照的に、二ha以上の最上層の増加が顕著である。

いずれにしろ、一九六八年を境に、二haを分化基軸として、それ

第92表 経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

		総 数	0.5ha未満	0.5～1ha	1～1.5ha	1.5～2ha	2 ha以上
農 構 家 成 数 比 (千戸) (%)	1966年12月 1 ①	5,317 (100.0)	1,978 (37.2)	1,705 (32.1)	938 (17.6)	416 (7.8)	280 (5.3)
	1967. 12. 1 ②	5,243 (100.0)	1,953 (37.2)	1,662 (31.7)	925 (17.6)	414 (7.9)	289 (5.5)
	1968. 12. 1 ③	5,181 (100.0)	1,954 (37.7)	1,609 (31.1)	906 (17.5)	415 (8.0)	297 (5.7)
	1970. 2. 1 ④	5,176 (100.0)	1,999 (38.6)	1,604 (31.0)	868 (16.8)	404 (7.8)	301 (5.8)
	1971. 1. 1 ⑤	5,101 (100.0)	1,918 (37.6)	1,588 (31.1)	870 (17.1)	402 (7.9)	323 (6.3)
対 増 前 減 年 (千戸)	② — ①	△ 74	△ 25	△ 43	△ 14	△ 2	9
	③ — ②	△ 62	△ 1	△ 53	△ 19	△ 1	8
	⑤ — ④	△ 75	△ 81	△ 16	△ 2	△ 2	22

- 〔備考〕 1) △印はマイナスを示す。
2) カッコ内は構成比。
3) 資料は前表に同じ。

第93表 専兼業別農家数の推移

(単位：1000戸，%)

	総農家数	専業	兼業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
1966年12月 1	5,500 (100.0)	1,151 (20.9)	4,347 (79.0)	1,833 (33.3)	2,514 (45.7)
1967. 12. 1	5,419 (100.0)	1,151 (21.2)	4,268 (78.8)	1,679 (31.0)	2,589 (47.8)
1968. 12. 1	5,351 (100.0)	1,071 (20.0)	4,279 (80.0)	1,666 (31.1)	2,613 (48.8)
1970. 2. 1	5,342 (100.0)	831 (15.6)	4,510 (84.4)	1,802 (33.7)	2,709 (50.7)
1971. 1. 1	5,261 (100.0)	798 (15.2)	4,462 (84.8)	1,566 (29.8)	2,896 (55.0)

- 〔備考〕 1) 1966年には調査しなかった一部地域（北海道の約2,000戸）を含めてあるため内訳一致せず。
 2) 資料は前表に同じ。

第94表 家としての主な兼業種類別農家数

		兼業農家 総 数	雇 わ れ 兼 業				自営兼業
			計	恒常的勤務	出 稼 ぎ	人夫・日雇	
農家数 (千戸)	1967年12月 1 ①	2,289	1,902	1,080	140	682	387
	68. 12. 1 ②	2,279	1,905	1,062	151	692	374
	70. 2. 1 ③	1,802	1,612	726	151	735	190
	71. 1. 1 ④	1,566	1,430	656	144	630	136
構 成 比 (%)	①	100.0	83.1	47.2	6.1	29.8	16.9
	②	100.0	83.6	46.6	6.6	30.4	16.4
	③	100.0	89.5	45.0	8.4	40.8	10.5
	④	100.0	91.3	41.9	9.2	40.2	8.7
対前 年増減 (千戸)	② — ①	△ 10	3	△ 18	11	10	△ 13
	④ — ③	△ 236	△ 182	△ 70	△ 7	△ 105	△ 54

〔備考〕 資料は前表に同じ。

以上の少数上層農家の増加とそれ以下の中下層農家の全般的減少という特徴的傾向が貫いており、つぎにみるように、これは賃労働兼業の拡大にともなう農民の広範なプロレタリア化の進行を物語るものである。

専業別農家構成

一九七一年、専業農家は前年度よりさらに減少してその割合は一六%から一五%に低下した。兼業農家は逆にそれだけ実数と割合を増大せしめたのである。

すなわち、兼業農家の割合は八四%から八五%に。また、兼業農家のうちで、農業を従とする第二種兼業の実数と割合が一段と増大した。すなわち、七〇年の五一%から七一年の五五%。これら第二種兼業農家の多くのものは、名は農家であっても実質的には賃労働者あるいはサラリーマン家庭であり、小土地所有と零細農業から完全に離脱しきれないプロレタリア家族なのである(第93表参照)。

では、その兼業農家の家族が従事する兼業とはどのような内容のものであるか。第94表「家としての主な兼業種類別農家数」はそれを示す。すなわち、一九七一年において、家としての主な兼業の圧倒的部分(九一%)は雇われ兼業(恒常的勤務・出稼ぎ・人夫・日雇等の賃労働)であり、商工業等の自営を内容とする兼業は一割にも満たない。賃労働兼業の比重は年とともにますます大きくなってきたことはここに掲げた統計をべつすればわかる。なお、一九七一年の兼業農家の種類別構成比において特に目立つ点は「出稼ぎ」の比率が高まっていることである。これは、七〇年秋よりはじまった日本経済の一般的不況の影響に加え、農業部面では米の不作と減反(生産制限)が重なり、農家経済が悪化し、これら諸要因の複合的影響のもとに、東北・北陸・北海道などの米作農家を中心に出稼ぎ者が増

えてきたことを示すものであろう(もともと、先に「資料」の項で注意したように、一九七〇年と七一年の農林省調査はその調査方法を異にしているので、この兩年の統計数字の比較から直ちに一定の確定的結論をひきだすことは差しひかえなければなるまい。なお、出稼ぎ者その他兼業従事者について次項で記すことを参照されたい)。

3 農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

第95表によつて一九六七年からの農業従事者数の推移、総就業人口に対するその割合の変化をみよう。農業就業人口の減少傾向と、総就業人口の増加傾向はいぜんとしてつづいており、七一年において農業就業人口は一〇〇〇万人を下回り(九六〇万人)、その割合は一九%となった。その減少率をみると、七一年は前年比六%減で、六八年の前年比四%減より高まっている。

つぎに農業従事者数の推移を男女別にみると、両方とも実数は減少しているが、七一年においてはとくに女子の減少率が高い(男子五%に対し女子八%)。これは農家婦人の農外賃労働就業場面への進出が増加していることを反映するものである。またこの結果、ごくわずかであるが、農業就業人口に占める女子の割合が減少し、七〇年まで一貫して増大しつづけてきた傾向とは逆の動きを示すに至ったことは注目される。

第95表 男女別農業就業人口

(単位：10,000人，%)

		総 就 業 人 口	農 業 就 業 人 口				男 女 比		
			総 数	総就業人口に 対する割合	男	女	男	女	
1967年	①	4,920	1,058	21.5	428	630	40.4	59.6	
68	②	5,002	1,013	20.3	408	605	40.3	59.7	
70	③	5,094	1,025	20.1	397	628	38.8	61.2	
71	④	5,114	960	18.8	378	581	39.4	60.6	
対前年増減	実 数 {	②	82	△ 45	—	△ 20	△ 25	—	—
		④	20	△ 65	—	△ 19	△ 47	—	—
	率 {	②／①	1.7	△ 4.3	—	△ 4.7	△ 4.0	—	—
		④／③	0.4	△ 6.3	—	△ 4.8	△ 7.5	—	—

〔備考〕 総就業人口は15歳以上「労働力調査報告」によるもの。農業就業人口は農林省各年「農業センサス」「農業調査」の結果によるもの。

第96表 基幹的自家農業従事者数

(単位：1,000人)

	計		男		女	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
1960年2月1	11,750	100.0	5,515	46.9	6,235	53.1
65. 2. 1	8,941	100.0	4,191	46.9	4,750	53.1
70. 2. 1	7,048	100.0	3,222	45.7	3,826	54.3
71. 1. 1	7,061	100.0	3,171	44.9	3,891	55.1

〔備考〕 1) 基幹的自家農業従事者とは、16歳以上の世帯員で、ふだん主として自家の農業に従事した者をいう。

2) 農林省各年「農業センサス」「農家調査」の結果による。

基幹的自家農業従事者 農家にあ
主として自家の農業に従事する者 主として自家の農業に従事する者
（七〇年世界農林業センサスにおける基幹的農業従事者すなわち「農業就業人口のうち仕事を主とするもの」に相当——
本年鑑第四二集一六六ページ第92表参照）は、七〇年まで年々減少しつつ
増えてきたが、七一年にはごく少数な
がら増加した（第96表参照）。これは
女子の基幹的自家農業従事者が少数
ながら増加したことによる。この結
果、主として農業に従事する基幹労
働力としては、いぜんとして女子の
比率が大きくなりつつあることがみ
とめられる。

なお、農業労働力の老齢化・女性
化の傾向は最近までひきつづき進行
している。すなわち、主として農業
に従事する基幹的労働力のうち女子
の占める割合は、一九六〇年五三％
であったが七一年には五五％となっ
た（前掲第96表）。また年齢構成でみ
ると、男子労働力のうち六〇歳以上
の老人層の占める割合は、一九六三

第97表 兼業種類別兼業従事者数

(単位：1,000人)

	兼業従事者数	雇われ兼業			自営兼業		
		計	男	女	計	男	女
1960年2月1	6,366	4,111	—	—	* 2,357	—	—
65. 2. 1	7,782	6,128	—	—	1,719	—	—
70. 2. 1	8,583	7,102	4,708	2,393	1,650	1,042	609
71. 1. 1	8,450	6,796	4,509	2,287	1,654	969	685

〔備考〕 1) 「兼業従事者」とは16歳以上の世帯員で年間30日以上他に雇われて仕事をした者をいう。
2) * 印は延べ人数である。
3) 農林省各年「農業センサス」「農業調査」の結果による。

第98表 雇われ兼業種類別従事者数

(単位：1,000人)

	計	主に恒常的職員勤務	主に恒常的賃労働勤務	主に出稼ぎ	主に日夫・日雇
1960. 2. 1	4,111	1,888	1,645	179	1,099
65. 2. 1	6,128	1,606	1,882	550	2,090
70. 2. 1	7,102	1,653	2,524	408	2,517
71. 1. 1	6,796	1,711	2,629	352	2,104

〔備考〕 1) 1人で2種類以上の雇われ兼業に従事している場合、従事日数の最も多いものに分類して計上されている。ただし60年は収入の最も多いものに分類された。
2) 農林省各年「農業センサス」「農業調査」の結査による。

年の一〇％から七一年には一二％へ増大したのに対し、二〇～三四歳の青壮年層は一二％から七％に減少した。女子においては、六〇歳以上層が六％から九％に増大したのに対し、二〇～三四歳層は一八％から一一％へ減少した（農林省「農家就業動向調査」による。昭和四六年『農業の動向に関する年次報告』中「農業就業構造の変化」による）。

兼業従事者 農家世帯員であつて他産業の仕事に従事した兼業従事者に関する統計表をみると（第97・98表）、つぎの諸点を指摘できる。

(1) 兼業従事者は七一年においてわずかに減少したが、それでも総数八四五万人を数え、このうち「雇われ兼業」従事者は六八〇万人である。これは同年の農家数五二六万戸からみると、全国の農家世界員中には一戸当り平均一・六人の賃労働従事者（年間三〇日以上兼業に従事した者）がいたことを示している。

(2) 雇われ兼業従事者を男女別にみると、七一年においては、男子数が女子のほぼ二倍であつた。

(3) 雇われ兼業を種類別にみると、「主に恒常的職員勤務」が一七十一万人、「主に恒常的賃労働勤務」が二六三万人、この両者を合わせたもの四三三万人（雇われ兼業全体の六四％）。これは農業のかたわら賃労働に従事するという性格のものではなく、労働者またはサラリーマンとして年間を通じて他産業で働く者である。一九七一年には、この種の恒常的賃労働者が増加した。こういう恒常的賃労働関係のもとにある農家所帯員は全国農家一戸当

りで平均〇・八人存在する。換言すれば全国農家の八割に一戸一人の割りで賃労働者が暮らしているということである。これら兼業従事者の大半は在宅通勤の形で農村内外の工場・事務所・学校・官公署等で働いているのである。

(4) 出稼ぎと日夫・日雇など、臨時的性格の兼業は、七一年には前年にくらべ減少した（これが、どこまで経済不況による雇用機会の減少にもとづくものか、あるいは前年度と調査方法がちがったために生じた統計上の減少によるものか、それはいま確認することができない）。

4 農家人口の異動

【資料】 農林省は毎年『農家就業動向調査』報告書を刊行するほか、「農林水産統計速報」を公表して農家人口の社会的自然的異動とその増減等について詳細な報告をおこなっている。本年鑑はこれまで、主として右の資料を用いて農家人口の職業異動（他産業への就職転出と離職転入）を記録してきたが、本年は七一年度の人口異動統計が未だ発表されていないので、やむなく七一年一～八月間の調査結果をとりまとめて発表している「農林水産統計速報」および『農業の動向に関する年次報告』（一九七一年度）を利用して最近の就業動向を概観することにする。

農家労働力の産業間異動 一九七〇年一カ年で農家世帯員中他産業に就職した者は八一万人で、他産業から離職して農家に転入した者は二〇万人、差引き六一万人が農家

第99表 農家労働力の産業間異動状況

		1970年 実数 (千人)	対前年増減 (△) 率 (%)			構成比 (%)		年初人口に対する 就職者の割合 (%)	
			69年	70年	71年1～ 8月	65年	70年	70年 1～8月	71年 1～8月
他産業への就職者	総数	805.8	1.6	0.8	△ 3.4	100.0	100.0	2.2	2.2
	年齢別								
	19歳以下	501.4	△ 5.1	△ 6.8	△ 5.9	71.5	62.2	5.1	5.1
	20～34歳	170.9	20.5	9.6	△ 4.1	18.2	21.2	2.0	2.0
	35歳以上	133.4	16.7	25.6	22.6	10.3	16.6	0.4	0.4
	男子	402.4	1.0	0.7	△ 2.2	51.6	49.9	2.3	2.3
	農業既就業者	205.5	21.2	21.7	3.3	20.3	25.5	0.9	1.0
就職形態	転出	316.4	△ 2.5	△ 4.1	△ 1.6	48.3	39.3	—	—
	通勤	489.4	4.7	4.1	△ 5.0	51.7	60.7	—	—
他産業からの離職還流者	総数	196.9	△ 2.8	△ 3.9	△ 4.0	100.0	100.0	—	—
	うち還流後農業就業	80.6	△ 2.9	△ 6.4	△ 10.6	46.5	40.9	—	—

〔備考〕 1) 対前年増減率の1971年1～8月は前年同期（1～8月）に対する増減率である。
2) 農林省「農家就業動向調査」の結果による。農林省『農業の動向に関する年次報告』（昭和46年度）より引用。

から資本主義的労働市場へ追加労働力として新しく送りだされたのであった(本年鑑第四二集一七〇ページ既報)。では七一年はどうであるか。第99表によれば、七一年一〜八月期に他産業に新たに就職した者は前年同期に比して三・四%の減少を示している。これを年齢別にみると、一九歳以下の若年層の減少が最もいちじるしく(六%)、二〇〜二四歳層も減少(四%)しているのに対し、三五歳以上の中高年齢層だけは二三%と大きく増加している。これは、一般的にいつて、七〇年後半期からつづいている経済不況にともなう労働力需給の緩和(求人倍率の低下)の影響をうけて農家世帯員の就職数が全体として減少したためであり、他面、進学率の上昇により農家の若年層労働力の供給が停滞ないし減少傾向におちいったことの反映である。

若年層の他産業就職者の減少と中高年齢層の増加——というこの傾向はすでに一九六九年ころからみとめられる特徴的な傾向で(前掲第99表をみよ)、三五歳以上層の就職はその多くが農業既就業者の非農業就業者(雇用者)への転化を内容としている。これは主として農家の世帯主(男子)と主婦の中高年齢者の転職である。統計表はかかげないが、一九七〇年中に他産業に新たに就職した男子世帯主は、前年より二三%増の六万八〇〇〇人となり、女子三五歳以上層は三一%増の六万二〇〇〇人であった。同じ七〇年中、農家世帯員のなかで他産業に新たに就職した新規学卒者は、卒業者数じたいが減少したうえに、進学率の向上で前年にくらべて四%減少して四九万三〇〇〇人であった。この傾向が不況下の七一年にひきつがれ、いっそう顕著になったのである(農家子弟の新規学卒者の就職動向については、次項で記述する)。

なお、前掲第99表によって就職形態別に農家労働力の就職状態を

みると、「転出」にくらべ「在宅通勤」がいぜんとして大きな割合を占めている。七一年一〜八月期には、在宅通勤の比重はいくぶん小さくなっているものの、いぜんとして全体の六割を占めていることがわかる。

最後に、最近の農家労働力の異動の特徴的傾向について、前記の『農業の動向に関する年次報告』はつぎのようにのべている。

(一九七〇年後半期以降の一般的不況下において)労働力需給が緩和しているにもかかわらず、出かせぎ者を含めて依然(農業既就業者の他産業への転職者は)増加しており、その動向は(昭和)四〇年の不況と異っている。すなわち、農業既就業者から他産業に転職する傾向は従来から一貫して続いていたが、四〇年の不況の際にはそれが緩慢となったのに対し、四五〜四六年の景気の停滞に際しては、農業所得の伸びが停滞していることもあって、農業既就業者の他産業への転職が増加を続けている。その結果、農業就業人口の減少は、農家戸数の減少が停滞的であるにもかかわらず、従来以上に加速化する傾向にあり、四五年度には前年の減少率を上廻る五・九%減の八一万人となった。この減少傾向は四六年度にはいっても引き続いている。

農業転職者の賃金

他産業に転職就業する農家労働力のうち、とくに中高年齢層が増加しつつある最近の傾向に関連して、彼らの労働条件の特徴を示す官庁調査の結果を紹介しておこう。

労働省が一九七〇年七月現在でおこなった「農業転職者就業実態調査^{*}」の結果報告によれば、転職者の就業先事業所の規模は三〇〇人未満の中小企業が全体の八割を占め、大企業への就業者はわずかに二割にすぎなかった(就業者数「三〇人未満」が全体の三五%、「三〇人以上一〇〇人未満」が二七%、「一〇〇人以上三〇〇人未満」が二二%である)。

^{*} 調査・集計の対象となった事業所数二六八一所、個人(男子)数三三七

第 100 表 製造業男子生産労働者の賃金（全国，1970年）

（単位：1,000円）

			年 齢 別（旧小，新中卒）			
			35～39 歳	40～49	50～59	60歳以上
中途採用者の初任賃金(A)	月 給		58.8	57.7	51.5	42.6
	年 間 賞 与		14.7	13.4	12.8	11.5
	年 収		720.3	705.8	630.8	522.7
若年時からの勤続者(B)	月 給		74.1	70.8	71.4	58.1
	年 間 賞 与		179.5	178.6	141.4	108.6
	年 収		1,068.7	1,028.2	998.2	805.8
		(勤続年数)	(15～19年)	(20～29年)	(30年以上)	(30年以上)
(A)／(B) (%)	月 給		79.4	81.5	72.1	73.3
	年 間 賞 与		8.2	7.5	9.1	10.6
	年 収		67.4	68.6	63.2	64.9

〔備考〕 1) 従業者数10～99人規模の企業における賃金である。
2) 資料は労働省『賃金構造基本調査』。

三人である。農業転職者数の割合を就職先産業別にみると、製造業五一％、建設業一二％、サービス業九％、卸小売業九％、運輸通信業八％である。また年齢別にみると、二五歳未満六％、二五～三五歳二〇％、三五～四五歳四一％、四五～五五歳二四％、五五歳以上九％で、中高年齢者の割合が圧倒的に大きく、また全体の八六％が農家の世帯主である。

これら農業転職者全体の税込み賃金（賞与を除く）月額平均は四万八三九〇円で、このうち三〇人未満規模事業所の平均は四万五五九〇円、三〇～一〇〇人規模平均では四万八二〇〇円である。なお、農業転職者の就業した事業所の六二％までが、前述のとおり一〇〇人未満規模の小企業であったが、これを同じ年度、同じ規模の製造業男子労働者の賃金と比較するため、一九七〇年度の労働省「賃金構造基本調査」の結果をかげよう（第100表）。これによれば、従業者一〇～九九人規模企業の男子労働者のうち、中途採用者の三五～四九歳層の初任給賃金は年収七〇万円前後であり、若年時より勤続している同一年齢層のそれにくらべ七割以下の水準である。中高年齢の農業従事者が転職する場合、その勤め先の多くは中小企業で、しかも中途採用者としてその賃金はこの程度に低い水準にある。

5 農家子弟学卒者の動向

【資料】 農林省は「農家就業動向調査」の一環として、毎年三月に新しく学校を卒業した農家の子弟について、四月三〇日現在における卒業後の状態を調査し、その結果を『農家子弟の新規学卒者

の動向』として刊行している。調査の内容は、卒業生数、卒業後の農業就業状況、他産業への就職状況、進学者の状況等であるが、他産業就職者については就職先の産業種類、勤務先企業の企業規模、勤務形態としての「転出」「通勤」の別等各側面にわたっており、これらについて詳細な報告がなされている。

なお、新規学卒者の卒業後の状態については、文部省も一九四八年いらい全国の学校について調査し、その結果を公表している。この「学校基本調査」は毎年五月一日現在の卒業者の状態を調査するものであるが、「農業就業者」について農林省調査と若干の点で相違している。たとえば①農林省は調査対象を「農家の子弟」に限定しているが、文部省は農家子弟にかぎらず農業に就業した学卒者全部を対象にしている。②農林省は「主に自家農業に就業した者」に限定しているが、文部省は種苗会社などに就職した者をも農業就業者に含めている。したがって両者の学卒農業就業者数にはいくぶん食いちがいを示している。

農家子弟の学卒者数

一九七一年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟の総数は一一三万人をかぞえ、

前年にくらべ三万人、約三%の減となった（第101表）。このうち「高卒」および大学などを出た「その他卒」は前年にくらべ、ほとんど変りないが、「中卒」は前年の六二万人から五九万人へ、すなわち五%近く減少した。農家子弟の卒業生数は、近年、農家世帯員数の減少と出数生の減少とが作用して減少傾向を示してきたが、進学率の上昇によって「高卒」はその減少率が若干ゆるやかであり、大学・短大等卒業者はむしろ増加傾向にある。

なお、農家子弟学卒者の全国卒業生総数に占める割合をみると、

第101表 農家子弟の学卒者数

(単位：1,000人，%)

		総数	中卒	高卒	その他卒
実数 (構成比)	1969年3月卒 ①	1,217 (100.0)	664 (54.6)	486 (40.0)	67 (5.5)
	1970. 3 ②	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.1)	70 (6.0)
	1971. 3 ③	1,130 (100.0)	589 (52.1)	470 (41.6)	71 (6.3)
増減数 対前年	②－①	△ 55	△ 45	△ 13	3
	③－②	△ 32	△ 30	△ 3	1
増減率 対前年	②／①	△ 4.5	△ 6.8	△ 2.7	4.5
	③／②	△ 2.8	△ 4.8	△ 0.6	1.4

- 〔備考〕 1) 「その他卒」は大学、短大、各種学校の卒業生である。
2) 卒業生は卒業前通学が主であったもの。
3) 資料は農林省統計調査部昭和46年『農家子弟の新規学卒者の動向』（4月30日調査結果）である。

「中卒」では、三六%（一九六七年三八%）、「高卒」では三五%（六七
年三三%）で、農家世帯員数の減少にかかわらず、全国卒業生総数
に占める割合はいぜんとして大きい。これは、現在の学卒者の出生
当時、農家の出生率が相対的に高かったことにもよるものである。

農家子弟学卒者の農業就業状況

一九七一年三月の卒業生で、新
たに自家農業に就業した者（農

第102表 農家子弟卒者の農業就業状況

(単位：1,000人，%)

	農 業 就 業 者				中 卒				高 卒				
	総 数	男		女	総 計	男		女	総 計	男		女	
		計	あとつぎ			計	あとつぎ			計	あとつぎ		
実 数 (構 成 比)	1969年3 卒①	48 (100.0)	34 (70.8)	23 (48.9)	14 (29.2)	13 (27.9)	9 (17.9)	4 (8.8)	5 (10.1)	32 (66.4)	23 (49.2)	18 (37.4)	8 (17.2)
	1970. 3 ②	37 (100.0)	26 (70.7)	18 (49.1)	11 (29.3)	10 (25.7)	5 (14.6)	3 (6.8)	4 (11.1)	25 (66.7)	19 (50.9)	14 (39.0)	6 (15.4)
	1971. 3 ③	32 (100.0)	24 (75.0)	17 (53.1)	8 (25.0)	7 (21.9)	4 (12.5)	2 (6.3)	3 (9.4)	23 (71.9)	18 (56.3)	14 (43.8)	5 (15.6)
農 業 就 業 率	1969. 3	8.3	11.7	18.5	4.9	8.8	11.2	19.0	6.3	8.7	12.7	19.7	4.5
	1970. 3	7.0	9.8	15.5	4.1	8.1	9.3	14.8	6.9	7.0	10.7	16.7	3.3
	1971. 3	6.5	9.7	15.9	3.3	7.2	9.6	17.7	5.1	6.9	10.7	17.5	3.0
対増 前減 年率	②／①	△ 22.9	△ 23.5	△ 21.7	△ 21.4	△ 23.1	△ 44.4	△ 25.0	△ 20.0	△ 21.9	△ 17.4	△ 22.2	△ 25.0
	③／②	△ 13.5	△ 7.7	△ 5.6	△ 27.3	△ 30.0	△ 25.0	△ 33.3	△ 25.0	△ 8.0	△ 5.3	0.0	△ 16.7

〔備考〕 1) 農業就業率は、進学を除く卒業生数のなかで農業就業者のしめる割合である。
2) 資料は前表に同じ。

業就業者) は三・二万人で、前年にくらべ一四％減少した(第102表)
これは農家子弟卒業生総数のわずか二・八％に当たり、前年の割合
三・二％よりさらに減少した。農業就業率(進学者をのぞく卒業生中、
農業就業者のしめる割合)は六・五％と、前年(七・〇％)よりさらに
低下した。

これを男女別にみると、三・二万人の農業就業者のうち、男子は

七五％、女子は二五％となっているが、男子は「あとつぎ」の割合
が高い。また卒業学校別にみると、「中卒」は〇・七万人で前年よ
り三〇％も減り、農業就業者全体に占める割合も低下して二二％と
なった。「高卒」の農業就業者は二・三万人、前年比八％の減とな
ったが、農業就業者全体に占める割合は前年にひきつづき若干高ま
って七二％となった。「その他卒」は〇・二万人で前年よりわずか

第 103 表 新規学卒者の経営耕地規模別農業就業率
(単位：%)

	農 業 就 業 率			「高卒」と「その他」 の占める割合
	69年 3 卒	70年 3 卒	71年 3 卒	
都府県総数	8.0	6.3	5.9	79.4
0.5ha 未満	1.1	1.3	0.9	57.1
0.5 ～ 0.7	3.7	3.2	2.7	73.7
0.7 ～ 1.0	6.6	4.4	3.6	70.0
1.0 ～ 1.5	10.9	8.6	7.7	74.6
1.5 ～ 2	17.2	14.1	14.9	85.5
2 ha 以上	31.1	22.7	20.6	85.5

〔備考〕 資料は前表に同じ。

ながら減少した。いずれにしろ、総数一一三万人の農家子弟学卒者のうち男子・あとつぎ・高卒を中心に農家にとどまり自家農業に就業したもののわずか三万人という数字は、現在の日本の農業のおかれている状態を象徴的に示している。

農家子弟新規学卒者の農業就業率を、その子弟の属する農家の経営耕地規模別にみると（第103表）、規模が大きくなるほど農業就業率が高くなっており、とくに2ha以上層において高い（一九七一年三月卒で二一％）のは当然のことであるが、また上層農家には「高卒」および大学など「その他卒」の就業率が高いことは注目されてよい。農家全体を通じて、1ha未満の下層兼業農家の子弟は、学校を卒業するとほとんどすべての者が上級学校へ進学するか、あるいは他産業へ向かって流出し転職している現状である。農家労働力における新卒者補充率は、2ha未満層ではないずれも二％未満であり、

2ha以上層においてわずかに二・六％である。

農家子弟学卒者の就職状況

農家子弟学卒者総数のうち、自家農業その他自営業に就業したものをの

ぞく他産業就職者は四二万人を数える（第104表）。この数は、農家世帯員数の減少と出生率の低下によって一九六五年の五二万人をピークとして年々減少傾向をたどってきた。

(1)まず就業形態別に子弟の就職状況をみると、一九七一年においては、家を離れて就職した「転出」が五三％で、家にいたまま就職している「通勤」をいくぶん上回っている。また卒業学校別にこれを見ると、「高卒」の占める割合は年々大きくなり、七一年には全体の六九％を占めている。

(2)「中卒」と「高卒」による就職形態の特徴をみると、「中卒」の大部分（七九％）は「転出」で、とくに女子の「転出」は八四％という高い割合を示している。これに対し「高卒」は「中卒」ほどいじらしい特徴はなく、「転出」「通勤」ともほぼ相半ばしている。ただ、男子において「転出」が「通勤」よりやや多く、女子にあつてはこれと反対に、「通勤」が「転出」をいくぶん上回っている。

(3)就職先を産業別にみると、製造業の割合がもっとも大きく（四四％）、卸小売業（一九％）、サービス業（二五％）がこれにつぎ、建設業（六％）、運輸通信業（四％）、その他となっている。製造業のなかでは、化学・金属・機械の重化学工業部門の比重が大きく（二六％）、繊維工業は一％である。しかしこれを男女別学校別にみるとつぎのような特徴的配分を示している。

男子は化学・金属・機械工業と建設部門への就職が多く、これと対照的に、女子は繊維と卸小売業およびサービス業への就職が多い。

第104表 農家子弟学卒者男女別就職状況

(単位：%)

	総数	総	就職形態		建設業	製 造 業		卸小売業	運 輸 通信業	サービス業	その他				
			転 出	通 勤		小 計	織 維					化学・金 属・機械			
卒業者総数	総数 { 1970年 71 男 { 1970 71 女 { 1970 71	万人 (45.0) 100.0 (42.1) 100.0 (22.0) 100.0 (20.4) 100.0 (23.0) 100.0 (21.7) 100.0	53.0	47.0	6.7	45.0	10.5	27.0	16.9	4.3	15.1	12.0			
			53.4	46.6	5.8	44.2	10.7	25.7	18.5	3.7	15.0	12.7			
			57.1	42.9	12.1	47.2	3.2	35.9	12.5	5.4	9.8	13.5			
			57.5	42.5	11.2	48.4	3.7	36.4	12.8	4.3	9.9	13.2			
中	総数 { 1970年 71 男 { 1970 71 女 { 1970 71	(10.0) 100.0 (8.0) 100.0 (4.8) 100.0 (3.6) 100.0 (5.2) 100.0 (4.3) 100.0	75.5	24.6	14.0	59.9	27.8	25.8	6.8	1.9	15.6	2.0			
			79.1	21.0	11.4	62.5	30.7	24.0	8.3	1.6	13.7	2.3			
			68.9	31.1	28.8	48.7	5.6	35.8	7.2	2.1	11.0	2.9			
			73.6	26.4	25.0	52.7	5.5	37.4	9.3	1.9	7.7	3.6			
卒	男 { 1970 71 女 { 1970 71	(5.2) 100.0 (4.3) 100.0	81.4	18.6	0.2	70.4	48.5	16.1	6.4	1.7	19.9	1.5			
			83.8	16.5	0.2	71.0	52.0	12.5	7.7	1.4	18.6	1.4			
			高	総数 { 1970年 71 男 { 1970 71 女 { 1970 71	(30.1) 100.0 (29.1) 100.0 (14.5) 100.0 (14.0) 100.0 (15.6) 100.0 (15.1) 100.0	48.8	51.2	4.3	41.8	5.6	28.2	20.7	5.5	12.9	14.9
						50.1	49.9	4.2	41.6	5.9	27.4	22.0	4.5	12.5	15.2
56.6	43.4	6.8				47.5	2.5	36.3	14.5	7.0	8.1	16.2			
57.0	43.0	7.6				49.6	3.4	37.5	14.1	5.4	8.2	15.3			
卒	男 { 1970 71 女 { 1970 71	(15.6) 100.0 (15.1) 100.0	41.4	58.5	1.9	36.7	8.3	20.8	26.4	4.0	17.3	13.7			
			43.7	56.3	0.9	34.1	8.3	18.2	29.5	3.8	16.4	15.4			

学校別にみると、「中卒」は製造業への就職が圧倒的に多く、「中卒」全体の六三％）、ついでサービス業が多い。「中卒」の男子では、化学・金属・機械工業と建設業への就職割合が高く、女子は繊維工業とサービス業の割合が高い。「高卒」の男子は、化学・金属・機械工業への就職割合が高い点では「中卒」と変りないが、建設業の割合は小さい。女子の「高卒」は卸小売業の割合が最高で（三〇％）、また製造業のなかでは繊維より化学・金属・機械工業の割合が大きい。男女全体として「高卒」は「中卒」にくらべると製造業など生産諸部門への就職割合が小さく、卸小売業やサービス業など第三次産業への就職割合が大きくなっている。「中卒」に生産部門のブルーカラーが多く、「高卒」に流通・サービス部門のホワイトカラーが多いというこの特徴は、近年の農家子弟学卒者の就職にみられる特徴的傾向である。

なお（統計は示さないが）、全国の学校新卒者のうち、農家子弟の占める割合は「中卒」三九％、「高卒」四一％であり——この割合は近年変化していない——農家子弟は年々労働市場に送りこまれるわが国新規学卒労働力のいぜんとして重要な給源であることを示している。

最後に農家子弟学卒者が就職した企業の規模についてその特徴を示す第105表をかかげる。これによると、五〇〇人以上雇用の大企業に就職した農家子弟の割合は総数（大学卒業を含まず）の四〇％であり、全国学卒者の四二％にくらべるとやや小さい。一〇〇～四九九人規模の企業では、全国学卒者の三一％に対し、農家子弟は二三％と、かなり小さい。逆に一〇〇人以下になると農家子弟の就職割合が相対的に大きくなり、とくに二九人以下の小企業では、全国学卒

者の一三％に対し、農家子弟は一九％である。このように、農家子弟の就職先の割合が、賃金その他労働条件の悪い中小企業により大きく、大企業により小さいという原因がどこにあるか、かんたんには説明しにくいが、彼らの半ばが農家から通勤するため、農村周辺にある中小企業への就職機会が他の学卒者にくらべより多いこともその一因であろう。いずれにしろ、農業既就業者で他産業へ転職者（農業転職者）の労働条件が相対的に劣悪なこと（前述）と相まち、農家から供給される労働者の相対的低賃金が労働者階級の一般的低賃金を規定する一要因となつてゐることは否定できない事実である。

第 105 表 農家子弟学卒就職者の企業規模別構成

(単位：％)

		総 数	29人以下	30 ～ 99	100～499	500 人以上
総 数	全 国	万人 (53.3) 100.0	12.5	14.4	30.9	42.3
	農家子弟	(34.8) 100.0	19.1	16.3	22.7	39.7
中 卒	全 国	(16.6) 100.0	20.2	14.7	28.5	36.6
	農家子弟	(7.8) 100.0	30.9	14.9	20.7	31.1
高 卒	全 国	(36.7) 100.0	9.0	14.2	31.9	44.9
	農家子弟	(22.9) 100.0	15.7	16.7	23.2	42.2

- 〔備考〕 1) 「総数」には「その他卒」を含まない。
2) 資料は前表に同じ。

2 農家経済と農家生計費

【資料】 農家の経済収支の状況と生計費の内容を明らかにする官庁統計は、農林省から毎年『農家経済調査報告』『世帯類型別みた農家生計費』『農家生計費統計』等の報告書によって公表されている。ただこれらの報告書は、統計整理や刊行に手間どるためか、その発表が遅れがちで、たとえば『農家生計費統計』はこれまでによりやく一九六九年度分が刊行されただけで、七〇年度のものは未刊である。農家経済調査については、右の刊行物のほか、未確定数字を含むものではあるが「速報」(季报)として毎月の経済収支の概要が公表されている。そこでこの年鑑では、確定数字としてはもつとも新しい年度を対象としている昭和四五年度『農家経済調査報告』(農林省統計調査部編一九七二年三月刊)によって、農家経済と生計費の概要を記述することにする。

農家経済と所得

第106表は、一九六六年度以降七〇年度までの全国一戸当り平均農家経済収支の推移を示すものである。この表から、およそつぎの諸点が明らかである。

(1) 一九七〇年度の一戸当り農家所得は一三九万円で、前年にくらべ一二％増加した。増加率は前年並みである。農家所得は(これまでの年鑑にも記述したとおり)六〇年代を通じて相当大幅に増加し、

第 106 表 農家経済の推移 (全国 1 戸当り平均)

(単位：1,000円，％)

		農 家 所 得			農業依存度	可処分所得	家 計 費	農 家 経 済 余 剰
		計	農業所得	農外所得				
実 数	1966年度①	861.4	413.3	448.1	48.0	876.2	726.4	149.8
	67 ②	1,029.6	510.1	519.6	49.5	1,051.5	853.0	198.5
	68 ③	1,125.7	527.0	598.7	46.8	1,148.0	958.0	190.0
	69 ④	1,250.0	529.3	720.7	42.3	1,285.7	1,082.6	203.1
	70 ⑤	1,393.2	508.0	885.2	36.5	1,448.8	1,225.2	223.6
対 前 年 増 減 率	②／①	19.5	23.3	16.0		20.0	17.4	32.5
	③／②	9.3	3.3	15.2		9.2	12.3	△ 4.3
	④／③	11.0	0.4	20.4		12.0	13.0	6.9
	⑤／④	11.5	△ 4.0	22.8		12.7	13.2	10.1

〔備考〕 1) 67年度に調査方法及び調査の選定替えなど一部改正があるためそれ以前の年度とは厳密には接続しない。
2) 資料は農林省統計調査部，昭和45年度『農家経済調査報告』。

とくに六〇〜六七年間は年率一四%の伸びを示した。しかし、六七年以後、農業所得の伸びなやみのため、その増勢はにぶってきた（六八〜七〇年間一%）。このように農家所得は増加しつつあったにしろ、その内容をみると、それは主として農外の兼業収入の伸びによるもので、農業所得の伸びはむしろ停滞的であり、七〇年には前年を下回った（二三九万円の所得には出稼ぎ収入や米生産調整奨励金などがふくまれていないが、これらをすべて計上すると、農家総所得は一五九万円となり、前年度を二%弱上回った）。なお、総理府「家計調査」によれば、一九七〇年度の全国一世帯平均勤労者実収入は二三九万円であるから、農家所得はこれに肩をならべたわけである。もっとも勤労者実収入の伸びは前年比一六%であるから、農家所得の伸び率はこれにおよばない。

(2) 農家所得のうち農業所得は五十一万円で、前年にくらべ四%の減となった。農業所得が前年比減少を記録したのは一九五六年以来はじめてである。農業所得がこのように減少した原因は、米の生産調整にともなう米作収入減、西日本におけるイネの不作、生産者米価据置き、畜産物はじめ農産物価格の上昇鈍化などが重なって、農業粗収益（九八万円）の前年比増加率が二%弱にとどまったのに対し、飼料・種苗費等の農業経営費（四八万円）が八%以上も増加したことにある。

(3) 農外所得は八九万円で、前年にくらべ二三%と大幅に増加した。このように高い伸び率は一九六一年度以来はじめてである。農外所得著増の主因は、非農業部門における賃金水準が上昇したことと、農家の賃労働兼業が中下層から上層農家にまで普及拡大したことにある。このような賃労働兼業の拡大は、米の生産調整によって

遊離された農家の労働力が農外部面にふりむけられたことによりいっそう促進されたのである。

農外の兼業所得の相対的絶対的增加により、農家所得中に占める農業所得の割合は三七%となった。

(4) 農家の可処分所得（農家所得より租税公課諸負担をのぞき、出稼ぎ被贈扶助等収入を加えたもの）は一四五万円で、前年比一三%の増となった。これは租税公課諸負担が主として労賃収入の著増に対応して前年度より二三%増加したかわりに、出稼ぎ収入や米生産調整奨励金等が前年比三三%と大幅に増加したためである。

その結果、可処分所得より家計費を差し引いた農家経済余剰は二二万円となり、これは前年度にくらべ一〇%の増となった。

経営規模別農家経済

つぎに、都府県内の農家について、七〇年度の農家経済収支の概要を経営耕地規模別に観察しよう（第107表参照）。農家所得の大きさは階層の異なるに依じて相違しているが、〇・五〜一ha層が最低で、これを底として、耕地規模の大きくなるにつれ、また小さくなるにつれて、それぞれ所得は大きくなっている。一九六八年度までは、農家所得の最低層は〇・一〜〇・三ha層であったが、その後毎年、一階層ずつ上層に移動している。農家所得の対前年増加率は、一ha未満層（兼業依存度の高い下層農家層）においてより高く、これに対し、専業農家の比較的多い一・五〜二ha層と二ha以上層においてより低い。とくに農業依存度の高い二ha以上層の伸びが小さい。この最上層の農家所得は絶対額としては最高の一六七万ではあるが、前年度にひきつづいて伸び悩んでいる点は注目される。

つぎに世帯員一人当りの可処分所得を経営規模別にみると、最高

第 107 表 経営耕地規模別農家経済（都府県 1 戸当り平均）

1970年度（単位：1,000円，％）

	農 家 所 得			農業依存度	租税公課 諸 負 担	家 計 費	農家経済 余 剩
	計	農業所得	農外所得				
都府県平均	1,390.3	486.9	903.4	35.0	142.0	1,223.7	220.9
0.1～0.3ha	1,380.3	82.2	1,298.1	6.0	155.6	1,189.8	249.1
0.3～0.5	1,348.3	163.1	1,185.2	12.1	143.5	1,176.3	216.6
0.5～1	1,328.8	384.7	944.1	29.0	135.8	1,182.4	193.3
1.0～1.5	1,409.8	727.8	682.0	51.6	139.7	1,251.5	204.7
1.5～2	1,448.8	952.7	496.1	65.8	136.8	1,296.5	210.5
2ha 以上	1,665.5	1,288.6	376.9	77.4	155.0	1,416.8	332.6

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第 108 表 農家の費目別生計費（全国 1 戸当り平均）

（単位：1,000円，％）

		生計費総額	飲 食 費	た ば こ	被服費	家計光熱 水道料	住居費	保健教育 文化費	その他
実 数 （ 構 成 比 ）	1968年度①	958.0 (100.0)	302.0 (31.5)	12.7 (1.3)	94.7 (9.9)	38.4 (4.0)	176.0 (18.4)	148.2 (15.5)	186.0 (19.4)
	69 ②	1,082.6 (100.0)	326.6 (30.2)	13.9 (1.3)	104.4 (9.6)	38.5 (3.6)	149.1 (13.8)	160.4 (14.8)	289.7 (26.8)
	70 ③	1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	14.6 (1.2)	118.3 (9.7)	42.8 (3.5)	169.7 (13.9)	185.5 (15.1)	340.8 (27.8)
対増 前減 年率	②／①	13.0	8.1	9.4	10.2	0.3△	15.3	8.2	55.8
	③／②	13.2	8.2	5.0	13.3	11.2	13.8	15.6	17.6

〔備考〕 1) 「その他」には贈答・送金・臨時費・会合費・雑費が含まれる。また69年度以降には自動車費が含まれる。
2) 資料は前掲『農家経済調査報告』。

は規模のもっとも小さな〇・一〇・三ha層の三五万円、最低は一・五〇二ha層の二七万円で、両者間には二〇％以上の格差がある。一人当り可処分所得の経営規模に反比例するこのような格差がみられるのは今年度に始まったことではないが、とくに六九年度より上層農家の農業所得伸縮みによって、このような格差が拡大してきたのである。

農業所得は、当然のことながら、経営規模の大きくなるほど大きくなっており、農外所得はその逆である。農外所得の対前年比増加率が都府県平均（二三％）を上回ったのは一・五ha層と一・五〇二ha層とであるが、二ha以上層でも二一％という、従来にない伸びを示している。最上層農家でも賃労働兼業拡大が急速にすすんでいることを示している。

経営規模別に租税公課諸負担をみると、最下層農家層（〇・一〇・三ha）が最上層（二ha以上）を上回っており、〇・五〇一haの間層が最低である。最下層農家は農業依存度がわずか六％であり、実質的には賃金収入を主とする賃労働者の家庭にほかならない。

家計費は、世帯員数の少ない最下層の〇・一〇・三ha層において最小で、規模の増大につれて世帯員数も増えるため家計費支出も

増大し、二ha以上層で最大である。しかしこの最上層の家計費の伸び率をみると、各層中もつとも低いのである（なお家計費の費目別規模別観察については次項に記す）。

農家経済余剰の都府県平均は二二万円であるが、〇・五～一ha層が一九万円で最小、二ha以上層が最大となっている。しかし余剰の伸び率からみると、〇・五ha未満の下層農家が兼業収入の伸びがいちじるしいため著増したのに対し、二ha以上の最上層ではわずか〇・七％の微増にとどまった。

農家の費目別生計費

七〇年度の全国一戸当り平均生計費は一二三万円で、前年にくらべ伸び率も六九年度とほぼ同じ一三％であった。生計費の内容をみると、飲食費の伸びが停滞しているのに対し、教養娯楽費や自動車費などの支出は相当に伸びている。農村消費生活の「都市化現象」がすすんでいるのである。

(1) まず飲食費をみると、その対前年増加率八％は生計費総額の増加率を下回っている。これに対し、増加率のいちじるしいのは、「その他」のなかに含まれている自動車費（三三％）・交通通信費（二六％）や住居費（一四％）等である。

(2) 飲食費の内訳をみると（統計はかかげないが）、穀類の割合は前年にひきつづき低下し、これに対し魚介肉乳卵類および嗜好品は一二％増加した。外食と学校給食費は、兼業化や給食費の値上りにより一七％も増加した。

(3) 飲食費の伸び率が落ち、娯楽費・自動車費・住居費等が伸びた結果、エンゲル係数は二八・九となった（この五年間に約七ポイントの低下である）。

(4) 世帯員一人当り生計費を全国勤労者世帯と比較すると、農家は二三・七万円、勤労者は二九・四万円で、前者は後者より四・七％少ない。

(5) 経営耕地規模別に費目別生計費をみると、各層とも飲食費は低下し、そして被服・自動車費等への支出が著増するという傾向を示しているが、その増勢は前年度にくらべると一般的に鈍化している。すなわち、各層とも魚介肉乳卵類・嗜好品・贈答品費等において、前年度までは一〇～二〇％の著増を示してきたものが、七〇年度においてその増加率が落ち、とくに一・五ha以上層の農家においてその落ちが目立っている。これに対し、従来は低水準にあった中間層の農家で、各費目とも、とくに魚介肉乳卵・嗜好品・家財道具等への支出が相対的に大きく増加し、その結果、経営規模による消費格差は縮小する傾向を示した。